六 れを壇の上に焚てヱホバに火祭とすべし之を愆祭となす
七 聖所に食ふべし至聖者なり　七 罪祭も愆祭もその例は一にして異らずこれは贖罪をなすところの祭司に歸すべ
八 し　八 人の燔祭をさゝぐるところの祭司その祭司はその献ぐる燔祭の物の皮を自己に得べし　九 凡て爐に燒たる
九 素祭の物および凡て釜と鍋にて製へたる者はこれを献ぐるところの祭司に歸すべし　一〇 凡そ素祭は油を和たる者
一〇 も乾たる者もみなアロンの諸の子等に均く歸すべし

一一 ヱホバに献ぐべき酬恩祭の犧牲の例は是のごとし　一二 若これを感謝のために献ぐるならば油を和たる無酵
一二 菓子と油をぬりたる無酵煎餅および麥粉に油をまぜて燒たる菓子をその感謝の犧牲にあはせて献ぐべし　一三 その
一三 菓子の外にまた有酵パンを酬恩祭なる感謝の犧牲にあはせてその禮物に供ふべし　一四 即ちこの全體の禮物の中
一四 より一箇宛を取りヱホバにさゝげて舉祭となすべし是は酬恩祭の血を灑ぐところの祭司に歸すべきなり
一五 感謝のために献ぐる酬恩祭の犧牲の肉はこれを献げしその日の中に食ふべし少にても翌朝まで存しおくま
一六 じきなり　一六 その犧牲の禮物もし願還かまたは自意の禮物ならばその犧牲をさゝげし日にこれを食ふべしその
一七 殘餘はまた明日これを食ふことを得るなり　一七 但しその犧牲の肉の殘餘は第三日にいたらば火に焚べし　一八 若そ
一八 の酬恩祭の犧牲の肉を第三日に少にても食ふことをなさば其は受納られずまた禮物と算らるゝことなくして反て
一九 憎むべき者とならん是を食ふ者その罪を任べし　一九 その肉もし汚穢たる物にふるゝ事あらば食ふべからず火に焚べしその肉は淨き者みなこれを食ふことを得
二〇 るなり　二〇 若その身に汚穢ある人ヱホバに屬する酬恩祭の犧牲の肉を食はゞその人はその民の中より絶るべし

イ利六・一六、一七・一　ハ利六・二五、二六、　ホ利三・一、三・一　ヘ利二・四　民六・一五　ル民一八・二七　ヲ利一・一・一〇・一一、
ロ利二・三　ニ民一八・九・一〇　一四・一三　ヱ利二・三・一〇　民一　八・九　結四四・二九　ト申三・一、三・一　リ利二・一九　ワ利一五・三
八・二一　チ民一八・八、一一、　ヌ利一九・六、七、八　カ創一七・一四　ヨ利一・二、一三、
四一、一九・七　タ利一一・二四、二八

二一 また人もし人の汚穢あるひは汚たる獸畜あるひは忌しき汚たる物等都て汚穢に觸ることありながらヱホバに
屬する酬恩祭の犧牲の肉を食はゞその人はその民の中より絶るべし
二二 ヱホバまたモーセに告て言たまはく　二三 イスラエルの子孫に告て言べし牛羊山羊の脂は都て汝等これを
二四 食ふべからず　二四 自ら死たる獸畜の脂および裂ころされし獸畜の脂は諸般の事に用ふるを得れどもこれを食ふこ
二五 とは絶てなすべからず　二五 人のヱホバに火祭として献ぐるところの牲畜の脂は誰もこれを食ふべからず之を食ふ
二六 人はその民の中より絶るべし　二六 また汝等はその一切の住處において鳥獸の血を決して食ふべからず　二七 何の血
二七 によらずこれを食ふ人あればその人は皆民の中より絶るべし

二八 ヱホバ、モーセに告て言たまはく　二九 イスラエルの子孫に告て言べし酬恩祭の犧牲をヱホバに献ぐる者は
二九 その酬恩祭の犧牲の中よりその禮物を取てヱホバにたづさへ來るべし　三〇 ヱホバの火祭はその人手づからこれを
三〇 携へきたるべし即ちその脂と胸とをたづさへ來りその胸をヱホバの前に搖て搖祭となすべし　三一 而して祭司その
三一 脂を壇の上に焚べしその胸はアロンとその子等に歸すべし　三二 汝等はその酬恩祭の犧牲の右の腿を擧祭となして
三二 祭司に與ふべし　三三 アロンの子等の中酬恩祭の血と脂とを献ぐる者その右の腿を得て自己の分となすべし　三四 我
三三 イスラエルの子孫の酬恩祭の犧牲の中よりその搖る胸と擧たる腿をとりてこれを祭司アロンとその子等に與ふ是
三四 はイスラエルの子孫の中に永く行はるべき例典なり

三五 是はヱホバの火祭の中よりアロンに歸する分またその子等に歸する分なり彼等を立てヱホバに祭司の職を
三五 なさしむる日に斯定めらる　三六 すなはち是は彼等に膏をそゝぐ日にヱホバが命をくだしてイスラエルの子孫の中

レ結四・一四　ネ利一七・一五　申ナ創九・四利三・一七、　ム利三・三四、九、一　利八・二七、九・二　ノ利七・三四
ツ利七・二〇　一四・二一　結四・一七・一〇—一四　民六・二〇　一　オ利七・三四、九・二　ク出二九・二八　利
ツ利三・一七　一四、四四・三一　ラ利三・一　ウ出二九・二四、二七　井利三・五、一一、一六　一民六・二〇　一〇・一四、一五民　ヤ出四〇・一三、一五　一八・三
利八・一二、三〇

より彼等に歸せしめたまふ者にて代々永くまもるべき例典たるなり

三七 是すなはち燔祭素祭罪祭愆祭任職祭酬恩祭の犧牲の法なり 三八 ヱホバ、シナイの野においてイスラ
三八 エルの子孫にその禮物をヱホバに供ふることを命じたまひし日に是をシナイ山にてモーセに命じたまひしなり

第八章

一 ヱホバ、モーセに告て言たまはく 二 汝アロンとその子等およびその衣服と灌膏と罪祭の牡牛と
二 二頭の牡羊と無酵パン一筐を携へきたり 三 また會衆をことごとく集會の幕屋の門に集めよ 四 モ
三 ーセすなはちヱホバの己に命じたまひし如くなしたれば會衆は集會の幕屋の門に集りぬ 五 モーセ會衆にむかひ
四 て言ふヱホバの爲せと命じたまへる事は斯のごとしと 六 而してモーセ、アロンとその子等を携きたり水をもて彼等を洗ひ清め 七 アロンに裏衣を著せ帶を帶しめ
五 明衣を纏はせエポデを着しめエポデの帶を之に帶しめこれをもてエポデを其身に結つけ 八 また胸牌をこれに着
六 させその胸牌にウリムとトンミムをつけ 九 その首に頭帽をかむらしめその頭帽の上すなはちその額に金の板の
七 聖前板をつけたりヱホバのモーセに命じたまひし如し 一〇 モーセまた灌膏をとり幕屋とその中の一切の物に灌ぎてこれを聖別め
八 一一 且これを七度壇にそゝぎ壇と
九 その諸の器具および洗盤とその臺に膏そゝぎてこれを聖別め 一二 また灌膏をアロンの首にそゝぎ之に膏そゝぎ
一〇 て聖別たり 一三 モーセまたアロンの子等をつれきたりて裏衣をこれに着せ帶をこれに帶しめ頭巾をこれに蒙らせ
一一 たりヱホバのモーセに命じたまひし如くなり 一四 また罪祭の牡牛を牽きたりてアロンとその子等その罪祭の牡牛の頭に手を按り 一五 斯てこれを殺してモー

イ 利六・九 ロ 利六・一四 ハ 利六・二五 ニ 利七・一 ホ 出二九・一 ヘ 利七・一一 ト 利一・二 チ 出二九・一、二、三 リ 出二八・二、四 ヌ 出三〇・二四、二五 ル 出二九・四 ヲ 出二九・四 ワ 出二八・四 カ 出二九・五 ヨ 出二八・三〇 タ 出二九・六 レ 出二八・三七 ソ 出三〇・二六—二九 ツ 出二九・七、三〇 ネ 出二九・八、九 ナ 出二九・一〇 一二 詩二三・二 三〇 利二・一〇、 ム 出二九・一二、三六 ラ 利四・四 ウ 出二九・一三 利四・一一、二二 ノ 出二九・一五 利四・一二、三六 オ 出二九・一八 利四・一九、二二 ク 出二九・一九—三一 ヤ 出二九・二二 マ 出二九・二三 ケ 出二九・二四 フ 出二九・三五 利四・七 結四三・二〇、二六 ホ 九・一二、一三 井出二九・二四 利四・二一、二二

セその血をとり指をもてその血を壇の四周の角につけて壇を潔淨しまた壇の底下にその血を灌ぎて之を聖別め
一六 之がために贖をなせり 一七 モーセまたその臟腑の上の一切の脂肝の上の網膜および兩箇の腎とその脂をとりて
一七 之を壇の上に焚り 一八 但しその牡牛その皮その肉およびその糞は營の外にて火に焚りヱホバのモーセに命じたま
一八 ひし如し
一九 また燔祭の牡羊を牽きたりてアロンとその子等その牡羊の頭に手を按たり 一九 斯てこれを宰してモーセ
二〇 その血を壇の周圍に灑げり 二〇 而してモーセその牡羊を切さきその頭と肉塊と脂とを焚り 二一 また水をもてその
二一 臟腑と脛を洗ひてモーセその牡羊をことごとく壇の上に焚り是は馨しき香のためにさゝぐる燔祭にしてヱホバに
二二 たてまつる火祭たるなりヱホバのモーセに命じたまひし如し
二三 また他の牡羊すなはち任職の牡羊を牽きたりてアロンとその子等その牡羊の頭に手を按り 二三 斯てこれを
二四 殺してモーセその血をとり之をアロンの右の耳の端とその右の手の大指と右の足の拇指につけ 二四 またアロンの
二五 子等をつれきたりてその右の耳の端と右の手の大指と右の足の拇指にその血をつけたり而してモーセその血を壇
二五 の周圍に灑げり 二五 彼またその脂と脂の尾および臟腑の上の一切の脂と肝の上の網膜ならびに兩箇の腎とその脂
二六 とその右の腿とを取り 二六 またヱホバの前なる無酵パンの筐の中より無酵菓子一箇と油ぬりたるパンの菓子一箇
二七 と煎餅一箇を取り是等をその脂の上とその右の腿の上に載せ 二七 是を凡てアロンの手とその子等の手に授け之を
二八 ヱホバの前に搖て搖祭となさしめたり 二八 而してモーセまた之を彼等の手より取り壇の上にて燔祭の上にこれを
二九 焚り是は馨しき香のためにたてまつる任職祭にしてヱホバにさゝぐる火祭なり 二九 斯てモーセその胸をとりヱホ

バの前にこれを搖て搖祭となせり任職の牡羊の中是はモーセの分に歸する者なりエホバのモーセに命じたまひし
如し
三〇 而してモーセ灌膏と壇の上の血とをとりて之をアロンとその衣服に灑ぎまたその子等とその子等の衣服に
そゝぎアロンとその衣服およびその子等とその子等の衣服を聖別たり
三一 斯てモーセまたアロンとその子等に言けるは集會の幕屋の門にて汝等その肉を煑よ而して任職祭の筐の內
三二 なるパンと偕にこれを其處に食へ是はアロンとその子等これを食ふべしと我に命ありしにしたがふなり 三三 その
三三 肉とパンの餘れる者は汝等これを火に焚べし 三四 汝等はその任職祭の竟る日まで七日が間は集會の幕屋の門口よ
三四 り出べからず其は汝等の任職は七日にわたればなり 三四 今日行ひて汝等のために罪をあがなふが如くにエホバ
三五 斯せよと命じたまふなり 三五 汝等は集會の幕屋の門口に七日の間日夜居てエホバの命令を守れ然せば汝等死る事
三六 なからん我かく命ぜられたるなり 三六 すなはちアロンとその子等はエホバのモーセによりて命じたまひし事等を
盡く爲り

第九章

一 一 斯て第八日にいたりてモーセ、アロンとその子等およびイスラエルの長老等を呼 二 而してアロ
ンに言けるは汝若き牡犢の全き者を罪祭のために取りまた牡羊の全き者を燔祭のために取りてこれ
三 をエホバの前に獻ぐべし 三 汝イスラエルの子孫に告て言べし汝等牡山羊を罪祭のために取りまた犢牛と羔羊の
四 當歲にして全き者を燔祭のために取きたれ 四 また酬恩祭のためにエホバの前に供ふる牡牛と牡羊を取り且油を
五 和たる素祭をとりきたるべしエホバ今日汝等に顯れたまふべければなり 五 是に於てモーセの命ぜし物を集會の

イ 出二九・二六　ロ 出二九・二一、三〇　ハ 出二九・三一、三二　ニ 出二九・三四　ホ 出二九・三〇、三五　ヘ 來七・六　ト 民三・七、九・一九　チ 結四三・二四　リ 出二九・一　ヌ 利八・一八　ル 利四・三三　ヲ 利二・四　ワ 利九・六、二三　カ 九・二三　ヨ 利四・三　タ 利四・六、二〇　レ 利八・一五　ソ 利四・七　ツ 利八・二六　ネ 利四・八　ナ 利四・一二、ヘ・ム 利八・二〇　ラ 利一・五、八・一九　ウ 利八・二一　ク 出二九・三八　ヤ 利三・一

幕屋の前に携へ來り會衆みな進よりてエホバの前に立ければ 六 モーセ言ふエホバの汝等に爲と命じたまへる者
六 はすなはち是なり斯せばエホバの榮光汝等にあらはれん 七 モーセすなはちアロンに言けるは汝壇に往き汝の罪
七 祭と汝の燔祭を獻げて己のためと民のために贖罪を爲しまた民の禮物を獻げて之がために贖罪をなし凡てエホバ
の命じたまひし如くせよ
八 九 是に於てアロン壇に往き自己のためにする罪祭の犢を宰れり 九 しかしてアロンの子等その血をアロンの
一〇 許にたづさへ來りければアロン指をその血にひたして之を壇の角につけその血を壇の底下に灌ぎ 一〇 また罪祭の
一一 牡の脂と腎と肝の上の網膜を壇の上に燒り凡てエホバのモーセに命じたまひし如し 一一 またその肉と皮は營の外
にて火に焚り
一二 一二 アロンまた燔祭の牲を宰りしがその子等これが血を自己の許に携へきたりければ之を壇の周圍に灌げり
一三 一三 彼等また燔祭の牲すなはちその肉塊と頭をかれに持きたりければ彼壇の上にこれを焚き 一四 またその臟腑と
一四 脛を洗ひ壇の上にて之を燔祭の上に焚り
一五 一五 彼また民の禮物を携へきたれり即ち民のためにする罪祭の山羊を取て之を宰り前のごとくに之を獻げて罪
一六 一六 また燔祭の牲を牽きたりて定例のごとくに之をさゝげたり 一七 また素祭を携へきたりてその中より
一七 祭となし
一握をとり朝の燔祭にくはへてこれを壇の上に焚り
一八 一八 アロンまた民のためにする酬恩祭の犧牲なる牡牛と牡羊を宰りしがその子等これが血を己にもちきたり
一九 ければ之を壇の周圍に灑げり 一九 彼等またその牡牛と牡羊の脂およびその脂の尾と臟腑を裹む者と腎と肝の上の

二〇 網膜とを携へきたれり　二〇 即ち彼等その脂をその胸の上に載きたりけるにアロンその脂を壇の上に焚り　二一 その
二一 胸と右の腿はアロンこれをヱホバの前に搖て搖祭となせり凡てモーセの命じたる如し
二二 二二 アロン民にむかひて手を擧てこれを祝し罪祭燔祭酬恩祭を献ぐることを畢て下れり　二三 モーセとアロン
二三 集會の幕屋にいり出きたりて民を祝せり斯てヱホバの榮光總體の民に顯れ　二四 火ヱホバの前より出て壇の上の
二四 燔祭と脂を燬つくせり民これを見て聲をあげ俯伏ぬ

第一〇章

一 一 茲にアロンの子等なるナダブとアビウともにその火盤をとりて火をこれにいれ香をその上に盛て
二 異火をヱホバの前に獻げたり是はヱホバの命じたまひし者にあらざりしかば　二 火ヱホバより出て
三 彼等を燬ほろぼせりすなはち彼等はヱホバの前に死うせぬ　三 モーセ、アロンに言けるはヱホバの宣ふところは
四 是のごとし云く我は我に近づく者等の中に我の聖ことを顯はし又全躰の民の前に榮光を示さんアロンは默然たり
四 き　四 モーセかくてアロンの叔父ウジエルの子等なるミサエルとエルザバンを呼び汝等進みよりて聖所の前より
五 汝等の兄弟等を營の外に携へ出せと之にいひければ　五 すなはち進みよりて彼等をその裏衣のまゝに營の外に携
六 へ出しモーセの言るごとくせり　六 モーセまたアロンおよびその子エレアザルとイタマルにいひけるは汝らの頭
を露すなかれまた汝らの衣を裂なかれ恐くは汝等死んまた震怒全躰の民におよぶあらん但汝等の兄弟たるイスラ
七 エルの全家ヱホバのかく火をもて燬ほろぼしたまひし事を哀くべし　七 汝等はまた集會の幕屋の門より出べから
ず恐くは汝等死ん其はヱホバの灌膏汝らの上にあればなりと彼等モーセの言のごとくに爲り

イ 利三・五、一六　ロ 出二九・二四・二六　利七・三〇—三四　ハ 民六・二三　申二一　ニ 利九・六　民一四・一〇、一六・一九、下七・一詩二〇・三　ホ 創四・四　士六・二一　ヘ 王上一八・三九　代下七・三、創三・一一　ト 利一六・一、二二・一六・一八　代九・民三・三、四、　チ 利一六・一二　民二六・六一　代上二四・二　リ 出三〇・九　ヌ 利九・二四　民一六・三五　母後六・七　ル 出一九・二三、二九　ヲ 申四二・一三　ワ 詩三九・九　カ 出六・一八、二二　民三・一、九三・三〇　タ 出三三・五　利一・三　レ 民一六・二二、四六　ツ 出二八・四一　利八・二〇　ソ 利二一・一二　ナ 利一一・四七、二〇　ラ 申二四・八　尼八・二五　耶一五・一九　ム 出二九・二　利六・一六　民一八・九、一〇　ウ 利二一・二二　ヰ 利七・二九、三〇、三四　ノ 出二九・二四、二六、二七　利七・三一、三四　民一八・一一　ク 九・三、一五　ヤ 利六・二六、二九　マ 利六・三〇　ケ 利六・二六　フ 利九・八、一二　ア 民一六・二二、四六　ヲ 出二八・四一　利八・二〇　母後二四　ス 利二一・二二　セ 利一六・一、二二・一　ヘ 民一六・二二、四六　青七・一、二二・一　

二〇 罪祭の牲を食はゞヱホバこれを善と觀たまふや　二〇 モーセこれを聽て善とせり

第一一章

一 ヱホバ、モーセとアロンに告てこれに言給はく　二 イスラエルの子孫に告て言へ地の諸の獸畜の中汝らが食ふべき四足は是なり　三 凡て獸畜の中蹄の分たる者すなはち蹄の全く分たる反芻者は汝等これを食ふべし　四 但し反芻者と蹄の分たる者の中汝等の食ふべからざる者は是なり即ち駱駝是は反芻ども蹄わかれざれば汝等には汚たる者なり　五 山鼠是は反芻ども蹄わかれざれば汝等には汚たる者なり　六 兎是は反芻ども蹄わかれざれば汝等には汚たる者なり　七 猪是は蹄あひ分れ蹄まつたく分るれども反芻ことをせざれば汝等には汚たる者なり　八 汝等是等の者の肉を食ふべからずまたその死體にさはるべからず是等は汝等には汚たる者なり

九 水にある諸の族の中汝等の食ふべき者は是なり凡て水の中にをり海河に居る者にして翅と鱗のある者は汝等これを食ふべし　一〇 凡て水に動く者凡て水に生る者即ち凡て海河にある者にして翅と鱗なき者は是汝等には忌はしき者なり　一一 是等は汝等には忌はしき者なり汝等その肉を食ふべからずまたその死體をば忌はしき者となすべし　一二 凡て水にありて翅も鱗もなき者は汝等には忌はしき者たるべし

一三 鳥の中に汝等が忌はしとすべき者は是なり是をば食ふべからず是は忌はしき者なり即ち鵰黃鷹鳶　一四 鷶鷹の類　一五 諸の鴉の類　一六 駝鳥梟鷗雀鷹の類　一七 鸛鷚鷺　一八 白鳥鸕鷀大鷹　一九 鶴鸚鵡の類鷸および蝙蝠

二〇 また凡て羽翼のありて四爬にあるくところの昆蟲は汝等には忌はしき者なり　二一 但し羽翼のありて四爬にあるく諸の昆蟲の中その足に飛腿のありて地に飛ぶものは汝等これを食ふことを得べし　二二 即ちその中蝗蟲の類大蚯の類　小蚯の類蜣蝦の類を汝等食ふことを得べし　二三 凡て羽翼ありて四爬にあるくところの昆蟲はみな汝等には忌はしき者たるなり

二四 これ等はなんぢらを汚すなり凡て是等の者の死體に捫る者は晚まで汚るべし　二五 凡てその死體を身に携ふる者はその衣服を洗ふべしその身は晚まで汚るゝなり　二六 凡そ蹄の分れたる獸畜の中その蹄の全く分れざる者あるひは反芻ことをせざる者の死體は汝等には汚穢たるべし凡てこれに捫る者は汚るべし　二七 四足にてあるく諸の獸畜の中その掌底にて歩む者は皆汝等には汚穢たるべしその死骸に捫る者は晚まで汚るべし　二八 その死體を身に携ふる者はその衣服を洗ふべしその身は晚まで汚るゝなり是等は汝等には汚たる者なり

二九 地に匍ところの匍行者の中汝等に汚穢となる者は是なり即ち鼬鼠鼠鼠大蜥蜴の類　三〇 蛤蚧龍子守宮　三一 蛇醫蜴蜥　三二 諸の匍者の中是等は汝等には汚穢たるなり凡てその死たるに捫る者は晚まで汚るべし　三三 是等の者の死て上に墜たる物は何にもあれ汚るべし木の器具にもあれ衣服にもあれ皮革にもあれ襲袋にもあれ凡そ事に用ふる器は皆これを水にいるべし是は晚まで汚穢ん斯せば是は清まるべし　三四 また是等の中の者瓦の器におつればその内にある者みな汚るべし汝らその器を毀つべきなり　三五 また水の入たる食ふべき食物も是等によりて汚るべく諸般の器にある飲べき飲物も是等に由て汚るべし　三六 是等の者の死體物の上に墮ればその物都て汚るべし爐にもあれ土鍋にもあれ之を毀つべきなり是は汚れて汝等には汚れたる者となればなり　三七 然ど泉水あるひは塘池水の潴は汚るゝこと無し唯その死體に觸る者汚るべし　三八 是等の者の死體は播べき種の上に墮るも其は汚る

イ 耶六・二〇、一四・ロ 申一四・四 徒一〇・一二、何九・四 馬 ハ 箴六五・四、六六・ニ 箴五二・一一、太一一・一〇、一三・一七、二一・一五、一八 徒一〇・一四、一五、一五・二九 羅一四・一四、一八 西二・一六、二 ヘ 利七・一八 中一四・三 ト 申一四・一二 チ 太三・四 可一・六、リ 利一四・八、一五・ヌ 箴六六・一七 五 民一九・一〇、ル 利一五・二二 ヲ 利六・二八、一五・二二、三一・二四 ワ 利一四・九 カ 申一四・一九 ヨ 利一一・二一 タ 利一一・二二 レ 利一一・二三 ソ 利一一・二四 ツ 利一一・二五 ネ 利一一・二六 ナ 利一一・二七 ラ 利一一・二八 ム 利一一・二九 ウ 利一一・三〇 ヰ 利一一・三一 ノ 利一一・三二 オ 利一一・三三 ク 利一一・三四 ヤ 利一一・三五 マ 利一一・三六 ケ 利一一・三七 フ 利一一・三八 コ 利一一・三九 エ 利一一・三七

三八 ることなし　三八 然ど種の上に水のかゝれる時にその死體上に墮なば其は汝等には汚たるべし
三九 四〇 三九 汝等が食ふところの獸畜の死たる時はその死體に捫る者は晚まで汚るべし　四〇 その死體を食ふ者はその
衣服を濯ふべし其身は晚まで汚るゝなりその死體を携ふる者もその衣服を洗ふべしその身は晚まで汚るゝなり
四一 四二 四一 地の上に匍ところの諸の匍行物は忌べき者なり食ふべからず　四二 即ち地に匍ところの諸の匍行物の中凡て
四三 腹ばひ行く者四足にて歩く者ならびに多の足を有つ者是等をば汝等食ふべからず是等は忌べき者たるなり　四三 汝
等は匍ところの匍行物のためにその身を忌はしき者にするなかれ是等をもてその身を汚すなかれ又是等に汚さる
四四 るなかれ　四四 我は汝等の神エホバなれば汝等その身を聖潔せよ然ば汝等聖者とならん我聖ければなり汝等は必ず
四五 地に匍ところの匍行者をもてその身を汚すことをせざれ　四五 我は汝等の神とならんとて汝等をエジプトの國より
導きいだせしエホバなり我聖ければ汝等聖潔なるべし
四六 四七 四六 是すなはち獸畜と鳥と水に動く諸の生物と地に匍ふ諸の匍行物にかゝはるところの例にして　四七 汚たる者
と潔き者とを分ち食るゝ生物と食はれざる生物とを分つ者なり

第一二章

一 エホバまたモーセに告て曰たまはく　二 イスラエルの子孫に告て言へ婦女もし種をやどして男子
二 を生ば七日汚るべし即ちその月の穢の日數ほど汚るゝなり　三 また第八日に至らばその嬰の前の皮
三 四 を割べし　四 その婦女は尚その成潔の血に三十三日を歴べしその成潔の日の滿るまでは聖物にさはるべからず
五 聖所にいるべからず　五 若女子を生ば二七日汚るべし月の穢におけるがごとしまたその成潔の血に六十六日を
經べきなり

イ利一七・一五、二三　ロ利二〇・二五　ハ出一九・六、利一九　ニ出六・七　ホ利一一・四四　ヘ利一〇・一〇　ト利一五・一九　チ路二・二二　リ利一五・一九　ヌ創一七・一二　踏一・五九、二・二一　約七・二二・二三

六 而してその男子あるひは女子につきての成潔の日滿なば燔祭の爲に當歳の羔羊を取り罪祭のために雛き
七 鴿あるひは鳩鳩を取てこれを集會の幕屋の門に携へきたり祭司にいたるべし　七 祭司は之をエホバの前にさゝ
げてその婦女のために贖罪をなすべし然せばその出血の穢潔まるべし是すなはち男子または女子を生る婦女にか
八 かはるところの例なり　八 その婦女もし羔羊にまで手の屆かざる時は鳩鳩二羽か又は雛き鴿二羽を携へきたるべ
し是一は燔祭のため一は罪祭のためなり祭司これがために贖罪をなすべし然せば婦女は潔まるべし

第一三章

一 エホバ、モーセとアロンに告て言たまはく　二 人その身の皮に腫あるひは癬あるひは光る處あら
二 んにもし之がその身の皮にあること癩病の患處のごとくならばその人を祭司アロンまたは祭司たる
三 アロンの子等に携へいたるべし　三 また祭司は肉の皮のその患處を觀べしその患處の毛もし白くなり且その患處
四 身の皮よりも深く見えなば是癩病の患處なり祭司かれを見て汚たる者となすべし　四 もし又その身の皮の光る處
五 白くありて皮よりも深く見えずまたその毛も白くならずば祭司その患處ある人を七日の間禁鎖おき　五 第七日に
また祭司之を觀べし若その患處變るところ無くまたその患處皮に蔓延ること無ば祭司またその人を七日の間禁鎖
六 おき　六 第七日にいたりて祭司ふたゝびその人を觀べしその患處もし薄らぎまたその患處皮に蔓延らずば祭司こ
七 れを潔者となすべし是は癬なりその人は衣服を洗ふべし然せば潔くならん　七 然どその人祭司に觀られて潔き者
八 となりたる後にいたりてその癬皮に廣く蔓延らば再ひ祭司にその身を見すべし　八 祭司これを觀てその癬皮
に蔓延るを見ば祭司その人を汚たる者となすべし是は癩病なり
九 一〇 九 人もしその身に癩病の患處あらば祭司にこれを携ゆくべし　一〇 祭司これを觀にその皮の腫白くしてその毛

ル路二・二二　ヲ利五・七　ワ利四・二六　カ申二八・二七　撃三・一七　タ利一・二五、一四　レ民一二・一〇、一二　王下五・二七　代下二六・二〇　ム申一七・八、九・二四　ソ利一・二五、一四　ツ利一四・二、九、四四・八　出一九・六、利一九

一一 も白くなり且その腫に爛肉の見ゆるあらば　一一 是舊き癩病のその身の皮にあるなれば祭司これを汚たる者となす

一二 べしその人は汚たる者なればこれを禁鎖るにおよばず　一二 若また癩病大にその皮に發しその患處ある者の皮に遍く滿て首より足まで凡て祭司の見るところにおよばゞ　一三 祭司これを視若その身に遍く癩病の滿たるを見ばその

一四 患處ある者を潔き者となすべし其人は全く白くなりたれば潔きなり　一四 然どもし爛肉その人に顯れなば汚たる者なり　一五 祭司爛肉を視ばその人を汚たる者となすべし爛肉は汚たる者なり是すなはち癩病たり　一六 若またその

一七 爛肉變て白くならばその人は祭司に詣るべし　一七 祭司これを視るにその患處もし白くなりをらば祭司その患處ある者を潔き者となすべしその人は潔きなり

一八 また肉の皮に瘍瘡ありしに愈て　一九 その瘍瘡の地方に白き腫おこり又は白くして微紅き光る處おこるありて之を祭司に見することあらんに　二〇 祭司これを視るに皮よりも卑く見てその毛白くなりをらば祭司その人を汚

二一 たる者となすべし其は瘍瘡より起りし癩病の患處たるなり　二一 然ど祭司これを觀に其處に白き毛あらずまた皮よ

二二 りも卑からずして却て薄らぎをらば祭司その人を七日の間禁鎖おくべし　二二 而してもし大に皮に蔓延ば祭司その

二三 人を汚たる者となすべし是その患處なり　二三 然どその光る處もしその所に止りて蔓延ずば是は瘍瘡の痕跡なり

二四 祭司その人を潔き者となすべし

二四 また肉の皮に火傷あらんにその火傷の跡もし微紅くして白く又は只白くして光る處とならば　二五 祭司これ

二五 を視べし若その光る處の毛白くなりてその處皮よりも深く見なば是火傷より起りし癩病なれば祭司その人を汚た

二六 る者となすべし是は癩病の患處たるなり　二六 然ど祭司これを視にその光る處に白き毛あらずまたその處皮よりも

二七 卑からずして却て薄らぎをらば祭司その人を七日の間禁鎖おき　二七 第七日に祭司これを視べしもし大に皮に蔓延

イ出九・九

二八 りをらば祭司その人を汚たる者となすべし是は癩病の患處なり　二八 もしその光る處その所に止り皮に蔓延らずし

て却て薄らぎをらば是火傷の腫なり祭司其人を潔き者となすべし其は是火傷の痕迹なればなり

二九 男あるひは女もし頭または鬚に患處あらば　三〇 祭司その患處を觀べし若皮よりも深く見えまた其處に黄な

三一 る細き毛あらば祭司その人を汚れたる者となすべし其は瘡にして頭または鬚にある癩病なり　三一 若また祭司その

瘡の患處を視に皮よりも深からずしてまた其處に黑き毛あること無ば祭司その瘡の患處ある者を七日の間禁鎖

三二 おき　三二 第七日に祭司その患處を視べしその瘡もし蔓延ずまた其處に黄なる毛あらずして皮よりもその瘡深く見

三三 ずば　三三 その人は剃ことをなすべし但しその瘡の上は剃べからず祭司其瘡ある者を倘また七日の間禁鎖おき

三四 第七日に祭司またその瘡を視べし若その瘡皮に蔓延ずまた皮よりも深く見ずば祭司その人を潔き者となすべ

三五 しその人はまたその衣服をあらふべし然せば潔くならん　三五 若その潔き者となりし後にいたりてその瘡大に皮に

三六 蔓延りなば　三六 祭司その人を視べし若その瘡皮に蔓延らば祭司は黄なる毛を尋るにおよばずその人は汚たる者な

三七 り　三七 然ど若その瘡止たるごとくに見えて黑き毛の其處に生ずるあらばその瘡痊たる者にてその人は潔し祭司そ

の人を潔き者となすべし

三八 また男あるひは女その身の皮に光る處すなはち白き光る處あらば　三九 祭司これを視べし若その身の皮の光

三八 る處薄白からば是白斑のその皮に生じたるなればその人は潔し

四〇 人もしその髮毛頭より脫おつるあるも禿なれば潔し　四一 人もしその面に近き處の頭の毛脫おつるあるも額

四一 の禿たるなれば潔し　四二 然ども若その禿頭または禿額に白く微紅き患處あらば是その禿頭または禿額に癩病の發

四二 したるなり　四三 祭司これを觀べし若その禿頭あるひは禿額の患處の腫白くして微紅くあり身の肉に癩病のあらは

四四 るゝごとくならば　四四 是癩病人にして汚たる者なり祭司その人をもて全く汚たる者となすべしその患處その頭にあるなり

四五 癩病の患處ある者はその衣服を裂きその頭を露しその口に蓋をあてゝ居り汚たる者汚たる者とみづから稱ふべし　四六 その患處の身にある日の間は恒に汚たる者たるべしその人は汚たる者なれば人に離れて居るべし即ち營の外に住居をなすべきなり

四七 若また衣服に癩病の患處起るあらん時は毛の衣にもあれ麻の衣にもあれ　四八 又麻あるひは毛の經線にあるにもせよ緯線にあるにもせよ皮革にあるにもあれ又凡て皮革にて造れる物にあるにもあれ　四九 若その衣服あるひは皮革あるひは經線あるひは緯線あるひは凡て皮革にて造れる物に有ところの患處青くあるか又は赤くあらば是癩病の患處なり之を祭司に見べし　五〇 祭司はその患處を視その患處ある物を七日の間禁錮おき　五一 第七日にその患處を視べし若その衣服あるひは經線あるひは緯線あるひは毛あるひは皮革あるひは凡て皮革にて造れる物にあるところの患處蔓延をらばこれ惡き癩病にしてその物は汚たる者なり　五二 彼その患處あるところの衣服毛または麻の經線緯線あるひは凡て皮革にて造れる物を燬べし是は惡き癩病なりその物を火に燒べし

五三 然ど祭司これを視に患處もしその衣服あるひは經線あるひは緯線あるひは凡て皮革にて造れる物に蔓延ずば　五四 祭司命じてその患處ある物を濯はせ尚七日の間之を禁錮おき　五五 而して祭司その濯ひし患處を觀べし患處もし色の變ることなくば患處の蔓延ことあらざるも是は汚たる者なり汝これを火に燬べし是は表面にあるも裏面にあるも共に腐蝕の陷なり

イ 結二四・一七、二二　ハ 民五・二、一二・一四　路一七・一二
ロ 箴四・一五　王下七・三、一五　ニ 利一四・四四
米三・七　王下七・三、一五
代下二六・二一

五六 然ど濯たる後に祭司これを視るにその患處薄らぎたらばその衣服あるひは皮革あるひは經線あるひは緯線
五七 より患處を切とるべし　五七 然るに尚またその衣服あるひは經線あるひは緯線あるひは凡て皮革にて造れる物に
五八 患處のあらはるゝあらば是再發なり汝その患處ある物を火に燒べし　五八 また汝が濯ふところの衣服あるひは經線
あるひは緯線あるひは凡て皮革にて造れる物よりして若その患處脫さらば再びこれを濯ふべし然せば潔し
五九 是すなはち毛または麻の衣服および經線緯線ならびに凡て皮革にて造りたる物に起れる癩病の患處をしらべて潔と汚たるとを定むるところの條例なり

第一四章

一 エホバ、モーセに告て言たまはく　二 癩病人の潔めらるゝ日の定例は是のごとし即ちその人を祭司の許に携へゆくべし　三 先祭司營より出ゆきて觀祭司もし癩病人の身にありし癩病の患處の痊たるを見ば　四 祭司その潔めらるゝ者のために命じて生る潔き鳥二羽に香柏と紅の線と牛膝草を取きたらしめ　五 祭司また命じてその鳥一羽を瓦の器の內にて活水の上に殺さしめ　六 而してその生る鳥を取り香柏と紅の線と牛膝草をも取て之を夫活水の上に殺したる鳥の血の中にその生る鳥とともに濡し　七 癩病より潔められんとする者にこれを七回灑ぎてこれを潔き者となしその生る鳥をば野に放つべし　八 潔めらるゝ者はその衣服を濯ひその毛髮をことごとく剃おとし水に身を滌ぎて潔くなり然る後に營に入きたるべし但し七日が間は自己の天幕の外に居るべし　九 而して第七日にその身の毛髮をことごとく剃べし即ちその頭の髮と鬚と眉とをことごとく剃りまたその衣服を濯ひ且その身を水に滌ぎて潔くなるべし　一〇 第八日にいたりてその人二匹の全き羔羊の牡と當歲なる一匹の全き羔羊の牝を取りまた麥粉十分の三に油

ホ 太八・二四　可一・四四
四〇、四四　路五・一四
一二、一四、一七　ト 來九・一九

チ 詩五一・七　ル 利一三・六
リ 王下五・一〇、一四　ヲ 利一一・二五
ヌ 來九・一三　ワ 民一二・一五

カ 太八・四　可一・四四
路五・一四

一一 を和たる素祭と油一ログを取べし　一一 潔禮をなす所の祭司その潔めらるべき人と是等の物とを集會の幕屋の門に
一二 てヱホバの前に置き　一二 而して祭司かの羔羊の牡一匹を取り一ログの油とともに之を愆祭に献げまた之をヱホバ
一三 の前に搖て搖祭となすべし　一三 この羔羊の牡は罪祭燔祭の牲を宰る處すなはち聖所にてこれを宰るべし罪祭の物
一四 の祭司に歸するごとく愆祭の物も然るなり是は至聖物たり　一四 而して祭司その愆祭の牲の血を取りその潔めらる
一五 べき者の右の耳の端と右の手の大指と右の足の拇指に祭司これをつくべし　一五 祭司またその一ログの油をとりて
一六 之を自身の左の手の掌に傾ぎ　一六 而して祭司その右の指を左の手の油にひたしその指をもて之を七回ヱホバの前
一七 に灑ぐべし　一七 その手の殘餘の油は祭司その潔らるべき者の右の耳の端と右の手の大指と右の足の拇指において
一八 その愆祭の牲の血の上に之をつくべし　一八 而して尙その手に殘れる油は祭司これをその潔めらるべき者の首につ
一九 けヱホバの前にて祭司その人のために贖罪をなすべし　一九 斯してまた祭司罪祭を獻げその汚穢を潔めらるべき者
二〇 のために贖罪を爲て然る後に燔祭の牲を宰るべし　二〇 而して祭司燔祭と素祭を壇の上に献げその人のために祭司
贖罪を爲べし然せばその人は潔くならん

二一 その人もし貧くして之にまで手の屆かざる時は搖て自己の贖罪をなさしむべき愆祭のために羔羊の牡一匹
二二 をとり又素祭のために麥粉十分の一に油を和たるを取りまた油一ログを取り　二二 且その手のとゞくところに循ひ
二三 て鴿鳩二羽かまたは雛き鴿二羽を取べし其一は罪祭のための者一は燔祭のための者なり　二三 而してその潔禮の
二四 第八日に之を祭司に携へ集會の幕屋の門にきたりてヱホバの前にいたるべし　二四 かくて祭司はその愆祭の牡羊と
二五 一ログの油を取り祭司これをヱホバの前に搖て搖祭となすべし　二五 而して愆祭の羔羊を宰りて祭司その愆祭の牲

イ利二・一　民一五・　六、七
四・一五
ロ利五・二一八、六・　ハ出二九・二四
ニ出二九・二一　利一・
ホ利七・七　五・一一、四・四、
ヘ利二・二三、　七・六、
二四
ト出二九・二〇　利八
チ利四・二六
リ利五・一八、一二・
ヌ利五・七、一二・八、
ル利一二・八、一五・
ヲ利一四・一〇・一一
ワ利一四・一二
カ利一四・一四

の血を取りこれをその潔めらるべき者の右の耳の端と右の手の大指と右の足の拇指につけ　二六 また祭司その油の
二七 中を己の左の手の掌に傾ぎ　二七 而して祭司その右の指をもて左の手の油を七回ヱホバの前に灑ぎ　二八 亦祭司その
潔めらるべき者の右の耳と右の手の大指と右の足の拇指において愆祭の牲の血をつけし處にその手の油をつくべ
二九 し　二九 またその手に殘れる油をば祭司その潔めらるべき者の首に之をつけヱホバの前にてその人のために贖罪を
三〇 なすべし　三〇 その人はその手のおよぶところの鴿鳩または雛き鴿一羽を獻ぐべし　三一 即ちその手のおよぶところ
三一 の者一を罪祭に一を燔祭に爲べし祭司はその潔めらるべき者のためにヱホバの前に贖罪をなすべし　三二 癩病の患
三二 處ありし人にてその潔禮に用ふべき物に手の屆ざる者は之をその條例とすべし
三三 ヱホバ、モーセとアロンに告て言たまはく　三四 我が汝らの產業に與ふるカナンの地に汝等の至らん時に我
三四 汝らの產業の地の或家に癩病の患處を生ぜしむること有ば　三五 その家の主來り祭司に告て患處のごとき者家に現
三五 はると言べし　三六 然る時は祭司命じて祭司のその患處を視に行く前にその家を空しむべし是は家にある物の凡て
三六 汚れざらんためなり而して後に祭司いりてその家を觀べし　三七 その患處を觀にもしその家の壁に靑くまたは赤き
三七 窪の患處ありて壁よりも卑く見えなば　三八 祭司その家を出て家の門にいたり七日の間家を閉おき　三九 祭司第七日
三八 にまた來りて視るべしその患處もし家の壁に蔓延をらば　四〇 祭司命じてその患處ある石を取のぞきて邑の外の
三九 汚穢所にこれを棄しめ　四一 またその家の內の四周を刮らしむべしその刮りし灰沙は之を邑の外の汚穢所に傾け
四〇 四一 他の石を取てその石の所に入かふべし而して彼他の灰沙をとりて家を塗べきなり
四二 四三 斯石を取のぞき家を刮りてこれを塗かへし後にその患處もし再びおこりて家に發しなば　四四 祭司また來り
四三
四四

ヨ利一四・二二、一五　レ利一七・八、民三二　ソ詩九一・一〇　哦三・二一、申七・一、　タ利一四・一〇　三二・四九　ツ詩九一・一〇　哦三・二三　ヨ利一四・一五

四五 て視べし患處もし家に蔓延たらば是家にある惡き癩病なれば其は汚るゝなり　四五 彼その家を毀ちその石その木お
四六 よびその家の灰沙をことごとく邑の外の汚穢所に搬びいだすべし　四六 その家を閉おける日の間にこれに入る者は
四七 晩まで汚るべし　四七 その家に臥す者はその衣服を洗ふべしその家に食する者もその衣服を洗ふべし
四八 四八 然ど祭司いりて視にその患處家を塗かへし後に家に蔓延ずば是患處の痊たる者なれば祭司その家を潔き者
四九 四九 となすべし　彼すなはちその家を潔むるために鳥二羽に香柏と紅の線と牛膝草を取り　五〇 その鳥一羽を瓦の器
五〇 の内にて活る水の上に殺し　五一 香柏と牛膝草と紅の線と生鳥を取てこれをその殺せし鳥の血なる活る水に浸し
五一 七回家に灑ぐべし　五二 斯祭司鳥の血と活る水と生る鳥と香柏と牛膝草と紅の線をもて家を潔め　五三 その生る鳥を
五二 邑の外の野に縱ちその家のために贖罪をなすべし然せば其は潔くならん
五三 五四 是すなはち癩病の諸患處瘡　五五 および衣服と家屋の癩病　五六 ならびに腫と癬と光る處とに關る條例にして
五四 五五 五六 五七 何の日潔きか何の日汚たるかを敎ふる者なり癩病の條例は是のごとし
五七 一 一 ヱホバ、モーセとアロンに告て言たまはく　二 イスラエルの子孫に告て言へ凡そ人その肉に流出
二 たるもその肉の流出滯ほるも共にその汚穢となるなり　三 その流出に由て汚るゝこと是のごとし即ちその肉の流出した
三 四 たる物は凡て汚るべし　四 流出ある者の臥たる床は凡て汚るまたその人の坐し
五 五 その床に觸る人は衣服をあらひ水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚るゝなり　六 流出
六 ある人の坐したる物の上に坐する人は衣服を洗ひ水に身をそゝぐべしその身は晩まで汚るゝなり　七 流出ある者
七 の身に觸る人は衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚るゝなり　八 もし流出ある者の唾潔き者にかゝら
八

イ 利一三・五一　ロ 利一四・四　ハ 利一四・二〇　ニ 利一三・三〇　ホ 利一三・四七　ヘ 利一四・三四　ト 利一三・二　チ 申二四・八　民四四　リ 利二二・四　民五・二　ヌ 利一二・四　民五・二　ル 利六・二八、一一・　ヲ 利一五・二八、一四　ワ 利一四・二二、三三　カ 利一四・三〇、三一　ヨ 利一四・一九、三一　タ 利二二・四　申二三　レ 号前二二・四　ソ 利一二・二　ツ 利二〇・一八　・二〇　可五・二五　・一五　・二〇　・一五　離八・四三　太九　又羽一一・二五、一七

九 ばその人衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚るゝなり　九 流出ある者の乘たる物は凡て汚るべし
一〇 一〇 またその下になりし物に觸る人は皆晩まで汚るまた其等の物を携ふる者は衣服を洗ひ水に身をそゝぐべしそ
一一 の身は晩まで汚るゝなり　一一 流出ある者手を水に洗はずして人にさはらばその人は衣服を洗ひ水に身を滌ぐべし
一二 その身は晩まで汚るゝなり　一二 流出ある者の捫りし瓦の器は凡て碎くべし木の器は凡て水に洗ふべし
一三 一三 流出ある者その流出やみて潔くならば己の成潔のために七日を數へその衣服を洗ひ活る水にその體を滌ぐ
一四 べし然せば潔くなるべし　一四 而して第八日に鴿鳩二羽または雛き鴿二羽を自己のために取り集會の幕屋の門にき
一五 たりてヱホバの前にゆき之を祭司に付すべし　一五 祭司はその一を罪祭に一を燔祭に獻げ而して祭司その人の流出
のためにヱホバの前に贖罪をなすべし
一六 一六 人もし精の洩ることあらばその全身を水にあらふべしその身は晩まで汚るゝなり　一七 凡て精の粘着たる
一七 衣服皮革などは皆水に洗ふべし是は晩まで汚るゝなり　一八 男もし女と寢て精を洩さば二人ともに水に身を滌ぐべ
一八 しその身は晩まで汚るゝなり
一九 一九 また婦女流出あらんにその肉の流出もし血ならば七日の間不潔なり凡て彼に捫る者は晩まで汚るべし
二〇 二〇 その不潔の間に彼が臥たるところの物は凡て汚るべし又彼がその上に坐れる物も皆汚れん　二一 その床に捫る
二一 者は皆衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚るゝなり　二二 彼が凡て坐りし物に捫る者は皆衣服を洗ひ水
二二 に身を滌ぐべしその身は晩まで汚るゝなり　二三 彼の床の上またはその凡て坐りし物の上にある血に捫らばその人
二三 は晩まで汚るゝなり　二四 人もし婦女と寢てその不潔を身に得ば七日汚るべしその人の臥たる床は凡て汚れん
二四

第一五章

一 ヱホバ、モーセとアロンに告て言たまはく　二 イスラエルの子孫に告て言へ凡そ人その肉に流出
二 たるもその肉の流出滯ほるも共にその汚穢となるなり　三 その流出に由て汚るゝこと是のごとし即ちその肉の流出した
三 四 たる物は凡て汚るべし　四 流出ある者の臥たる床は凡て汚るまたその人の坐し
五 五 その床に觸る人は衣服をあらひ水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚るゝなり　六 流出
六 ある人の坐したる物の上に坐する人は衣服を洗ひ水に身をそゝぐべしその身は晩まで汚るゝなり　七 流出ある者
七 の身に觸る人は衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚るゝなり　八 もし流出ある者の唾潔き者にかゝら
八

二五 婦女もしその血の流出不潔の期の外にありて多くの日に渉ることあり又その流出する事不潔の期に逾るあ
二六 らばその汚穢の流出する日の間は凡てその不潔の時の如くにしてその身汚る　二六 凡てその流出ある日の間彼が臥
二七 ところの床は彼におけること不潔の床のごとし凡そ彼が坐れる物はその汚るゝこと不潔の汚穢のごとし　二七 是等
二八 の物に捫る人は凡て汚るその衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしその身は晩まで汚るゝなり　二八 彼もしその流出やみて
二九 淨まらば七日を算ふべし而して後潔くならん　二九 彼第八日に鳩鳩二羽または雛き鴿二羽を自己のために取りこれ
三〇 を祭司に携へ來り集會の幕屋の門にいたるべし　三〇 祭司その一を罪祭に一を燔祭に獻げ而して祭司かれが汚穢の
流出のために耶和華の前に贖を爲べし
三一 斯汝等イスラエルの子孫をその汚穢に離れしむべし是は彼等その中間にある吾が幕屋を汚してその汚穢に
死ることなからん爲なり
三二 是すなはち流出ある者その精を洩してこれに身を汚せし者　三三 その不潔を患ふ婦女或は男あるひは女の
流出ある者汚たる婦女と寢たる者等に關るところの條例なり

第一六章

一 アロンの子等二人が耶和華の前に獻ぐることを爲て死たる後に耶和華モーセに斯告たまへり
二 即ち耶和華モーセに言たまひけるは汝の兄弟アロンに告よ時をわかたずして障蔽の幕の内なる
聖所にいり櫃の上なる贖罪所の前にいたるべからず是死ることなからんためなり其は我雲のうちにありて贖罪
三 所の上にあらはるべければなり　三 アロン聖所にいるには斯すべしすなはち犢の牡を罪祭のために取り牡羊を
四 燔祭のために取り　四 聖き麻の裏衣を着麻の褌をその肉にまとひ麻の帶をもて身に帶し麻の頭帽を冠るべし是

イ六九・二〇　可五・八　利一一・四七　申　二民五・三、一九・一　ホ利一五・二　チ利一五・二五　ル出三〇・一〇　利　ヲ出二五・二二、四〇　ワ來九・七、一二、二四
二五　路八・四三　二四・八　結四四・二三　ロ利一五・一三　二三・二〇結五・一一、二三・三八　ヘ利一五・一六　ト利一五・一九　リ利一五・二四　二三・二七　ヌ利一〇・一二　一〇・一九　來九・二三　ワ利一五・二四

ヨ出二八・三九、四二、四三　利六・一〇　結四四・一七、一八　タ出三〇・二〇　利八　結四五・二一、二三　ネ利一〇・一　民一六・一八四六　默八・五　ム出二五・二一　ウ利四・五　來九・一　ヲ出三〇・一、七・八　民一六・七、一八、　ク出二九・三六　詩四五・二八　來九・一　オ利一六・二一　來六・一九、九・三、七・一　井利四・六　ノ來二・一七、五・二、
レ利四・一四　民二九・一一　代下二九・七　ツ約壹二・二　ヤ利九・七　來五・二、七・二七、二八、九・一　ナ出三〇・三四　ラ出三〇・一、七・八　ヤ利一八・四六　默八・五　ケ出二九・三六　詩四五・二八　來九・一　ヲ利一〇・一　民一六・一八　ム出二五・二一　ウ利四・五　來九・一　ヲ出三〇・一、七・八　民一六・七、一八、　ク出二九・三六　詩四五・二八　來九・一　オ利一六・二一　來六・一九、九・三、七・一　井利四・六　ノ來二・一七、五・二、

五 は聖衣なりその身を水にあらひてこれを着べし　五 またイスラエルの子孫の會衆の中より牡山羊二匹を罪祭の
ために取り牡羊一匹を燔祭のために取べし
六 アロンは自己のためなるその罪祭の牡牛を牽きたりて自己とその家族のために贖罪をなすべし　七 アロン
八 またその兩隻の山羊を取り集會の幕屋の門にて耶和華の前にこれを置き　八 その兩隻の山羊のために籤を掣べし
九 即ち一の籤を耶和華のためにし一の籤をアザゼルのためにすべし　九 而してアロンその耶和華の籤にあたりし
一〇 山羊を献げて罪祭となすべし　一〇 又アザゼルの籤にあたりし山羊はこれを耶和華の前に生しおきこれをもて贖罪
をなしこれを野におくりてアザゼルにいたらすべし
一一 即ちアロン己のためなるその罪祭の牡牛を牽きたりて自己とその家族のために贖罪をなし自己のためなる
一二 其罪祭の牡牛を宰り　一二 而して火鼎をとり耶和華の前の壇よりして熱れる火を之に盈てまた兩手に細末の馨しき
一三 香を盈て之を障蔽の幕の中に携へいり　一三 耶和華の前に於て香をその火に放べ香の煙の雲をして律法の上なる
一四 贖罪所を蓋はしむべし然せば彼死ることあらじ　一四 彼またその牡牛の血をとり指をもて之を贖罪所の東面に灑ぎ
また指をもてその血を贖罪所の前に七回灑ぐべし
一五 斯してまた民のためなるその罪祭の山羊を宰りその血を障蔽の幕の内に携へいりかの牡牛の血をもて爲し
一六 ごとくその血をもて爲しこれを贖罪所の上と贖罪所の前に灑ぎ　一六 イスラエルの子孫の汚穢とその諸の悖れる罪
一七 とに緣て聖所のために贖罪を爲べし即ち彼等の汚穢の中間にある集會の幕屋のために斯なすべきなり　一七 彼が

聖所において贖罪をなさんとて人たる時はその自己と己の家族とイスラエルの全會衆のために贖罪をなして
一八 出るまでは何人も集會の幕屋の内に居べからず　一八 斯て彼ヱホバの前の壇に出きたり之がために贖罪をなすべし
一九 即ちその牡牛の血と山羊の血を取て壇の四周の角につけ　一九 また指をもて七回その血を其の上に灑ぎイスラエル
の子孫の汚穢をのぞきて其を潔ようし且聖別べし
二〇 二〇 斯かれ聖所と集會の幕屋と壇のために贖罪をなしてかの生る山羊を牽きたるべし　二一 然る時アロンその
二一 生る山羊の頭に兩手を按きイスラエルの子孫の諸の惡事とその諸の悖反る罪をことごとくその上に承認はして
二二 これを山羊の頭に載せ選びおける人の手をもてこれを野に遣るべし　二二 その山羊彼等の諸惡を人なき地に任ゆく
べきなり即ちその山羊を野に遣るべし
二三 二三 斯してアロン集會の幕屋にいりその聖所にいりし時に穿たる麻の衣を脱て其處に置き　二四 聖所において
二四 その身を水にそゝぎ衣服をつけて出で自己の燔祭と民の燔祭とを献げて自己と民とのために贖罪をなすべし
二五 また罪祭の牲の脂を壇の上に焚べきなり　二六 かの山羊をアザゼルに遣りし者は衣服を濯ひ水に身を滌ぎて
二六 然る後營にいるべし　二七 聖所において贖罪をなさんために其血を携へ入たる罪祭の牡牛と罪祭の山羊とは之を
二七 營の外に携へいだしその皮と肉と糞を火に燒べし　二八 之を燒たる者は衣服を濯ひ水に身を滌ぎて然る後營にいる
二八 べし
二九 二九 汝等永く此例を守るべし即ち七月にいたらばその月の十日に汝等その身をなやまし何の工をも爲べからず
三〇 自己の國の人もまた汝等の中に寄寓る外國の人も共に然すべし　三〇 其はこの日に祭司汝らのために贖罪をなして

イ 出三四・三　路一・七、一八　來九・二　ニ 利一六・一六　結 ヘ 箴五三・一、二二　ト 結四二・一四、四四　リ 利四・一〇　ヌ 利一五・五　ル 利四・一二、一三　ヲ 出三〇・一〇　利
ロ 出三〇・一〇　利四・八　結四三・一〇　ホ 箴五三・九　約一・二九　來九・二四　チ 利一六・三五　ル 利四・一二、一三　ヲ 出三〇・一〇　利
ハ 出三〇・一〇　來九　ヘ 約二・二四　ル 利四・一二、一三　ワ 詩五一・二　耶三三　カ 利二三・三二　ヨ 利四・三、五一六　タ 出二九・二九、三〇、二、二　約壹一・七、
ニ 利一六・四　ホ 出三〇・一〇　來九　ヘ 利一六・一六、一七、一八、二四　ト 申一二・五、一五、二　ナ 申一二・五、一五、二　ラ 申一二・五、六、一三、二四　ム 羅五・一三　ウ 創一七・一四　井 創二一・三、二三　ク 出三四・一五　利二〇・五　申三一・二　王上一四　ノ 利三・二
ヤ 申三二・七　代下一一・一五　詩一〇六・三七　哥創一〇・二〇　默九・二〇　ツ 利二三・三一　民二九・七　ネ 出三〇・一〇　來九　ヲ 利一六・一、二、一三　ム 羅五・一三　ウ 創一七・一四　井 創二一・三、二三　ク 出三四・一五　利二〇・五　申三一・二　王上一四　ノ 利三・二
ヤ 申三二・七　代下一一・一五　詩一〇六・三七　哥創一〇・二〇　默九・二〇　ツ 利二三・三一　民二九・七　ネ 出三〇・一〇　來九　ヲ 利一六・一、二、一三　王下一六・一〇　代下二八・四　結二〇・二八、二二・九

汝らを淨むればなり是汝らがヱホバの前にその諸の罪を清められんためになす者なり　三一 是は汝らの大安息日な
三一 り汝ら身をなやますべし是永く守るべき例なり　三二 膏をそゝがれて任ぜられその父に代りて祭司の職をなすとこ
三二 ろの祭司贖罪をなすべし彼は麻の衣すなはち聖衣を衣べし　三三 彼すなはち至聖所のために贖罪をなしまた集會
三三 の幕屋のためと壇のために贖罪をなしまた祭司等のためと民の會衆のために贖罪をなすべし　三四 是汝等が永く守
三四 るべき例にしてイスラエルの子孫の諸の罪のために年に一度贖罪をなす者なり彼すなはちヱホバのモーセに命じ
たまひしごとく爲ぬ

第一七章

一 一 ヱホバ、モーセに告て言たまはく　二 アロンとその子等およびイスラエルの總の子孫に告てこれ
二 に言べしヱホバの命ずるところ斯のごとし云く　三 凡そイスラエルの家の人の中牛羊または山羊を
三 營の内に宰りあるひは營の外に宰ることを爲し　四 之を集會の幕屋の門に牽きたりて宰りヱホバの幕屋の前にお
四 いて之をヱホバに禮物として献ぐることを爲ざる者は血を流せる者と算らるべし彼は血を流したるなればその民
五 の中より絶るべきなり　五 是はイスラエルの子孫をしてその野の表に犧牲とするところの犧牲をヱホバに牽きた
六 らしめんがためなり即ち彼等は之を牽きたり集會の幕屋の門にいたりて祭司に就きこれを酬恩祭としてヱホバに
六 献ぐべきなり　六 然る時は祭司その血を集會の幕屋の門なるヱホバの壇にそゝぎまたその脂を馨しき香のために
七 焚てヱホバに奉つるべし　七 彼等はその慕ひて淫せし魑魅に重て犧牲をさゝぐ可らず是は彼等が代々永くまもる
べき例なり

八 汝また彼等に言べし凡そイスラエルの家の人または汝らの中に寄寓る他國の人燔祭あるひは犧牲を献ぐる
九 ことをせんに之を集會の幕屋の門に携へきたりてエホバにこれを献ぐるにあらずばその人はその民の中より
絶るべし
一〇 凡そイスラエルの家の人または汝らの中に寄寓る他國の人の中何の血によらず血を食ふ者あれば我その血
一一 を食ふ人にわが面をむけて攻めその民の中より之を斷さるべし　其は肉の生命は血にあればなり我汝等がこれ
を以て汝等の靈魂のために壇の上にて贖罪をなさんために是を汝等に與ふ血はその中に生命のある故によりて
一二 贖罪をなす者なればなり　是をもて我イスラエルの子孫にいへり汝らの中何人も血をくらふべからずまた汝ら
一三 の中に寄寓る他國の人も血を食ふべからずと　凡そイスラエルの子孫の中または汝らの中に寄寓る他國の人の
中もし食はるべき獸あるひは鳥を獵獲たる者あらばその血を灑ぎだし土にて之を掩ふべし
一四 凡の肉の生命はその血にして是はすなはちその魂たるなり故に我イスラエルの子孫にいへりなんぢらは何
一五 の肉の血をもくらふべからず其は一切の肉の生命はその血なればなり凡て血をくらふものは絶るべし　およそ
自ら死たる物または裂ころされし物をくらふ人はなんぢらの國の者にもあれ他國の者にもあれその衣服をあらひ
一六 水に身をそゝぐべしその身は晩までけがるゝなりその後は潔し　その人もし洗ふことをせずまたその身を水に
滌がずばその罪を任べし

第一八章

一 エホバまたモーセに告て言たまはく　二 イスラエルの子孫に告て之に言へ我は汝らの神エホバな

イ利一・二三　ロ利一七・四　ハ創九・四　ニ利三・一　ホ利一七・一四　ヘ太二六・二八　ト来九・二二　チ利七・二六　リ申一二・一六、二四、ヌ出二二・八、二三・三、申一二・一四　ル利一七・一、二、一二　ワ利一・一、二五　カ利一・五・五　ヨ利五・二、七・一八、民一九・八　タ利一八・四　レ結二〇・七、八、二三　ソ出二三・二四　申一二・一　ツ申四・二、二、六・一　ナ出六・二、六、二九　ネ結二〇・一九　ラ利二〇・一、一三、二一　路一〇・二八　ム例四九・四　利一〇　羅一〇・五　加三・一・一申二二・二〇、二七・二〇　ウ利二〇・一七　母後二一・一二　結二二　ク利二〇・二一　申二五・五　太一四・四、二四　可　ケ利二〇・一八　結三・五　羅二・二一　母前六　コ利二〇・一九　ノ利二〇・二〇　ヤ利二〇・一九　マ出二六・三　母前一・六、八　ヲ出二〇・一四　利二〇・一〇　申五・一八、二二・二二　幾六・二九、三二　馬三・五　太五・二七　母前六　ス創三八・二六　ル利一七・一、二、一二　創九・四　申一二・一　ヨ利一・一四　ヌ結二四・七　ル利一七・一、二、一二　創九・四　申一二・一　ワ利一・一、二五　カ利一・五・五　ヨ利五・二、七・一八、民一九・八　タ利一八・四　出六・二〇　七利一・一四四、一九・四、一〇・三四　二〇・七　結二〇・五、七、一九、二〇　レ結二〇・七、八、二三　ソ出二三・二四　申一二・一　ツ申四・二、二、六・一　ナ出六・二、六、二九　ネ結二〇・一九　ラ利二〇・一、一三、二一　路一〇・二八　羅一〇・五　加三・一・四、三〇、三一　ム例四九・四　利一〇　ウ利二〇・一七　母後二一・一二　結二二　ク利二〇・二一　申二五・五　太一四・四、二四　可　ケ利二〇・一八　結三・五　羅二・二一　母前六　コ利二〇・一九　ノ利二〇・二〇　ヤ利二〇・一九　マ出二六・三　母前一・六、八　ヲ出二〇・一四　利二〇・一〇　申五・一八、二二・二二　幾六・二九、三二　馬三・五　太五・二七　母前六

三 り　汝らその住をりしエジプトの國に行はるゝ所の事等を倣ひ行ふべからずまた我が汝等を導きいたるカナン
四 の國におこなはるゝ所の事等を倣ひおこなふべからずまたその例に歩行べからず　汝等は我が法を行ひ我が例
五 をまもりてその中にあゆむべし我は汝等の神エホバなり　汝等わが例とわが法をまもるべし人もし是を行はゞ
之によりて生べし我はエホバなり
六 汝等凡てその骨肉の親に近づきて之と淫するなかれ我はエホバなり
七 辱しむるなればなり彼は汝の母なれば汝これと淫するなかれ　汝の母は、汝の父の妻と淫するなかれ是汝の父を辱しむる
八 なればなり　汝の姉妹すなはち汝の父の女子と汝の母の女子は家に生れたると家外に生れたるとによらず凡て
九 これと淫するなかれ　汝の男子の女子または汝の女子の女子と淫する事なかれ是自己を辱しむるなればなり
一〇 汝の父の妻が汝の父によりて產たる女子は汝の姉妹なれば之と淫する勿れ　汝の父の姉妹と淫するなかれ
一一 是は汝の父の骨肉の親なればなり　また汝の母の姉妹と淫する勿れ是は汝の母の骨肉の親なり　汝の父の兄
一二 弟の妻に親づきて之と淫する勿れ是は汝の叔伯母なり　汝の媳と淫するなかれ是は汝の息子の妻なれば汝これ
一三 と淫する勿れ　汝の兄弟の妻と淫する勿れ是汝の兄弟を辱しむるなればなり　汝婦人とその婦の女子とに淫
一四 する勿れまたその婦人の子息の女子またはその女子の女子を取て之に淫する勿れ是等は汝の骨肉の親なれば然す
一五 るは惡し　汝妻の尚生る間に彼の姉妹を取て彼とおなじく妻となして之に淫する勿れ
一六 婦のその行經の汚穢にある間はこれに近づきて淫するなかれ　汝の鄰の妻と交合して彼によりて己が身

二一 を汚すなかれ　二一 汝その子女に火の中を通らしめてこれをモロクにさゝぐることを絶て爲されず亦汝の神ヱホバの
二二 名を汚すことなかれ我はヱホバなり　二三 汝女と寢るごとくに男と寢るなかれ是は憎むべき事なり　二三 汝獸畜と
二三 交合して之によりて己が身を汚すこと勿れまた女たる者は獸畜の前に立て之と接ること勿れ是憎むべき事なり
二四 二四 汝等はこの諸の事をもて身を汚すなかれ我が汝等の前に逐はらふ國々の人はこの諸の事によりて汚れ
二五 二五 その地もまた汚る是をもて我その惡のために之を罰すその地も亦自らそこに住る民を吐いだすなり　二六 然ば
二六 汝等はわが例と法を守りこの諸の憎むべき事を一も爲べからず汝らの國の人も汝らの中間に寄寓る他國の人も然
二七 るべし　二七 汝等の先にありし此地の人々はこの諸の憎むべき事を行へりその地もまた汚る　二八 汝等は是のごとく
二八 二九 するなかれ恐くはこの地汝らの先にありし國人を吐いだす如くに汝らをも吐いださん　二九 凡そこの憎むべき事等
二九 三〇 を一にても行ふ者あれば之を行ふ人はその民の中より絶るべし　三〇 然ば汝等はわが例規を守り汝等の先におこな
三〇 はれし是等の憎むべき習俗を一も行ふなかれまた之によりて汝等身を汚す勿れ我は汝等の神ヱホバなり

第一九章

一 一 ヱホバまたモーセに告て言たまはく　二 汝イスラエルの子孫の全會衆に告てこれに言へ汝等宜く
二 聖あるべし其は我ヱホバ汝らの神聖あればなり　三 汝等おのおのその母とその父を畏れまた吾が安
三 息日を守るべし我は汝らの神ヱホバなり　四 汝等虛き物を恃むなかれまた汝らのために神々を鑄造ることなかれ
四 我は汝らの神ヱホバなり　五 汝等酬恩祭の犧牲をヱホバにさゝぐる時はその受納らるゝやうに獻ぐべし　六 之を食ふことは之を獻ぐる

イ 利二〇・二　王下 使七・四三　一五・一八、一九、二　二・何二・一三、八　一九 結三六・一三、　タ 利一八・二四
一六・三、二一・六、二二、二〇　ハ 利一九・二二、二〇　・七、一六・一八 結　・三、九・九　一七　レ 利一・四四、二〇
二三・一〇 耶一九　・三、二一・六・二二　ホ 出二二・一九 利　ル 利一八・三二　カ 利一八・三、二六、　・七、二六 彼前一・
・五 結二〇・三一、　・二、三二 結三六、　二〇・二五、一六　ヲ 利一八・五、三〇、　二〇・二三 申一八　一六
二二・三七、三九　二〇 馬一・二二　ヘ 利二〇・二二　ト 利一八・三〇 太　ヨ 利一八・二四　ソ 出二〇・一二
ロ 五上一・七、三三　ニ 利二〇・二三 羅一　チ 利二〇・二三 申　リ 利二〇・二二、二三 耶九・　ツ 出二〇・八、三一・
一八・二二、二六　一五・一八、一九、二　ヌ 詩八九・三二 創　ヨ 利一八・二四
三六・一七　ヌ 詩八九・三二 創　ル 利一八・二八　タ 利一八・二一、四
・七、一六・一八 結　ヲ 利一八・五、三〇、　一七　レ 利一・四四、二〇
・三、九・九　一七　カ 利一八・三、二六、　・七、二六 彼前一・
・三、二二　二〇・二三 申一八　一六
二六・二一 耶五・　ヨ 利一八・二四
二〇・二二、二三　ソ 出二〇・一二
九、九・九、　ツ 出二〇・八、三一・
一四・一〇、二三・

七 日とその翌日に於てすべし若殘りて三日にいたらばこれを火に燒べし　七 もし第三日に少にても之を食ふことあ
八 らば是は憎むべき物となりて受納られざるべし　八 之を食ふ者はヱホバの聖物を汚すによりてその罰を蒙むるべ
九 し即ちその人は民の中より絶さられん　九 汝その地の穀物を穫ときには汝等その田野の隅々までを盡く穫可らず亦汝の穀物の遺穗を拾ふべからず
一〇 また汝の葡萄園の菓を取つくすべからずまた汝の葡萄園に落たる菓を斂むべからず貧者と旅客のために
これを遺しおくべし我は汝らの神ヱホバなり　一一 汝等竊むべからず僞べからず互に欺くべからず　一二 汝等わが名を指て僞り誓ふべからずまた汝の神の名を
汚すべからず我はヱホバなり　一三 汝の鄰人を虐ぐべからずまたその物を奪ふべからず傭人の値を明朝まで汝の許に留めおくべからず　一四 汝
聾者を詛ふべからずまた瞽者の前に礙物をおくべからず汝の神を畏るべし我はヱホバなり　一五 汝審判をなすに方りて不義を行なふべからず貧窮者を偏り護べからず權ある者を曲て庇くべからず但公義
をもて汝の鄰を審判べし　一六 汝の民の間に往めぐりて人を讒るべからず汝の鄰人の血をながすべからず我はヱホ
バなり　一七 汝心に汝の兄弟を惡むべからず必ず汝の鄰人を勸戒むべし彼の故によりて罪を身にうくる勿れ　一八 汝仇

ネ 出二〇・四　利二六　一三　ウ 出二〇・一五、二二　一五・一六　オ 利一八・二一　三三　雅五・二二　ケ 利一九・三二 創
・一 哥前一〇・一四　・一、七、一〇—一二　申五・一九　ク 可一〇・一九　撒前　・七　傳五・七 彼　四二・一八 利二五
約歌五・二一　井 利六・二 弗四・二五　ヤ 申二四・一四、一五　四・六　撒前一・七　コ 出二二・一 詩一・三
ナ 出三四・一七　申　西三・九　馬三・五 雅五・四　フ 出二二・二三　撒前二・七　ル 利一八・二八　デ 約壹二・九、二一、
二七・一五　ム 利二三・二二　申　一・一七、一六・一　一・一七、一六・一　ヲ 利一八・五、三〇、　・三、五〇・二〇 歌
ラ 利七・一六　二四・一九、二〇・二　申五・一一　太六五・　エ 出二三・一、七 王上　一九 結二二・九　ア 太一八・一五 路　一・一三、二〇・
二一・二三、二二　一七・三　加六・一　ヘ 利二〇・二二　ト 利一八・三〇　太　リ 利二〇・二二、二三　耶九・　ヨ 利一八・二四
一八・二二　弗四・二五　一一　撒後四・二　・一七、一九　加五・　ル 利一八・二八　ヲ 利一八・五、三〇、　ツ 出二〇・一二
二一・一三　太二六　・一七　二〇　撒前二・一　ヲ 利二〇・二二、二三　ソ 出二〇・八、三一・
多一・一三、二一・一五　雅五・九　彼前二・一

をかへすべからず汝の民の子孫に對ひて怨を懷くべからず己のごとく汝の鄰を愛すべし我はヱホバなり

一九　汝らわが條例を守るべし汝の家畜をして異類と交らしむべからず異類の種をまぜて汝の田野に播べからず

二〇　麻と毛をまじへたる衣服を身につくべからず　二一　凡そ未だ贖ひ出されず未だ解放れざる奴隷の女にして夫に適く約束をなせし者あらんに人もしこれと交合しなばその二人を譴責むべし然ど之を殺すに及ばず是その婦いまだ解放れざるが故なり　二二　その男は愆祭をヱホバに携へきたるべし即ち愆祭の牡羊を集會の幕屋の門に牽きたるべきなり　二三　而して祭司その人の犯せる罪のためにその愆祭の牡羊をもてヱホバの前にこれがために贖罪をなすべし斯せばその人の犯せし罪赦されん

二三　汝等かの地にいたりて諸の果實の樹を植ん時はその果實をもて未だ割禮を受ざる者と見做べし即ち三年の間汝等これをもて割禮を受ざる者となすべし是は食はれざるなり　二四　第四年には汝らそのもろもろの果實を聖物となしこれをもてヱホバに感謝の祭を爲べし　二五　第五年に汝等その果實を食ふべし然せば汝らのために多く實を結ばん我は汝らの神ヱホバなり

二六　汝等何をも血のまゝに食ふべからずまた魔術を行ふべからず卜筮をなすべからず　二七　汝等頭の鬢を圓く剪べからず汝鬚の兩方を損ずべからず　二八　汝等死る人のために己が身に傷くべからずまたその身に刺文をなすべからず我はヱホバなり

二九　汝の女子を汚して娼妓の業をなさしむべからず恐くは淫事國におこなはれ罪惡國に滿ん　三〇　汝等わが安息日を守りわが聖所を敬ふべし我はヱホバなり

イ 太五・四三、二二一・ロ 申二二・九、一〇　ホ 申一二・一七、一八　ト 申一二・二三　チ 利二・五　リ 利二・五　ヌ 申二三・一七
加五・一四　箴一三・九　ハ 申二二・一一　ニ 利五・一五、六・六　ヘ 利一七・一〇　申 箴三・九　申 一八・一〇、一一　ル 利一九・三、二六・二
三・五、代下三三　耶九・二六、四八・三七　耶九・六、四八・三七　申 箴一五・二　チ 傳五・一

二一　汝等審判に於ても尺度に於ても秤子に於ても升斗に於ても不義を爲べからず　二二　汝等公平き秤公平き錘公平きエパ公平きヒンをもちふべし我は汝らの神ヱホバ汝らをエジプトの國より導き出せし者なり　二三　汝等わが一切の條例とわが一切の律法を守りてこれを行ふべし我はヱホバなり

第二〇章

一　ヱホバまたモーセに告て言たまはく　二　汝イスラエルの子孫に言べし凡そイスラエルの子孫の中または
イスラエルに寄寓る他國の人の中その子をモロクに献ぐる者は必ず誅さるべし國の民石をもて之を擊べし　三　我またわが面をその人にむけて之を攻めこれをその民の中より絶ん其は彼その子をモロクに献げて吾が聖所を汚しまたわが聖名を褻せばなり　四　その人がモロクにその子を献ぐる時に國の民もし目を掩ひて見ざるがごとくし之を殺すことをせずば　五　我わが面をその人とその家族にむけ彼および凡て彼に傚ひてモロクと淫をおこなふところの者等をその民の中より絶ん　六　憑鬼者または卜筮師を恃みこれに從がふ人あらば我わが面をその人にむけ之をその民の中に絶べし　七　然

ワ 出二二・一八　利 一・六　ヲ 出二二・四八、四九　レ 出二二・九　ン 一一、二〇・一六、一八・一〇 待前二八　カ 箴二〇・二九　撰前 一一・二〇・一〇　ム 利一八・二一　申 一二・三一、一八・七 代上一〇・一三　ヨ 利一九・四　タ 出二二・二一、二三　レ 利一八・四、五、申四　ツ 利一九・一五　ソ 申一〇・一九　ム 利一八・二一　申 一二・三一、一八・一〇　玉下一七・一　ウ 利一七・一〇　ヤ 出二〇・五　ナ 利一八・四、五、五・一、六・五、二五　ク 利一七・一〇　オ 申二五・一三、一五　ヤ 出二〇・五　ケ 利一九・三一　フ 利一一・四四、一九・二　箴前一一六　マ 利一七・七　下三三・六　耶七・三八、三九　箴一五・一　ノ 利一八・二一　箴二〇・二六、三一　ヤ 出二〇・五　ル 利一九・一四　ヌ 申二三・一七　ル 利一九・三、二六・二　チ 傳五・一

八 ば汝等宜く自ら聖潔して聖あるべし我は汝らの神ヱホバたるなり　八 汝等わが條例を守りこれを行ふべし我は汝
九 らを聖別るヱホバなり　九 凡てその父またはその母を詛ふ者はかならず誅さるべし彼その父またはその母を詛ひ
たればその血は自身に歸すべきなり

一〇 人の妻と姦淫する人すなはちその鄰の妻と姦淫する者あればその姦夫淫婦ともにかならず誅さるべし
一一 その父の妻と寢る人は父を辱しむるなり兩人ともにかならず誅さるべし是憎むべき事を行へばなりその血は自己に歸せん　一一 人もし
一二 その子の妻と寢る時は二人ともにかならず誅さるべし是憎むべき事をおこなふなり二人ともにかならず誅さるべし
一三 婦人と寢るごとく男子と寢ることをせば是その二人憎むべき事をおこなふなり二人ともにかならず誅さるべし
一四 その血は自己に歸せん　一四 人妻を娶る時にそれの母をともに娶らば是惡き事なり彼も彼等もともに火に燒るべし
一五 是汝らの中に惡き事の無らんためなり　一五 男子もし獸畜と交合しなばかならず誅さるべし汝らまたその獸畜を殺
一六 すべし　一六 婦人もし獸畜に近づきこれと交らばその婦人と獸畜を殺すべし是等はともに必ず誅さるべしその血は
自己に歸せん

一七 人もしその姉妹すなはちその父の女子あるひは母の女子を取りて此は彼の陰所を見彼は此の陰所を見なば
是恥べき事をなすなりその民の子孫の前にてその二人を絶べし彼その姉妹と淫したればその罪を任べきなり
一八 人もし經水ある婦人と寢て彼の陰所を露すことあり即ち男子その婦人の源を露し婦人また己の血の源を露す
一九 あらば二人ともにその民の中より絶るべし　一九 汝の母の姉妹または汝の父の姉妹の陰所を露すべからず斯する時
二〇 はその骨肉の親たる者の陰所をあらはすなれば二人ともにその罪を任べきなり　二〇 人もしその伯叔の妻と寢る時

イ 利一九・三七　ロ 出三一・一三　利 ハ 出二一・一七 申 二七・一六 民 二〇　ニ 利二〇・一一、一二、一三・一六、二七 伊　ホ 利一八・二〇 申 二二・二二 約八・四、五　ヘ 利一八・八 申 二三・二七　ト 利一八・二五　チ 利一八・二三　リ 利一八・二二 申　ヌ 利一八・一七 申 二七・二三　ル 利一八・二三 申 二七・二二

ヲ 利一八・九 申 二七 創二〇・一二　ワ 利一八・一九、一五 二・二四　カ 利一八・二二、一三　ヨ 利一八・六　タ 利一八・一四

二一 は是その伯叔の陰所を露すなれば二人ともにその罪を任ひ子なくして死ん　二一 人もしその兄弟の妻を取ば是汚は
しき事なり彼その兄弟の陰所を露したるなればその二人は子なかるべし

二二 汝等は我が一切の條例と一切の律法を守りて之を行ふべし然せば我が汝らを住せんとて導き行ところの地
二三 汝らを吐いだすことを爲じ　二三 汝らの前より我が逐はらふところの國人の例に汝ら歩行べからず彼等はこの諸の
二四 事をなしたれば我かれらを惡むなり　二四 我さきに汝等に言へり汝等その地を獲ん我これを汝らに與へて獲さすべ
二五 し是は乳と蜜の流るゝ地なり我は汝らの神ヱホバにして汝らを他の民より區別てり　二五 汝等は獸畜の潔と汚たる
と禽の潔と汚たるとを區別べし汝等は我が汚たる者として汝らのために區別たる獸畜または禽または地に匍ふ
二六 諸の物をもて汝らの身を汚すべからず　二六 汝等は我の聖者となるべし其は我ヱホバ聖ければなり我また汝等を
して我の所有とならしめんがために汝らを他の民より區別たるなり
二七 男または女の憑鬼者をなし或は卜筮をなす者はかならず誅さるべし即ち石をもてこれを擊べし彼等の血は
彼らに歸せん

第二一章

一 ヱホバ、モーセに告て言たまはくアロンの子等なる祭司等に告てこれに言へ民の中の死人のため
二 に身を汚す者あるべからず　二 但しその骨肉の親のためすなはちその母のため父のため男子のため
三 女子のため兄弟のため　三 またその姉妹の處女にして未だ夫あらざる者のためには身を汚すも宜し　四 祭司はそ
五 の民の中の長者なれば身を汚して褻たる者となるべからず　五 彼等は髮をそりて頭に毛なき所をつくるべからず

レ 利一八・一六　ソ 利一八・二六、一九・三七　ツ 利一八・二五、二八　ネ 利一八・三、二四、三〇　ナ 利一八・二七 申 九・五　ラ 出三二・二七、六・八　ム 利二〇・二六 出 井　ノ 利二〇・七、一九・一九・五、三三・一 申 七・六、一四　ウ 利一一・四七 申 一四・四　ク 出二二・一八 利 一九・三一 申 一八 二・一〇、一一 母前 二八・七、八　ヤ 利二〇・九　マ 結四四・二五　ケ 結二四・一六、一七　フ 利一九・二七、二八 申 一四・一 結四四・二〇　オ 利二〇・二四 多二　ヲ 利一八・二七 申 九　ワ 利一一・五 王士八・五三　カ 利一八・二二 申 二三・一七 創一九 二七・二三　ル 利一八・二三 申 二七・二二

六 その鬚の兩傍を損ずべからずまたその身に傷つくべからず　六 その神に對て聖あるべくまたその神の名をけがす
七 べからず彼等はヱホバの火祭すなはち其神の食物を獻ぐる者なれば聖あるべきなり　七 彼等は妓女または汚れた
八 る女を妻に娶るべからずまた夫に出されたる女を娶るべからず其はその身ヱホバにむかひて聖ければなり　八 汝
かれをもて聖者とすべし彼は汝の神ヱホバの食物を獻ぐる者なればなり汝すなはちこれをもて聖者となすべし
九 其は我ヱホバ汝らを聖別る者聖ければなり　九 祭司の女たる者淫行をなしてその身を汚さば是その父を汚すなり
火をもてこれを燒べし
一〇 その兄弟の中灌膏を首にそゝがれ職に任ぜられて祭司の長となれる者はその頭をあらはすべからずまた
一一 その衣服を裂べからず　一一 死人の所に往べからずまたその父のためにも母のためにも身を汚すべからず　一二 また
一二 聖所より出べからずその神の聖所を褻すべからず其はその神の任職の灌膏首にあればなり我はヱホバなり
一三 彼妻には處女を娶るべし　一四 寡婦休れたる婦または汚れたる婦妓女等は娶るべからず惟自己の民の中の處女
一四 を妻にめとるべし　一五 その民の中に自己の子孫を汚すべからずヱホバこれを聖別ればなり
一六 ヱホバ、モーセに告て言たまはく　一七 アロンに告て言へ凡そ汝の歷代の子孫の中身に疵ある者は進みより
一七 てその神ヱホバの食物を獻ぐる事を爲べからず　一八 凡て疵ある人は進みよるべからずすなはち瞽者跛者および鼻
一八 の缺たる者成餘るところ身にある者　一九 脚の折たる者手の折たる者　二〇 傴僂者侏儒目に雲膜ある者疥ある
一九 者癬ある者外腎の壞れたる者等は進みよるべからず　二一 凡そ祭司アロンの子孫の中身に疵ある者は進みよりて
二〇 ヱホバの火祭を獻ぐべからず彼は身に疵あるなれば進みよりてヱホバの食物を獻ぐべからざるなり　二二 神の食物

レ利二二・二二、一〇、六、ム民六・三　オ利一五・二　テ出二二・三一　利　キ民一八・一一、一三
ソ申一二三・一　ク利一四・一、一五・一三　フ利一五・七、一九　ア出二八・四三　民
ツ利二二・六　ナ利二二・一〇、一一、二四・九、民一八・九　ウ出一八・三一、申一五　コ利一五・五　來一〇・三二　ヤ民一九・一、二二　ヱ利二二・二二　民一八・二二、三二
ラ利二二・一二　民一八・一九　井利一八・二二　マ利一五・六　ケ利一二・二四、四三、一八・一一、一二　サ母前二一・六
ノ利七・二〇

二二 の至聖者も聖者も彼は食ふことを得　二三 然ど障蔽の幕に至べからずまた祭壇に近よるべからず其は身に疵あれば
二四 なり斯かれわが聖所を汚すべからず其は我ヱホバこれを聖別ればなり　二四 モーセすなはちアロンとその子等およ
二五 びイスラエルの一切の子孫にこれを告たり

第二二章

一 ヱホバ、モーセに告て言たまはく　二 汝アロンとその子等に告て彼等をしてイスラエルの子孫の
聖物をみだりに享用ざらしめまたその聖別て我にさゝげたる物についてわが名を汚すこと無らしむ
三 べし我はヱホバなり　三 彼等に言へ凡そ汝等の歷代の子孫の中都てイスラエルの子孫の聖別て我にさゝげし聖物
四 に汚たる身をもて近く者あればその人はわが前より絶るべし我はヱホバなり　四 アロンの子孫の中癩病ある者ま
たは流出ある者は凡てその潔くなるまで聖物を食ふべからずまた死躰に汚れたる物に捫れる者または精をもらせ
五 る者　五 または凡て人を汚すところの匍行物に捫れる者または何の汚穢を論はず人をして汚れしむるところの人
六 に捫れる者　六 此のごとき物に捫る者は晚まで汚るべしまたその身を水にて洗ふにあらざれば聖物を食ふべから
七 ず　七 日の入たる時は潔くなるべければその後に聖物を食ふべし是その食物なればなり　八 自ら死たる物または
八 裂ころされし者を食ひて之をもて身を汚すべからず我はヱホバなり　九 彼等これを褻してこれが爲に罪を獲て死
九 るにいたらざるやう我が例規をまもるべし我ヱホバ是等を聖せり
一〇 外國の人は聖物を食ふ可らず祭司の客あるひは傭人は聖物を食ふべからざるなり　一一 然ど祭司金をもて
一一 人を買たる時はその者はこれを食ふことを得またその家に生れし者も然り彼等は祭司の食物を食ふことを得べし

一二 祭司の女子もし外國の人に嫁ぎなば禮物なる聖物を食ふべからず　一三 祭司の女子寡婦となるありまたは出さ
一三 るゝありて子なくしてその父の家にかへり幼時のごとくにてあらばその父の食物を食ふことを得べし但し外國の
一四 人はこれを食ふべからず　一四 人もし誤りて聖物を食はゞその聖物にこれが五分一を加へて祭司に付すべし　一五 イ
一五 スラエルの子孫がエホバに献ぐるところの聖物を彼等褻すべからず　一六 その聖物を食ふ者にはその愆の罰をかう
一六 むらしむべし其は我エホバこれを聖すればなり

一七 エホバまたモーセに告て言たまはく　一八 アロンとその子等およびイスラエルの一切の子孫に告てこれに言
一八 へ凡そイスラエルにをる外國の人の中願還の禮物または自意の禮物をエホバに獻げて燔祭となさんとする者は
一九 その受納らるゝやうに牛羊あるひは山羊の牡の全き者を獻ぐべし　二〇 凡て疵ある者は汝ら獻ぐべからず是は
一九 その物なんぢらのために受納られざるべければなり　二一 凡て願を還さんとしまたは自意の禮物をなさんとして牛
二〇 あるひは羊をもて酬恩祭の犧牲を獻上る者はその受納らるゝやうに全き者を取べし其物には何の疵もあらしむべ
二一 からざるなり　二二 即ち盲なる者折たる所ある者切斷たる處ある者腫物ある者疥ある者癬ある者是の如き者は
二二 汝等これをエホバに献ぐべからずまた壇の上に火祭となしてエホバにたてまつるべからず　二三 牛あるひは羊の成
二三 餘れる所または成足ざる所ある者は汝らこれを自意の禮物には用ふるも宜し然ど願還においては是は受納らる
二四 ることなかるべし　二四 汝等外腎を打壞りまたは壓つぶしまたは割きまたは斬りたる者をエホバに献ぐべからずま
二五 た汝らの國の中に斯る事を行ふべからず　二五 汝らまた異邦人の手よりも是等の物を受て神の食に供ふることを爲
二五 べからず其は是等は缺あり疵ある者なるに因て汝らのために受納らるゝことあらざればなり

イ 創三八・一一　ロ 利一〇・一四、一八・一一、一九　ハ 利五・一、五、一六　ニ 民一八・三二　ホ 利二二・九　ヘ 利一・二、三、一〇　チ 申一五・二一、一七　ト 利一・三　リ 利七・一六　民一五　ヌ 利三・一、六　ル 利二二・二〇　ヲ 利一・九、一三、三・八　ワ 利二・一八

二六 エホバ、モーセに告て言たまはく　二七 牛羊または山羊生れなば之を七日その母につけ置べし八日より後は
二八 是はエホバに火祭とすれば受納らるべし　二八 牝牛にもあれ牝羊にもあれ汝らその母と子とを同日に殺すべからず
二九 汝ら感謝の犧牲をエホバに献ぐる時は汝らの受納らるゝやうに献ぐべし　三〇 是はその日の内に食つくすべし
三一 明日まで遺しおくべからず我はエホバなり　三一 汝らわが誡命を守り且これを行ふべし我はエホバなり　三二 汝等わ
三二 が名を瀆すべからず我はかへつてイスラエルの子孫の中に聖者とあらはるべきなり我はエホバにして汝らを聖く
三三 する者　三三 汝らの神とならんとて汝らをエジプトの國より導きいだせし者なり我はエホバなり

第二三章

一 エホバ、モーセに告て言たまはく　二 イスラエルの子孫につげて之に言へ汝らが宣告て聖會とな
三 休むべき安息日にして聖會なり汝ら何の業をもなすべからず　三 六日の間業務をなすべし第七日は
の安息日なり

四 その期々に汝らが宣告べきエホバの節期たる聖會は是なり　五 すなはち正月の十四日の晚はエホバの
六 蹶越節なり　六 またその月の十五日はエホバの酵いれぬパンの節なり七日の間汝等酵いれぬパンを食ふべし
七 その首の日には汝ら聖會をなすべし何の職業をも爲すべからず　八 汝ら七日のあひだエホバに火祭を献ぐべし
八 第七日にはまた聖會をなし何の職業をもなすべからず

九 エホバまたモーセにつげて言たまはく　一〇 イスラエルの子孫につげて之に言へ汝らわが汝らにたまふとこ

カ 民一五・一五、一六　ヨ 利二一・六、一七　タ 馬一・二四　レ 出二二・三〇　ソ 申二二・六　ツ 利七・一二詩一〇七・二二、一一六・一七　ネ 利一九・三七　民四〇　申四・　ウ 利二〇・八　井 出六・七　利一一・一五四〇　四五、一九・三六、二五・三八　民一五　ク 出一〇・九、一一・一、三一・一五、三四・二一　利一九　ヤ 出二三・一、三七　利二三・四、三七　オ 利二三・四、三七　ケ 出一二・一、一六　民九・一三、二八・一六、一七　申一六・一八　紫五　ム 利一〇・三　太六・九　ノ 出三二・五　王下四・一　路一・二　マ 出二二・六、一四、一八、一三・三、一〇　ヲ 利一・九、一三、三・一〇、一〇・二〇　詩八一　申五・一三　詩一三・一五、三四・一三・一四　利　二八・一六、一七　申　一五・二、一八、二八　紫五　ケ 出二八・一八、二五　フ 出二三・一六、一九、三四・二二、二六　民一五・二、一八、二八　紫三・一五　申一六・九　ア 利一・九、一三、三・一四　彼前一・一九　一、二三　詩六一・八、六五・一　傳五・四、五　ル 利二二・二〇　馬一・八　ヲ 利一・九、一三、三・三、五　ワ 利二・一八

一一 ろの地に至るにおよびて汝らの穀物を穫ときは先なんぢらの穀物の初穂一束を祭司にもちきたるべし　一二 彼その
一二 束の受いれらるゝやうに之をヱホバの前に搖べし即ちその安息日の翌日に祭司これを搖べし　一三 また汝らその束
一三 を搖る日に當歳の牡羔の全き者を燔祭となしてヱホバに献ぐべし　一四 その素祭には油を和たる麥粉十分の二をも
一四 ちひ之をヱホバに献げて火祭となし馨しき香たらしむべしまたその灌祭には酒一ヒンの四分の一をもちふべし
一四 汝らはその神ヱホバに禮物をたづさへ來るその日まではパンをも烘麥をも青穂をも食ふべからず是は汝らが
その一切の住居において代々永く守るべき例なり

一五 一五 汝ら安息日の翌日より即ち汝らが搖祭の束を携へきたりし日より數へて安息日七をもてその數を盈すべし
一六 一七 すなはち第七の安息日の翌日までに日數五十を數へをはり新素祭をヱホバに献ぐべし　一七 また汝らの居所よ
一七 り十分の二をもてつくりたるパン二箇を携へきたりて搖べし是は麥粉にてつくり酵をいれて燒べし是初穂をヱホ
一八 バにさゝぐる者なり　一八 汝らまた當歳の全き羔羊七匹と少き牡牛一匹と牡山羊二匹を其パンとともに献ぐべしす
なはち是等をその素祭およびその灌祭とともにヱホバにたてまつりて燔祭となすべし是は火祭にしてヱホバに馨
一九 しき香となる者なり　一九 斯てまた牡山羊一匹を罪祭にさゝげ當歳の羔羊二匹を酬恩祭の犧牲にさゝぐべし　二〇 而
二〇 して祭司その初穂のパンとともにこの二匹の羔羊をヱホバの前に搖て搖祭となすべし是等はヱホバにたてまつる
二一 聖物にして祭司に歸すべし　二一 汝らその日に汝らの中に聖會を宣告いだすべし何の職業をも爲べからず是は汝ら
がその一切の住所において永く守るべき條例なり
二二 二二 汝らの地の穀物を穫ときは汝その穫るにのぞみて汝の田野の隅々までをことごとく穫つくすべからず又汝

イ 羅一一・一六　哥前　ロ 出二九・二四　ハ 利二・一四—一六　ニ 出三四・二二　利　ホ 徒二・一　一五・二〇　雅一・一八　獻一四・四　ヘ 民二八・二六　ト 出二三・一六、一八、一九、二五・八　申一六・九　・二七—二一、二八　二一・二九、三四・二六　申二六・一　リ 利三・一　二八・三〇　ヌ 民一八・一二　申　ル 利一九・九　一八・四

ワ 民二九・一　カ 利二五・九　ヨ 利一六・三〇　民　タ 創一七・一四　レ 利二〇・三、五、六　二九・七　ソ 出二三・一六　民　二九・二二　・二三　申三・四　尼　ツ 民二九・三五　尼八　八・二四　亞一四・　ネ 申一六・八　代下七　一九　尼八・一八　耳　ラ 民二九・三九　・二八　約七・三七　一・一四、二一・一五

の穀物の遺穂を拾ふべからずこれを貧き者と客旅とに遺しおくべし我は汝らの神ヱホバなり
二三 二三 ヱホバまたモーセに告て言たまはく　二四 イスラエルの子孫に告て言へ七月においては汝らその月の一日を
二四 もて安息の日となすべし是は喇叭を吹て記念するの日にして即ち聖會たり　二五 汝ら何の職業をもなすべからず
惟ヱホバに火祭を献ぐべし
二六 二六 ヱホバまたモーセに告て言たまはく　二七 殊にまたその七月の十日は贖罪の日にして汝らにおいて聖會たり
二七 汝等身をなやましまた火祭をヱホバに献ぐべし　二八 その日には汝ら何の工をもなすべからず其は汝らのために汝
二八 らの神ヱホバの前に贖罪をなすべき贖罪の日なればなり　二九 凡てその日に身をなやますことをせざる者はその民
二九 の中より絶れん　三〇 またその日に何の工にても爲ものあれば我その人をその民の中より滅しさらん　三一 汝等何の
三〇 三一 工をもなすべからず是は汝らがその一切の住所において代々永く守るべき條例なり　三二 是は汝らの休むべき安息
三二 日なり汝らその身をなやますべしまたその月の九日の晚すなはちその晚より翌晚まで汝等その安息をまもるべし
三三 三三 ヱホバまたモーセに告て言たまはく　三四 イスラエルの子孫に告て言へその七月の十五日は結茅節なり
三四 三五 七日のあひだヱホバの前にこれを守るべし　三五 首の日には聖會を開くべし何の職業をもなすべからず　三六 汝等ま
三六 た七日のあひだ火祭をヱホバに献ぐべし而して第八日に汝等の中に聖會を開きまた火祭をヱホバに献ぐべし是は
會の終結なり汝ら何の職業をもなすべからず
三七 三七 偖是等はヱホバの節期にして汝らが宣告て聖會となし火祭をヱホバに献ぐべき者なり即ち燔祭　素祭　犧牲
三八 および灌祭等をその献ぐべき日にしたがひて献ぐべし　三八 この外にヱホバの諸安息日ありまた外に汝らの献物

ありまた外に汝らの諸の願還の禮物ありまた外に汝らの自意の禮物あり是みな汝らがエホバに献る者なり

三九 汝らその地の作物を斂めし時は七月の十五日よりして七日の間エホバの節筵をまもるべし即ち初の日にも安息をなし第八日にも安息をなすべし　四〇 その首の日には汝等佳樹の枝を取べしすなはち棕櫚の枝と茂れる樹の條と水楊の枝とを取りて七日の間汝らの神エホバの前に樂むべし　四一 汝ら歲に七日エホバに此節筵をまもるべし汝ら代々ながくこの條例を守り七月にこれを祝ふべし　四二 汝ら七日のあひだ茅廬に居りイスラエルに生れたる人はみな茅廬に居べし　四三 斯するは我がイスラエルの子孫をエジプトの地より導き出せし時にこれを茅廬に住しめし事を汝らの代々の子孫に知しめんためなり我は汝らの神エホバなり　四四 モーセすなはちエホバの節期をイスラエルの子孫に告たり

第二四章

一 エホバまたモーセに告て言たまはく　二 イスラエルの子孫に命じ橄欖を搗て取たる清き油を燈火のために汝に持きたらしめて絶ず燈火をともすべし　三 またアロンは集會の幕屋において律法の前なる幕の外にて絶ずエホバの前にその燈火を整ふべし是は汝らが代々ながく守るべき定例なり　四 彼すなはちエホバの前にて純精の燈臺の上にその燈火を絶ず整ふべきなり　五 汝麥粉を取りこれをもて菓子十二を燒べし菓子一箇には其の十分の二をもちふべし　六 而してこれをエホバの前なる純精の案の上に二累に積み一累に六宛あらしむべし　七 汝また淨き乳香をその累の上に置きこれをしてそのパンの上にありて記念とならしめエホバにたてまつりて火祭となすべし　八 安息日ごとに絶ずこれをエホバの前に供ふべし是はイスラエルの子孫の献ぐべき者にして永遠の契約たるなり　九 これはアロンとその子等に

イ出二三・一六　申八申一六・一四、一五　ホ尼八・一四—一六　ト利二三・二　チ出二七・二〇、二一　ヌ出二五・三〇　三七
ロ尼八・一五　ハ申一六・一四、一五　ヘ申三一・一三　詩七八・五、六　リ出三一・一八、三九・ル王上七・四八　代下四・一九、一三・一一　来九・二　代下二・四　路六・四
ニ民二九・一二　一八　尼八　代下　テ民四・七　代上九・　ワ母前二一・六太一二・四可二・二六

カ出二九・三三　利八　八・二一　三五・三一　申一九　三八、七・二
三一、二二　レ出一八・二二、二六　ノ利二四・一八　出一九・三四　民一五
ヨ利二四・一六　ソ民一五・三四　二一・三三
タ伯一・五、一一、二二　ツ出一八・一五、一六　ナ利五・一、二〇・一七　ム出二一・一二　ヤ利二四・一四
二・五、九、一〇　寨　民二七・五、三六・　民九・一三　民　一九・二一　太五・　ク出一二・四九　利

歸す彼等これを聖所に食ふべし是はエホバの火祭の一にして彼に歸する者にて至聖し是をもて永遠の條例となすべし

一〇 茲にその父はエジプト人母はイスラエル人なる者ありてイスラエルの子孫の中にいで來れることありしがそのイスラエルの婦の生たる者イスラエルの人と營の中に爭論をなせり　一一 時にそのイスラエルの婦の生たる者エホバの名を瀆して詛ふことをなしければ人々これをモーセの許にひき來れり（その母はダンの支派のデブリの女子にして名をシロミテと曰ふ）　一二 人々かれを閉こめおきてエホバの示諭をかうむるを俟り　一三 時にエホバ、モーセにつげて言たまはく　一四 かの詛ふことをなせし者を營の外に曳いだし之を聞たる者に皆その手を彼の首に按しめ全會衆をして彼を石にて擊しめよ　一五 汝またイスラエルの子孫に告て言べし凡てその神を詛ふ者はその罰を蒙るべし　一六 エホバの名を瀆す者はかならず誅されん全會衆かならず石をもて之を擊べし外國の人にても自己の國の人にてもエホバの名を瀆すにおいては誅さるべし　一七 人を殺す者はかならず誅さるべし　一八 獸畜を殺す者はまた獸畜をもて獸畜を償ふべし　一九 人もしその鄰人に傷損をつけなばそのなせし如く自己もせらるべし　二〇 即ち挫は挫　目は目　齒は齒をもて償ふ　二一 獸畜を殺す者は是を償ふべく人を殺す者は誅さるべきなり　二二 外國の人にも自己の國の人にもこの法は同一なり我は汝らの神エホバなり　二三 モーセすなはちイスラエルの子孫にむかひかの營の外にて詛ふことをなせし者を曳いだして石にて擊てと言ければイラスエルの子孫エホバのモーセに命じたまひしごとく爲ぬ

ア出二九・三三　利八　二一・二二　レ出一八・二二、二六　ネ申一三・九、一七　ラ王上二一・一〇、一一　三五・三一　申一九
ヨ利二四・一六　ソ民一五・三四　一八　太一二・三一　ウ利二四・二一　三一・三三　ノ利二四・一八　出一九・三四　民一五
タ伯一・五、一一、二二　ツ出一八・一五、一六　ナ利五・一、二〇・一七　ム出二一・一二　井出二一・二四　申　オ利二四・一七　二一・三三
二・五、九、一〇　寨　民二七・五、三六・　民九・一三　可三・二八　雅二・七　民　一九・二一　太五・　ク出一二・四九　利　ヤ利二四・一四

第二五章

一 ヱホバ、シナイ山にてモーセに告て言たまはく　二 イスラエルの子孫につげて之に言ふべし我が
汝らに與ふる地に汝ら至らん時はその地にもヱホバにむかひて安息を守らしむべし　三 六年のあひ
四 だ汝その田野に種播きまた六年のあひだ汝その菓園の物を剪伐てその果を斂むべし　四 然ど第七年には地に安
五 息をなさしむべし是ヱホバにむかひてする安息なり汝その田野に種播べからずまたその菓園の物を剪伐べから
六 ず　五 汝の穀物の自然生たる者は穫べからずまた汝の葡萄樹の修理なしに結べる葡萄は斂むべからず是地の安息
の年なればなり　六 安息の年の產物は汝らの食となるべしすなはち汝と汝の僕と汝の婢と汝の傭人と汝の所に
七 寄寓る他國の人　七 ならびに汝の家畜と汝の國の中の獸みなその產物をもて食となすべし
八 八 汝安息の年を七次かぞふべし是すなはち七年を七回かぞふるなり安息の年七次の間はすなはち四十九年な
九 り　九 七月の十日になんぢ喇叭の聲を鳴わたらしむべし即ち贖罪の日になんぢら國の中にあまねく喇叭を吹なら
一〇 さしめ　一〇 かくしてその第五十年を聖め國中の一切の人民に自由を宣しめすべしこの年はなんぢらにはヨベルの
一一 年なりなんぢらおのおのその產業に歸りおのおのその家にかへるべし　一一 その五十年はなんぢらにはヨベルなり
一二 なんぢら種播べからずまた自然生たる物を穫べからず修理なしになりたる葡萄を斂むべからず　一二 この年はヨベ
ルにしてなんぢらに聖ければなりなんぢらは田野の產物をくらふべし
一三 一三 このヨベルの年にはなんぢらおのおのその產業にかへるべし　一四 なんぢの鄰に物を賣りまたは汝の鄰の手
一四 一五 より物を買ふ時はなんぢらたがひに相欺むくべからず　一五 ヨベルの後の年の數にしたがひてなんぢその鄰より買
一六 ことをなすべし彼もまたその果を得べき年の數にしたがひてなんぢに賣ことをなすべきなり　一六 年の數多ときは

イ 出二三・一〇　利 ロ 王下一九・二九　四 耶三四・八、一　三六・四
二六・三四、三五　代 八 利二三・二四、二七　五・一七 路四・一九　ヘ 利二五・五
下三六・二一　二 歴六一・二、六三・　ホ 利二五・一三　民　ト 利二五・六、七

ル 利二五・一四　・一〇 詩四・八 箴　レ 太六・二五、三一　ナ 申三二・四三　代下　三九・二二、一一九　耶三一・七、八
ラ 利二五・四三、一九　・三三 耶二三・六　ッ 出一六・二九　申　七・二〇　詩八五・　・一九 箴前二・一一　井 利五・七
・四・二一　ヨ 利二六・五　結三四　二八・八　一　耳二・一八、三　ム 得二・二〇、四・四、　ノ 利二五・五〇、五一、
ワ 利一九・三七　・二五、二七・二八　タ 利二五・四、五　ツ 王下一九・二九　ネ 歴五・二一、一二　ラ 代上二九・一五　詩　ウ 得三・二九、一二　六　五二
カ 利二六・五　申一二　タ 利二五・四、五　ツ 王下一九・二九　ネ 歴五・二一、一二　ラ 代上二九・一五　詩　ウ 得三・二九、一二　オ 利二五・一三

チ 利二五・一〇、二七　一九・一三　耶三二・七、八
リ 利二四・民三六・四　一二・三、四　米二・　ヌ 利二七・一八、二三
二・二四、一七　利　二　哀前六・八

一七 なんぢその値を增し年の數少なきときはなんぢその値を減すべし即ち彼その果の多少にしたがひてこれを汝に賣
るべきなり　一七 汝らたがひに相欺むくべからず汝の神を畏るべし我は汝らの神ヱホバなり
一八 一八 汝等わが法度を行ひまたわが律法を守りてこれを行ふべし然せば汝ら安泰にその地に住ことを得ん　一九 地
一九 二〇 はその產物を出さん汝等は飽までに食ひて安泰に其處に住ことを得べし　二〇 汝等は我等もし第七年に種をまかず
二一 またその產物を斂めずば何を食はんやと言か　二一 我命じて第六年に恩澤を汝等に降し三年だけの果を結ばしむべ
二二 し　二二 汝等第八年には種を播ん然ど第九年までその舊き果を食ふことを得んすなはちその果のいできたるまで汝
ら舊き者を食ふことを得べし
二三 二三 地を賣には限りなく賣べからず地は我の有なればなり汝らは客旅また寄寓者にして我とともに在るなり
二四 二五 汝らの產業の地に於ては凡てその地を贖ふことを許すべし　二五 汝の兄弟もし零落てその產業を賣しことあら
二六 ばその贖業人たる親戚きたりてその兄弟の賣たる者を贖ふべし　二六 若また人の之を贖ふ者あらずして己みづから
二七 之を贖ふことを得にいたらば　二七 その賣てよりの年を數へて之が餘の分をその買主に償ふべし然せばその產業に
二八 かへることを得ん　二八 然ど若これをその人に償ふことを得ずばその賣たる者は買主の手にヨベルの年まで在て
ヨベルに及びてもどさるべし彼すなはちその產業にかへることを得ん
二九 二九 人石垣ある城邑の內の住宅を賣ことあらんに賣てより全一年の間はこれを贖ふことを得べし即ち期定の日
三〇 の內にその贖をなすべきなり　三〇 もし全一年の內に贖ふことなくばその石垣ある城邑の內の家は買主の者に確定

三一 りて代々ながくこれに屬しヨベルにももどされざるべし　三一 然ど周圍に石垣あらざる村落の家はその國の田畝の
三二 附屬物と見做べし是は贖はるべくまたヨベルにいたりてもどさるべきなり　三二 レビ人の邑々すなはちレビ人の產
三三 業の邑々の家はレビ人何時にても贖ふことを得べし　三三 人もしレビ人の產業の邑においてレビ人より家を買こと
あらば彼の賣たる家はヨベルにおよびて返さるべし其はレビ人の邑々の家はイスラエルの子孫の中に是がもてる
三四 產業なればなり　三四 但しその邑々の郊地の田畝は賣べからず是その永久の產業なればなり
三五 汝の兄弟零落かつ手慄ひて汝の傍にあらば之を扶助け之をして客旅または寄寓者のごとくに汝とともにあ
三六 りて生命を保たしむべし　三六 汝の兄弟より利をも息をも取べからず神を畏るべしまた汝の兄弟をして汝とともに
三七 ありて生命を保たしむべし　三七 汝かれに利をとりて金を貸べからず　三八 我は
三八 汝等の神ヱホバにしてカナンの地を汝らに與へ且なんぢらの神とならんとて汝らをエジプトの國より導きいだせ
し者なり
三九 汝の兄弟零落て汝に身を賣ことあらば汝これを奴隷のごとくに使役べからず　四〇 彼をして傭人または寄寓
四〇 者のごとくにして汝とともに在しめヨベルの年まで汝に仕へしむべし　四一 其時には彼その子女とともに汝の所よ
四一 り出去りその一族にかへりその父祖等の產業に歸るべし　四二 彼らはエジプトの國より我が導き出せし我の僕なれ
四二 ば身を賣て奴隷となる可らず　四三 汝嚴く彼を使ふべからず汝の神を畏るべし　四四 汝の有つ奴隷は男女ともに汝
四四 の四周の異邦人の中より取べし男女の奴隷は是る者の中より買べきなり　四五 また汝らの中に寄寓る異邦人の子女

イ民三五・二　書二一　三七・二六、四一・一、二、一一二・五、九　ホ出二二・二五　申　三、一七、二二・一二　・一二　王上九・二二　二七・七、　三〇・八　ワ利二五・四六　出一
ロ利二五・二八　詩六　ハ往四・三六、三七　ニ申一五・七、八　詩　ヘ利二五・一七　尼五　・九　王下四・一　尼五・　ヌ出二一・三　ル利二五・二八　・一三　夕雅五六・三、六
ヨ利二五・一七　出一　・一八　馬三・五
ト利二二・三二、三三　チ利二五・五五　羅六　カ申六・九　西四・一
リ利二五・四六、出一・　ヌ利二五・四六　出一　・一四　耶二五・一四、　ル利二五・二八　・二二　哥前七・二三　申二五
・一七、二一　申二五

レ寓一四・二　ソ利二五・三九　ツ利二五・四三　ネ利二五・二五、三五　ナ尼五・五　ラ利二五・二六　ム伯七・一　雅一六・　ウ利二五・四一　出　ノ出二〇・四、五　申五　ヰ利二五・四二　井利二五・四二　・八、一六・二二、　オ利一九・三〇　二七・一五　詩九七　・七

四六 の中よりも汝ら買ことを得また彼等の中汝らの國に生れて汝らと偕に居る人々の家よりも然り彼等は汝らの所有
四六 となるべし　四六 汝ら彼らを獲て汝らの後の子孫の所有に遺し之に彼等を有ちてその所有となさしむることを得べ
し彼等は永く汝らの奴隷とならん然ど汝らの兄弟なるイスラエルの子孫をば汝等たがひに嚴しく相使ふべからず
四七 四七 汝の中なる客旅又は寄寓者にして富を致しその傍に住る汝の兄弟零落て汝の中なるその客旅あるひは寄寓
四八 者あるひは客旅の家の分支などに身を賣ることあらば　四八 その身を賣たる後に贖はるゝことを得その兄弟の一人
四九 これを贖ふべし　四九 その伯叔または伯叔の子これを贖ふべくその家の骨肉の親たる者これを贖ふべしまた若能せ
五〇 ば自ら贖ふべし　五〇 然る時は彼己が身を賣たる年よりヨベルの年までをその買主とともに數へその年の數にした
五一 がひてその身の代の金を定むべしまたその人に仕へし日は人を傭ひし日のごとくに數ふべきなり　五一 若なほ遺れ
五二 る年多からばその數にしたがひまたその買れし金に照して贖の金をその人に償ふべし　五二 若またヨベルの年まで
五三 に遺れる年少からばその人とともに計算をなしその年數にてらして贖の金を之に償ふべし　五三 彼のその人に仕ふ
五四 る事は歲雇の傭人のごとくなるべし汝の目の前において彼を嚴く使はしむべからず　五四 彼もし斯く贖はれずば
五五 ヨベルの年にいたりてその子女とともに出べし　五五 是イスラエルの子孫は我の僕なるに因る彼等はわが僕にして
我がエジプトの地より導き出せし者なり我は汝らの神ヱホバなり

第二六章

一 一 汝ら己のために偶像を作り木像を雕刻べからず柱の像を竪べからずまた汝らの地に石像を立て之
二 を拜むべからず其は我は汝らの神ヱホバなれば　二 汝等わが安息日を守りわが聖所を敬ふべし
我はヱホバなり

三 汝等もしわが法令にあゆみ吾が誡命を守りてこれを行はゞ　四 我その時候に雨を汝らに與ふべし地はその
四 産物を出し田野の樹木はその實を結ばん　五 是をもて汝らの麥打は葡萄を斂る時にまで及び汝らが葡萄を斂る事
五 は種播時にまでおよばん汝等は飽までに食物を食ひ汝らの地に安泰に住ことを得べし　六 我平和を國に賜ふべけ
六 れば汝等は安じて寢ることを得ん汝等を懼れしむる者なかるべし我また猛き獸を國の中より除き去ん劍なんぢら
七 の國を行めぐることも有じ　七 汝等はその敵を逐ん彼等は汝等の前に劍に殞るべし　八 汝らの五人は百人を逐ひ
八 九 汝らの百人は萬人を逐あらん汝らの敵は皆汝らの前に劍に殞れん　九 我なんぢらを眷み汝らに子を生こと多から
一〇 しめて汝等を增汝らとむすびしわが契約を堅うせん　一〇 汝等は舊き穀物を食ふ間にまた新しき者を穫てその舊き
一一 者を出すに至らん　一一 我わが幕屋を汝らの中に立ん我心汝らを忌きらはじ　一二 我なんぢらの中に歩みまた汝ら
一二 の神とならん汝らはまたわが民となるべし　一三 我は汝らの神エホバ汝らをエジプトの國より導き出してその奴隸
一三 たることを免れしめし者なり我は汝らの軛の横木を碎き汝らをして眞直に立て歩く事を得せしめたり
一四 一四 然ど汝等もし我に聽したがふ事をなさずこの諸の誡命を守らず　一五 わが法度を蔑如にしまた心にわが律法
一五 を忌きらひて吾が諸の誡命をおこなはず却てわが契約を破ることをなさば　一六 我もかく汝らになさんすなはち我
一六 なんぢらに驚恐を蒙らしむべし癆瘵と熱病ありて目を壞し靈魂を憊果しめん汝らの種播ことは徒然なり汝らの敵
一七 これを食はん　一七 我わが面をなんぢらに向て攻ん汝らはその敵に殺されんまた汝らの惡む者汝らを治めん汝らは

イ 申一一・一三、一四、三九・三〇　亞八・二五—二八　ト 代上二二・九　詩一一・二　結三四・二五—一一・一一　ル 申三二・三〇　雷ヨ出二五・八、一九・ソ 耶七・三二、一一・四・三〇・二二　出六・七・結一一・二〇、ラ 利二六・四三　王下
ロ 雙三〇・二三　結ホ 利二五・一九　申二・一四　詩一〇七・タ 利二〇・二三　申三二・一九　レ 哥後六・一六　ツ 利二五・三八、四二、五五　ム 申二八・六五・六六、六七、三二・二五　耶一五・八　結三四　ウ 申二八・二二　井母創二・三三　ノ 申二八・三三、五一、伯三一・八　鳥五・
三四・二六　耳二・　一一・五　耳二・　一九・二六　耳二・　基二・九　ヌ 結一四・一七　カ 利二五・二二　二九・ヨ出二五・八、二九・　四五　雷二二・一九　詩七六・二　結三七
八 詩六七・六、八五・　ヘ 利二五・一八　伯　チ 伯一一・一九　詩三　五・四・八　雙三五　ル 申三二・三〇　雷　ヲ 出二・二五　王下
一一・一二　結三四・二七、　一一・一八　結三四　・九　鳥三〇・一〇　ヲ 出二・二五　王下

一八 また追ものなきに逃ん　一八 汝ら若かくのごとくなるも猶我に聽したがはずば我汝らの罪を罰する事を七倍重すべ
一九 し　一九 我なんぢらが勢力として誇るところの者をほろぼし汝らの天を鐵のごとくに爲し汝らの地を銅のごとくに
二〇 爲ん　二〇 汝等が力を用ふる事は徒然なるべし即ち地はその產物を出さず國の中の樹はその實を結ばざらん
二一 汝らもし我に敵して事をなし我に聽したがふことをせずば我なんぢらの罪にしたがひて七倍の災を汝らに
二二 降さん　二二 我また野獸を汝らの中に遣るべし是等の者汝らの子女を攫くらひ汝らの家畜を噬ころしまた汝らの數
二三 を寡くせん汝らの大路は通る人なきに至らん　二三 我これらの事をもて懲すも汝ら改めずなほ我に敵して事をなさば　二四 我も汝らに敵して事をなし汝らの罪
二四 を罰することをまた七倍おもくすべし　二五 我劍を汝らの上にもちきたりて汝らの背約の怨を報さんまた汝らが
二五 その邑々に集る時は汝らの中に我疫病を遣らん汝らはその敵の手に付されん　二六 我なんぢらが杖とするパンを
二六 打くだかん時婦人十人一箇の爐にて汝らのパンを燒き之を稱りて汝らに付さん汝等は食ふも飽ざるべし
二七 二七 汝らもし是のごとくなるも猶我に聽したがふことをせず我に敵して事をなさば　二八 我も汝らに敵し怒りて
二八 事をなすべし我すなはち汝らの罪をいましむることを七倍おもくせん　二九 汝らはその男子の肉を食ひまたその
二九 女子の肉を食ふにいたらん　三〇 我なんぢらの崇邱を毀ち汝らの柱の像を斫たふし汝らの偶像の尸の上に汝らの
三〇 死體を投すて吾心に汝らを忌きらはん　三一 またなんぢらの邑々を滅し汝らの聖所を荒さんまた汝らの祭物の馨し
三一

ケ 母創二・五　詩一一・一二　ク 申二八・二五　邪一九・七　ヤ 詩一〇六・四一　マ 利二六・三六　詩五三・五　蝕二八・一
ケ 申一・一七、二八　ア 利二六・二四　サ 申三二・二四　王下一七・二五　結五・　メ 一八・二六　ミ 結五・二七、六・三、二九・　エ 詩一〇五・一六　雙　キ 士五・六　代下一五
九・六四　蝕二四・　・五　結七・二四、三〇・六　詩一〇八・二三　雙
一六　・二八　基一・一〇　・五　雙三三・八　哀
ク 申二八・二五　邪一九・七　士二　フ 雙三五・一、二六　・五　結七・二四、　ユ 邪一・三〇、五・三　ヒ 雙九・二〇　米六・　シ 長一四・一一　申　ス 申二八・五三　王下
一四　・二四　邪一九・七　士二　一二、二四・一〇、　一四　基一・六　一四　基一・一〇　一四　一一・一一　邪一四　二八・一一　邪一四　二四・一〇、　モ 利二六・二一、二四　イ 代下三四・三、四、七　ハ 利二〇・二三　詩
・二四　邪一九・七　士二　一二、二四・一〇、　一四　基一・六　一四　基一・一〇　一四　一一・一一　邪一四　二八・一一　邪一四　二四・一〇、　モ 利二六・二一、二四　イ 代下三四・三、四、七　ハ 利二〇・二三　詩
・二四　邪一九・七　士二　一二、二四・一〇、　一四　基一・六　一四　基一・一〇　一四　一一・一一　邪一四　二八・一一　邪一四　二四・一〇、　モ 利二六・二一、二四　イ 代下三四・三、四、七　ハ 利二〇・二三　詩
・二四　邪一九・七　士二　一二、二四・一〇、　一四　基一・六　一四　基一・一〇　一四　一一・一一　邪一四　二八・一一　邪一四　二四・一〇、　モ 利二六・二一、二四　イ 代下三四・三、四、七　ハ 利二〇・二三　詩
・二四　邪一九・七　士二　一二、二四・一〇、　一四　基一・六　一四　基一・一〇　一四　一一・一一　邪一四　二八・一一　邪一四　二四・一〇、　モ 利二六・二一、二四　イ 代下三四・三、四、七　ハ 利二〇・二三　詩
・二四　邪一九・七　士二　一二、二四・一〇、　一四　基一・六　一四　基一・一〇　一四　一一・一一　邪一四　二八・一一　邪一四　二四・一〇、　モ 利二六・二一、二四　イ 代下三四・三、四、七　ハ 利二〇・二三　詩
・二四　邪一九・七　士二　一二、二四・一〇、　一四　基一・六　一四　基一・一〇　一四　一一・一一　邪一四　二八・一一　邪一四　二四・一〇、　モ 利二六・二一、二四　イ 代下三四・三、四、七　ハ 利二〇・二三　詩
・二四　邪一九・七　士二　一二、二四・一〇、　一四　基一・六　一四　基一・一〇　一四　一一・一一　邪一四　二八・一一　邪一四　二四・一〇、　モ 利二六・二一、二四　イ 代下三四・三、四、七　ハ 利二〇・二三　詩
・二四　邪一九・七　士二　一二、二四・一〇、　一四　基一・六　一四　基一・一〇　一四　一一・一一　邪一四　二八・一一　邪一四　二四・一〇、　モ 利二六・二一、二四　イ 代下三四・三、四、七　ハ 利二〇・二三　詩
・二四　邪一九・七　士二　一二、二四・一〇、　一四　基一・六　一四　基一・一〇　一四　一一・一一　邪一四　二八・一一　邪一四　二四・一〇、　モ 利二六・二一、二四　イ 代下三四・三、四、七　ハ 利二〇・二三　詩
・二四　邪一九・七　士二　一二、二四・一〇、　一四　基一・六　一四　基一・一〇　一四　一一・一一　邪一四　二八・一一　邪一四　二四・一〇、　モ 利二六・二一、二四　イ 代下三四・三、四、七　ハ 利二〇・二三　詩
・二四　邪一九・七　士二　一二、二四・一〇、　一四　基一・六　一四　基一・一〇　一四　一一・一一　邪一四　二八・一一　邪一四　二四・一〇、　モ 利二六・二一、二四　イ 代下三四・三、四、七　ハ 利二〇・二三　詩
・二四　邪一九・七　士二　一二、二四・一〇、　一四　基一・六　一四　基一・一〇　一四　一一・一一　邪一四　二八・一一　邪一四　二四・一〇、　モ 利二六・二一、二四　イ 代下三四・三、四、七　ハ 利二〇・二三　詩
・二四　邪一九・七　士二　一二、二四・一〇、　一四　基一・六　一四　基一・一〇　一四　一一・一一　邪一四　二八・一一　邪一四　二四・一〇、　モ 利二六・二一、二四　イ 代下三四・三、四、七　ハ 利二〇・二三　詩
・二四　邪一九・七　士二　一二、二四・一〇、　一四　基一・六　一四　基一・一〇　一四　一一・一一　邪一四　二八・一一　邪一四　二四・一〇、　モ 利二六・二一、二四　イ 代下三四・三、四、七　ハ 利二〇・二三　詩
・二四　邪一九・七　士二　一二、二四・一〇、　一四　基一・六　一四　基一・一〇　一四　一一・一一　邪一四　二八・一一　邪一四　二四・一〇、　モ 利二六・二一、二四　イ 代下三四・三、四、七　ハ 利二〇・二三　詩
・二四　邪一九・七　士二　一二、二四・一〇、　一四　基一・六　一四　基一・一〇　一四　一一・一一　邪一四　二八・一一　邪一四　二四・一〇、　モ 利二六・二一、二四　イ 代下三四・三、四、七　ハ 利二〇・二三　詩

三二 き香を聞じ　三三 我その地を荒すべければ汝らの敵の其處に住る者これを奇しまん　三三 我なんぢらを國々に散し劍
三三 をぬきて汝らの後を追ん汝らの地は荒れ汝らの邑々は亡びん
三四 斯その地荒はてゝ汝らが敵の國に居んその間地は安息を樂むべ
三五 し　三五 是はその荒てをる日の間息まん汝らが其處に住たる間は汝らの安息に此休息を得ざりしなり　三六 また汝ら
三六 の中の遺れる者にはその敵の地において我これに恐懼を懷かしめん彼等は木葉の搖く聲にもおどろきて逃げその
三七 逃る事は劍をさけて逃るがごとくまた追ものもなきに顚沛ばん　三七 彼等は追ものも無に劍の前にあるが如くたが
三八 ひに相つまづきて倒れん汝等はその敵の前に立ことを得じ　三八 なんぢ等はもろもろの國の中にありて滅うせん
三九 なんぢらの敵の地なんぢらを呑つくすべし　三九 なんぢらの中の遺れる者はなんぢらの敵の地においてその罪の中
四〇 に瘠衰へまた己の身につけるその先祖等の罪の中に瘦衰へん
四〇 かくて後彼らその罪とその先祖等の罪および己が我に悖りし咎と我に敵して事をなせし事を懺悔せん
四一 我も彼等に敵して事をなし彼らをその敵の地に曳いたりしが彼らの割禮を受ざる心をれて卑くなり甘んじて
四二 その罪の罰を受るに至るべければ　四二 我またヤコブとむすびし吾が契約およびイサクとむすびし吾が契約を追憶
四三 しまたアブラハムとむすびしわが契約を追憶し且その地を眷顧ん　四三 彼等その地を離るべければ地は彼等の之に
四四 居る者なくして荒てをる間その安息をたのしまん彼等はまた甘じてその罪の罰を受ん是は彼等わが律法を蔑如に
四四 しその心にわが法度を忌きらひたればなり　四四 かれ等斯のごときに至るもなほ我彼らが敵の國にをる時にこれを

イ 耶九・一一、二五・ 六四 詩四四・一一 ホ 利二五・二 チ 箴一〇・四 七・ 六五 尼一・八 耶 何五・一五 申一〇 ・一八 約豊一・九 下一二・六、七、
一一・一八 耶九・一六 結一二 ・九 ・一八 約一一・一 ・一二 ・一二 ・一二

一三 祭司の估るところによりて定むべきなり　一三 その人若これを贖はんとせばその估る價にまた之が五分の一を加ふべし

一四 また人もしその家をヱホバに聖別さゝげたる時は祭司その佳悪にしたがひて之が估價を爲べし即ちその價は祭司の估るところによりて定むべきなり　一五 その人もし家を贖はんとせばその估價の金にまた之が五分の一を加ふべし然せば是は自分の有とならん

一六 人もしその遺業の田野の中をヱホバに獻る時は其處に撒るゝ種の多少にしたがひてこれが估價をなすべし

一七 即ち大麥の種一ホメルを五十シケルに算べきなり　一七 もしその田野をヨベルの年より獻たる時はその價は汝の估

一八 れる所によりて定むべし　一八 もし又その田野をヨベルの後に獻たる時は祭司そのヨベルの年までに遺れる年の數

一九 にしたがひてその金を算へこれに準じてその估價を減すべし　一九 その田野を獻たる者若これを贖はんとせばその

二〇 估價の金の五分の一をこれに加ふべし然せば是はその人に歸せん　二〇 然ど若その田野を贖ふことをせず又はこれ

二一 を他の人に賣ことをなさば再び贖ふことを得じ　二一 その田野はヨベルにおよびて出きたる時は永く奉納たる田野

二二 のごとくヱホバに歸して聖き者となり祭司の産業とならん　二二 若また自己が買たる田野にしてその遺業にあらざ

二三 る者をヱホバに獻たる時は　二三 祭司その人のために估價してヨベルの年までの金を推算べし彼は汝の估れる金高

二四 をその日ヱホバにたてまつりて聖物となすべし　二四 ヨベルの年にいたればその田野は賣主なるその本來の所有主

二五 に歸るべし　二五 汝の估價はみな聖所のシケルにしたがひて爲べし二十ゲラを一シケルとなす

二六 但し牲畜の初子はヱホバに歸すべき初子なれば何人もこれを獻べからず牛にもあれ羊にもあれ是はヱホバ

イ 利二七・一五、一九　ロ 利二七・一三、一九　ハ 利二五・一五、一六　ニ 利二七・一三　ホ 利二五・一〇、二八　ヘ 利二七・二八　ト 民一八・一四　チ 利二五・一〇、二五　リ 利二七・一八　ヌ 利二五・二八　ル 出三〇・一三　民三・四七、一八・一六　ヲ 出一三・二、一二、二二・三〇　民一八　結四五・一二　ワ 利二七・一一—一三　カ 利二七・二一　ヨ 民二一・二、三　タ 創二八・二二　民一八・二一、二四　レ 利二七・一三　ソ 申三・一三　結一四・一〇　ツ 利二七・一〇　ネ 利二六・四六

二七 の所屬なり　二七 若し汚たる畜ならば汝の估價にしたがひこれにその五分の一を加へてその人これを贖ふべし若こ

二八 れを贖ふことをせずば汝の估價にしたがひて之を賣べし

二八 但し人がその凡て有る物の中より取て永くヱホバに納めたる奉納物は人にもあれ畜にもあれその遺業の

二九 田野にもあれ一切賣べからずまた贖ふべからず奉納物はみなヱホバに至聖物たるなり　二九 また人の中永く奉納ら

三〇 れて奉納物となれる者も贖ふべからず必ず殺すべし

三〇 地の十分の一は地の産物にもあれ樹の果にもあれ皆ヱホバの所屬にしてヱホバに聖きなり　三一 人もしその

三一 獻る十分の一を贖はんとせば之にまたその五分の一を加ふべし　三二 牛または羊の十分の一については凡て杖の下

三二 を通る者の第十番にあたる者はヱホバに聖き者なるべし　三三 その佳悪をたづぬべからずまた之を易べからず若こ

三三 れを易る時は其とその易たる者ともに聖き者となるべしこれを贖ふことを得ず

三四 是等はヱホバがシナイ山においてイスラエルの子孫のためにモーセに命じたまひし誡命なり

レビ記をはり

民數紀略

第一章

一 一エジプトの國を出たる次の年の二月の一日にエホバ、シナイの野に於て集會の幕屋の中にてモー
二 セに告て言たまはく　二汝等イスラエルの子孫の全會衆の惣數をその宗族に依り其父祖の家に循ひ
三 て核べその諸の男丁の名の數と頭數とを得よ　三すなはちイスラエルの中凡て二十歳以上にして戰爭にいづるに
四 勝る者を汝とアロンその軍旅にしたがひて數ふべし　四また諸の支派おのおのその父祖の家の長たる者一人を出
五 して汝等とともならしむべし　五汝らとともに立べき人々の名は是なり即ちルベンよりはシデウルの子エリヅル
六 六シメオンよりはツリシヤダイの子シルミエル　七ユダよりはアミナダブの子ナション　八イッサカルよりは
七八 ツアルの子ネタニエル　九ゼブルンよりはヘロンの子エリアブ　一〇ヨセフの子等の中にてはエフライムよりはア
九一〇 ミホデの子エリシヤマ、マナセよりはパダヅルの子ガマリエル　一一ベニヤミンよりはギデオニの子アビダン
一一一二 一二ダンよりはアミシヤダイの子アヒエゼル　一三アセルよりはオクランの子パギエル　一四ガドよりはデウエルの
一三一四 一五子エリアサフ　一六ナフタリよりはエナンの子アヒラ　一七是等は會衆の中より選み出され者にてその父祖の支派
一五一六 一七の牧伯またイスラエルの千人の長なり　一八かくてモーセとアロンこゝに名を擧たる人々を率領て　一九二月の一日
一七一八 に會衆をことごとく集めければ彼等その宗族に循ひその父祖の家にしたがひその名の數にしたがひて自分の出生
一九 を述たりかく二十歳以上の者ことごとく核へらるエホバの命じたまひしごとくモーセ、シナイの野にて彼等

イ 出一九・一　民一〇　ハ 出三〇・一二、三八　二四・二　代上二一　ホ 民七・二　代上二七
ロ 出二五・二二　二一・一六　民二六・二〇　六二・六　民二六・四　番後　ニ 民二一・一四　ヘ 出一八・二一～二五

を核數たり　二〇すなはちイスラエルの長子ルベンの子等より生れたる者をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ
二一 二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるに其名の數に依りその頭數によれば　二一ルベンの支派の中
二二 にその核數られし者四萬六千五百人ありき　二二またシメオンの子等より生れたる者等をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして
二三 戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數に依りその頭數に依ば　二三シメオンの支派の中にその核數られ
二四 し者五萬九千三百人ありき　二四またガドの子等より生れたる者をその宗族に依りその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戰爭に
二五 出るに勝る男丁を數へたるにその名の數に依れば　二五ガドの支派の中にその核數られし者四萬五千六百五十人あ
りき　二六ユダの子等より生れたる者をその宗族に依りその父祖の家に循ひて核べ二十歳以上にして戰爭にいづるに
二六 二七勝る男丁を數へたるにその名の數に依れば　二七ユダの支派の中にその核數られし者七萬四千六百人ありき
二八 二八イッサカルの子等より生れたる者をその宗族に依りその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戰爭
二九 に出るに勝る男丁を數へたるにその名の數に依ば　二九イッサカルの支派の中にその核數られし者五萬四千四百人
ありき　三〇ゼブルンの子等より生れたる者をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戰爭に
三〇 三一いづるに勝る男丁を數へたるにその名の數によれば　三一ゼブルンの支派の中に其核數られし者五萬七千四百人あ

りき

三二 ヨセフの子等の中エフライムの子等より生れたる者をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十
三三 歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數に依ば　三三 エフライムの支派の中にその核數られ
し者四萬五百人ありき

三四 又マナセの子等より生れたる者をその宗族に依りその父祖の家に循ひて核べ二十歳以上にして戰爭にいづ
三五 るに勝る男丁を數へたるにその名の數に依ば　三五 マナセの支派の中にその核數られし者三萬二千二百人ありき

三六 ベニヤミンの子等より生れたる者をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戰爭
三七 にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數によれば　三七 ベニヤミンの支派の中にその數へられし者三萬五千四
百人ありき

三八 ダンの子等より生れたる者をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戰爭にいづ
三九 るに勝る男丁を數へたるにその名の數によれば　三九 ダンの支派の中にその核數られし者六萬二千七百人ありき

四〇 アセルの子等より生れたる者をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戰爭にい
四一 づるに勝る男丁を數へたるにその名の數によれば　四一 アセルの支派の中にその核數られし者四萬一千五百人あり
き

四二 ナフタリの子等より生れたる者をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戰爭に
四三 いづるに勝る男丁を數へたるにその名の數によれば　四三 ナフタリの支派の中にその數へられし者五萬三千四百人
ありき

イ民二六・六四　ロ出三八・二六、一二　ハ民二・三三、三、　ニ民二・三三、二六・五一　ホ出三八・二一　ヘ民三・二三、二六・六二　ト民一〇・一七・二一　チ民三・一〇・三八、一八・五　リ民二・一、三四　ヌ民一・五〇　ル利一〇・六　ヲ民三・七・八、八・二　ワ民一・五二　カ第三・四

四四 是すなはちその核數られし者にしてモーセとアロン（一）とイスラエルの牧伯等の數ふる所是のごとしその牧伯
四五 等は十二人にして各々その父祖の家のために出たるなり　四五 斯イスラエルの子孫をその父祖の家にしたがひて核
四六 べ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁をイスラエルの中に數へたるに　四六 其核數られし者都合六十萬三千
五百五十人ありき

四七 但しレビの支派の人はその父祖にしたがひて核數らるゝこと無りき　四八 即ちエホバ、モーセに告て言たま
四八 四九 ひけらく　四九 惟レビの支派のみは汝これを核數べからずまたその總數をイスラエルの子孫とともに計ふべからざ
五〇 るなり　五〇 なんぢレビ人をして律法の幕屋とその諸の器具と其に屬する諸の物を管理らしむべし彼等はその幕屋
五一 とその諸の器具を運搬ぶことを爲しまたこれが役事を爲し幕屋の四圍にその營を張べし　五一 幕屋を移す時はレビ
五二 人これを折卸し幕屋を立る時はレビ人これを組たつべし外人のこれに近く者は殺さるべし　五二 イスラエルの子孫
五三 はその軍旅に循ひて各々自己の營にその天幕を張り各人その隊の纛の下に天幕を張べし　五三 然どレビ人は律法の
五四 幕屋の四圍に營を張べし是イスラエルの子孫の全會衆の上に震怒のおよぶことなからん爲なりレビ人は律法の幕
屋をあづかり守るべし　五四 是においてイスラエルの子孫エホバのモーセに命じたまひしごとくに凡て爲し斯おこ
なへり

第二章

一 エホバ、モーセとアロンに告て言たまはく　二 イスラエルの子孫は各々その隊の纛の下に營を張
二 てその父祖の旗號の下に居るべくまた集會の幕屋の四圍において之にむかひて營を張べし　三 即ち

日の出る方東に於てはユダの營の纛の下につく者その軍旅にしたがひて營を張りアミナダブの子ナション、ユダ
四 の子孫の牧伯となるべし　四 その軍旅すなはちその核數られし者は七萬四千六百人　五 その傍に營を張る者はイ
五 ッサカルの支派なるべし而してツアルの子ネタニエル、イッサカルの子孫の牧伯となるべし　六 その軍旅すなは
六 ちその核數られし者は五萬四千四百人　七 またゼブルンの支派これと偕にありてヘロンの子エリアブ、ゼブルン
七 の子孫の牧伯となるべし　八 その軍旅すなはちその核數られし者は五萬七千四百人　九 ユダの營の軍旅すなはち
八 核數られし者は都合十八萬六千四百人是等の者首先に進むべし
九
一〇 また南の方に於てはルベンの營の纛の下につく者その軍旅にしたがひて居りシデウルの子エリヅル、ルベ
一〇 ンの子孫の牧伯となるべし　一一 その軍旅すなはちその核數られし者は四萬六千五百人　一二 その傍に營を張る者は
一一 シメオンの支派なるべし而してツリシャダイの子シルミエル、シメオンの子孫の牧伯となるべし　一三 その軍旅す
一二 なはちその核數られし者は五萬九千三百人　一四 ガドの支派これに次ぎデウエルの子エリアサフ、ガドの子孫の
一三 牧伯となるべし　一五 その軍旅すなはちその核數られし者は四萬五千六百五十人　一六 ルベンの營の軍旅すなはちそ
一四 の核數られし者は都合十五萬一千四百五十人是等の者第二番に進むべし
一五
一六
一七 その次に律法の幕屋レビ人の營とともに諸營の眞中にありて進むべし彼等はその營を張がごとくに各々そ
一七 の隊にしたがひその纛にしたがひて進むべきなり
一八 また西の方においてはエフライムの營の纛の下につく者その軍旅にしたがひて居りアミホデの子エリシヤ
一八 マ、エフライムの子孫の牧伯となるべし　一九 その軍旅すなはちその核數られし者は四萬五百人　二〇 マナセの支派
一九
二〇

イ民一〇・一四 得四 三・三二、一三三 二、四七、一〇・二〇 ロ民一〇・一四 代上二・一〇 太一・四 詩 八民一・四、七・四 ニ民一〇・一八 ホ民一〇・一七、二一 ヘ民一〇・二二 ト民一〇・二五 チ出三八・二六 民一・四六、一一・二二 リ民一・四七 ヌ民二四・二、五、六 ル出六・二三 ヲ出二八・四一 列八・六一 ワ利一〇・一 民二六・代上二四・二

二 その傍にありてバダヂルの子ガマリエル、マナセの子孫の牧伯となるべし　二一 その軍旅すなはちその核數られし
二 者は三萬二千二百人　二二 ベニヤミンの支派これに次ぎギデオニの子アビダン、ベニヤミンの子孫の牧伯となるべ
二三 し　二三 その軍旅すなはちその數へられし者は三萬五千四百人　二四 エフライムの營の軍旅すなはちその核數られし
二四 者は都合十萬八千一百人是等の者第三番に進むべし
二五 二五 また北の方に於てはダンの營の纛の下につく者その軍旅に循ひて居りアミシャダイの子アヒエゼル、ダン
二六 の子孫の牧伯となるべし　二六 その軍旅すなはちその核數られし者は六萬二千七百人　二七 その傍に營を張る者はア
二七 セルの支派なるべし而してオクランの子パギエル、アセルの子孫の牧伯となるべし　二八 その軍旅すなはちその
二八 核數られし者は四萬一千五百人　二九 ナフタリの支派これに次ぎエナンの子アヒラ、ナフタリの子孫の牧伯となる
二九 べし　三〇 その軍旅すなはちその核數られし者は五萬三千四百人　三一 ダンの營の核數られし者は都合十五萬七千六
三〇 百人是等の者その旗號にしたがひて最後に進むべし
三一 三二 イスラエルの子孫のその父祖の家にしたがひて核數られし者は是のごとし諸營の軍旅すなはちその核數ら
三二 れし者は都合六十萬三千五百五十人なりき　三三 但しレビ人はイスラエルの子孫とともに計へらるゝこと無りきす
三三 三四 なはちエホバのモーセに命じたまへる如し　三四 是においてイスラエルの子孫エホバの凡てモーセに命じたまひし
三四 ごとくに行ひ各々その宗族に依りその父祖の家に依りその隊の纛にしたがひて營を張りまた進むことを爲せり

第三章

一 一 エホバ、シナイ山に於てモーセと語ひたまへる日にはアロンとモーセの一族左のごとくにてあり
二 二 アロンの子孫は是のごとし長子はナダブ次はアビウ、エレアザル、イタマル　三 是すなはち
三 アロンの子等の名なり彼等は皆膏そゝがれ祭司の職に任ぜられて祭司となれり　四 ナダブとアビウはシナイの野

にて異火をヱホバの前に獻たる時にヱホバの前に死り子なしエレアザルとイタマルはその父アロンの目の前にて祭司の職を爲り

五 ヱホバまたモーセに告て言たまはく　六 レビの支派を召よせ祭司アロンの前に侍りてこれに事へしめよ

七 彼らは集會の幕屋の前にありてアロンの職と全會衆の職に替り幕屋の役事をなすべきなり　八 すなはち彼等は

九 集會の幕屋の諸の器具を看守イスラエルの子孫の職に替りて幕屋の役事をなすべし　一〇 汝レビ人をアロンとその

子等に與ふべしイスラエルの子孫の中より彼等は全くアロンに與へられたる者なり　一〇 汝アロンとその子等を立

て祭司の職を行はしむべし外人の近づく者は殺されん　一一 ヱホバすなはちモーセに告て言たまはく　一二 視よ我イスラエルの子孫の中なる始に生れたる者すなはち

一三 首出の代にレビ人をイスラエルの子孫の中より取り　一三 首出はすべて吾が有なり我エジプトの國の中の首出を

ことごとく擊ころせる時イスラエルの首出を人も畜もことごとく聖別て我に歸せしめたり是はわが有となるべし

一四 我はヱホバなり　一四 ヱホバ、シナイの野にてモーセに告ていひたまはく　一五 汝レビの子孫をその父祖の家に依りその宗族にし

一六 たがひて核數よ即ちその一箇月以上の男子を核數べし　一六 是においてモーセ、ヱホバの言に循ひてその命ぜられ

一七 しごとくに之を核數たり　一七 レビの子等の名は左のごとしゲルション、コハテ、メラリ　一八 ゲルションの子等の

一九 名はその宗族によれば左の如しリブニ、シメイ　一九 コハテの子等の名はその宗族に依ば左のごとしアムラム、

二〇 イヅハル、ヘブロン、ウジエル　二〇 メラリの子等の名はその宗族によればマヘリ、ムシなりレビ人の宗族はその

イ民八・六、一八・二、一九、一八・六　ロ民一・五〇、八・一　ハ民八・一九、一八・六　ニ民一八・七　ホ民三・三八、一・五　ヘ民三・四一、八・一　ト出一三・二、利二七　チ出一三・一二、一五　リ民三・三九、二六　ヌ創四六・一一　ル出六・二三・六　ヲ出六・二八　ワ出六・一九　カ民一・五三　ヨ民四・二四、二五・二　タ出二五・九　レ出二六・一　ソ出二六・七・一四　ツ出二六・三六　ネ出二七・九　ナ出二七・一六　ラ出三五・一八　ム代上二六・二三　ウ民一・五三　ヰ民四・二五　ノ出二五・一〇　オ出三五・二三　ク出二五・三一　ヤ出二七・一、三〇・一　マ出二六・三二　ケ民一・五三　フ民四・三一、三二　コ民一・五三　エ民三・七・八

父祖の家に依ば是のごとくなり

二一 ゲルションよりリブニ人の族とシメイ人の族出たり是すなはちゲルション人の族なり　二二 その核數られし

二三 者の數すなはち一箇月以上の男子の數は都合七千五百人　二三 ゲルション人の族は凡て幕屋の後すなはち西の方に

二四 營を張べし　二四 而してラエルの子エリアサフ、ゲルション人の牧伯となるべし　二五 集會の幕屋におけるゲルショ

二五 ンの子孫の職守は幕屋と天幕とその頂蓋および集會の幕屋の入口の幔と　二六 庭の幕および幕屋と壇の周圍なる庭

二六 の入口の幔ならびにその繩等凡て之に用ふる物を守るべき事なり

二七 またコハテよりアムラミ人の族イヅハリ人の族ヘブロン人の族ウジエリ人の族出たり是すなはちコハテ人

二八 の族なり　二八 一箇月以上の男子の數は都合八千六百人是みな聖所の職守を守るべき者なり　二九 コハテの子孫の族

三〇 は凡て幕屋の南の方に營を張べし　三〇 而してウジエルの子エリザバン、コハテ人の族の牧伯となるべし　三一 彼等

三一 の職守は律法の櫃案燈臺諸壇および聖所の役事に用ふる器具ならびに幔等凡て其處に用ふる物を守るべき事

三二 なり　三二 祭司アロンの子エレアザル、レビ人の牧伯の長となり且聖所の職を守る者を統轄るべし

三三 三四 又メラリよりマヘリ人の族とムシ人の族出たり是すなはちメラリの族なり　三四 その核數られし者すなはち

三五 一箇月以上の男子の數は六千二百人　三五 アビハイルの子ツリエル、メラリの族の牧伯となり此族幕屋の北の方に

三六 營を張べし　三六 メラリの子孫の管理るべき者は幕屋の板とその横木その柱その座その諸の器具お

三七 よび其に用ふる一切の物　三七 ならびに庭の周圍の柱とその座その釘およびその繩なり

三八 また幕屋の前その東の方すなはち集會の幕屋の東の方にはモーセとアロンおよびアロンの子等營を張りイ

三九 スラエルの子孫の職守に代て聖所の職守を守るべし外人の近づく者は殺されん　三九 モーセとアロン、エホバの言
に依りレビ人を悉く核數たるに一箇月以上の男子の數二萬二千ありき
四〇 エホバまたモーセに言たまはく汝イスラエルの子孫の中の首出たる男子の一箇月以上なる者を盡く數へて
四一 その名の數を計れ　四一 我はエホバなり我ために汝レビ人を取りてイスラエルの子孫の中なる諸の首出子に代へま
四二 たレビ人の家畜を取てイスラエルの子孫の家畜の中なる諸の首出に代べし　四二 モーセすなはちエホバの己に命じ
四三 たまへるごとくにイスラエルの子孫の中なる首出子を盡く數へたり　四三 その數へられし首出なる男子の一箇月以
上なる者はその名の數に依ば都合二萬二千二百七十三人なりき
四四 四四 すなはちエホバ、モーセに告て言たまはく　四五 汝レビ人を取てイスラエルの子孫の中なる諸の首出子に代
四六 へまたレビ人の家畜を取て彼等の家畜に代よレビ人はわが所有となならん我はエホバなり　四六 またイスラエルの
四七 子孫の首出子はレビ人より多きと二百七十三人なれば是等をば贖ふべき者となし　四七 その頭數に依て一人ごと
四八 に五シケルを取べし即ち聖所のシケルに循ひて之を取べきなり一シケルは二十ゲラなり　四八 汝その餘れる者の
四九 贖の金をアロンとその子等に付すべし　四九 是においてモーセ、レビ人をもて贖ひ餘せるところの者の贖の金を
五〇 取り　五〇 即ちモーセ、イスラエルの子孫の首出子の中より聖所のシケルにしたがひて金千三百六十五シケルを取
五一 り　五一 その贖はるゝ者の金をエホバの言にしたがひてアロンとその子等に付せりエホバのモーセに命じたまひし
如し

第四章

一 エホバまたモーセとアロンに告て言たまはく　二 レビの子孫の中よりコハテの子孫の總數をその

イ民一八・五　ロ民三・一〇　ハ民二六・六二　ニ民三・一五　ホ民三・一二、四五　ヘ民三・一二、四一　ト民三・三九、四三　チ出一三・一三　リ利二七・六　民一八　ヌ出三〇・一六、一六結四五・一二　ル民三・四六、四七　ヲ民二七・二五　民一八　ワ民八・二四　代上　カ民四・一五　ヨ民四・一九　タ出二六・三二、二四、二七　レ出二五・一〇、一六　ソ出二五・一三　ツ出二五・二三、二九、三〇　利二四・六八　ネ出二五・三一　ナ出二五・三七、三八　ラ出三〇・一三　ム民七・九、一〇・二一　申三一・九　母後六　ウ母後六・六、七　代上　ノ出二五・六　利二四　井民三・三一　オ出三〇・三四　ク出二九・四〇　ヤ出三〇・二三　代上一五・一三　代上一五・一三、一五　一三・九、一〇　一・一三　一・一六　結四五・一二　ル民三・四六、四七

三 宗族に依りその父祖の家にしたがひて計べ　三 三十歳以上五十歳までにして能く軍團に入り集會の幕屋に働作を
四 なすことを得る者をことごとく數へよ　四 コハテの子孫が集會の幕屋においてなすべき勤務は至聖物に關る者
五 にして是のごとし　五 即ち營を進むる時はアロンとその子等まづ往て障蔽の幕を取おろし之をもて律法の櫃を覆
六 七 ひ　六 その上に獾の皮の蓋をほどこしまたその上に總青の布を打かけその杠を差いるべし　七 また供前のパンの
八 案の上には青き布を打かけその上に皿匙杓および酒を灌ぐ斝を置きまた常供のパンをその上にあらしめ　八 紅
九 の布をその上に打かけ獾の皮の蓋をもてこれを覆ひ而してその杠を差いるべし　九 また青き布を取て燈臺とその
一〇 蓋その燈鉗その剪燈盤および其に用ふる諸の油の器を覆ひ　一〇 獾の皮の蓋の内に燈臺とその諸の器をいれてこ
一一 れを棹にかくべし　一一 また金の壇の上に青き布を打かけ獾の皮の蓋をもて之を蓋ひその杠を差いるべし　一二 また
一二 聖所の役事に用ふる役事の器をことごとく取青き布に裹み獾の皮の蓋をもてこれを蓋ひて棹にかくべし　一三 また
一四 壇の灰を取さりて紫の布をその壇に打かけ　一四 その上に役事をなすに用ふる諸の器具すなはち火鼎肉叉火鏟鉢
一五 および壇の一切の器具をこれに載せ獾の皮の蓋をその上に打かけ而してその杠を差とほすべし　一五 營を進むるに
あたりてアロンとその子等聖所と聖所の一切の器具を蓋ふことを畢りたらば即ちコハテの子孫いり來りてこれ
を舁べし然ながら彼等は聖物に捫るべからず恐くは死ん集會の幕屋の中なる是等の物はコハテの子孫の擔ふべき
一六 者なり　一六 祭司アロンの子エレアザルは燈火の油馨しき香常供の素祭および灌膏を司どりまた幕屋の全體と
その中なる一切の聖物および其處の諸の器具を司どるべし　一七 エホバまたモーセとアロンに告て言たまはく　一八 汝等コハテ人の宗族の者をしてレビ人の中より絶るゝに

一九 至らしむる勿れ　一九 彼等が至聖物に近く時に生命を保ちて死ることなからん爲に汝等かく之に爲べし即ちアロン
二〇 とその子等まづ入り彼等をして各箇その役事に就しめその擔ふべき物を取しむべし　二〇 彼等は入て須臾も聖物を
(イ)
(ロ)
觀るべからず恐らくは死ん

二一 ヱホバまたモーセに告て言たまはく　二二 汝ゲルションの子孫の總數をその父祖の家に依りその宗族に循ひ
二三 てしらべ　二三 三十歲以上五十歲までにして能く軍團に入り集會の幕屋に働作をなすことを得る者をことごとく數
(ハ)
二四 へよ　二四 ゲルション人の働く事と擔ふ物は是のごとし　二五 即ち彼等は幕屋の幕と集會の天幕およびその頂蓋とそ
二六 の上なる獾の皮の蓋ならびに集會の天幕の入口の幔を擔ひ　二六 庭の幕および幕屋と壇の周圍なる庭の門の入口の
(ニ)
二七 幔とその繩ならびにそれに用ふる諸の器具と其がために造る一切の物を擔ふべし斯働作べきなり　二七 ゲルション
二八 の子孫の一切の役事すなはちその擔ふところと働くところはアロンとその子等の命に循ふべきなり汝等は彼等に
二八 その擔ふべき物を割交してこれを守らしむべし　二八 ゲルションの子孫の宗族が集會の幕屋において爲べき働作は
二九 是のごとし彼等の守る所は祭司アロンの子イタマルこれを監督るべし
二九 メラリの子孫もまた汝これをその宗族に依りその父祖の家に循ひて計べ　三〇 三十歲以上五十歲までにして
三〇 能く軍團に入り集會の幕屋において勤務をなすことを得る者を盡く數へよ　三一 彼等が集會の幕屋において爲べき
(ホ)
三一 一切の役事すなはちその擔ひ守るべき物は是のごとし幕屋の板その横木その柱その座　三二 庭の四周の柱その座そ
(ヘ)
三二 の釘その繩およびこれがために用ふる一切の器具なり彼等が擔ひ守るべき器具は汝等その名を按べて之を數ふべ
(ト)
(チ)
三三 し　三三 是すなはちメラリの子孫の族がなすべき役事にして彼等は祭司アロンの子イタマルの監督をうけて集會の

イ 民四・四　ロ 出一九・二一　六・一九　ハ 民四・三　ニ 民三・二五、二六　ホ 民四・三　ヘ 民三・三六、三七　ト 出三六・一五　チ 出三八・二一　リ 民四・二　ヌ 民四・三二　ル 民四・二九　ヲ 民四・三二、三三、三〇

三四 幕屋において此すべての役事を爲べきなり　三四 是においてモーセとアロンおよび會衆の牧伯等コハテの子孫をその宗族に依りその父祖の家にしたがひて
三五 しらべ　三五 三十歲以上五十歲までにして能く軍團に入り集會の幕屋において勤務をなすことを得る者を盡く數へ
(リ)
三六 たるに　三六 その宗族にしたがひて數へられし者二千七百五十人ありき　三七 是すなはちコハテ人の族の數へられし
三七 者にして皆集會の幕屋に於て役事をなすことを得る者なりモーセとアロン、ヱホバがモーセによりて命じたまひ
三八 し所にしたがひて之を數へたり　三八 またゲルションの子孫をその宗族に依りその父祖の家に循ひて計べ　三九 三十歲以上五十歲までにして能く
三九 四〇 軍團に入り集會の幕屋において勤務をなすことを得る者を數へたるに　四〇 その宗族に依りその父祖の家に循ひて
四一 數へられし者二千六百三十人ありき　四一 是すなはちゲルションの子孫の族の數へられし者にして皆集會の幕屋に
(ヌ)
四二 おいて勤務をなすことを得る者なりモーセとアロン、ヱホバの命にしたがひて之を數へたり　四三 三十歲以上五十歲までにして能く
四三 四四 またメラリの子孫の族をその宗族に依りその父祖の家に循ひて計べ　四四 その宗族にしたがひて數へられし者三
四四 軍團に入り集會の幕屋において勤務をなすことを得る者を數へたるに
四五 千二百人ありき　四五 是すなはちメラリの子孫の族の數へられし者なりモーセとアロン、ヱホバのモーセによりて
四六 命じたまひし所にしたがひて之を數へたり　四六 モーセとアロンおよびイスラエルの牧伯等レビ人をその宗族に依りその父祖の家にしたがひてしらべ
四七 四七 三十歲以上五十歲までにして能く來りて集會の幕屋の役事を爲し且これを擔ふ業を爲す者を數へたるに
(ヌ)
四八 四八 その數へられしものの數都合八千五百八十人なりき　四九 ヱホバの命にしたがひてモーセかれらを數へ彼等を
四九

して各人その役事に就しめかつその擔ふ所をうけもたしめたりエホバの命にしたがひて數へたるところ是のごとし

第五章

一 エホバ、モーセに告て言たまはく　二 イスラエルの子孫に命じて癩病人と流出ある者と死骸に汚
三 男女をわかたず汝等これを出して營の外に居しめ彼等
三 されたる者とを盡く營の外に出さしめよ　四 イスラエルの子孫かく爲して之を營の外に出せり
四 をしてその營を汚さしむべからず我その諸營の中に住なり　五 イスラエルの子孫然なしぬ
五 すなはちエホバのモーセに告たまひし如くにイスラエルの子孫に告よ男または女もし人の犯す罪を犯してエホ
六 エホバまたモーセに告て言たまはく　六 イスラエルの子孫に告よ男または女もし人の犯す罪を犯してエホ
七 バに悖りその身罪ある者とならば　七 その犯せし罪を言あらはしその物の代價にその五分の一を加へてこれを己
八 が罪を犯せる者に付してその償を爲べし　八 然ど若その罪の償を受べき親戚その人にあらざる時はその罪の償を
九 エホバになして之を祭司に歸せしむべしまた彼のために用ひて贖をなすところの贖罪の牡羊も祭司に歸す　九 イ
一〇 スラエルの子孫の擧祭となして祭司に携へ來る所の聖物は皆祭司に歸す　一〇 諸の人の聖別て獻る物は祭司に歸し
凡て人の祭司に付す物は祭司に歸するなり
一一 エホバ、モーセに告て言たまはく　一二 イスラエルの子孫に告てこれに言へ人の妻道ならぬ事を爲てその夫
一二 に罪を犯すあり　一三 人かれと交合したるにその事夫の目にかくれて露顯ず彼その身を汚したれどこれが證人とな
一四 る者なく彼またその時に執へられもせざるあり　一四 すなはち妻その身を汚したる事ありて夫猜疑の心を起してそ
一五 の妻を疑ふことあり又は妻その身を汚したる事なきに夫猜疑の心を起してその妻を疑ふことある時は　一五 夫その

イ 民四・一五・二四・三　ロ 民四・一・二一　ハ 利一三・三一、四六　ホ 利二一・一　民九・一一・一四　ヘ 利二六・一一・一二　ト 利六・二・三　チ 利五・五・二六・四〇　リ 利六・五　ヌ 利六・六・七、七・七　ル 出二九・二八　利六・一七・一八・二六・七　ヲ 利六・六・七、九・一〇、一四　民一八・八・九、一九　申一八・三・四　ワ 利一八・二〇　カ 王上一七・一八　結 夕書六・二六　母創 レ 亨二九・二二　二九・一六　一四・二四　尼一〇　ソ 詩一〇九・一八　二九　ツ 申二七・二九　ネ 利八・二七　ナ 利二・二九　哀後六・一六　ラ 申二八・三七　詩 八三・九、一一　箴 八 羅八・一三　二四・九、二九・一　八二・二二、四二・一

妻を祭司の許に携へきたり大麥の粉一エバの十分の一をこれがために禮物として持きたるべしその上に油を灌べ
からずまた乳香を加ふべからず是は猜疑の禮物記念の禮物にして罪を誌えしむる者なればなり
一六 祭司はまたその婦人を近く進ませてエホバの前に立しめ　一七 瓦の器に聖水を入れ幕屋の下の地の土を取
一七 てその水に放ち　一八 其婦人をエホバの前に立せ婦人にその頭を露さしめて記念の禮物すなはち猜疑の禮物をその
一八 手に持すべし而して祭司は詛を來らするところの苦き水を手に執り　一九 婦を誓せてこれに言べし人もし汝と寢た
一九 る事あらず汝また汝の夫を措て道ならぬ事を爲て汚穢に染しこと無ば詛を來する此苦水より害を受ること有ざれ
二〇 然ど汝もし汝の夫を措き道ならぬ事を爲てその身を汚し汝の夫ならざる人と寢たる事あらば　二一 (祭司その
二〇 婦人をして詛を來らする誓をなさしめて祭司その婦人に言べし)　二二 エホバ汝の腿を瘦しめ汝の腹を脹れしめ汝をし
二一 て汝の民の指て詛ふ者指て誓ふ者とならしめたまへ　二三 また詛を來らすることの水汝の腸にいりて汝の腹を脹れ
二二 させ汝の腿を瘦させんとその時婦人はアーメン、アーメンと言べし　二四 婦人をしてその詛を來らする水を飲しむべ
二三 而して祭司この詛を書に筆記しその苦水にて之を洗おとし
二四 しその詛を來らする水かれの中にいりて苦ならん　二五 祭司まづその婦人の手より猜疑の禮物を取りその禮物を
二五 エホバの前に搖てこれを壇に持來り　二六 而して祭司其禮物の中より記念の分一握をとりて之を壇の上に焚き然る
二六 後婦人にその水を飲しむべし　二七 その水を之に飲しめたる時はもしかれその身を汚し夫に罪を犯したる事あるに
二七 於てはその詛を來らする水かれの中に入て苦くなりその腹脹れその腿瘦て自己はその民の指て詛ふ者とならん
二八 然ど彼もしその身を汚しゝ事あらずして潔からば害を受ずして能く子を生ん

二九 是すなはち猜疑の律法なり妻たる者その夫を措き道ならぬ事を爲て身を汚し〻時
三〇 また夫たる者猜疑の
三一 心を起してその妻を疑ふ時はその婦人をヱホバの前におきて祭司その律法のごとく之に行ふべきなり
三一 斯せば
夫は罪なく妻はその罪を任ん

第六章

一 ヱホバ、モーセに告て言たまはく
二 イスラエルの子孫に告て之に言へ男または女俗を離れて
三 ナザレ人の誓願を立て俗を離れてその身をヱホバに歸せしむる時は
四 その俗を離れる日の間は都て葡萄の樹より取たる者はその核より皮まで一切食ふべからざるなり
五 その誓願を立て俗を離れる日の間は都て剃刀をその頭にあつべからずその俗を離れて身をヱホバに歸せしめたる日の滿るまで彼は聖ければその頭髮を長しおくべし
六 その俗を離れて身をヱホバに歸せしむる日の間は凡て死骸に近づくべからず
七 其父母兄弟姉妹の死たる時にもこれがために身を汚すべからず其はその俗を離れて神に歸したる記號その首にあればなり
八 彼はその俗を離れをる日の間は凡てヱホバの聖者なり
九 もし人計ずも彼の傍に死てそのナザレの頭を汚すことあらばその身を潔る日に頭を剃べしすなはち第七日にこれを剃べきなり
一〇 而して第八日に鳩鳩二羽かまたは雛き鴿二羽を祭司に携へきたり集會の幕屋の門にいたるべし
一一 斯て祭司はその一を罪祭に一を燔祭に献げ彼が屍に由て獲たる罪を贖ひまたその日にかれの首を聖潔すべし
一二 彼またその俗を離れてヱホバに歸するの日を新にし當歳の羔羊を携へきたりて愆祭となすべし彼その

イ民五・一九　ロ利二〇・一七、一九、二〇　ハ利二七・二　ニ歴二・一二　ホ士一三・五、一六　ヘ利一・一一　ト利二・一、二、一一　チ使一八・一八、二一　リ利五・七、一四・二　ヌ利五・六

俗を離れをる時に身を汚したれば是より前の日はその中に算ふべからざるなり
一三 ナザレ人の律法は是のごとしその俗を離るゝの日滿たる時はその人を集會の幕屋の門に携へいたるべし
一四 斯てその人は禮物をヱホバにさゝぐべし即ち當歳の羔羊の牡の全き者一匹を燔祭となし當歳の羔羊の牝の全き者一匹を罪祭となし牡羊の全き者一匹を酬恩祭となし
一五 また無酵パン一筐麥粉に油を和て作れる菓子油を塗たる酵いれぬ煎餅およびその素祭と灌祭の物を持きたるべし
一六 斯て祭司これをヱホバの前に携へきたりその罪祭と酬恩祭を獻げ
一七 またその牡羊を筐の中なる酵いれぬパンとあはせこれを酬恩祭の犧牲としてヱホバに獻ぐべし祭司またその素祭と灌祭をも獻ぐべきなり
一八 ナザレ人は集會の幕屋の門に於てそのナザレの頭を剃りそのナザレの頭の髮を取てこれを酬恩祭の犧牲の下の火に放つべし
一九 祭司その牡羊の煑たる肩と筐の中の酵いれぬ菓子一箇と酵いれぬ煎餅一箇をとりてこれをナザレ人がそのナザレの頭を剃におよびてこれをその手に授け
二〇 而して祭司ヱホバの前にて之を搖て搖祭となすべし是は聖物にしてその搖る胸と擧たる腿とともに祭司に歸すべし斯て後ナザレ人は酒を飲ことを得
二一 是すなはち誓願を立たるナザレ人がその俗を離れ居し事によりてヱホバに禮物を獻ぐるの律法なり此外にまたその能力の及ぶところの物を献ぐることを得べし即ちその立たる誓願のごとくその俗を離るゝの律法にしたがひて爲べきなり
二二 ヱホバまたモーセに告て言たまはく
二三 アロンとその子等に告て言へ汝等斯のごとくイスラエルの子孫を祝して言べし
二四 願くはヱホバ汝を惠み汝を守りたまへ
二五 願くはヱホバその面をもて汝を照し汝を憐みたまへ

ル使二一・二六　カ利二・四　ヲ利四・二、二七、三二　ワ利三・六　ヨ出二九・二　タ民一五・五、七、一〇　レ使二一・二四　ソ母前二・一五　ツ出二九・二三、二四　ネ出二九・二七、二八　ナ利九・二二　代上二三・一三　ラ詩一二・七　ム詩三一・一六、六七　約一七・一一　ウ創四三・二九　ヰ出二〇・三、七、一九、一一九・一三　五但九・一七

二六 願くはヱホバその面を擧て汝を眷み汝に平安を賜へと　二七 かくして彼等吾名をイスラエルの子孫に蒙らすべ
二七 し然ば我かれらを惠まん

第七章

一 モーセ幕屋を建をはり之に膏を灌ぎてこれを聖別めまたその一切の器具およびその壇とその一切
二 の器具に膏を灌ぎて之を聖別たる日に　二 イスラエルの牧伯等すなはちその諸宗族の長諸支派の
三 牧伯にしてその核數られし者を監督る者等獻物を爲り　四 彼等その禮物をヱホバに持きたるに蓋ある車六輛
四 と牛十二匹あり牧伯二人に車一輛一人に牛一匹なり即ちこれを幕屋の前にひき至れり　五 時にヱホバ、モーセ
五 に告て言たまはく　六 汝これを彼等より取て集會の幕屋の用に供へレビ人にその職分職分にしたがひて之を授
六 すべし　七 是においてモーセその車と牛を取て之をレビ人に授せり　八 即ちゲルションの子孫にはその職分を按
七 へて車二輛と牛四匹を授し　九 メラリの子孫にはその職分を按へて車四輛と牛八匹を授し祭司アロンの子イタ
八 マルをしてこれを監督らしめたり　一〇 然どコハテの子孫には何をも授さゞりき是は彼等が聖所になすべき職分
九 はその肩をもて擔ふの事なるが故なり　一〇 壇に膏を灌ぐ日に牧伯等壇奉納の禮物を携へ來り牧伯等その禮物
一〇 を壇の上に獻げたり　一一 ヱホバ先にモーセに言たまひけるは牧伯等は一日に一人宛その壇奉納の禮物を獻ぐべ
一一 し
一二 第一日に禮物を獻げし者はユダの支派のアミナダブの子ナションなり　一三 その禮物は銀の皿一箇その重は
一三 百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふ此二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す
一四 また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す　一五 また燔祭に用ふる若き牡牛一匹牡羊一匹當歲の羔羊

イ 詩四・六　約一四・二七　ロ 三・一六
ハ 申二八・一〇　代下七・二四　寒四三・七　創九・一八・一九
ニ 詩一一五・一二　出四〇・一八　利八・一〇・一一
ホ 民一・四　ト 民四・二五　チ 民四・三一
リ 民四・二八、三三　ヌ 民四・一五　ル 民四・六、八・一〇、一二・一三
ヲ 申二〇・五　ワ 民二・三　カ 出三〇・一三　ヨ 利二・一
タ 出三〇・二四　レ 利一・二
ソ 利四・二三　ツ 利三・一

一六 一匹　一七 罪祭に用ふる牡山羊一匹　一八 酬恩祭の犧牲に用ふる牛二匹　牡羊五匹　牡山羊五匹　當歲の羔羊五匹アミ
一七 ナダブの子ナションの禮物は是の如し　一八 第二日にはイッサカルの牧伯ツアルの子ネタニエル獻納を爲り　一九 その獻げし禮物は銀の皿一箇その重は
一九 百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふ此二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す
二〇 また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す　二一 また燔祭に用ふる若き牡牛一匹牡羊一匹當歲の羔羊
二一 一匹　二二 罪祭に用ふる牡山羊一匹　二三 酬恩祭の犧牲に用ふる牛二匹　牡羊五匹　牡山羊五匹　當歲の羔羊五匹ツア
二二 ルの子ネタニエルの禮物は是のごとし　二四 第三日にはゼブルンの子孫の牧伯ヘロンの子エリアブ獻納を爲り　二五 その禮物は銀の皿一箇その重は百三
二四 十シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふ此二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す　二六 ま
二五 た金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す　二七 また燔祭に用ふる若き牡牛一匹牡羊一匹當歲の羔羊一匹
二六 二八 罪祭に用ふる牡山羊一匹　二九 酬恩祭の犧牲に用ふる牛二匹　牡羊五匹　牡山羊五匹　當歲の羔羊五匹ヘロンの子
二七 エリアブの禮物は是のごとし　三〇 第四日にはルベンの子孫の牧伯シデウルの子エリヅル獻納を爲り　三一 その禮物は銀の皿一箇その重は百三
二八 十シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふ此二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す　三二 ま
二九 た金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す　三三 また燔祭に用ふる若き牡牛一匹牡羊一匹當歲の羔羊一匹
三〇 三四 罪祭に用ふる牡山羊一匹　三五 酬恩祭の犧牲に用ふる牛二匹　牡羊五匹　牡山羊五匹　當歲の羔羊五匹シデウルの

子エリヅルの禮物は是のごとし
三六 第五日にはシメオンの子孫の牧伯ツリシヤダイの子シルミエル獻物を爲り　三七 その禮物は銀の皿一箇その
三七 重は百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふ此二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充
三八 す　三八 また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す　三九 また燔祭に用ふる若き牛一匹　牡羊一匹　當歲の
三九 羔羊一匹　四〇 罪祭に用ふる牡山羊一匹　四一 酬恩祭の犧牲に用ふる牛二匹　牡羊五匹　牡山羊五匹　當歲の羔羊五匹
四〇 ツリシヤダイの子シルミエルの禮物は是のごとし
四一 第六日にはガドの子孫の牧伯デウエルの子エリアサフ獻納をなせり　四二 その禮物は銀の皿一箇その重は百
四二 三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふこの二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す
四三 また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す　四四 また燔祭に用ふる若き牡牛一匹　牡羊一匹　當歲の羔羊
四四 一匹　四五 罪祭に用ふる牡山羊一匹　四六 酬恩祭の犧牲に用ふる牛二匹　牡羊五匹　牡山羊五匹　當歲の羔羊五匹　デウ
四五 エルの子エリアサフの禮物はかくのごとし
四六 第七日にはエフライムの子孫の牧伯アミホデの子エリシヤマ獻納をなせり　四七 その禮物は銀の皿一箇その
四七 重は百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふ此二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充
四八 す　四九 また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す　五〇 また燔祭に用ふる若き牛一匹　牡羊一匹　當歲の
四九 羔羊一匹　五〇 罪祭に用ふる牡山羊一匹　五一 酬恩祭の犧牲に用ふる牛二匹　牡羊五匹　牡山羊五匹　當歲の羔羊五匹
五〇 アミホデの子エリシヤマの禮物は是のごとし
五一 第八日にはマナセの子孫の牧伯パダツルの子ガマリエル獻納をなせり　五二 その禮物は銀の皿一箇その重は
五二 百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケルみな聖所のシケルに循ふこの二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す
五三 また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す　五四 また燔祭に用ふる若き牛一匹　牡羊一匹　當歲の羔羊
五四 一匹　五五 罪祭に用ふる牡山羊一匹　五六 酬恩祭の犧牲に用ふる牛二匹　牡羊五匹　牡山羊五匹　當歲の羔羊五匹　パダ
五五 ツルの子ガマリエルの禮物は是のごとし
五六 第九日にはベニヤミンの子孫の牧伯ギデオニの子アビダン獻納をなせり　五七 その禮物は銀の皿一箇その重
五七 は百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケルみな聖所のシケルに循ふこの二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充
五八 す　五九 また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す　六〇 また燔祭に用ふる若き牛一匹　牡羊一匹　當歲の
五八 羔羊一匹　五九 罪祭に用ふる牡山羊一匹　六〇 酬恩祭の犧牲に用ふる牛二匹　牡羊五匹　牡山羊五匹　當歲の羔羊五匹
六〇 ギデオニの子アビダンの禮物は是のごとし
六一 第十日にはダンの子孫の牧伯アミシヤダイの子アヒエゼル獻納をなせり　六二 その禮物は銀の皿一箇その重
六二 は百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふこの二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充
六三 す　六四 また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す　六五 また燔祭に用ふる若き牛一匹　牡羊一匹　當歲の
六四 羔羊一匹　六五 罪祭に用ふる牡山羊一匹　六六 酬恩祭の犧牲に用ふる牛二匹　牡羊五匹　牡山羊五匹　當歲の羔羊五匹
六六 アミシヤダイの子アヒエゼルの禮物は是のごとし
六七 第十一日にはアセルの子孫の牧伯オクランの子パギエル獻納を爲せり　六八 その禮物は銀の皿一箇その重は
六八 百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケルみな聖所のシケルに循ふこの二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す
六九 亦金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す　七〇 また燔祭に用ふる若き牛一匹　牡羊一匹　當歲の羔羊一匹
七〇 七一 罪祭に用ふる牡山羊一匹　七二 酬恩祭の犧牲に用ふる牛二匹　牡羊五匹　牡山羊五匹　當歲の羔羊五匹
七二 アミシヤダイの子アヒエゼルの禮物は是のごとし
七三 第十二日にはアセルの子孫の牧伯オクランの子パギエル獻納を爲せり　七四 その禮物は銀の皿一箇その重は
七四 百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケルみな聖所のシケルに循ふこの二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す
七五 亦金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す　七五 亦燔祭に用ふる若き牡牛一匹　牡羊一匹　當歲の羔羊一匹

七六 七七 罪祭に用ふる牡山羊一匹　七七 酬恩祭の犧牲に用ふる牛二匹　牡羊五匹　牡山羊五匹　當歳の羔羊五匹　オクランの
子バギエルの禮物は是のごとし
七八 七九 第十二日にはナフタリの子孫の牧伯エナンの子アヒラ献物をなせり　七九 其禮物は銀の皿一箇その重は百三
十シケル銀の鉢一箇是は七十シケルみな聖所のシケルに循ふこの二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す
八〇 八一 また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す　八一 また燔祭に用ふる若き牡牛一匹　牡羊一匹　當歳の羔羊
八二 八三 一匹　八二 罪祭に用ふる牡山羊一匹　八三 酬恩祭の犧牲に用ふる牛二匹　牡羊五匹　牡山羊五匹　當歳の羔羊五匹　エナ
ンの子アヒラの禮物は是のごとし
八四 八四 是すなはち壇に油を灌げる日にイスラエルの牧伯等が献げたる壇奉納の禮物なり即ち銀の皿十二　銀の鉢
八五 十二　金の匙十二　八五 銀の皿は各々百三十シケル鉢は各々七十シケル聖所のシケルに依ばこの諸の銀の器はその
八六 重都合二千四百シケルなりき　八六 また香を充せる金の匙十二ありその重は聖所のシケルに依ば各々十シケルその
八七 匙の金は都合百二十シケルなりき　八七 また燔祭に用ふる者は牡牛十二　牡羊十二　當歳の羔羊十二ありき之にその
八八 素祭の物を加ふまた罪祭の牡山羊十二あり　八八 また酬恩祭の犧牲に用ふる者は牡牛二十四　牡羊六十　牡山羊六十
當歳の羔羊六十あり壇に膏を灌ぎて後に献たる壇奉納の禮物は是のごとし
八九 八九 斯てモーセはエホバと語はんとて集會の幕屋に入けるに律法の櫃の上なる贖罪所の上兩箇のケルビムの間
より聲いでて己に語ふを聽り即ち彼と語へり

第八章

一 エホバまたモーセに告て言たまはく　二 アロンに告て之に言へ汝燈火を燃す時は七の燈盞をし

ホ出二五・三一 ヘ出二五・八 ト出二五・四〇　チ民一九・九・一七、一八　リ利一四・八・九　ヌ利二・一 ル出二九・四、四〇・ カ出二九・一〇　ヲ利八・三 ワ利一・四　レ民三・一二、四五　ヨ民三・四五、一六・九 タ民八・一一、一三　ソ出一三・二、一二、一三、一五、民三・一三、一三　ツ出一三・二、一二、一三　ネ民三・一二、四五　ナ利七・一 ラ民一二・八 出三三・二 出二五・三七、四〇 ム出二五・二二 ウ民七・一〇

三 て均く燈臺の前を照さしむべし　三 アロンすなはち然なし燈火を燈臺の前の方にむけて燃せりエホバのモーセに
四 命じたまへる如し　四 燈臺の作法は是のごとし是は槌にて椎て作れる者即ちその臺座よりその花まで槌にて椎て
作れる者なりモーセ、エホバの己に示したまへる式様にてらしてこの燈臺を作れり
五 五 エホバ、モーセに告て言たまはく　六 レビ人をイスラエルの子孫の中より取てこれを潔めよ　七 汝かく彼
六 七 らに爲て之を潔むべし即ち罪を潔むる水を彼等に灑ぎかけ彼等にその身をことごとく剃しめその衣服を洗はしめ
八 て之を潔め　八 而して彼等に若き牡牛一匹と麥粉に油を和たる者を取しめよ汝また別に若き牡牛を罪祭のために
九 一〇 取べし　九 斯て汝レビ人を集會の幕屋の前に携きたりてイスラエルの子孫の全會を集め　一〇 而してレビ人をエホ
一一 バの前に進ましめてイスラエルの子孫に其手をレビ人の上に按しむべし　一一 而してイスラエルの子孫の爲にレビ
一二 人を搖祭となしてエホバの前に献ぐべし是彼らをしてエホバの勤務を爲しめんためなり　一二 斯て汝レビ人にその
一三 手をかの牛の頭に按しめその一を燔祭となしてエホバに献げ之をもてレビ人のために贖罪をなすべし　一三 即ちレ
一四 一五 ビ人をアロンとその子等の前に立しめ之を搖祭となしてエホバに献ぐべし　一四 汝レビ人をイスラエルの子孫の中より區別ちレビ人をしてわが所屬となしむべし　一五 斯て後レビ人は入
一六 て集會の幕屋の役事をなすべし汝かれらを潔め之を献げて搖祭となすべし　一六 彼らはイスラエルの子孫の中より
して我に献げらるゝ者なりイスラエルの子孫の中なる始に生れたる者すなはちその首出子の代に我かれらを取な
一七 り　一七 イスラエルの子孫の中の首出子は人たるも獸たるも凡てわが所屬となるべし其は我エジプトの地において
一八 首出子を盡く擊ころしたる時に彼等を聖者となして我に屬せしめたればなり　一八 是をもて我イスラエルの子孫の

一九 中の一切の首出子の代にレビ人を取なり　一九 我イスラエルの子孫の中よりレビ人を取て之をアロンとその子等に
(イ)
與へ之をして集會の幕屋においてイスラエルの子孫に代てその役事を爲しめまたイスラエルの子孫のために贖罪
をなさしめん是イスラエルの子孫が聖所に近く時にイスラエルの子孫の中に災害の起ざらんためなり
二〇 モーセとアロンおよびイスラエルの子孫の全會衆エホバがレビ人の事につきてモーセに命じたまへる所に
二一 悉くしたがひてレビ人におこなへり即ちイスラエルの子孫かくの如く彼等に行ひたり　二一 レビ人是に於てその
身を潔め衣服を洗ひたればアロンかれらをエホバの前に献て搖祭となしアロンまた彼らのために贖罪をなして之
二二 を潔めたり　二二 斯て後レビ人は集會の幕屋に入てアロンとその子等の前にてその役事を爲り彼等はレビ人の事に
(ホ)
つきてエホバのモーセに命じたまへる所に循ひて斯のごとく之を行ひたり
二三 二三 エホバまたモーセに告て言たまはく　二四 レビ人は斯なすべし即ち二十五歲以上の者は軍團に入て集會の幕
二四
二五 屋の役事をなすべし　二五 然ど五十歲よりは軍團を退きて休み重て役事をなすべからず　二六 唯集會の幕屋において
二六
その兄弟等をつかさどり且伺ひ守ることを勤むべし役事を爲すべからず汝レビ人をしてその職務をなさしむるに
は斯のごとくなすべし

第九章

一 一 エジプトの國を出たる次の年の正月エホバ、シナイの野にてモーセに告ていひたまはく　二 イス
二 ラエルの子孫をして逾越節をその期におよびて行はしめよ　三 其期即ち此月の十四日の晚にいたり
三
四 て汝等これを行ふべし汝等これをおこなふにはその諸の條例とその諸の式法に循ふべきなり　四 是においてモー
(ヘ)
五 セ、イスラエルの子孫に逾越節を行ふべき事を告たれば　五 彼等正月の十四日の晚にシナイの野にて逾越節を
(ト)

イ 民三・九　ロ 民一・五三、一六、四六、一八・五　代 ニ民八・七、一一、一二　ハ 民八・七　ニ 民八・一一、一二　下 二六・一六　ホ 民八・一五　ヘ 民八・五　ト 民四・三　代上二三　チ 模前一・一八　リ 民一・五三　ヌ 出一二・一　利二三　ル 出一二・六　ヲ 民五・二、一一・一六　約一九・一八　ワ 民五・二、一一・一六　約一八・二八

行へり即ちイスラエルの子孫はエホバのモーセに命じたまへる所に盡く循ひてこれを爲ぬ　六 時に人の死骸に身
七 を汚して逾越節を行ふこと能ざる人々ありてその日にモーセとアロンの前にいたれり　七 その人々すなはち彼
(ワ)
に言ふ我等は人の死骸に身を汚したり然ば我らはその期におよびてイスラエルの子孫と偕にエホバに禮物を献る
八 ことを得ざるべき乎　八 モーセかれらに言けるは姑く待てエホバ汝らの事を如何に宣ふかを聽ん
九 九 エホバ、モーセに告て言たまはく　一〇 イスラエルの子孫に告て言へ汝等または汝等の子孫の中死屍に身を
一〇 汚したる人も遠き途にある人も皆逾越節をエホバにむかひて行ふべきなり　一一 即ち二月の十四日の晚に之をお
一一 こなひ酵いれぬパンと苦菜をそへて之を食ふべし　一二 朝までこれを少許も遺しおくべからず又その骨を一本も折
一二 べからず逾越節の諸の條例にしたがひて之を行ふべし　一三 然ど人その身潔くありまた征途にもあらずして逾越節
一三 を行ふことをせざる時はその人民の中より斷れん斯る人はその期におよびてエホバの禮物を持きたらざるが故に
(ワ)
一四 その罪を任べきなり　一四 他國の人もし汝らの中に寄寓をりて逾越節をエホバにおこなはんとせば逾越節の條例に
(ヲ)
依りその法式にしたがひて之をおこなふべし他國の人にも自國の人にもその條例は同一なるべし
一五 一五 幕屋を建たる日に雲幕屋を蔽へり是すなはち律法の幕屋なり而して夕にいたれば幕屋の上に火のごとき者
一六 あらはれて朝におよべり　一六 即ち常に是のごとくにして晝は雲これを蔽ひ夜は火のごとき者ありき　一七 雲幕屋を
一七
一八 離れて上る時はイスラエルの子孫直に途に進みまた雲の止まる所にイスラエルの子孫營を張り　一八 即ちイスラエ
(カ)
ルの子孫はエホバの命によりて途に進みまたエホバの命によりて營を張り幕屋の上に雲の止まれる間は營を張を
一九 一九 幕屋の上に雲の止ること日久しき時はイスラエルの子孫エホバの職守をまもりて途に進まざりき　二〇 ま
二〇
(ヲ)

カ 出一八・一五、一九、ヨ 民二七・五　タ 代上三〇・二、一五　レ 出一二・八　ソ 出一二・一〇　ツ 出一二・四六　約一九・三六　ネ 出一二・四三　ナ 創一七・一四　出一二・一五　ラ 九・七　ム 民五・三一　ウ 出一二・四九　井 出四〇・三四　尼　ノ 出一三・二、四〇　九・一二、一九　七八・二四　詩　オ 出四〇・三六　民一〇・一、三三、ヤ 民一・五三、三・八　ク 哥創一〇・一　三四　詩八〇・一　ケ 出一二・一　利二三　ル 出一二・六　ヲ 申一六・一、一二　テ 書五・一〇

た幕屋の上に雲の止まる事日少き時も然り彼等は只ヱホバの命にしたがひて途
二に進めり　二また雲夕より朝まで止り朝におよびてその雲昇る時は彼等途に進めり夜にもあれ晝にもあれ雲の昇
三る時は即ち途に進めり　三二日にもあれ一月にもあれまたは其よりも多くの日にもあれ幕屋の上に雲の止り居る
三間はイスラエルの子孫營を張居て途に進まずその昇るにおよびて途に進めり　三即ち彼等はヱホバの命にしたが
ひて營を張りヱホバの命にしたがひて途に進み且モーセによりて傳はりしヱホバの命にしたがひてヱホバの職守
を守れり

第一〇章

一ヱホバ、モーセに告て言たまはく　二汝銀の喇叭二本を製れ即ち槌にて椎て之を製り之を用ひて
三人を呼集めまた營を進ますべし　三この二者を吹ときは全會衆集會の幕屋の門に集りて汝に就べ
四五し　四もし只その一を吹く時はイスラエルの千人の長たるその牧伯等集りて汝に就べし　五汝等これを吹鳴す時
六は東の方に營を張る者途に進むべし　六また二次これを吹ならす時は南の方に營を張る者途に進むべし凡て途に
七進まんとする時は音長く喇叭を吹ならすべし　七また會衆を集むる時にも喇叭をふくべし但し音長くこれを吹な
八らすべからず　八アロンの子等の祭司たる者どもその喇叭を吹べし是すなはち汝らが代々ながく守るべき例たる
九なり　九また汝らの國において汝等その己を攻るところの敵と戰はんとて出る時は喇叭を吹ならすべし然せば
一〇汝等の神ヱホバ汝らを記憶て汝らをその敵の手より救ひたまはん　一〇また汝らの喜樂の日汝らの節期および月々
の朔日には燔祭の上と酬恩祭の犧牲の上に喇叭を吹ならすべし然せば汝らの神これに由て汝らを記憶たまはん
我は汝らの神ヱホバ也

イ出四〇・三六、三七　ロ出九・二九　ハ申一・一三　ニ耶四・五　耳二・一五　ホ出一八・二一　民一・二六、七・二　ヘ民二・三三　ト民二・一〇　チ民一〇・三　リ耳二・一　ヌ民三一・六　ル士二・一、八、四・三、六・九、一〇・八、一　代下一三・一二　ヲ詩一〇六・四二　ワ創八・一　詩一〇六・四　カ民二九・一　利二三・二四　代下五・二、一　代上一五・二四　代下一三・一四　ヨ民一〇・九　タ民九・七　レ出一九・一　一・九・五　ソ出四〇・三六　民二・九・一二、二六、二四・三一　ツ創二一・二一　民一・二・一六、一三・三、二六　申一・一　ウ民四・二四、三一、七・六、七、八　ナ民二・三・九　ラ民一・七　ム民一・五一　ネ民一〇・五、六、二・三四　ノ民四・四、一五、七・九　ク民二・一八、二四　ヤ民二・二五、三二　ケ民二・一〇、一六　井民二・一〇、一七、一・マ民二・三四　オ民一〇・一七、五一　書六・九　ヘ民二・三　ト民二・一〇　チ民一〇・三

七・六、二九・二六　創三・一〇　尼一・二　・三五　詩八一・三

二斯て第二年の二月の二十日に雲律法の幕屋を離れて昇りければ　二イスラエルの子孫シナイの野より出で
三て途に進みたりしがバランの野にいたりて雲止れり　三斯かれらはヱホバのモーセによりて命じたまへるとこ
四ろに邂ひて途に進むことを始めたり　四首先にはユダの子孫の營の纛の下につく者その軍旅にしたがひて進め
五ユダの軍旅の長はアミナダブの子ナション　五イッサカルの子孫の支派の軍旅の長はツアルの子ネタニエル
六ゼブルンの子孫の支派の軍旅の長はヘロンの子エリアブなりき　七乃ち幕屋を取くづしゲルションの子孫幕屋を擔ひて進めり　八次にルベンの營の纛の
九下につく者その軍旅にしたがひて進めりルベンの軍旅の長はシデウルの子エリヅル　九シメオンの子孫の支派の
一〇軍旅の長はツリシヤダイの子シルミエル　一〇ガドの子孫の支派の軍旅の長はデウエルの子エリアサフなりき
一一コハテ人聖所を擔ひて進めり是が至るまでに彼その幕屋を建をはる　一二次にエフライムの子孫の營の纛
一三の下につく者その軍旅にしたがひて進めりエフライムの軍旅の長はアミホデの子エリシヤマ　一三マナセの子孫の
一四支派の軍旅の長はパダツルの子ガマリエル　一四ベニヤミンの子孫の支派の軍旅の長はギデオニの子アビダンなり
き　一五次にダンの子孫の營の纛の下につく者その軍旅にしたがひて進めりこの軍旅は諸營の後驅なりきダンの軍
一六旅の長はアミシヤダイの子アヒエゼル　一六アセルの子孫の支派の軍旅の長はオクランの子パギエル　一七ナフタリ
一八の子孫の支派の軍旅の長はエナンの子アヒラなりき　一八イスラエルの子孫はその途に進む時は是のごとくその軍

旅にしたがひて進みたり
二九 茲にモーセその外舅なるミデアニ人リウエルの子ホバブに言けるは我等はエホバが嘗て我これを汝等に與
へんと言たまひし處に進み行なり汝も我等とともに來れ我等汝をして幸福ならしめん其はエホバ、イスラエルに
三〇 福祉を降さんと言たまひたればなり　三〇 彼モーセに言ふ我は往じ我はわが國に還りわが親族に至らん　三一 モーセ
三一 また言けるは請ふ我等を棄去なかれ汝は我儕が曠野に營を張るを知ば願くは我儕の目となれ　三二 汝もし我儕と
三二 ともに往ばエホバの我儕に降したまふところの福祉を我儕また汝にもおよぼさん
三三 斯て彼等エホバの山をたち出て三日路ほど進み行りエホバの契約の櫃その三日路の間かれらに先だち行て
三四 彼等の休息所を尋ね覓めたり　三四 彼等營を出て途に進むに當りて晝はエホバの雲かれらの上にありき
三五 三五 契約の櫃の進まんとする時にはモーセ言りエホバよ起あがりたまへ然ば汝の敵は打散され汝を惡む者等は
三六 汝の前より逃さらんと　三六 またその止まる時は言りエホバよ千萬のイスラエル人に歸りたまへ

第一一章

一 一 茲に民災難に罹れる者のごとくにエホバの耳に咬きぬエホバその怨言を聞て震怒を發したまひ
二 ければエホバの火かれらに向ひて燃いでその營の極端を燒り　二 是に於て民モーセに呼はりしが
三 モーセ、エホバに祈ければその火鎭りぬ　三 エホバの火かれらに向ひて燃出たるに因てその處の名を夕ベラ(燃)
と稱ぶ
四 四 茲に彼等の中なる衆多の寄集人等慾心を起すイスラエルの子孫もまた再び哭て言ふ誰か我らに肉を與へ
五 て食しめんか　五 憶ひ出るに我等エジプトにありし時は魚 黄瓜 水瓜 韮 葱 青蒜等を心のまゝに食へり　六 然
六

イ出二一・二八 ロ創二二・七 ハ士一一・二六、四・一一 ニ創三二・二二 出三 ホ民二九・一五 ヘ一一・一六 ト出三・一 チ申一・三三 ヌ詩六八・一、二 リ出一三・二一 尼九 ル申九・二二 ヲ詩七八・二一 ワ利一〇・二 民一六 カ雅五・一六 ヨ申九・二二 タ出一二・三八 レ詩七八・一八、一〇 六・一四 哀前一〇 ソ出一六・三 ツ民二一・五 ネ出一六・一四、三一 ナ創二・二 ラ出一六・三一 ム出一六・二三、一四 ウ詩七八・二一 井申一・二二 ノ箴四九・二三 撒前 ヤ太一五・三二 可八 ヲ番三・二五 コ申一六・一八 エ出二四・一九 ク創二六・三、五〇・ 二四 出一三・五 ケ王上一九・四 拿四 テ民一一・二五 創 箴四四・三 耳二・ 二八 出一九・二〇 ア母前一〇・六 王下 二・二五 尼九・二〇 サ出一九・一〇 キ出一六・七 ヤ出一八・一八 マ出二四・一九

七 るに今は我儕の精神枯衰ふ我らの目の前にはこのマナの外何も有ざるなりと　七 マナは莞菱の實のごとくにして
八 その色はブドラクの色のごとし　八 民行巡りてこれを斂め石磨にひき或は臼に搗てこれを釜の中に煑て餅となせ
九 りその味は油菓子の味のごとし　九 夜にいりて露營に降る時にマナその上に降れり
一〇 一〇 モーセ聞に民の家々の者おのおのその天幕の門口に哭く是におひてエホバ烈しく怒を發したまふこの事ま
一一 たモーセの目にも惡く見ゆ　一一 モーセすなはちエホバに言けるは汝なんぞ僕を惡くしたまふ乎いかなれば我汝の
一二 前に恩を獲ずして汝かく此すべての民をわが任となして我に負せたまふや　一二 この總體の民は我が姙みし者なら
一三 んや我が生し者ならんや然るに汝なんぞ我に慈父が乳哺子を抱くがごとくに彼らを懷に抱きて汝が昔日かれらの
一三 先祖等に誓ひたまひし地に至れと言たまふや　一三 我何處より肉を得てこの總体の民に與へんや彼等は我にむかひ
一四 て哭き我等に肉を與へて食しめよと言なり　一四 我は一人にてはこの總體の民をわが任として負ことあたはず是は
一五 我には重きに過ればなり　一五 我もし汝の前に恩を獲ば請ふ斯我を爲んよりは寧ろ直に我を殺したまへ我をして
わが困苦を見せしめたまふ勿れ
一六 一六 是においてエホバ、モーセに言たまはくイスラエルの老人の中民の長老たり有司たるを汝が知るところの
一七 者七十人を我前に集め集會の幕屋に携きたりて其處に汝とともに立しめよ　一七 我降りて其處にて汝と言はん又わ
れ汝の上にあるところの靈を彼等にも分ち與へん彼等汝とともに民の任を負ひ汝をして只一人にて之を負ふこと
一八 無らしむべし　一八 汝また民に告て言へ汝等身を潔めて明日を待て必ず肉を食ふことを得ん汝等エホバの耳に哭て

誰か我等に肉を與へて食しめん我らエジプトにありし時は却て善りしと言たればエホバなんぢらに肉を與へて食
一九 しめたまふべし　一九 汝等がこれを食ふは一日や二日や五日や十日や二十日にはあらずして　二〇 一月におよび遂に
二〇 汝らの鼻より出るにいたらん汝等これに厭はつべし是なんぢら己等の中にいますエホバを輕んじてその前に哭き
二一 我等何とてエジプトより出しやと言たればなり　二一 モーセ言けるは我が偕にをる民は步卒のみにても六十萬あり
二二 然るに汝は我かれらに肉を與へて一月の間食しめんと言たまふ　二三 羊と牛の群を宰るとも彼等を飽しむることを
二三 得んや海の魚をことごとく集むるとも彼等を飽しむることを得んや　二四 エホバ、モーセに言たまはくエホバの手
二四 短からんや吾言の成と然らざるとは汝今これを見るあらん
二四 是に於てモーセ出きたりてエホバの言を民に告げ民の長老七十人を集めて幕屋の四圍に立しめけるに
二五 二五 エホバ雲の中にありて降りモーセと言ひモーセのうへにある靈をもてその長老七十人にも分ち與へたまひしが
二六 その靈かれらの上にやどりしかば彼等預言せり但し此後はかさねて爲ざりき
二六 時に彼等の中なる二人の者營に止まり居るその一人の名はエルダデといひ一人の名はメダデと曰ふ靈また
二七 かれらの上にもやどれり彼らは其名を錄されたる者なりしが幕屋に往ざりければ營の中にて預言をなせり　二七 時
二八 に一人の少者奔りきたりモーセに告てエルダデとメダデ營の中にて預言すと言ければ　二八 その少時よりしてモー
二九 セの從者たりしヌンの子ヨシユアこたへて曰けるは吾主モーセこれを禁めたまへ　二九 モーセこれに言けるは汝わ
がために娼嫉を起すやエホバの民の皆預言者とならんことまたエホバのその靈を之に降したまはんことこそ願し
三〇 けれ　三〇 斯てモーセ、イスラエルの長老等とともに營に返れり

イ民一一・五 徒七・六・一五　ハ民二一・五　ニ創一二・二　出一二　ホ王下七・二　太一五　ヘ箴五〇・二、五九・三七、三八・二六　民一・四六　ト民二三・一九　結チ民一一・二六　リ民一一・二七、一二　ヌ王下二・一五　ル母前一〇・五、六、一　ヲ詩七八・二九、一〇　民二一・一九　結一二・二、二四・一四　ワ可九・三八　詩九・四九　約三・二六　ヨ出一六・一三　詩レ詩七八・三〇、三一　ソ申九・二二　ツ民三三・一七　ネ出二二・二　ナ出一五・二〇　箴六　ム詩七六・九　ラ創二九・三三　民ウ民二一・二五、一六　王下一九　井創一五・一、四六・一・一、四・四　箴三七・四　結二　伯三三・一五　結一・一　但八・一、ノ創三一・一〇、一一　オ詩一〇五・二六　ク箴三・二、五　ヤ提前三・一五　王上三・五　太一・二〇　徒一・一、三、一三、耳二・二八　徒二・一七、一八　哥

三一 三一 茲にエホバの許より風おこり出て海の方より鶉を吹きたりこれをして營の周圍に墮しめたりその墮ひろが
三二 れること營の四周此旁も大約一日路彼旁も大約一日路地の表より高きこと大約二キユビトなりき　三三 民すなはち
三三 起あがりてその日終日その夜終夜またその次の日終日鶉を拾ひ斂めけるが拾ひ斂むることの至て寡き者も十ホメ
三三 ルほど拾ひ斂めたり皆これを營の周圍に陳べおけり　三四 肉なほ齒のあひだにありていまだ食つくさざるにエホバ
三四 民にむかひて怒を發しこれを擊ておほいに滅ぼしたまへり　三五 是をもてその處の名をキブロテハッタワ（慾心の
三五 墓）とよべり其は慾心をおこせる人々を其處に埋たればなり　三六 斯て民キブロテハッタワよりハゼロテに進み
ゆきてハゼロテに居ぬ

第一二章

一 モーセはエテオピアの女を娶りたりしがそのエテオピアの女を娶りしをもてミリアムとアロン、
一 モーセを謗れり　二 彼等すなはち言けるはエホバたゞモーセによりてのみ語りたまはんやまた我等
二 三 によりても語り給ふにあらずやとエホバこれを聞たまへり　三 （モーセはその人と爲溫柔なること世の中の諸の
三 人に勝れり）
四 四 是に於てエホバ遽にモーセ、アロン及びミリアムに言たまはく汝等三人集會の幕屋に出きたれと三人すな
五 五 はち出きたりければ　五 エホバ雲の柱の中にありて降り幕屋の門に立てアロンとミリアムを呼たまひしがかれら
六 六 二人進みたれば　六 之に言たまはく汝等わが言を聽け汝らの中にもし預言者あらば我エホバ異象において我をこ
七 八 れに知しめまた夢において之と語らん　七 わが僕モーセに於ては然らず彼はわが家に忠義なる者なり　八 彼とは

我口をもて相語り明かに言ひて隱語を用ひず彼はまたエホバの形を見るなり然るを汝等なんぞわが僕モーセを
一〇 謗ることを畏れざるやと　九 エホバかれらに向ひ忿怒を發して去たまへり　一〇 雲すなはち幕屋をはなれて去ぬその時ミリアムに癩病
一一 生じてその身雪のごとく爲りアロン、ミリアムを見かへるに旣に癩病生じをる　一二 アロン是においてモーセに言
一二 けるは嗟わが主よ我等愚なる事をなして罪を犯したれど願くは其罪を我等に蒙らしむる勿れ　一三 彼をして母の胎
一三 より肉半分腐れて死て生れいづる者のごとくならしむる勿れ　一四 モーセすなはちエホバに呼はりて言ふ嗚呼神よ
一四 願くは彼を醫したまへ　一五 エホバ、モーセに言たまひけるは彼の父その面に唾する事ありてすら彼は七日の間
一五 羞をるべきに非ずや然ば七日の間かれを營の外に禁鎖おきて然る後に歸り入しむべしと　一六 ミリアムはすなはち
一六 七日の間營の外に禁鎖られぬ民はミリアムの歸り入るまで途に進まざりき

第一三章

一 一六 その後民ハゼロテより進みてバランの曠野に營を張り　一 茲にエホバ、モーセに告て言たまはく　二 汝人を遣して我がイスラエルの子孫に與ふるカナンの
二 地を窺はしめよ即ち支派ごとに一人を取て之を遣すべし其人々は皆かれらの中の牧伯たる者なるべ
三 し　三 モーセすなはちエホバの命にしたがひてバランの曠野よりこれを遣せりその人等は皆イスラエルの子孫の
四 領袖たる者なり　四 その名は是のごとしルベンの支派にてはザックルの子シャンマ　五 シメオンの支派にては
五 ホリの子シヤバテ　六 ユダの支派にてはエフンネの子カルブ　七 イッサカルの支派にてはヨセフの子イガル
六 七 八 エフライムの支派にてはヌンの子ホセア　九 ベニヤミンの支派にてはラフの子パルテ　一〇 ゼブルンの支派にて
九 八 一〇

イ出三三・一一 申 ヘ王下五・二七、一五 ト拂後一九・一九、 チ詩八八・四 ツ民一三・八 出一七 ソ民一三・一九 ヨ民三四・一九 代上 ア民一一・一 ヲ民一三・一 ワ民三二・八 申一・ カ民一二・一六、三二
ロ哀創一三・一二 ニ綾後二・一〇 ホ申二四・九 綾八 ト拂後一九・一九、 リ來一二・九 ヌ利一三・四六 民五 ル申二四・九 代下二六・二〇、二一 ・五 代下二六・一 ・九 民一四・六、 ナ尼九・二五、三五 結 ウ雅一九・二八 井民一三・三三 ク詩七八・一二 寨 ケ民一三・三 ・四 フ民二〇・一、一六、 ・二 ・九、一九 ・二 ・三、三三 ・三 ・一〇 オ雅二・一一 ・一・一〇 マ民三二・九 土一六 六 申一・一九 書 一四・六
ニ民一三・二一 ・九 民一四・六、 ツ民一三・二一 三〇 ネ創一四・一〇 土一 ラ申二・六、七、二三 三四・一四 ム民三四・三 寨一五 ノ雅一・二二、二三、 一五・三、一四 土 ヤ申一・二四、二五 ・二、三 三三・三 ・四 ・一一、二〇・四 ・一九・一一、二〇 ・一一 ・一〇 ・二、三 ・九 代下 ・一八 ・一・ ・二一 ・一九、九

はソデの子ガデエル　一一 ヨセフの支派すなはちマナセの支派にてはスシの子ガデ　一二 ダンの支派にてはゲマリの
一二 一三 子アンミエル　一三 アセルの支派にてはミカエルの子セトル　一四 ナフタリの支派にてはワフシの子ナヘビ　一五 ガド
一四 一五 一六 の支派にてはマキの子ギウエル　一六 是すなはちモーセがその地を窺はしめんとて遣したる人々の名なり時にモー
セ、ヌンの子ホセアをヨシユアと名けたり　一七 モーセかれらを遣はしてカナンの地を窺はしめんとして之に言けるは汝等その南の方に赴きて山に登り
一七 一八 一八 その地の如何と其處に住む民の强か弱か多か寡かを觀　一九 またその住ところの地は善か惡か其住ところの
一九 二〇 邑々は如何なるものなるか彼等は天幕に住をるか城の邑に住をるかを觀　二〇 またその地は腴なるか瘠たるか其中
二〇 二一 に樹あるや否を觀よ汝等勇しかれその地の果物を携へきたれよとこの時は葡萄の熟し始むる時なりき　二一 是において彼等上りゆきてその地を窺ひチンの曠野よりレホブにおよべり是はハマテに近し　二二 彼等すな
二二 二三 はち南の方に上りゆきてヘブロンにいたれり此にはアナクの子アヒマン、セシヤイおよびタルマイあり（ヘブロ
二三 二四 ンはエジプトのゾアンよりも七年前に建たる者なり）　二三 彼らつひにエシコルの谷にいたり其處より一球の葡萄
二四 のなれる枝を砍とりてこれを杠に貫き二人してこれを擔へりまた石榴と無花果を取り　二四 イスラエルの子孫其處
二五 二五 より葡萄一球を砍とりしが故にその處をエシコル（一球の葡萄）の谷と稱ふ　二六 彼ら四十日を經その地を窺ふことを竟へ歸り　二六 バランの曠野なるカデシに至りてモーセとアロンおよび
二七 二七 イスラエルの子孫の全會衆に就きかれらと全會衆にその復命を申しその地の果物をこれに見せり　二七 彼等すなは

二八 ちモーセに語りて言ふ我等は汝が遣しゝ地にいたれり誠に其處は乳と蜜とながる是その果物なり 二八 然ながら
二九 その地に住む民は猛くその邑々は堅固にして甚だ大なり我等またアナクの子孫の其處にをるを見たり 二九 また
アマレキ人その南の地に住みヘテ人エブス人およびアモリ人その山々に住みカナン人その海邊とヨルダンの邊に
三〇 住をると
三〇 時にカルブ、モーセの前に民を靜めて言けるは我等直に上りゆきて之を攻取ん我等は必ずこれに勝ことを
三一 得ん 三一 然ど彼とともに往たる人々は言ふ我等はかの民の所に攻上ることを得ず彼らは我らよりも強ければなり
三二 と 三二 彼等すなはちその窺ひたりし地の事をイスラエルの子孫の中に惡く言ふらして云く我等が行巡りて窺ひ
三三 たる地は其中に住む者を呑ほろぼす地なり且またその中に我等が見し民はみな身幹たかき人なりし 三三 我等また
アナクの子ネビリムを彼處に見たり是ネビリムより出たる者なり我儕は自ら見るに蝗のごとくまた彼らにも然
一 見なされたり

第一四章

一 是において會衆みな聲をあげて叫び民その夜哭あかせり 二 すなはちイスラエルの子孫みなモー
セとアロンに對ひて呟き全會衆かれらに言けるは嗚呼我等はエジプトの國に死たらば善りしものを
三 又はこの曠野に死ば善らんものを 三 何とてエホバ我等をこの地に導きいりて劍に斃れしめんとし我らの妻子を
四 して掠められしめんとするやエジプトに歸ること反て好らずやと
五 五 互に相語り我等一人の長を立てエジプトに歸らんと云り 五 是をもてモーセとアロンはイスラエルの子孫

イ 出三・八、三三・三　ロ 申一・二五　ハ 申一・二八、九・一、二民一三・三三　ホ 出一七・八　民一四　ト 民三二・九　申一・一五　チ 民一四・三六、三七　リ 申二・九　ヌ 申一・二八、二・一　ル 申四〇・二二　ヲ 民一四・二二　ワ 民一・四　カ 出一六・二、一七・一　ヨ 民一四・二八、二九　タ 尼九・一七　レ 申一・一七、一六　ソ 民一六・四・二二　ツ 民一四・一四・三〇、三八、一三・六・八　ネ 民一三・二七　申一・二五　ナ 申一〇・一五　ラ 民一三・二七　一五・二五、二六、二二・二〇　王上一〇・九　詩二二・八、一四七・一〇、一一　詩六二・四　一四・一、二、一七、二四　書一四・八　書七・九　詩七八　ア 申九・二八　サ 出三四・六、七　詩一〇三・八、一四五　詩四・八　全四・二

ム 申九・七、二三、二四　ウ 申七・一八、二〇・三　井 民二四・八　ノ 詩一二一・五　寨三〇・二三　耶四八・四五　オ 創四八・二一　出三三・一六　申二〇・一、二、四、三一・六、八　雷一・五　士一・二二、一五・二、六　代下一三・二、一七　ク 出一七・四　ヤ 出一六・二〇、二四　二〇・一七、三二・八　詩四六・七、一一　寨四・二〇　民一四・二二　書一四・八　摩五・一四　寓八・二三　マ 民一四・二二　申九・七、八、二二　詩一〇・二四　約二一・三七　九五・八　來三・八、一六　來三・二八　フ 出三二・一〇　コ 出三二・二二　申九・二六、二七、二八、三二・二七　詩一〇六・二三　結二〇・九・一四　エ 出一五・一四　書二・九、一〇、五・一　詩一四・一〇　寓八・二三　テ 出一三・二一、四〇・三八　民一〇・三四　尼九・二二　詩七八・一四、一〇五・三九　ア 申九・二八　書七・九　サ 出三四・六、七　詩一〇三・八、一四五・八　全四・二

六 の全會衆の前において俯伏たり 六 時にかの地を窺ひたりし者の中なるヌンの子ヨシユアとエフンネの子カルブ
七 その衣服を裂き 七 イスラエルの子孫の全會衆に語りて言ふ我等が行巡りて窺ひたりし地は甚だ善き地なり
八 八 エホバもし我等を悅びたまはゞ我らをその地に導きいりて之を我等に賜はん是は乳と蜜との流るゝ地なるぞか
九 し 九 唯エホバに逆ふ勿れまたその地の民を懼るゝなかれ彼等は我等の食物とならん彼等の影となる者は既に去
一〇 りかつエホバわれらと共にいますなり彼等を懼るゝ勿れ 一〇 然るに會衆みな石をもて之を擊んとせり時にエホバ
の榮光集會の幕屋の中よりイスラエルの全體の子孫に顯れたり
一一 一一 エホバすなはちモーセに言たまはく此民は何時まで我を藐視るや我諸の休徵をかれらの中間に行ひたる
一二 に彼等何時まで我を賴むことを爲ざるや 一二 我疫病をもてかれらを擊ち滅し汝をして彼等よりも大なる强き民と
ならしめん
一三 一三 モーセ、エホバに言けるは汝がその權能をもてこの民をエジプトより導き出したまひし事はエジプト人唯
一四 これを聞し而已ならず 一四 また之をこの地に住る民に告たりまた彼等は汝エホバがこの民の中に在し汝エホバが
明かにこれに顯れたまふことを聞きまたその上に汝の雲をりて汝が晝は雲の柱の中にあり夜は火の柱の中にあり
一五 て之が前に行たまふを聞り 一五 然ば汝もしこの民を一人のごとくに殺したまはゞ汝の名聲を聞る國人等言ん
一六 一六 エホバこの民を導きてその之に誓ひたりし地に至ること能はざるが故に之を曠野に殺せりと
一七 一七 吾主ねがはくは今汝の權能を大ならしめて汝の言たまへる如したまへ 一八 汝曾言たまひけらくエホバは怒ること遲く恩惠
一八 くは

一九 深く惡と過とを赦す者また罰すべき者をば必ず赦すことをせず父の罪を子に報いて三四代に及ぼす者と
は汝の大なる恩惠をもち汝がエジプトより今にいたるまでこの民を赦しゝ如くにこの民の惡を赦したまへ
二〇 二一 エホバ言たまはく我汝の言にしたがひて之を赦す　二一 然ながら我の活るごとくまたエホバの榮光の全世界
二二 に充わたらん如く　二三 かのわが榮光および我がエジプトと曠野において行ひし休徵を見ながら斯十度も我を試み
二三 て我聲に聽したがはざる人々は　二三 皆かならず我がその先祖等に誓ひし地を見ざるべしまた我を藐視る人々も之
二四 を見ざるべし　二四 但しわが僕カルブはその心異にして我に全く從ひたれば彼の往たりし地に我かれを導きいらん
二五 その子孫これを有つに至るべし　二五 アマレキ人とカナン人谷にをれば明日汝等身を轉して紅海の路より曠野に
退くべし

二六 二七 二六 エホバ、モーセとアロンに告て言たまはく　二七 我この我にむかひて呟くところの惡き會衆を何時まで赦し
二八 おかんや我イスラエルの子孫が我にむかひて呟くところの怨言を聞り　二八 彼等に言へエホバ曰ふ我は活く汝等が
二九 我耳に言しごとく我汝等になすべし　二九 汝らの屍はこの曠野に横はらん即ち汝ら核數られたる二十歳以上の者の
三〇 中我に對ひて呟ける者は皆ことごとく此に斃るべし　三〇 エフンネの子カルブとヌンの子ヨシユアを除くの外汝等
三一 は我が汝らを住しめんと手をあげて誓ひたりし地に至ることを得ず　三一 汝等が掠められんと言たりし汝等の子女
三二 等を我導きて入ん彼等は汝らが顧みざるところの地を知に至るべし　三二 汝らの屍はかならずこの曠野に横はらん
三三 汝らの子女等は汝らが屍となりて曠野に朽るまで四十年の間曠野に流蕩て汝らの悖逆の罪にあたらん　三四 汝

イ 出二〇・五、三四・七　ロ 詩一〇六・四五　ハ 詩七八・三八　ニ 出三四・九　ホ 詩一〇六・二三 雅　五・一六 一四、一五、一六　リ 民三二・一一　ヌ 申一・三六 ・二一、一〇六・二六 夫三・一七、一八　ル 民三二・一二　ヲ 申一・四〇　ワ 民一四・一一 一六・二八 太一七　カ 出一六・一二 ヨ 民一四・二三、二六　タ 民一四・二 レ 民一・四五、二六・六四　ツ 創一四・二二　ネ 申一・三九 ナ 詩一〇六・二四　ム 申二・一四　ウ 民三二・一三 一〇七・四〇 井 結二三・三五　・六五、三二・一一　ソ 民一四・三八、二六 ・六五、三二・一一　申一・三六・三八 一七　来三・　ラ 哥前一〇・五 来三　ノ 民一三・二五 ・一七　出 申一・三五 来三・　ク 民一四・二 ・四四　ミ 民二一・三 一七　ヤ 創一四・二二　ム 申二・一四 ツ 申一・四二 キ 代下一五・二　ウ 民三二・一三 詩 一〇七・四〇 井 結二三・三五

オ 詩九五・一〇 結四六　ヤ 民二三・二九 マ 民一四・二七、二九、二六・六五 哥前 ク 王上八・五六 詩 七七・八、一〇五・ケ 民一三・三一、三二 来四・一　フ 哥前一〇・一〇 來 コ 民二六・六五 書 一四・六・一〇 エ 出三三・四　テ 申一・四一 ア 民一四・二五 代下 二四・二〇 サ 申一・四二 キ 代下一五・二　ユ 申一・四三 メ 民一四・四三 申一 ・四四 ミ 民二一・三 一七 士一・ エ 利一・二・三　シ 民一五・一八 利 二三・一〇 申七・ 一八、二一、二七・ ヒ 利七・一六、二二・

らはかの地を窺ふに日數四十日を經たれば其一日を一年として汝等四十年の間その罪を任ひ我が汝らを離たるを
三五 知べし　三五 我エホバこれを言り必ずこれをかの集りて我に敵する惡き會衆に盡く行なふべし彼らはこの曠野に
朽ち此に死うせん

三六 三七 三六 モーセに遣されてかの地を窺ひに往き還り來りてその地を謗り全會衆をしてモーセに對ひて呟かしめたる
三八 人々　三七 即ちその地を惡く言なしたるかの人々は罰をうけてエホバの前に死り　三八 但しその地を窺ひに往きたる
人々の中ヌンの子ヨシユアとエフンネの子カルブとは生のこれり

三九 三九 モーセこれらの事をイスラエルの子孫に告ければ民痛く哀み　四〇 朝蚤く起いでて山の巔に登りて言ふ視よ
四一 我儕此にあり率エホバの約束したまひし地に上りゆかん我等罪を犯したればなり　四一 モーセ言けるは汝等なんぞ
四二 斯エホバの命に背くやこの事成就せざるべし　四二 汝ら上り行く勿れエホバ汝らの中にいまさゞれば恐くは汝ら
四三 その敵の前に擊破られん　四三 アマレキ人とカナン人其處に汝らの前にあれば汝等は劍に斃るゝならん汝らエホバ
四四 に邀はざりし故にエホバ汝等と偕に在さゞるべしと　四四 然るに彼等自擅に山の巔に登れり但しエホバの契約の櫃
四五 およびモーセは營を出ざりき　四五 斯りしかばその山に住るアマレキ人とカナン人下り來てこれを打敗りホルマ
まで追いたれり

第一五章

一 二 一 茲にエホバ、モーセに告て言たまはく　二 イスラエルの子孫に告て之に言へ我が汝等に與へて住
三 しむる地に汝等到り　三 エホバに火祭を獻る時すなはち願を還す時期又は自意の禮物を爲の時期に

四 たは汝らの節期にあたりて牛あるひは羊をもて燔祭または犧牲を獻げてヱホバに馨しき香を奉つる時は
五 禮物をヱホバに獻る者もし羔羊をもて燔祭あるひは犧牲となすならば麥粉十分の一に油一ヒンの四分の一を混和
六 たるをその素祭として供へ酒一ヒンの四分の一をその灌祭として供ふべし　六 若また牡羊を之に用ふるならば麥
七 粉十分の二に油一ヒンの三分の一を混和たるをその素祭として供へ　七 また酒一ヒンの三分の一をその灌祭とし
八 て獻げヱホバに馨しき香をたてまつるべし　八 汝また願還あるひは酬恩祭をヱホバになすに當りて牛をもて
九 燔祭あるひは犧牲となすならば　九 麥粉十分の三に油一ヒンの半を混和たるを素祭となしてその牡牛とともに獻
一〇 げ　一〇 また酒一ヒンの半をその灌祭として獻ぐべし是すなはち火祭にしてヱホバに馨しき香をたてまつる者なり
一一 牡牛あるひは牡羊あるひは羔羊あるひは羔山羊は一匹ごとに斯爲べきなり　一一 即ち汝らが獻ぐるところの
一二 數にてらしその數にしたがひて一匹ごとに斯なすべし　一二 本國に生れたる者火祭を獻げてヱホバに馨しき香をた
一三 てまつる時には凡て斯のごとく是等の事を行ふべし　一三 また汝らの中に寄寓る他國の人あるひは汝らの中に代々
一四 住ふところの人火祭をさゝげてヱホバに馨しき香をたてまつらんとする時は汝らの爲がごとくにその人もなすべ
一五 きなり　一五 汝ら會衆および汝らの中に寄寓る他國の人は同一の例にしたがふべし是は汝らが代々永く守るべき例
一六 なり他國の人のヱホバの前に侍ることは汝等と異るところ無るべきなり　一六 汝らと汝らの中に宿寓る他國の人と
一七 は同一の法同一の禮式にしたがふべし　一七 ヱホバまたモーセに告て言たまはく　一八 イスラエルの子孫に告てこれに言へ我が汝等を導き往ところの地
一八 に汝等いたらん時は　一九 その地の食物を食ふにあたりて汝ら擧祭をヱホバにさゝぐべし　二〇 即ち汝らはその麥粉

イ利二三・八、一二、三　一三 申一六・一〇　ハ利二・一、六・一四　ホ出二九・四〇　利　ト民二八・一二、一四　ヌ民二八・
六 民二八・一九、二七、二九・二、八、　ロ利八・二一　出二九　ニ利一四・一〇　民　チ利七・一一　リ民二八・一二、一四　ル一五・二九　出一二
・一八　二八・五　ヘ民二八・七、一四　・四九　民九・一四　ヲ民一五・二　申二六　カ申二六・二、一〇　出
三・九、一〇

二一 の初をもてパンを作りてこれを擧祭にそなふべし是は禾場より擧祭をそなふるが如くに擧てそなふべきなり
二二 汝ら代々その麥粉の初をもて擧祭をヱホバにたてまつるべし
二三 汝等もし誤りてヱホバのモーセに告たまへるこの諸の命令を行はず　二三 ヱホバがモーセをもて命じたまひ
二四 し事等並にその命ずることを始めたまひし日より以來汝らの代々にも命じたまはんところの事等を行はざる事有
二五 ん時　二四 すなはち會衆誤りて犯す所ありて之を知ざることとあらん時は全會衆少き牡牛一匹を燔祭にさゝげてヱホ
二六 バに馨しき香とならしめ之にその素祭と灌祭を禮式のごとくに加へまた牡山羊一匹を罪祭にさゝぐべし　二五 而し
二七 て祭司イスラエルの子孫の全會衆のために贖罪を爲べし斯せば是は赦されん是は過誤なればなり彼等はその禮物
二八 として火祭をヱホバにさゝげまたその過誤のために罪祭をヱホバの前にさゝぐべし　二六 然せばイスラエルの子孫
二九 の會衆みな赦されんまた彼等の中に寄寓る他國の人も然るべし其は民みな誤り犯せるなればなり
三〇 人もし誤りて罪を犯さば當歲の牝山羊一匹を罪祭に獻ぐべし　二八 祭司はまたその誤りて罪を犯せる人が誤
三一 りてヱホバの前に罪を獲たるが爲に贖罪をなしてその罪を贖ふべし然せば是は赦されん　二九 イスラエルの子孫の
三二 國の者にもあれまた其中に寄寓る他國の人にもあれ凡そ誤りて罪を犯す者には汝らその法を同じからしむべし
三三 本國の人にもあれ他國の人にもあれ凡そ擅に横に罪を犯す者は是ヱホバを瀆すなればその人はその民の中より
三四 絶るべし　三一 斯る人はヱホバの言を輕んじその誡命を破るなるが故に必ず絶れその罪を身に承んイスラエルの子孫曠野に居る時安息日に一箇の人の柴を拾ひあつむるを見たり　三三 是においてその柴を拾
三四 ひあつむるを見たる者等これをモーセとアロンおよび會衆の許に曳きたりけるが　三四 之を如何に爲べきか未だ

ヨ利二・一四、二三。　レ利四・一三　ソ民一五・八、九、一〇　八・三五　・一五　申六・一七、　ナ利四・二七、二八　ウ申一七・一二　詩一九・一三来一〇。二六　使後二・一〇　ツ利四・二三　民二八　ネ利四・二〇　ラ利四・二五　ム民一五・一五　井哥後一二・九　徴一三・一三　ノ利五・一　結一八。　オ出三一・一四、一五、三五・二、三。

三五 示諭を蒙らざるが故に之を禁錮おけり　三五 時にエホバ、モーセに言たまひけるはその人はかならず殺さるべきな
三六 り全會衆營の外にて石をもて之を擊べしと　三六 全會衆すなはち之を營の外に曳いだし石をもてこれを擊ころし
エホバのモーセに命じたまへるごとくせり

三七 三七 エホバ亦モーセに告て言たまはく　三八 汝イスラエルの子孫に告げ代々その衣服の裾に襚をつけその裾の襚
三八 の上に青き紐をほどこすべしと之に命ぜよ　三九 此襚は汝らに之を見てエホバの諸の誡命を記憶して其をおこなは
三九 四〇 しめ汝らをしてその放縱にする自己の心と目の欲に從がふこと無らしむるための者なり　四〇 斯して汝等吾もろ
四一 もろの誡命を記憶して之を行ひ汝らの神の前に聖あるべし　四一 我は汝らの神エホバにして汝らの神とならんとて
汝らをエジプトの地より導きいだせし者なり我は汝らの神エホバなるぞかし

第一六章

一 一 茲にレビの子コハテの子イヅハルの子なるコラおよびルベンの子等なるエリアブの子ダタンとア
二 ビラム並にペレテの子オン等相結び　二 イスラエルの子孫の會衆の中に選まれて牧伯となれるとこ
三 ろの名ある人々二百五十人とともに起てモーセに逆らふ　三 すなはち彼等集りてモーセとアロンに逆ひ之に言け
るは汝らはその分を超ゆ會衆みな盡く聖者となりてエホバその中に在すなるに汝ら尙エホバの會衆の上に立つや
四 四 モーセこれを聞て俯伏たりしが　五 やがてコラとその一切の黨類に言けるは明日エホバ己の所屬は誰聖者
五 六 は誰なるかを示して其者を己に近かせたまはん即ちその選びたまへる者を己に近かせたまふべし　六 汝等かく爲
七 よコラとその黨類よ汝等みな火盤を取り　七 その中に火をいれその中に香を盛て明日エホバの前に至れその時エ

イ利二四・一二　ロ出三一・一四、一五　ハ利二四・一四　二一・二三　五八　ニ申二二・一二　太　二三・五　ホ詩七三・二七、一〇　王上六・三九　猛四・四　へ申二九・一九　伯三一・七　邪九・一四　結六・九　ト利一一・四四、四五　羅一二・一　西一・一　リ民二六・九　ヌ詩一〇六・一六　一六　ル出一九・六　民二六　ヲ出二九・四五　民一四・一四、三五　ワ民一四・五、一〇・六　利二一　カ民一六・三　利二一　六、七、八、一二、一　タ民三・一〇　利一〇　三、二一・一七、一八　民四〇・四六、ヨ出二八・一　民一七　四四・一五、一六　レ民三・四一、四五、八・一四　申一〇・八　ソ冊前一八・二三　察七・一三

ホバの選みたまふ人は聖者たるべしレビの人々よ汝等はその分を超るなり　八 モーセまたコラに言けるは汝等レ
九 ビの子等よ請ふ聽け　九 イスラエルの神汝らをイスラエルの會衆の中より分ち己に近かせてエホバの幕屋の役事
一〇 を爲しめ會衆の前に立て之にかはりて勤務をなさしめたまふ是あに汝らにとりて小き事ならんや　一〇 神すでに汝
一一 と汝の兄弟なるレビの兒孫等を己に近かせたまふに汝らまた祭司とならんことをも求むるや　一一 汝と汝の黨類は
皆これがために集りてエホバに敵するなりアロンを如何なる者として汝等これに對ひて呟くや

一二 一二 かくてモーセ、エリアブの子ダタンとアビラムを呼に遣はしけるに彼等いひけるは我等は上り往じ　一三 汝
一三 は乳と蜜との流るゝ地より我らを導き出して曠野に我らを殺さんとす是あに小き事ならんや然るに汝また我等の
一四 上に君たらんとす　一四 且また汝は我らを乳と蜜との流るゝ地にも導きゆかずまた田畝をも葡萄園をも我らに與へ
て有たしめず汝この人々の目を抉りとらんとするや我等は上りゆかじ

一五 一五 是においてモーセおほいに怒りエホバに申しけるは汝かれらの禮物を顧みたまふ勿れ我はかれらより驢馬
一六 一匹をも取しことなくまた彼等を一人も害せしこと無し　一六 斯てモーセ、コラに言けるは汝と汝の黨類みなアロ
一七 ンと偕に明日エホバの前に至れ　一七 即ち汝らおのおの火盤を執てその中に香を盛り各人その火盤をエホバの前に
一八 携へいたれその火盤は都合二百五十汝とアロンも各々その火盤を携へいたるべしと　一八 彼等すなはち各々火盤を
一九 執り火をその中にいれて香をその上に盛りモーセおよびアロンとともに集會の幕屋の門に立り　一九 コラ會衆を
ことごとく集會の幕屋の門に集めおきてかれら二人に敵せしめんとせしにエホバの榮光全會衆に顯れ
二〇 二〇 エホバ、モーセとアロンに告て言たまひけるは　二一 汝等この會衆を離れよ我これを直に滅さんとすと

ツ出一六・八　ネ民一六・九　ナ出二・一四　徒七・五　ラ出三・八　ム創四・四、五　二七・三五　利二〇・　ウ冊前一二・三　徒　二四　ヰ民一六・六、七　ノ冊前一二・三、七　オ民一六・四二　一六・七、一〇　利　ク民一六・四五　創　九・六、二三　民一四　ヤ民一六・四五　出五・一・六　徒二・四〇　九・一七、二二　詩　出三・一〇、三三・五　ケ民一六・三五　利二〇・三三　哥後七　コ民一六・七、一〇　利　サ民一六・四五　創　シ民一六・三、利二一　タ民三・一〇　利一〇　ス民一六・六、七、八、一二、一　セ民四〇・四六、一九・一七、二二　詩　出五・一・六　徒二・四〇　三二・一〇、三三・五　ソ民一六・四五　出　チ出六・二一　民二六　ツ出二九・四五　民一四・一四、三五・　ト冊前一八・二三　察七・一三

二二 是において かれら二人俯伏て言ふ 神よ 一切の血肉ある者の生命の神よ この一人の者罪を犯したればとて 汝全
二三 會衆にむかひて怒を發したまふや　二三 ヱホバ、モーセに告て言たまはく　二四 汝會衆にむかひてコラとダタンと
二四 アビラムの居所の周圍を去れと言へと
二五 モーセすなはち起あがりてダタンとアビラムの所に往けるがイスラエルの長老等これに從がひいたれり
二六 而してモーセ會衆に告て言けるは 汝らこの惡き人々の天幕を離れて去れ彼等の物には何にも捫る勿れ恐くは
二七 彼らの諸の罪のために汝らも滅ぼされん　二七 是において人々はコラとダタンとアビラムの居所を離れて四方に去
二八 ゆけりまたダタンとアビラムはその妻子ならびに幼兒とともに出てその天幕の門に立り　二八 モーセやがて言ける
は 汝等ヱホバがこの諸の事をなさせんとて我を遣したまへる事また我がこれを自分の心にしたがひて行ふにあら
二九 ざる事を是によりて知べし　二九 すなはちこの人々もし一般の人の死るごとくに死に一般の人の罰せらるゝ如くに
三〇 罰せられなばヱホバわれを遣したまはざるなり　三〇 然どヱホバもし新しき事を爲たまひ地その口を開きてこの人
人と之に屬する者を呑つくして生ながら陰府に下らしめなばこの人々はヱホバを瀆しゝなりと汝ら知るべし
三一 モーセこの一切の言をのべ終れる時かれらの下なる土裂け　三二 地その口を開きてかれらとその家族の者な
三三 らびにコラに屬する一切の男等と一切の所有品を呑つくせり　三三 すなはち彼等とかれらに屬する者はみな生なが
三四 ら陰府に下りて地その上に閉ふさがりぬ彼等かく會衆の中より滅ぼされたりしが　三四 その周圍に居たるイスラエ
三五 ル人は皆かれらの叫喊を聞て逃はしり恐くは地われらをも呑つくさんと言り　三五 且またヱホバの許より火いでて

イ民一六・四五、一四　亞一二・一　來一二　ニ出三・一二　申一八　二三・一六　結一三　賽一〇・三　結五・九　五五・一五　・一一　代上六・二
・五　・九　・二二　亞二・九、一　・一七　約五・三〇、　賽四五・七　リ民二六・一〇、二七　二、三七
ロ民二七・一六　伯一九・一二、一四　一、四・九　約五・　六・三八　ト伯三・三　賽二八　・三　申一一・六　詩一〇・二　民一一
一二・一〇　傳一二　賽五二・一一　苏後　三六　〈出二〇・五、三二・　・二一　一〇六・一七　ル利一〇・二　民一一
・七　賽五七・一六　六・一七　歌一八・四　ホ民二四・一三　耶　三四　伯三五・一五　チ民一六・三三　詩　ヌ民一六・一七、二六　詩一〇六・一八

ラ民一六・一七　一〇　ヨ民一七・一〇、二六　ネ民一六・二二、二四　ム利一〇・六　民一・　一一・三三、一八・
ワ利二七・二八　二六・一八　タ民三・一〇　代下　ツ出四〇・三四　ラ利一〇・六　五代上二七・二四
カ數二〇・二　哈二・　・一〇　結一四・八　レ民一四・二　詩一〇　ツ民一六・一九、二〇　ナ民一六・二二、二〇　五三、八・一九、　詩一〇六・二九

三六 かの香をそなへたる者二百五十人を燒つくせり
三七 時にヱホバ、モーセに告て言たまはく　三七 汝祭司アロンの子エレアザルに告てその燃る火の中より彼の火
三八 盤を取いださしめその中の火を遠く方に傾すてよその火盤は聖なりたればなり　三八 而してその罪を犯して生命を
喪へる者等の火盤は之を濶き展版となして祭壇を包むに用ひよ彼等ヱホバの前にそなへしに因て是は聖なりたれ
三九 ばなり斯是はイスラエルの子孫に徵と爲べし　三九 是において祭司エレアザル彼の燒死されし者等が用ひてそなへ
四〇 たる銅の火盤を取いだしければ之を濶く打展し之をもて祭壇を包み　四〇 之をイスラエルの子孫の記念の物と爲り
是はアロンの子孫たらざる外人が近りてヱホバの前に香を焚こと無らんため亦かゝる人ありてコラとその黨類の
ごとくにならざらん爲なり是みなヱホバがモーセをもて彼にのたまひし所に依るなり
四一 その翌日イスラエルの子孫の會衆みなモーセとアロンにむかひて呟き汝等はヱホバの民を殺せりと言り
四二 會衆集りてモーセとアロンに敵する時集會の幕屋を望み觀に雲ありてこれを覆ひヱホバの榮光顯れをる
四三 時にモーセとアロン集會の幕屋の前にいたりけるに　四四 ヱホバ、モーセに言たまひけるは　四五 汝らこの會衆
四四 四五 をはなれて去れ我直にこれをほろぼさんとすと是において彼等二人は俯伏ぬ　四六 斯てモーセ、アロンに言けるは
四六 汝火盤を執り壇の火を之にいれ香をその上に盛て速かにこれを會衆の中に持ゆき之がために贖罪を爲せ其はヱホ
四七 バ震怒を發したまひて疫病すでに始りたればなりと　四七 アロンすなはちモーセの命ぜしごとくに之を執て會衆の
四八 中に奔ゆきけるに疫病すでに民の中に始まり居たれば香を焚て民のために贖罪を爲し　四八 既に死る者と尙生る者
四九 との間に立ければ疫病止まれり　四九 コラの事によりて死たる者の外この疫病に死たる者は一萬四千七百人なりき

五〇 而してアロンはモーセの許にかへり集會の幕屋の門にいたれり疫病は斯やみぬ

第一七章

一 エホバ、モーセに告て言給はく　二 汝イスラエルの子孫に語り之が中よりその各箇の父祖の家にしたがひて杖一本づゝを取れ即ちその一切の牧伯等よりその父祖の家に循ひて杖都合十二本を取りその人等の名を各々その杖に書せ　三 レビの杖には汝アロンの名を書せ其はその父祖の家の長たる者各箇杖一本を出すべければなり　四 而して集會の幕屋の中我が汝等に會ふ處なる律法の櫃の前に汝之を置べし　五 我が選める人の杖は芽さん我かくイスラエルの子孫が汝等にむかひて呟くところの怨言をわが前に止むべし　六 モーセかくイスラエルの子孫に語りければその牧伯等おのおの杖一本づゝを之に付せり即ち牧伯等おのおのその父祖の家にしたがひて一本づゝを出したればその杖あはせて十二本アロンの杖もその杖の中にあり　七 モーセその杖を皆律法の幕屋の中にてエホバの前に置り　八 斯てその翌日モーセ律法の幕屋にいりて視るにレビの家のために出せるアロンの杖芽をふき蕾をなし花咲て巴旦杏の果を結べり　九 モーセその杖をことごとくエホバの前よりイスラエルの子孫の所に取いだしければ彼ら見ておのおの自分の杖を取り　一〇 時にエホバまたモーセに言たまはく汝アロンの杖を律法の櫃の前に携へかへり其處にたくはへ置てこの背反者等のために徴とならしめよ斯して汝かれらの怨言を全く取のぞきかれらをして死ざらしむべし　一一 モーセすなはち然なしエホバの己に命じたまへる如くせり　一二 イスラエルの子孫モーセに語りて曰ふ嗚呼我等は死ん我等は滅びん我等はみな滅びん　一三 凡そエホバの幕屋に徴にても近く者はみな死るなり我等はみな死斷べき歟

第一八章

一 斯てエホバ、アロンに告て言たまはく汝と汝の子等および汝の父祖の家の者は聖所に關れる罪をその身に擔當べしまた汝と汝の子等は汝らがその祭司の職について獲ところの罪をその身に擔當べし　二 汝また汝の兄弟たるレビの支派の者すなはち汝の父祖の支派の者等をも率て汝に合せしめ汝に事しむべし但し汝と汝の子等は律法の幕屋の前に侍るべきなり　三 彼らは汝の職守と聖所の職守とを守るべし只聖所の器具と壇とに近くべからず恐くは彼等も汝等も死るならん　四 彼等は汝に合して集會の幕屋の職守を守り幕屋の諸の役事をなすべきなり外人は汝らに近づく可らず　五 斯なんぢらは聖所の職守と祭壇の職守を守るべし然せばエホバの震怒かさねてイスラエルの子孫に及ぶこと有じ　六 視よ我なんぢらの兄弟たるレビ人をイスラエルの子孫の中より取りエホバのために之を賜物として汝らに賜ふて集會の幕屋の役事を爲しむ　七 汝と汝の子等は祭司の職を守りて祭壇の上と障蔽の幕の内の一切の事を執おこなひ斯ともに勤むべし我祭司の職の勤務を賜物として汝らに賜ふ外人の近く者は殺されん　八 エホバ又アロンに言たまはく我イスラエルの子孫の諸の聖禮物の中我に擧祭とするところの者をもて汝に賜ひて得さす即ち我これを汝と汝の子等にあたへてその分となさしめ是を永く例となす　九 斯のごとく至聖禮物の中火にて燒ざる者は汝に歸すべし即ちその我に獻る諸の禮物素祭罪祭愆祭等みな至聖くして汝と汝らの子等に歸すべし　一〇 至聖所にて汝これを食ふべし男子等はみなこれを食ふことを得是は汝に歸すべき聖物たるなり　一一 汝に歸すべき物は是なり即ちイスラエルの子孫の献る擧祭と搖祭の物我これを汝と汝の男子と女子に

一二 與へ是を永く例となす汝の家の者の中潔き者はみな之を食ふことを得るなり　一三 油の嘉者酒の嘉者穀物の嘉者な
一三 ど凡てヱホバに獻るその初の物を我なんぢに與ふ　一四 最初に成る國の產物の中ヱホバに携へたる者は皆なんぢに
一四 歸すべし汝の家の者の中潔き者はみな之を食ふことを得るなり　一五 イスラエルの人の獻納る物は皆汝に歸すべし
一五 凡そ血肉ある者の首出子にしてヱホバに獻らるゝ者は人にもあれ畜にもあれ皆なんぢに歸すべし但し人の
一六 首出子は必ず贖ふべくまた汚れたる畜獸の首出子も贖ふべきなり　一六 之を贖ふにはその人の生れて一箇月に至れ
る後に汝その估價に依り聖所のシケルに循ひて銀五シケルに之を贖ふべし一シケルはすなはち二十ゲラなり
一七 然ど牛の首出子羊の首出子山羊の首出子は贖ふべからず是等は聖しその血を壇の上に灑ぎまたその脂を焚て
一八 火祭となしてヱホバに馨しき香をたてまつるべし　一八 その肉は汝に歸すべし搖る胸と右の腿とおなじく是は汝に
一九 歸するなり　一九 イスラエルの子孫がヱホバに獻て擧祭とする所の聖物はみな我これを汝と汝の男子女子に與へこ
二〇 れを永く例となす是はヱホバの前において汝と汝の子孫に對する鹽の契約にして變らざる者なり　二〇 ヱホバまた
アロンに告たまはく汝はイスラエルの子孫の地の中に產業を有べからずまた彼等の中に何の分をも有べからず彼
ら の中において我は汝の分汝の產業たるなり

二一 またレビの子孫たる者には我イスラエルの中において物の十分の一を與へて之が產業となし其なすところ
二二 の役事すなはち集會の幕屋の役事に報ゆ　二二 イスラエルの子孫はかさねて集會の幕屋に近づくべからず恐くは罪
二三 を負て死ん　二三 第レビ人集會の幕屋の役事をなすべしまた彼らはその罪を自己の身に負べし彼等はイスラエルの

イ利二二・二、三、ハ出二二・二九　ヘ利二七・二八　リ利二七・二、六　民ヲ利三・二、五
ロ出二三・一九　民一・九、三四・二六　ト出一三・二、二三・　ヌ出三〇・一三　利二二・
一八・二九　申一八、利二・一九、三四・二六　二九　利二七・二六　三・四七　利七・三一、三二、三
四　民一〇・三五、利二・一四　民一五　民三・一三　七・二五　民三・四七　四
三六　尼一〇・三五、・二九　申二六・二　チ出一三・一二、三四　結四五・一二　ヨ利二・一三
ホ民一八・一一　ル申一五・一九　カ民一八・一一　代下

ヌ出三〇・一三　利二二・　ヲ出二九・二六、二八　ル利七・三一、三二、三　タ申一〇・九、一二・
七・二五　民三・四七　ワ出二九・二六、二八　四　一二、一四・二七、
結四五・一二　利七・三一、三二、三　二九、一八・一二、
ル申一五・一九　書一三・一四、三三、
一四・三二、一八・七

詩一六・五　結四四　ソ民三・七、八
レ民一八・二四、二六　ツ民一・五一
利二七・三〇、三二　ネ利二二・九
尼一〇・三七、一二
・四四　來七・五、八、

ラ民一八・二一　ノ民一八・二七　ヤ利二二・二、一五　ケ利四・一二、二一、
ム民一八・二〇　申　ウ尼一〇・三八　オ太一〇・一〇　踏　ク利一九・八、二二、　マ申二一・三　骨前六　一六・二七　來一三　フ利四・六、一六・一
一〇・九、一四・二　井民一八・三〇　寄前九・　一六　・七　四・二九　來九・一三　・一

二四 子孫の中に產業の地を有ざる事をもてその例となして汝らの世代の子孫の中に永く之を守るべきなり　二四 イスラ
エルの子孫が十に一を取り擧祭としてヱホバに獻るところの物を我レビ人に與へてその產業となさしむるが故に
我かれらにつきて言り彼等はイスラエルの子孫の中に產業の地を得べからずと
二五 二五 ヱホバ、モーセに告て言たまはく　二六 汝かくレビ人に告て之に言べし我がイスラエルの子孫より取て汝等
二六 に與へて產業となさしむるその什一の物を汝ら之より受る時はその什一の物の十分の一を獻てヱホバの擧祭と
二七 なすべし　二七 汝等の擧祭の物品は禾場よりたてまつる穀物の如く酒醡の內よりたてまつる酒のごとくに見做れん
二八 此のごとく汝等もまたイスラエルの子孫より受る一切の什一の物の中よりヱホバに擧祭を獻げそのヱホバの
二九 擧祭を祭司アロンに與ふべし　二九 汝らの受る一切の禮物の中より汝らはその嘉ところ即ちその聖き分を取てヱホ
三〇 バの擧祭を獻べし　三〇 汝かく彼等に言べし汝らその中より嘉ところを取て獻るに於てはその殘餘の物は汝等レビ
三一 人におけること禾場より取る物のごとく酒醡より取る物のごとくならん　三一 汝等と汝らの眷屬何處にても之を食
三二 ふことを得べし是は汝らが集會の幕屋に於て爲す役事の報酬たればなり　三二 汝らその嘉ところを獻るに於ては
之がために罪を負こと有じ汝らはイスラエルの子孫の聖別て獻る物を汚すべからず恐くは汝ら死ん

第一九章

一 ヱホバ、モーセとアロンに告て言たまはく　二 ヱホバが命ずるところの律の例は是のごとし云く
イスラエルの子孫に告て赤牝牛の全くして疵なく未だ軛を負しこと有ざる者を汝の許に牽きたらし
三 め　三 汝ら之を祭司エレアザルに交すべし彼はまたこれを營の外に牽いだして自己の眼の前にこれを宰らしむべ
四 し　四 而して祭司エレアザルこれが血を其指につけ集會の幕屋の表にむかひてその血を七次灑ぎ　五 やがてその

六 牝牛を自己の眼の前に燒しむべしその皮その肉その血およびその糞をみな燒べし　六 その時祭司香柏と牛膝草と
七 紅の絲をとりて之をその燒る牝牛の中に投いるべし　七 かくて祭司はその衣服を浣ひ水にてその身を滌ぎて然
八 る後營に入べし祭司の身は晩まで汚るゝなり　八 また之を燒たる者も水にその衣服を浣ひ水にその身を滌ぐべし
九 彼も晩まで汚るゝなり　九 斯て身の潔き人一人その牝牛の灰をかき斂めてこれを營の外の清淨處に蓄へ置べし是
一〇 イスラエルの子孫の會衆のために備へおきて汚穢を潔る水を作るべき者にして罪を潔むる物に當るなり　一〇 その
牝牛の灰をかき斂めたる者はその衣服を浣ふべしその身は晩まで汚るゝなりイスラエルの子孫とその中に寄寓る
他國の人とは永くこれを例とすべきなり
一一 人の死屍に捫る者は七日の間汚る　一二 第三日と第七日にこの灰水を以て身を潔むべし然せば潔くならん然
一二 ど若し第三日と第七日に身を潔むることを爲ざれば潔くならじ　一三 凡そ死人の屍に捫りて身を潔むることを爲ざ
一三 る者はエホバの幕屋を汚すなればイスラエルより斷るべし汚穢を潔むる水をその身に灑ざるによりて潔くならず
一四 その汚穢なほ身にあるなり
一四 天幕に人の死ることある時に應用ふる律は是なり即ち凡てその天幕に入る者凡てその天幕にある物は七日
一五 の間汚るべし　一五 凡そ蓋を取はなして蓋はざりし所の器皿はみな汚る　一六 凡そ刀劍にて殺されたる者または死屍
一六 または人の骨または墓等に野の表にて捫る者はみな七日の間汚るべし　一七 汚れたる者ある時はかの罪を潔むる者
一七 たる燒る牝牛の灰をとりて器に入れ活水を之に加ふべし　一八 而して身の潔き人一人牛膝草を執てその水にひたし
一八 之をその天幕と諸の器皿および其處に居あはせたる人々に灑ぐべくまたは骨あるひは殺されし者あるひは死たる

イ出二九・一四　利四　ハ利一一・二五、一五　ホ民一九・一三・二〇、二一・一　民五・二、　基二・一三　リ民一九・九、八・七　三一・二〇
ロ利一四・四、六、四九　ニ民九・一三　ヘ民一九・一六　利　九・六、一〇、三一・　ト民三一・一九　ヌ利七・二〇、二一・三　ヲ民一九・一一　カ創二六・一九
一九、哀四・一四　チ利一五・三一　ル利一・二二　民　ワ民一九・九　ヨ詩五一・七

一九 者あるひは墓などに捫れる者に灑ぐべし　一九 即ち身の潔き人第三日と第七日にその汚れたる者に之を灑ぐべし
而して第七日にはその人みづから身を潔むることを爲しその衣服をあらひ水に身を滌ぐべし然せば晩におよびて
潔くなるべし
二〇 然ど汚れて身を潔ることを爲ざる人はエホバの聖所を汚すが故にその身は會衆の中より絶るべし汚穢を潔
二一 むる水を身に灑がざるによりてその人は潔くならざるなり　二一 彼等また永くこれを例とすべし即ち汚穢を潔むる
二二 水を人に灑げる者はその衣服を浣ふべしまた汚穢を潔むる水に捫れる者も晩まで汚るべし　二二 凡て汚れたる人の
捫れる者は汚るべしまた之に捫る人も晩まで汚るべし

第二〇章

一 斯てイスラエルの子孫の全會衆正月におよびてチンの曠野にいたれり而して民みなカデシに
二 止りけるがミリアム其處にて死たれば之を其處に葬りぬ　二 當時會衆水を得ざるによりて相集りてモーセとアロンに迫れり
三 我らの兄弟等がエホバの前に死たる時に我等も死たらば善りしものを　三 すなはち民モーセと爭ひ言けるは鄉に
四 導き上りて我等とわれらの家畜を此に死しめんとするや　四 汝等何とてエホバの會衆をこの曠野に
五 處に導きいりしや此には種を播べき處なく無花果もなく葡萄もなく石榴も無くまた飲べき水も無し　五 汝らなんぞ我らをエジプトより上らしめてこの惡き
六 是においてモーセとアロンは會衆の前を去り集會の幕屋の門にいたりて俯伏けるにエホバの榮光かれらに顯れ　六 是
七 バ、モーセに告て言たまはく　七 汝杖を執り汝の兄弟アロンとともに會衆を集めその眼の前にて汝ら磐に命ぜよ　七 エホ
八 磐その中より水を出さん汝かく磐より水を出して會衆とその獸畜に飲しむべしと　八 モーセすなはちその命ぜら
九

夕利一四・九　レ民一九・一三　ソ基二・一三　ツ利一五・五　ネ民三三・三六　ナ出一五・二〇　民　ム民一六・一九、四二　ラ出一七・一　二六・五九　ウ出一七・二　民一四　井民一一・一、三三、　ノ民一七・三　一四・三七、一六、　オ民一四・五、一六、　ヤ出一七・五　マ尼九・一五　詩七八・二五、一六、一〇五　ケ民一四・一〇　ク民一四・一〇　詩七八・四五　箴四三・二〇、四八・二一

れしごとくヱホバの前より杖を取り

一〇 アロンとともに會衆を磐の前に集めて之に言けるは汝ら背反者等よ聽け我等水をしてこの磐より汝らの
一一 ために出しめん歟と　モーセその手を擧げ杖をもて磐を二度擊けるに水多く湧出たれば會衆とその獸畜ともに
一二 飲り　時にヱホバ、モーセとアロンに言たまひけるは汝等は我を信ぜずしてイスラエルの子孫の目の前に我の
一三 聖を顯さゞりしによりてこの會衆をわが之に與へし地に導きいることを得じと　是をメリバ（爭論）の水と
よべりイスラエルの子孫是がためにヱホバにむかひて爭ひたりしかばヱホバつひにその聖ことを顯したまへり
一四 茲にモーセ、カデシより使者をエドムの王に遣して言けるは汝の兄弟イスラエルかく言ふ汝はわれらが遭
一五 し諸の艱難を知る　そもそも我らの先祖等エジプトに下りゆきて我ら年ひさしくエジプトに住をりしがエジプ
一六 ト人われらと我らの先祖等をなやましたれば　我らヱホバに籲はりけるにヱホバわれらの聲を聽たまひ一箇の
天の使を遣して我らをエジプトより導きいだしたまへり視よ我ら今は汝の邊境の邊端にあるカデシの邑に居るな
一七 り　願くは我らをして汝の國を通過しめよ我等は田畝をも葡萄園をも通過じまた井の水をも飲じ我らは第王の
一八 路を通過り汝の境をいづるまでは右にも左にもまがらじ　エドム、モーセに言けるは汝我の中を通過べからず
一九 恐くは我いでて劍をもて汝にむかはん　イスラエルの子孫エドムに言ふ我らは大道を通過ん若われらと我らの
二〇 獸畜なんぢの水を飲ことあらばその値を償ふべし我は徒行にて通過のみなれば何事にもあらざるなりと　然る
二一 にエドムは汝通過べからずといひて許多の群衆を率ゐて出で大なる力をもて之にむかへり　エドムかくイスラ

イ民一七・一〇　ロ詩一〇六・三三　ハ出一七・六、申八・一五　ニ民二七・一四　一・三七、三二・二六、一・一五　ホ利一〇・三一　結二〇　ヘ申三三・八　詩九五　ト出一七・七　チ士一一・一六、一七　リ申二・四、二三・七　ヌ出一八・八　ル創四六・六　ヲ出一二・四〇　ワ出一・一一　申二六　カ出二・二三、三・七　ヨ出三・二、一四・一　タ民二一・二二　申二　レ申二・六、二八　ソ士一一・一七　ツ申二・二七、二九　ネ申二・四、五、八　ナ民三三・三七　ラ民二一・四　ム創二五・八　民二七・一三、三一・二　申三二・五〇

エルにその境の中を通過ことを容さゞりければイスラエルは他にむかひて去り

二二 かくてイスラエルの子孫の會衆みなカデシより進みてホル山にいたれり　二三 ヱホバ、エドムの國の境なる
二四 ホル山にてモーセとアロンに告て言たまはく　二四 アロンはその死たる民に列らんイスラエルの子孫に我が與へし
二五 地に彼は入ことを得ざるべし是メリバの水のある處にて汝等わが言に背きたればなり　二五 汝アロンとその子エレ
二六 アザルをひきつれてホル山に登り　二六 アロンにその衣服を脫せてこれをその子エレアザルに衣せよアロンは其處
二七 に死てその民に列るべしと　二七 モーセすなはちヱホバの命じたまへるごとく爲し相つれだちて全會衆の目の前に
二八 てホル山に登れり　二八 而してモーセはアロンにその衣服をぬがせて之をその子エレアザルに衣せたりアロンは
二九 其處にて山の巔に死り斯てモーセとエレアザル山よりくだりけるが　二九 會衆みなアロンの死たるを見て三十日の
あひだ哀哭をなせりイスラエルの家みな然せり

第二一章

一 茲に南の方に住るカナン人アラデ王といふ者イスラエルが間者の道よりして來るといふを聞き
二 汝もしこの民をわが手に付したまはゞ我その城邑を盡く滅さんと　二 是においてイスラエル誓願をヱホバに立て言ふ
三 ヱホバすなはちイスラエルの言を聽いれてカナン人を付したまひければ之とその城邑をことごとく滅せり是をもてその處の名をホルマ（殲滅）と呼なしたり
四 民はホル山より進みゆき紅海の途よりしてエドムを繞り通らんとせしがその途のために民心を苦めたり
五 すなはち民神とモーセにむかいて呟きけるは汝等なんぞ我らをエジプトより導きのぼりて曠野に死しめんとす
六 るや此には食物も無くまた水も無し我等はこの粗き食物を心に厭ふなりと　六 是をもてヱバホ火の蛇を民の中に

ウ民二〇・一二　井民三三・三八　オ民三三・三八　一〇・六、三二・五〇　ク申三四・八　ヤ民三三・四〇　ケ創二八・二〇　マ民一三・二一　一・三〇　フ利二七・二八　コ民二〇・二二、三三　エ士一一・一八　テ出六・九　ア詩七八・一九　サ出一六・三、一七　キ民一・六　ユ野有一〇・九　メ申八・一五

七 遣して民を咬しめたまひければイスラエルの民の中死る者多かりき　七 是によりて民モーセにいたりて言けるは
我らエホバと汝にむかひて呟きて罪を獲たり請ふ汝エホバに祈りて蛇を我等より取はなさしめよとモーセすなは
八 ち民のために祈ければ　八 エホバ、モーセに言たまひけるは汝蛇を作りてこれを杆の上に載おくべし凡て咬れた
九 る者は之を仰ぎ觀なば生べし　九 モーセすなはち銅をもて一條の蛇をつくり之を杆の上に載おけり凡て蛇に咬れ
たる者その銅の蛇を仰ぎ觀ば生たり
一〇 イスラエルの子孫途に進みてオボテに營を張り　一〇 またオボテより進み往きモアブの東の方に亘るところ
一一 の曠野においてイエアバリムに營を張り　一一 また其處より進みゆきてゼレデの谷に營を張り　一二 其處より進みゆ
一二 きてアルノンの彼旁に營を張りアルノンはアモリの境より出て曠野に流るゝ者にてモアブとアモリの間にありて
一四 モアブの界をなすなり　一四 故にエホバの戰爭の記に言るあり云くスバのワヘブ、アルノンの河　一五 河の流即ち
一五 アルの邑に落下りモアブの界に倚る者と　一六 かれら其處よりベエル(井)にいたれりエホバがモーセにむかひて汝
一六 民を集めよ我これに水を與へんと言たまひしはこの井なりき
一七 時にイスラエルとの歌を歌へり云く井の水よ湧あがれ汝等これがために歌へよ　一八 此井は笏と杖とをもて
一八 牧伯等これを掘り民の君長等之を掘りと斯て曠野よりマッタナにいたり　一九 マッタナよりナハリエルにいたり
一九 ナハリエルよりバモテにいたり　二〇 バモテよりモアブの野にある谷に往き曠野に對するピスガの巔にいたれり
二〇 二一 かくてイスラエル使者をアモリ人の王シホンに遣して言しめけるは　二二 我をして汝の國を通過しめよ我等
二一 は田畝にも葡萄園にも入じまた井の水をも飲じ我らは汝の境を出るまでは唯王の道を通りて行んのみと　二三 然る
二二

イ詩七八・三四　ロ民二一・五　ハ出八・八・二八　尊創　二・五下一八・四　約三　ヘ民三三・四四
一二・一九　王上　二四・一五　ホ民三三・四三　ト民二一・一三　チ民二一・三六　士　リ申二・一八、二九　ヌ士九・二一　ル出一五・一　詩一〇　ヲ民二二・二八　ワ申二・二六、二七　士　カ民二〇・一七　ヨ申二九・七
タ申二一・三二　士一一　レ申二・二二、二九・

七 書二一・二、一三六・一九　ツ申二・九、一八　禁一五・一　ネ士一一・二四　王上　ナ耶四八・一八、二二　ラ禁一五・二　ム民三二・一　耶四八　井雷一三・一二　ウ申三・一、二九・七　オ民二一・二四　詩一三五・一〇、一一、ヤ民三三・四八
二四・八　尼九・二　禁二・九　二詩一三五・一〇、ソ耶四八・四五、四六　ク申三・三、四　ケ民三三・四八
一二・七、三三　王下一三・六、他八・二四　ホ民三三・四三　約三　ヘ民三三・四四

にシホンはイスラエルに自己の境の中を通る事を容さゞりき而してシホンその民をことごとく集め曠野にいでて
二四 イスラエルを攻んとしヤハヅに來りてイスラエルと戰ひけるが　二四 イスラエル刃をもて之を擊やぶりその地をア
二五 ルノンよりヤボクまで奪ひ取りアンモンの子孫にまで至れりアンモンの子孫の境界は堅固なりき　二五 イスラエル
かくその城邑を盡く取り而してイスラエルはアモリ人の諸の城邑に住みヘシボンとそれに附る諸の村々に居る
二六 へシボンはアモリ人の王シホンの都城なりシホンは曾てモアブの前の王と戰ひてかれの地をアルノンまで盡く
二七 くその手より奪ひ取しなり　二七 故に歌をもて云るあり曰く汝らヘシボンに來れシホンの城邑を築き建よ　二八 ヘシ
二八 ボンより火出でシホンの都城より焰いでてモアブのアルを焚つくしアルノンの邊の高處を占る君王等を滅ぼせり
二九 モアブよ汝は禍なる哉ケモシの民よ汝は滅ぼさるその男子は逃奔りその女子はアモリ人の王シホンに擄らる
三〇 るなり　三〇 我等は彼らを擊たふしヘシボンを滅ぼしてデボンに及び之を荒してまたノバに及びメデバにいたる
三一 三一 斯イスラエルの子孫はアモリ人の地に住たりしが　三二 モーセまた人を遣はしてヤゼルを窺はしめ遂にその
村々を取て其處にをりしアモリ人を逐出し
三三 轉てバシヤンの路に上り往きけるにバシヤンの王オグその民を盡く率ゐて出で之を迎へてエデレイに戰は
三四 んとす　三四 エホバ、モーセに言たまひけるは彼を懼るゝ勿れ我かれとその民とその地を盡く汝の手に付す汝
三五 へシボンに住をりしアモリ人の王シホンに爲たるごとくに彼にも爲べしと　三五 是において彼とその子とその民を
ことごとく擊ころし一人も生存る者なきに至らしめて之が地を奪ひたり

第二二章

一 かくてイスラエルの子孫また途に進みてモアブの平野に營を張り此はヨルダンの此旁にしてエリ

コに對ふ

二 チッポルの子バラクはイスラエルが凡てアモリ人に爲たる所を見たり　三 是においてモアブ人大いにイス
三 ラエルの民を懼る是その數多きに因てなりモアブ人かくイスラエルの子孫のために心をなやましたれば　四 すな
四 はちミデアンの長老等に言ふこの群衆は牛が野の草を餂食ふごとくに我等の四圍の物をことごとく餂食はんとす
五 とこの時にはチッポルの子バラク、モアブ人の王たり　五 彼すなはち使者をペトルに遣してベオルの子バラムを
招かしめんとすペトルはバラムの本國にありて河の邊に立りその之を招かしむる言に云く茲にエジプトより出來
六 し民あり地の面を蓋ふて我の前にをる　六 然ば請ふ汝今來りて我ためにこの民を詛へ彼等は我よりも强ければな
り然せば我これを擊やぶりて我國よりこれを逐はらふを得ることもあらん其は汝が祝する者は福德を得汝が詛ふ
七 者は禍を受くと我しればなりと　七 モアブの長老等とミデアンの長老等すなはち占卜の禮物を手にとりて出たちバラムにいたりてバラクの言
八 をこれに告たれば　八 バラムかれらに言ふ今晚は此に宿れエホバの我に告るところに循ひて汝らに返答をなすべ
九 しと是をもてモアブの牧伯等バラムの許に居る　九 時に神バラムに臨みて言たまはく汝の許にをる此人々は何者
一〇 なるや　一〇 バラム神に言けるはモアブの王チッポルの子バラク我に言つかはしけらく　一一 茲にエジプトより出き
たりし民ありて地の面を蓋ふ請ふ今來りてわがために之を詛へ然せば我これに戰ひ勝てこれを逐はらふを得るこ
一二 ともあらんと　一二 神バラムに言たまひけるは汝かれらとともに往べからず亦この民を詛ふべからず是は祝福るゝ
一三 者たるなり　一三 是においてバラム朝起てバラクの牧伯等に言けるは汝らの國に歸れよエホバ我が汝らとともに往く

イ 士一一・二五　ロ 出一一・五、一五　ハ 民三一・八、書一三　ニ 申二三・四、書一三　ホ 民二三・七　ヘ 民二三・七　ト 母前九・七、八　チ 民二二・一九　リ 創二〇・三　民二二　ヌ 民二三・二〇　ル 民二二・六　ヲ 民二四・一三　ワ 王上二二・一四　カ 民二二・八　ヨ 民二二・九　タ 民二二・三五、二三　レ 出四・二四　ソ 王下六・一七　ツ 彼後二・一六　ネ 民二四・一七　ナ 民二四・一九　ム 民二二・一九

一四 事をゆるさざるなりと　一四 モアブの牧伯たちすなはち起あがりてバラクの許にいたりバラムは我らとともに來る
ことを肯ぜずと告たれば
一五 一五 バラクまた前の者よりも尊き牧伯等を前よりも多く遣せり　一六 彼らバラムに詣りて之に言けるはチッポル
一六 の子バラクかく言ふ願くは汝何の障碍をも顧みずして我に來れ　一七 我汝をして甚だ大なる尊榮を得させん汝が
一七 我に言ところは凡て我これを爲べし然ば願くは來りて我ためにこの民を詛へ　一八 バラム答へてバラクの臣僕等に
一八 言けるは假令バラクその家に盈るほどの金銀を我に與ふるとも我は事の大小を論ずわが神エホバの言を踰ては
一九 何をも爲ことを得ず　一九 然ば請ふ汝らも今晚此に宿り我をしてエホバの再び我に何と言たまふかを知しめよと
二〇 二〇 夜にいりて神バラムにのぞみて之に言たまひけるはこの人々汝を招きに來りたれば起あがりて之とともに往
け但し汝は我が汝につぐる言のみを行ふべし
二一 二一 バラム翌朝起あがりてその驢馬に鞍おきてモアブの牧伯等とともに往り　二二 然るにエホバかれの往たるに
二二 緣て怒を發したまひければエホバの使者かれに敵せんとて途に立り彼は驢馬に乘その僕二人はこれとともに在し
二三 が　二三 驢馬エホバの使者が劍を手に拔持て途に立るを見驢馬途より身を轉して田圃に入ければバラム驢馬を打て
二四 途にかへさんとせしに　二四 エホバの使者また葡萄園の途に立り其處には此旁にも石垣あり彼旁にも石垣あり
二五 二五 驢馬エホバの使者を見石垣に貼依てバラムの足を石垣に貼依たればバラムまた之を打り　二六 然るにエホバの
二六 二七 使者また進みよりて狹き處に立けるが其處には右にも左にもまがる道あらざりしかば　二七 驢馬エホバの使者を見
二八 てバラムの下に臥たり是においてバラム怒を發し杖をもて驢馬を打けるに　二八 エホバ驢馬の口を啓きたまひたれ

二九 ば驢馬バラムにむかひて言ふ我なんぢに何を爲せばぞ汝かく三次我を打や　二九 バラム驢馬に言ふ汝われを侮るが
三〇 故なり我手に劍あらば今汝を殺さんものを　三〇 驢馬またバラムに言ふるは我は汝の所有となりてより今日にいた
るまで汝が常に乘ところの驢馬ならずや我つねに斯のごとく汝になしたるやとバラムこたへて否と言ふ
三一 時にエホバ、バラムの目を啓きたまひければ彼エホバの使者の途に立て劍を手に拔持るを見身を鞠めて
三二 俯伏たるに　三二 エホバの使者これに言ふ汝なにとて斯三度なんぢの驢馬を打や我汝の道の直に滅亡にいたる
三三 者なるを見て汝に敵せんとて出きたれり　三三 驢馬はわれを見て斯みたび身を轉して我を避たるなり是もし身を轉
三四 らして我を避ずば我すでに汝を殺して是を生しおきしならん　三四 バラム、エホバの使者に言けるは我罪を獲たり
三五 我は汝が我に敵せんとて途に立るを知ざりしなり汝もし之を惡しとせば我は歸るべし　三五 エホバの使者バラムに
言けるはこの人々とともに往け但し汝は我が汝に告る言詞のみを宣べしとバラムすなはちバラクの牧伯等とと
に往り
三六 さてまたバラクはバラムの來るを聞てモアブの境の極處に流るゝアルノンの旁の邑まで出ゆきて之を迎ふ
三七 バラクすなはちバラムに言けるは我ことさらに人を遣はして汝を招きしにあらずや汝なにゆゑ我許に來らざ
三八 りしや我あに汝に尊榮を得さすることを得ざらんや　三八 バラム、バラクに言けるは視よ我つひに汝の許に來れり
三九 然ど今は我何事をも自ら言を得んや我はたゞ神の我口に授る言語を宣んのみと　三九 斯てバラムはバラクとともに
四〇 往てキリアテホゾテに至りしが　四〇 バラク牛と羊を宰りてバラムおよび之と偕なる牧伯等に餽れり
四一 而してその翌朝にいたりバラクはバラムを伴ひこれを携へてバアルの崇邱に登りイスラエルの民の極端

イ 創一二・一〇　ロ 使後一二・一六　ハ 創二一・一九　民下　ニ 出三四・八
六・一七　路二四・　ホ 使徒二・一四、一五　一六、三一　ヘ 申前一五・二四、三二　〇、二六・二一　申　ト 民二二・二〇
後一二・一三　伯三　チ 民二一・一三　リ 創一四・一七　ヌ 民二二・一七、二四
四・三一、三二　ル 民二三・二六、二四　ヲ 申一二・二　代下一八・一三
ワ 民二三・二九　カ 民二三・一四、三〇　ヨ 民二三・一五

民二四・一　レ 民二三・一六　ソ 民二三・一六　民
二二・三五　申一八　・一八　耶一・九　ツ 民二三・一八、二四
・三一、一五、二三　伯　・二七・一　二九・一　路七八・二　結一七　ネ 民二二・六、一一、一
・二　未二・四　路二　・六　ナ 申前一七・一〇　ラ 箴四七・一二、一三
ム 申三三・二八　ウ 出三三・一六　申九　・一七　・二　弗二・二四　ノ 詩一一六・一五
井創一三・一六、二二　オ 民二二・一一、一七、二四・一〇　ク 二二・三八
・一一　ル 民二三・二六、二四　ヲ 申一二・二　・一三　王上二二・一
四　代下一八・一三

を望ましむ

一 第二三章　一 バラム、バラクに言けるは我ために此に七個の壇を築き此に七匹の牡牛と七匹の牡羊を備へよと
二 バラクすなはちバラムの言るごとく爲しバラクとバラムその壇ごとに牡牛一匹と牡羊一匹を獻げ
三 たり　三 而してバラムはバラクにむかひ汝は燔祭の傍に立をれ我は往んとすエホバあるひは我に來りのぞみたま
四 はんその我に示したまふところの事は凡てこれを汝に告んと言て一の高處に登りたるに　四 神バラムに臨みたま
五 ひければバラムこれに言けるは我は七箇の壇を設けその壇ごとに牡牛一匹と牡羊一匹を獻げたりと　五 エホバ、
六 バラムの口に言を授けて言たまはく汝バラクの許に歸りて斯いふべしと　六 彼すなはちバラクの許に至るにバラ
七 クはモアブの諸の牧伯等とともに燔祭の傍に立をる　七 バラムすなはちこの歌をのべて云くモアブの王バラク、
八 スリアより我を招き寄せ東の邦の山より我を招き寄て云ふ來りて我ためにヤコブを詛へ來りてわがためにイスラ
九 エルを呪れと　八 神の詛はざる者を我いかで詛ふことを得んやエホバの呪らざる者を我いかで呪ることを得んや
一〇 九 磐の頂より我これを觀岡の上より我これを望むこの民は獨り離れて居ん萬の民の中に列ぶことなからん　一〇 誰
かヤコブの塵を計へ得んやイスラエルの四分一を數ふることを能せんや願くは義人のごとくに我死ん願くは
一一 わが終これが終にひとしかれ　一一 是においてバラク、バラムに言けるは汝我に何を爲や我はわが敵を詛はしめん
一二 とて汝を携きたりしなるに汝はかへつて全くこれを祝せり　一二 バラムこたへて言けるは我は愼みてエホバの我口
に授る事のみを宣べきにあらずや
一三 バラクこれに言けるは請ふ汝われとともに他の處に來りて其處より彼らを觀よ汝たゞ彼らの極端のみを觀

一四 ん彼らを全くは觀ることを得ざるべし請ふ其處にて我ため一四 に彼らを詛へと　やがて之を導きてピスガの巔なる
一五 斥候の原に至り七箇の壇を築きて壇ごとに牡牛一匹と牡羊一匹を獻たり　一五 時にバラム、バラクに言けるは汝此
一六 にて燔祭の傍に立をれ我またも往て會見ゆることをせんと　一六 エホバまたバラムに臨みて言をその口に授け汝バ
一七 ラクの許に歸りてかく言へとのたまひければ　一七 彼バラクの許にかへりけるにバラクは燔祭の傍に立をりモアブ
一八 の牧伯等これとともに居りしがバラクすなはちバラムにむかひエホバ何と言しやと問ければ　一八 バラムまたこの
一九 歌を宣たり云くバラクよ起て聽けチッポルの子よ我に耳を傾けよ　一九 神は人のごとく謊ること无しまた人の子の
二〇 ごとく悔ること有ずその言ところは之を行はざらんやその語るところは之を成就ざらんや　二〇 我はこれがために
二一 福祉をいのれとの命令を受く既に之に福祉をたまへば我これを變るあたはざるなり　二一 エホバ、ヤコブの中に惡
二二 き事あるを見ずイスラエルの中に憂患あるを見ずその神エホバこれとともに在し王を喜びて呼はる聲その中にあ
二三 り　二三 神かれらをエジプトより導き出したまふイスラエルは強きこと兕のごとし　二三 ヤコブには魔術なしイスラ
二四 エルには占卜あらず神はその爲ところをその時にヤコブに告げイスラエルにしめしたまふなり　二四 視よこの民は
牝獅子のごとくに起あがり牡獅子のごとくに身を興さん是はその攫得たる物を食ひその殺し〻物の血を飲では臥
二五 ことを爲じ　二五 是においてバラクはバラムに向ひ汝かれらを詛ふことをも祝することをも爲なかれと言けるに
二六 バラムこたへてバラクに言ふ我はエホバの宣まふ事は凡てこれを爲ざるを得ずと汝に告おきしにあらずやと
二七 バラクまたバラムに言けるは請ふ來れ我なんぢを他の處に導往ん神あるひは汝が其處より彼らを我ため
二八 に詛ふことを善とせんと　二八 バラクすなはちバラムを導きて曠野に對するペオルの巔に至るに　二九 バラム、バラ

イ民二三・一二　ロ民二三・五、二二・　ハ士三・二〇　ニ毋前一五・二九　ホ創一二・二、二二・　ヘ羅四・七、八　ト出一三・二二、二九　チ詩八九・一五　リ民二四・八　ヌ申三三・一七　ル詩三一・一九、四四　ワ創四九・二七　カ民二三・一二、二二　ヨ民二三・一三　タ民二一・二〇

ソ民二三・三一・一五　ツ民二一・一　ネ民一一・二五　母前一〇・一〇、一九、一〇・一二　代下　ナ民二三・七、一八　ラ母前一九・二四　結一・二八　但八・一八、一〇・一五、一　井邪五一・一三　獻　ヤ民一四・九、二四　ム詩一〇四・一六　ウ詩一・三　邪一七・八　ク民二三・二二　ケ詩四五・五　邪五〇・九　コ創一二・三、二七・　マ詩二・九　繁三八・一三　邪五〇・一七　代上一四・一　ヘ羅四・七、八　ト出一三・二二、二九　チ詩八九・一五　ヌ申三三・一七　伯三九・一〇、一一　ル詩三一・一九、四四　ワ創四九・二七　カ民二三・一二、二二　ヨ民二三・一三　タ民二一・二〇

レ民二三・一　ツ民二三・三一・一五　ネ民一一・二五　母前一〇・一〇、一九、一〇・二二　代下　一五・一　ナ民二三・七、一八　ラ母前一九・二四　結一・二八　但八・一八、一〇・一五、一　井邪五一・一三　獻　ヤ民一四・九、二四　ム詩一〇四・一六　ウ詩一・三　邪一七・八　ク民二三・二二　ケ詩四五・五　邪五〇・九　コ創一二・三、二七・　マ詩二・九　繁三八・一三　邪五〇・一七　代上一四・一　ヘ羅四・七、八　ト出一三・二二、二九　チ詩八九・一五　ヌ申三三・一七　伯三九・一〇、一一　ル詩三一・一九、四四　ワ創四九・二七　カ民二三・一二、二二　ヨ民二三・一三　タ民二一・二〇

第二四章

一 バラムはイスラエルを祝することのエホバの心に適ふを視たれば此度は前の時のごとくに往て
二 法術を求むる事を爲ずその面を曠野に向て居り　二 バラム目を擧てイスラエルのその支派にしたが
三 ひて居るを觀たり時に神の靈かれに臨みければ　三 彼すなはちこの歌をのべて云くベオルの子バラム言ふ目の啓
四 きたる人言ふ　四 神の言詞を聞し者能はざる無き者をまぼろしに觀し者倒れ臥て其目の啓けたる者言ふ　五 ヤコ
五 ブよ汝の天幕は美しき哉イスラエルよ汝の住所は美しき哉　六 是は谷々のごとくに布列ね河邊の園のごとくエホ
六 バの栽し沈香樹のごとく水の邊の香柏のごとし　七 その桶よりは水溢れんその種は水の邊に發育んその王はアガ
七 グよりも高くなりその國は振ひ興らん　八 神これをエジプトより導き出せり是は强きこと兕のごとくその敵なる
八 國々の民を呑つくしその骨を摧き矢をもて之を衝とほさん　九 是は牡獅子のごとくに身をかゞめ牝獅子のごとく
九 に臥す誰か敢てこれを起さんやなんぢを祝するものは福祉を得なんぢをのろふものは災禍をかうむるべし
一〇 こゝにおいてバラクはバラムにむかひて怒を發しその手を拍ならせり而してバラク、バラムにいひけるは
一一 我はなんぢをしてわが敵を詛はしめんとてなんぢを招きたるに汝は却て斯三度までも彼らを大に祝したり　一一 然
一二 ば汝今汝の處に奔り往け我は汝に大なる尊榮を得させんと思ひたれどエホバ汝を阻めて尊榮を得るに至らざら
一三 しむ　一三 バラム、バラクに言けるは我は汝が我に遣しゝ使者等に告て言ざりしや　一三 假令バラクその家に盈るほ

どの金銀を我に與ふるとも我はエホバの言を踰て自己の心のまゝに善も惡きも爲ことを得ず我はエホバの宣まふ
一四 事のみを言べしと　一四 今われは吾民にかへる然ば來れ我この民が後の日に汝の民に爲んところの事を汝に告しら
一五 せんと　一五 すなはちこの歌をのべて云くベオルの子バラム言ふ目の啓きたる人言ふ　一六 神の言を聞るあり至高者
一六 を知の知識あり能はざる無き者をまぼろしに觀倒れ臥て其目の啓けたる者言ふ　一七 我これを見ん然ど今にあらず
一七 我これを望まん然ど近くはあらずヤコブより一箇の星いでんイスラエルより一條の杖おこりモアブを此旁より
一八 彼旁に至まで擊破りまた鼓譟者どもを盡く滅すべし　一八 其敵なるエドムは是が產業となりセイルは之が產業と
一九 ならんイスラエルは盛になるべし　一九 櫂を乘る者ヤコブより出で遺れる者等を城より滅し絕ん　二〇 バラム又アマ
二〇 レクを望みこの歌をのべて云くアマレクは國々の中の最初なる者なり其終には滅び絕るに至らん　二一 亦ケニ人を
二一 望みこの歌をのべて云く汝の住所は堅固なり汝は磐に巢をつくる　二二 然どカインは亡て終にアッスリアの爲に
二二 擄へ移されん　二三 彼亦この歌をのべて云く嗟神これを爲たまはん時は誰か生ることを得ん　二四 キッテムの方より
二三 船來てアッスリアを攻なやましエベルを攻なやますべし而して是もまた終に亡失ん　二五 斯てバラムは起あがりて
二四 自己の處に歸り往きぬバラクも亦去ゆけり

第二五章

一 イスラエルはシッテムに止まり居けるがその民モアブの婦女等と姪をおこなふことを始めたり
二 その婦女等其神々に犧牲を獻る時に民を招けば民は往て食ふことを爲しかつその神々を拜めり
三 イスラエルかくバアルペオルに附ければイスラエルにむかひてエホバ怒を發したまへり　四 エホバすなはち

イ創四九・一　但二・一六　ム民三一・二五・一一　申
二八、一〇・一四　ヘ創四九・一〇　詩　リ創四九・一〇　レ民三一・一六　答前　ル民三一・二
ロ米六・五　默二・一四　一一〇・二　ヌ出一七・八　一〇・八　木出二〇・五　ウ出一八・二二、二五
八民二四・三、四　ト母後八・二　邪四八　ル出一七・一四　母前　カ創一〇・二一、二五　ソ書二二・一七　詩　ナ詩一〇六・二九
ニ默一・七　チ母後八・一四　詩　タ創一五・三、八　ヨ民三二・八　一〇六・二八　何九　ヰ出三二・二七　ゆ
ホ太二・二　默二二・　一五・一九　夕民三三・四九　書二一・　ツ出三四・一五、一六　ラ申四・三　書二二・
米六・五　書二一・　一七
一三・六、九、一二、一七

モーセに告て言たまはく民の首をことごとく携きたりエホバのためにかの者等を日に曝せ然せばエホバの烈しき
五 怒イスラエルを離るゝあらんと　五 是においてモーセ、イスラエルの士師等にむかひ汝らおのおのその配下の
六 人々のバアルペオルに附る者を殺せと言り　六 モーセとイスラエルの子孫の全會衆集會の幕屋の門にて哭る時一箇のイスラエル人ミデアンの婦人一箇
七 を携きたり彼らの目の前にてその兄弟等の中に至れり　七 祭司アロンの子なるエレアザルの子ピネハスこれを見
八 會衆の中より起あがりて槍を手に執り　八 そのイスラエルの人の後を追て之が寢室に入りイスラエルの人を衝き
九 またその婦女の腹を衝とほして二人を殺せり是において疫病　九 その疫病にて死たる者は二萬四千人なりき
一〇 一〇 エホバ、モーセに告て言たまはく　一一 祭司アロンの子なるエレアザルの子ピネハスはわが熱心をイスラエ
一一 ルの子孫の中にあらはして吾怒をその中より取去り我をして熱心をもてイスラエルの子孫を滅し盡すにいたら
一二 ざらしめたり　一二 故に汝言へ我これに平和のわが契約をさづく　一三 即ち彼とその後の子孫永く祭司の職を得べし
一三 是は彼その神のために熱心にしてイスラエルの子孫のために贖をなしたればなり　一四 その殺されしイスラエル人すなはちミデアンの婦人とともに殺されし者はその名をジムリと言てサルの子
一四 にしてシメオン人の宗族の牧伯の一人なり　一五 またその殺されしミデアンの婦人は名をコズビと曰てツルの女子
一五 なりツルはミデアンの民の宗族の首なり　一六 エホバ、モーセに告て言たまはく　一七 ミデアン人に逼りてこれを擊て
一六 一八 其は彼ら謀計をもて汝に逼り

ノ耳二・一七　ヤ詩一〇六・三〇　ケ詩一〇六・三〇　番一・一八、三・八　ア出四〇・一五　キ水二・一七　メ民三一・二
オ出六・二五　マ申四・三　哀結一〇　フ哀後一・二　サ使二二・三　羅一〇　ユ民三一・八　書一三　ミ民三一・一六　默二
ク詩一〇六・三〇　申四・八　コ出二〇・五　申三二　テ代上六・四　一六、二二　詩七八　エ馬二・四、五、三・八　一四、二二　詩七八　ケ使二一・二　一四　ヨ民三一・二四
一六、二一　五・五八　結一六・三八　ス使二一・二　一四

ペオルの事とその姉妹なるミデアンの牧伯の女すなはちペオルのために疫病の起れる日に殺されしコズビの事に
一 おいて汝らを惑したればなり
二

第二六章

一 疫病の後エホバ、モーセと祭司アロンの子エレアザルに告て言たまはく
二 イスラエルの全會衆
の總數をその父祖の家にしたがひて核ベイスラエルの中凡そ二十歳以上にして戰爭に出るに勝る者
三 モーセ及び祭司エレアザルすなはちエリコに對してヨルダンの邊にあるモアブの平野に於てかれ
四 らに告て言けるは　四 エジプトの地より出きたれるモーセとイスラエルの子孫にエホバの命じ給へる如く汝ら
其中の二十歳以上の者を計へよ
五 五 イスラエルの長子はルベン、ルベンの子孫はヘノクよりヘノク人の族出でパルよりパル人の族出で　六 ヘ
六 ツロンよりヘツロン人の族出でカルミよりカルミ人の族出づ　七 ルベンの宗族は是のごとくにしてその核數られ
七 し者は四萬三千七百三十人　八 またパルの子はエリアブ　九 エリアブの子はネムエル、ダタン、アビラムこのダ
八 九 タンとアビラムは會衆の中に名ある者にてコラの黨類とともにモーセとアロンに逆ひてエホバに悖りし事ありし
一〇 が　一〇 地その口を開きて彼らとコラとを呑みその黨類二百五十人は火に燒れて死うせ人の鑑戒となれり　一一 但し
一一 コラの子等は死ざりき
一二 一二 シメオンの子孫はその宗族に依ば左のごとしネムエルよりはネムエル人の族出でヤミンよりはヤミン人の
一三 族出でヤキンよりはヤキン人の族出で　一三 ゼラよりはゼラ人の族出でシヤウルよりはシヤウル人の族出づ　一四 シ
一四 メオン人の宗族は是の如くにして其數られし者は二萬二千二百人

イ三〇・一二、三八・　ハ民二六・六三、二二　ニ民一・一一　ヘ民一六・一、一二　一〇・六 彼後二・六　ヌ創四六・一〇　ヲ創四六・一〇
二五、二六　民一・三　ホ創四六・八　出六・　ト民一六・三二、三五　リ出六・二四　代上六・二一　ル代上四・二四
ロ民一・三　ヘ・一、・三二、二二、　ヌ・一、・二五、・四八、三五・一　一四　代上五・一　チ民一六・三八　芬前

一五 ガドの子孫は其宗族に依ば左の如しゼポンよりはゼポン人の族出でハギよりはハギ人の族出でシユニより
一六 はシユニ人の族出で　一六 オズニよりはオズニ人の族出でエリよりはエリ人の族出で　一七 アロドよりはアロド人の
一七 族出でアレリよりはアレリ人の族出づ　一八 ガドの宗族は是のごとくにしてその核數られし者は四萬五百人
一八 一九 ユダの子等はエルとオナン、エルとオナンはカナンの地に死たり　二〇 ユダの子孫はその宗族によれば左の
一九 二〇 ごとしシラよりはシラ人の族出でペレヅよりはペレヅ人の族出でゼラよりはゼラ人の族出づ　二一 ペレヅの子孫は
二一 左のごとしヘヅロンよりはヘヅロン人の族出でハムルよりはハムル人の族出づ　二二 ユダの宗族は是のごとくにし
二二 てその核數られし者は七萬六千五百人
二三 二三 イッサカルの子孫はその宗族によれば左のごとしトラよりはトラ人の族出でプワよりはプワ人の族出で
二四 二四 ヤシユブよりはヤシユブ人の族出でシムロンよりはシムロン人の族出づ　二五 イッサカルの宗族は是のごとく
二五 にしてその數へられし者は六萬四千三百人
二六 二六 ゼブルンの子孫はその宗族によれば左の如しセレデよりはセレデ人の族出でエロンよりはエロン人の族出
二七 二七 でヤリエルよりはヤリエル人の族出づ　二八 ゼブルン人の宗族は是のごとくにしてその核數られし者は六萬五百人
二八 二八 ヨセフの子等はその宗族に依ばマナセとエフライム　二九 マナセの子等の中マキルよりマキル人の族出づマ
二九 三〇 キル、ギレアデを生りギレアデよりギレアデ人の族出づ　三〇 ギレアデの子孫は左のごとしイエゼルよりはイエゼ
三〇 三一 ル人の族出でヘレクよりはヘレク人の族出で　三一 アスリエルよりはアスリエル人の族出でシケムよりはシケム人
三一 三二 の族出で　三二 セミダよりはセミダ人の族出でヘペルよりはヘペル人の族出づ　三三 ヘペルの子ゼロペハデには男子
三二 三三

ワ創四六・一六　タ創三八・二、四六・　ソ創四六・一三　代上ネ創四六・二〇　ラ卷一七・二　士六・一一
カ創四六・一六　七・一二　ナ書一七・一　一一・二四、三四、三六・
ヨ創四六・一六　レ代上二・三　ツ創四六・一四　・一四、一五　代上七　ム民二七・一、三六・

三四 なく惟女子ありしのみその名はマアラ、ノア、ホグラ、ミルカ、テルザと曰ふ　三四 マナセの宗族は是のごとくにしてその核數られし者は五萬二千七百人

三五 エフライムの子孫はその宗族によれば左のごとし　三五 シュテラよりはシュテラ人の宗族出でベケルよりはベケル人の族出でタハンよりはタハン人の族出づ　三六 シュテラの子孫は左のごとしエランよりエラン人の族出づ　三七 エフライムの子孫の宗族は是のごとくにしてその核數られし者は三萬二千五百人ヨセフの子孫はその宗族に依ば是のごとし

三八 ベニヤミンの子孫はその宗族によれば左のごとしベラよりはベラ人の族出でアシベルよりはアシベル人の族出でアヒラムよりはアヒラム人の族出で　三九 シュバムよりはシュバム人の族出づ　四〇 ベラの子等はアルデとナアマン、アルデよりはアルデ人の族出でナアマンよりはナアマン人の族出づ　四一 ベニヤミンの子孫はその宗族に依ば是のごとくにしてその核數られし者は四萬五千六百人

四二 ダンの子孫はその宗族に依ば左のごとしシュハムよりシュハム人の族出づダンの宗族はその宗族によれば是の如し　四三 シュハム人の諸の族の中核數られし者は六萬四千四百人

四四 アセルの子孫はその宗族によれば左のごとしヱムナよりはヱムナ人の族出でヱスイよりはヱスイ人の族出でベリアよりはベリア人の族出づ　四五 ベリアの子孫の中ヘベルよりはヘベル人の族出でマルキエルよりはマルキエル人の族出づ　四六 アセルの女子の名はサラと曰ふ　四七 アセルの子孫の宗族は是のごとくにしてその核數られし者五萬三千四百人

イ 代上七・二〇　ロ 創四六・二一　代上七・九　ハ 創四六・二一　代上八・一　ホ 代上八・三　ヘ 創四六・二三　ト 創四六・一七　代上七・三〇

四八 ナフタリの子孫はその宗族によれば左のごとしヤジエルよりヤジエル人の族出でグニよりグニ人の族出で　四九 ヱゼルよりヱゼル人の族出でシレムよりシレム人の族出づ　五〇 ナフタリの宗族はその宗族によればかくのごとくにしてその核數られしものは四萬五千四百人

五一 すなはちイスラエルの子孫の核數られし者は六十萬一千七百三十人なりき　五二 ヱホバ、モーセに告て言たまはく　五三 この人々にその名の數にしたがひて地を分ち與へてこれが產業となさしむべし　五四 人衆には汝多くの產業を與へ人寡には少の產業を與ふべし即ちその核數られし數にしたがひておのおの產業を受べきなり　五五 但しその地は鬮をもて之を分ちその父祖の支派の名にしたがひて之を獲べし　五六 即ち鬮をもてその產業を人衆き者と寡き者とに分つべきなり

五七 レビ人のその宗族にしたがひて數へられし者は左のごとしゲルションよりはゲルション人の族出でコハテよりはコハテ人の族出でメラリよりはメラリ人の族出づ　五八 レビの族は左のごとしリブニ人の族へブロン人の族マヘリ人の族ムシ人の族コラ人の族コハテ、アムラムを生り　五九 アムラムの妻の名はヨケベデといひてレビの女子なり是はエジプトにてレビに生れし者なりしがアムラムにそひてアロンとモーセおよびその姉妹ミリアムを生り　六〇 アロンにはナダブ、アビウ、エレアザルおよびイタマル生る　六一 ナダブとアビウは異火をヱホバの前にさゝげし時死り　六二 その核數られし一箇月以上の男子は都合二萬三千人レビ人はイスラエルの子孫の中に產業を與へられざるが故にイスラエルの子孫の中に核數られざるなり　六三 是すなはちモーセと祭司エレアザルがヨルダンの邊なるエリコに對するモアブの平野にて數へたるイスラ

チ 創四六・二四　代上七・一三　リ 代上七・一三　ヌ 民一・四六　ル 卷一一・二三、一四・一三　ヲ 民三三・五四、三四　カ 創四六・一一　代上七・一八、一　ワ 民三三・五四、六・二　ヨ 出二・二二、六・二　タ 民三三・二　レ 利一〇・一二　民三・四　代上二四・二　ソ 民三・三九　ツ 民一八・二〇、二二、二四　申一〇・九　卷一三・二、一四・二　ネ 民一・四九　ナ 民二六・三

六四 エルの子孫の數なり　六四 但しその中にはモーセとアロンがシナイの曠野においてイスラエルの子孫をかぞへし時
六五 に數へたる者は一人もあらざりき　六五 其はエホバ曾て彼らの事を宣て是はかならず曠野に死んといひたまひたれ
ばなり是をもてエフンネの子カルブとヌンの子ヨシユアの外は一人も遺れる者あらざりき

第二七章

一 一 茲にヨセフの子マナセの族の中なるヘベルの子ゼロペハデの女子等きたれりヘベルはギレアデの
子ギレアデはマキルの子マキルはマナセの子なりその女子等の名はマアラ、ノア、ホグラ、ミルカ、
二 テルザといふ　二 彼ら集會の幕屋の門にてモーセと祭司エレアザルと牧伯等と全會衆の前に立ち言けるは　三 我
三 等の父は曠野に死り彼はかのコラに與して集りてエホバに逆ひし者等の中に加はらず自己の罪に死り然るに男子
四 なし　四 我らの父の名なんぞその男子あらざるがためにその族の中より削らるゝことある可んや我らの父の兄弟
五 の中において我らにも產業を與へよと　五 モーセすなはちその事をエホバの前に陳けるに
六 六 エホバ、モーセに告て言たまはく　七 ゼロペハデの女子等の言ところは道理なり汝かならず彼らの父の
七 八 兄弟の中において彼らに產業を與へて獲さすべし即ちその父の產業をこれに歸せしむべし　八 汝イスラエルの
九 子孫に告て言べし人もし男子なくして死ばその產業をこれが女子に歸せしむべし　九 もしまた女子もあらざる
一〇 時はその產業をその兄弟に與ふべし　一〇 もし兄弟あらざる時はその產業をその父の兄弟に與ふべし　一一 もしまた
その父に兄弟あらざる時はその親戚の最も近き者にその產業を與へて獲さすべしエホバのモーセに命ぜしごとく
イスラエルの子孫は永く之をもて律法の例とすべし
一二 一二 茲にエホバ、モーセに言たまはく汝とのアバリム山にのぼり我イスラエルの子孫に與へし地を觀よ　一三 汝

イ民一・申二・一四、哥前一〇・五、六　ロ民一四・二八、二九　ハ民一四・三〇　ニ民二六・三三、三六　ホ民一四・三五、二六　ヘ民一六・一、二　ト番一七・四　チ出一八・一五、一九　リ民三六・二　ヌ民三五・二九　ル民三三・四七　申三・二七、三二・四九、三四・一

民數紀略　二七・一四——二八・四　三〇一

一四 これを觀なばアロンの既に加はりしごとく汝もその民に加はるべし　一四 是チンの曠野において會衆の爭論をなせ
一五 る砌に汝らわが命に悖りかの水の側にて我の聖き事をかれらの目のまへに顯すことを爲ざりしが故なり是すなは
一六 ちチンの曠野のカデシにあるメリバの水なり

一五 モーセ、エホバに申して言けるは　一六 エホバ一切の血肉ある者の生命の神よ願くはこの會衆の上に一人を
一七 立て　一七 之をして彼等の前に出かれらの前に入り彼らを導き出し彼らを導き入る者とならしめエホバの會衆をし
一八 て牧者なき羊のごとくならざらしめたまへ　一八 エホバ、モーセに言たまはくヌンの子ヨシユアといふ靈のやどれ
一九 る人を取り汝の手をその上に按き　一九 これを祭司エレアザルと全會衆の前に立せて彼らの前にて之に命ずる事を
二〇 二〇 なすべし　二〇 汝これに自己の尊榮を分ち與へイスラエルの子孫の全會衆をしてこれに順がはしむべし　二一 彼は祭
二一 司エレアザルの前に立べしエレアザルはウリムをもて彼のためにエホバの前に問ことを爲べしヨシユアとイスラ
二二 エルの子孫すなはちその全會衆はエレアザルの言にしたがひて出でエレアザルの言にしたがひて入べし　二三 是に
二三 おいてモーセはエホバの已に命じたまへるごとく爲しヨシユアを取て之を祭司エレアザルと全會衆の前に立せ
二四 その手をこれが上に按き之に命ずることを爲しエホバのモーセをもて命じたまへる如くなせり

第二八章

一 一 エホバ、モーセに告て言たまはく　二 イスラエルの子孫に命じて之に言へわが禮物わが食物なる
二 火祭わが馨香の物は汝らこれをその期にいたりて我に獻ぐることを怠るべからず　三 汝かれら
三 に言べし汝らがエホバに獻ぐる火祭は是なり即ち當歲の全たき羔羊二匹を日々に獻げて常燔祭となすべし　四 即

ラ民二〇・二四、二八、三二　ム番九・一四　ウ出二八・三〇　ワ民二〇・一二、二四、ヨ民二六・二二　ヰ番一〇・六　カ出一七・七　タ申三二・二　レ王上二二・一七　ソ創四一・三八　ツ申三四・九　ネ申三一・七、三二・一七、二八　ナ民一一・一七、二九　ラ番一・一六、一七　ム番九・一四　ウ出二八・三〇　ヰ民一〇・一八、二　ノ申三・二八、三一・七　オ利三・一一、二一・

五 ち一匹の羔羊を朝に獻げ一匹の羔羊を夕に獻ぐべし　五 また麥粉一エパの十分の一に搗て取たる油一ヒンの四分
六 の一を混和て素祭となすべし　六 是すなはちシナイ山において定めたる常燔祭にしてヱホバに馨しき香として
七 たてまつる火祭なり　七 またその灌祭は羔羊一匹に一ヒンの四分の一を用ふべし即ち聖所において濃酒をヱホバ
八 のために灌ぎて灌祭となすべし　八 夕にはまた今一の羔羊を獻ぐべしその素祭と灌祭とは朝のごとくになし之を
獻げて火祭となしてヱホバに馨しき香をたてまつるべし
九 また安息日には當歲の羔羊の全き者二匹と麥粉十分の二に油をまじへたるその素祭とその灌祭を獻ぐ
一〇 べし　一〇 是すなはち安息日ごとの燔祭にして常燔祭とその灌祭の外なる者なり
一一 また汝ら月々の朔日には燔祭をヱホバに獻ぐべし即ち少き牡牛二匹　牡羊一匹　當歲の羔羊の全き者七匹を
一二 獻げ　一二 牡牛一匹には麥粉十分の三に油を和たるをもてその素祭となし牡羊一匹には麥粉十分の二に油をまじへ
一三 たるをもてその素祭となし　一三 羔羊一匹には麥粉十分の一に油を混和たるをもてその素祭となし之を馨しき香の
一四 燔祭としてヱホバに火祭をたてまつるべし　一四 またその灌祭は牡牛一匹に酒一ヒンの半牡羊一匹に一ヒンの三分
一五 の一羔羊一匹に一ヒンの四分の一を用ふべし是すなはち年の月々の中月ごとに獻ぐべき燔祭なり　一五 また常燔祭
とその灌祭の外に牡山羊一匹を罪祭としてヱホバに獻ぐべし
一六 正月の十四日はヱホバの逾越節なり　一七 またその月の十五日は節日なり七日の間酵いれぬパンを食ふべ
一七 し　一八 その首の日には聖會をひらくべし汝等何の職業をも爲べからず　一九 汝ら火祭を獻げてヱホバに燔祭たらし
一八 むるには少き牡牛二匹　牡羊一匹　當歲の羔羊七匹をもてすべし是等は皆全き者なるべし　二〇 その素祭には麥粉
二〇

イ 出一二・六　ロ 出一六・三六　民一五・四　ハ 出二九・四〇　ニ 利二・一　ホ 出二九・四二　民一五　ヘ 出二九・四二　民一五　ト 結四六・四　チ 民一〇・一〇　リ 民一〇・五　ヌ 民二八・二二、一五　ル 出一二・六・一八　利二三・五　民九・三　ヲ 利二三・六　ワ 出一二・一六　利二三・七　カ 民二八・三一　利二三・八　ヨ 民二八・一五　タ 出一二・一六、一三　利二三・八　レ 出二三・一六、三四　利二三・一　ソ 利二三・一八、一九　ツ 民二八・一九　ネ 利二三・二四　ナ 民二八・一一　ラ 民二八・三　ム 民一五・一一、一二

二一 に油を和たるを用べし即ち牡牛一匹には麥粉十分の三を獻げ牡羊一匹には十分の二を獻げ　二一 また羔羊は七匹と
二二 もその羔羊一匹ごとに十分の一を獻ぐべし　二二 また牡山羊一匹を罪祭に獻げて汝らのために贖罪をなすべし
二三 朝に獻ぐる常燔祭なる燔祭の外に汝ら是らを獻ぐべし　二四 是のごとく汝ら七日の間日ごとに火祭の食物を献
二四 げてヱホバに馨しき香をたてまつるべし是は常燔祭とその灌祭の外に獻ぐべき者なり　二五 而して第七日には汝ら
二五 聖會を開くべし何の職業をも爲べからず
二六 七七日の後すなはち汝らが新しき素祭をヱホバに携へきたる初穗の日にも汝ら聖會を開くべし何の職業を
二六 も爲べからず　二七 汝ら燔祭を獻げてヱホバに馨しき香をたてまつるべし即ち少き牡牛二匹　牡羊一匹　當歲の
二七 羔羊七匹を獻ぐべし　二八 その素祭には麥粉に油を混和たるを用ふべし即ち牡牛一匹に十分の三牡羊一匹に十分の
二八 二を用ひ　二九 また羔羊には七匹ともに羔羊一匹に十分の一を用ふべし　三〇 また牡山羊一匹をさゝげて汝らのため
二九 に贖罪をなすべし　三一 汝ら常燔祭とその素祭とその灌祭の外に是等を獻ぐべし是みな全き者なるべし
三〇
三一

第二九章

一 七月にいたりその月の朔日に汝ら聖會を開くべし何の職業をも爲べからず是は汝らが喇叭を吹べ
一 き日なり　二 汝ら燔祭をさゝげてヱホバに馨しき香をたてまつるべし即ち少き牡牛一匹　牡羊一匹
二 當歲の羔羊の全き者七匹を獻ぐべし　三 その素祭には麥粉に油を混和たるを用ふべし即ち牡牛一匹に十分の三
三 牡羊一匹に十分の二をもちひ　四 また羔羊には七匹とも羔羊一匹に十分の一を用ふべし　五 また牡山羊一匹を
四 罪祭に獻げて汝らのために贖罪をなすべし　六 是は月々の朔日の燔祭とその素祭および日々の燔祭とその素祭と
五 灌祭の外なる者なり是らの物の例にしたがひて之をヱホバにたてまつりて馨しき香の火祭となすべし
六

七 またその七月の十日に汝ら聖會を開きかつ汝らの身をなやますべし何の職業をも爲べからず
八 汝らヱホバに燔祭を獻げて馨しき香をたてまつるべし即ち少き牡牛一匹 牡羊一匹 當歲の羔羊七匹是みな全き者なるべし
九 その素祭には麥粉に油を混和たるを用ふべし即ち牡牛一匹に十分の三 牡羊一匹に十分の二を用ひ
一〇 また牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是等は贖罪の罪祭とその素祭とその素祭の外なる者なり
一一 七月の十五日に汝ら聖會を開くべし何の職業をも爲べからず汝ら七日の間ヱホバに向て節筵を守るべし
一二 汝ら燔祭を獻げてヱホバに馨しき香の火祭をたてまつるべし即ち少き牡牛十三 牡羊二匹 當歲の羔羊十四
一三 是みな全き者なるべし その素祭には麥粉に油を混和たるを用ふべし即ちその十三の牡牛には各箇十分の三
一四 その二匹の牡羊には各箇十分の二を用ひ その十四の羔羊には各箇十分の一を用ふべし
一五 また牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是等は常燔祭とその素祭と灌祭の外なり
一六 第二日には少き牡牛十二 牡羊二匹 當歲の羔羊の全き者十四を獻ぐべし
一七 その牡牛と牡羊と羔羊のために用ふる素祭と灌祭はその數に循ひて例のごとくすべし
一八 また牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是らは常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり
一九 第三日には少き牡牛十一 牡羊二匹 當歲の羔羊の全き者十四を獻ぐべし
二〇 その牡牛と牡羊と羔羊のために用ふる素祭と灌祭はその數に循ひて例のごとくすべし
二一 また牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是らは常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり

イ 利一六・二九、二三 ロ 詩三五・一三 ハ 民二八・一九 ニ 利一六・三五 ホ 利二三・三四 ヘ 申一六・一三 ト 民二九・三二 チ 民二九・一八 リ 利二三・三六 ヌ 利二三・二一 ル 利七・一一・一六 代上二三・三一 代下一・一四 ヲ 民一〇・三三 ワ 詩三

二三 第四日には少き牡牛十匹 牡羊二匹 當歲の羔羊の全き者十四を獻ぐべし
二四 その牡牛と牡羊と羔羊のために用ふる素祭と灌祭はその數に循ひて例のごとくすべし
二五 また牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是等は常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり
二六 第五日には少き牡牛九匹 牡羊二匹 當歲の羔羊の全き者十四を獻ぐべし
二七 その牡牛と牡羊と羔羊のために用ふる素祭と灌祭はその數にしたがひて例のごとくすべし
二八 また牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是らは常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり
二九 第六日には少き牡牛八匹 牡羊二匹 當歲の羔羊の全き者十四を獻ぐべし
三〇 その牡牛と牡羊と羔羊のために用ふる素祭と灌祭はその數にしたがひて例のごとくすべし
三一 また牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是等は常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり
三二 第七日には少き牡牛七匹 牡羊二匹 當歲の羔羊の全き者十四を獻ぐべし
三三 その牡牛と牡羊と羔羊のために用ふる素祭と灌祭はその數にしたがひて例のごとくすべし
三四 また牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是等は常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり
三五 第八日にはまた汝ら會をひらくべし何の職業をも爲べからず
三六 燔祭を獻げてヱホバに馨しき香の火祭をたてまつるべし即ち牡牛一匹 牡羊一匹 當歲の羔羊の全き者七匹を獻ぐべし
三七 その牡牛と牡羊と羔羊のために用ふる素祭と灌祭はその數にしたがひて例のごとくすべし
三八 また牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是らは常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり
三九 汝らその節期にはヱホバに斯なすべし是らは皆汝らが願還のために獻げまたは自意の禮物として獻ぐる所

四〇 の燔祭 素祭 灌祭および酬恩祭の外なり　四〇 モーセはエホバのモーセに命じたまへる事をことごとくイスラエルの子孫に告たり

第三〇章

一 モーセ、イスラエルの子孫の支派の長等に告て云ふエホバの命じたまふ事は是のごとし　二 人もしエホバに誓願をかけ又はその身に斷物をなさんと誓ひなばその言詞を破るべからずその口より出し〻ごとく凡て爲べし　三 また女もし若くしてその父の家に居る時エホバに誓願をかけ又はその身斷物を爲こと

四 あらんに　四 その父これが誓願またはその身に斷し斷物を聞て之にむかひて言ふこと無ば其かけたる誓願を行ひ

五 またその身に斷し斷物を守るべし　五 然どその父これを聞る日に之を允さゞるあらばその誓願およびその身に斷し斷物を凡て止ることを得べしその父の允さゞるなればエホバこれを赦したまふなり

六 もしまた夫に適く身にして自ら誓願をかけまたはその身に斷物せんと輕々しく口より言いだすことあらんに　七 その夫これを聞もそのこれを聞る日にこれに向ひて言ふこと無ばその誓願を行ひその身に斷し斷物を守るべし　八 されど夫もし之を聞る日にこれを允さゞるならば之がかけし誓願または之がその身に斷物せんと輕々しく口に出し〻ところの事を空うするを得べしエホバはその女を赦したまふなり

九 また寡婦あるひは去れたる婦人の誓願など凡てその身になし〻斷物はこれを守るべし　一〇 婦女もしその夫の家において誓願をかけ又はその身に斷物せんと誓ふことあらんに　一一 夫これを聞てこれに對ひて言ふことなく之を允さゞること無ばその誓願は凡てこれを行ふべくその身に斷し斷物は凡てこれを守るべし　一二 然どその夫もしこれを聞る日に全くこれを空うせばその誓願またはその斷物につき口より出し〻事は凡て守るに及ばずその夫

イ民一・四・一六、七・二一　士一一・三　九　徒二三・一四　二三・二五、五〇・一八　箴一・一五
ロ利二七・二　申二三　ハ利五・四　太一四・ホ伯二二・二七　詩二四、六六・一三、一四・一六・一四、ト創三・九

これを空くなしたるなればエホバその婦女を赦したまふなり

一三 凡の誓願および凡てその身をなやますところの誓約は夫これを堅うすることを得夫これを空うすることを得べし　一四 その夫もし之にむかひて言ふことなくして日をおくらば之が誓願またはこれが斷物を凡て堅うするなり彼これを聞る日に妻にむかひて言ふことを爲ざるに因て之を堅うせるなり　一五 然どその夫もしこれを聞たる後にいたりてこれを空うする事あらばその妻の罪を任べし　一六 是すなはちエホバがモーセに命じたまへる法令にして夫と妻および父とその女子の少くして父の家にある者とにかゝはる者なり

第三一章

一 茲にエホバ、モーセに告て言たまはく　二 汝イスラエルの子孫の仇をミデアン人に報ゆべし其後汝はその民に加はらん　三 モーセすなはち民に告て言けるは汝らの中より人を選みて戰爭にいづる准備をなさしめ之をしてミデアン人に攻ゆかしめてエホバの仇をミデアン人に報ゆべし　四 即ちイスラエルの諸の支派につきて各々の支派より千人づゝを取りこれを戰爭につかはすべしと　五 是において各々の支派より千人づゝを選みイスラエルの衆軍の中より一萬二千人を得て戰爭にいづる准備をなさしむ　六 モーセすなはち各々の支派より千人宛を戰爭に遣しまた祭司エレアザルの子ピネハスに聖器と吹鳴す喇叭を執しめて之とともに戰爭に遣せり　七 彼らエホバのモーセに命じたまへるごとくミデアン人を攻擊ち遂にその中の男子をことごとく殺せり　八 その殺し〻者の外にまたミデアンの王五人を殺せりそのミデアンの王等はエビ、レケム、ツル、ホル、レバといふまたベオルの子バラムをも劍にかけて殺せり　九 イスラエルの子孫すなはちミデアンの婦女等とその子女を生擒りその家畜と羊の群とその貨財をことごとく奪ひ取り　一〇 その住居の邑々とその村々とを盡く火にて燒り

チ民二五・一七　ル申二〇・一三　士　一五・一六
リ民二七・一三　二一・一一　冊前　ヲ士六・一、二、三三　カ書一三・二二
ヌ民一〇・九　二七・九　王上一一　ワ書一三・二一

一一　かくて彼等はその奪ひし物と掠めし物を人と畜ともに取り　一二　エリコに對するヨルダンの邊なるモアブの
一二　平野の營にその生擒し者と掠めし物と奪ひし物とを携へきたりてモーセと祭司エレアザルとイスラエルの子孫の
會衆に詣れり
一三　時にモーセと祭司エレアザルおよび會衆の牧伯等みな營の外に出て之を迎へたりしが　一四　モーセはその軍
一四　勢の領袖等すなはち戰爭より歸りきたれる千人の長等と百人の長等のなせる所を怒れり　一五　モーセすなはち彼等
一五　に言けるは汝らは婦女等をことごとく生し存しや　一六　視よ是等の者はバラムの謀計によりイスラエルの子孫をし
一六　てペオルの事においてヱホバに罪を犯さしめ遂にヱホバの會衆の中に疫病おこるにいたらしめたり　一七　然ばこの
一七　子等の中の男の子を盡く殺しまた男と寢て男しれる婦人を盡く殺せ　一八　但し未だ男と寢て男しれる事あらざる女
一八　の子はこれを汝らのために生し存べし　一九　而して汝らは七日の間營の外に居れ汝らの中凡そ人を殺せし者または
一九　殺されし者に捫りたる者は第三日と第七日にその身を潔め且その俘囚を潔むべし　二〇　また一切の衣服と一切の皮
二〇　の器具および凡て山羊の毛にて作れる物と凡て木にて造れる物を潔むべしと
二一　祭司エレアザル戰にいでし軍人等に言けるはヱホバのモーセに命じたまへる律法の例は是のごとし　二二　金
二二　銀銅鐵錫鉛など　二三　凡て火に勝る物は火の中を通すべし然せば潔くならん然ながら尙また潔淨の水をもて
二三　これを潔むべしまた凡て火に勝ざる者は水の中を通すべし　二四　汝等は第七日にその衣服を洗ひて潔くなり然る後
二四　營にいるべし
二五　その時ヱホバ、モーセに告て言たまはく　二六　汝と祭司エレアザルおよび會衆の族長等この取獲たる人と畜

イ 申二〇・一四　民二五・二　ホ 民二五・九　チ 民一九・一一
ロ 申二〇・一四　出前　ハ 民二四・一四　使後　ヘ 士二一・一一　リ 民一九・九(一)七
一五・三　ニ 民二四・一四　ト 民五・二一　ヌ 利一一・二五
二一・一五　歌二・一四

二七　の總數をしらべ　二七　その獲物を二分に分てその一を戰爭にいでて戰ひし者に予へその一を全會衆に予へよ　二八　而
二八　して戰ひに出し軍人をして人または牛または驢馬または羊おのおの五百ごとに一をとりてヱホバに貢として奉つ
二九　らしめよ　二九　即ち彼らの一半より之をとりヱホバの擧祭として祭司エレアザルに與へよ　三〇　またイスラエルの
三〇　子孫の一半よりはその獲たる人または牛または驢馬または羊または種々の獸畜五十ごとに一を取りヱホバの幕屋
三一　の職守を守るところのレビ人にこれを與へよと　三一　モーセと祭司エレアザルすなはちヱホバのモーセに命じたま
三二　へるごとく爲り
三三　その掠取物すなはち軍人等が奪ひ獲たる物の殘餘は羊六十七萬五千　三三　牛七萬二千
三四　三五　人三萬二千是みな未だ男と寢て男しれる事あらざる女なり　三六　その一半すなはち戰爭にいでし者の分は羊三
三五　十三萬七千五百　三七　ヱホバに貢として奉つれる羊は六百七十五　三八　牛三萬六千その中よりヱホバに貢とせし者は
三七　七十二　三九　驢馬三萬五百その中よりヱホバに貢とせし者は六十一　四〇　人一萬六千その中よりヱホバに貢とせし者
三八　は三十二人　四一　モーセその貢すなはちヱホバの擧祭なる者を祭司エレアザルに與へたりヱホバのモーセに命じた
三九　まへる如し
四〇　四二　モーセが戰爭に出しものより分ちとりてイスラエルの子孫に予へし一半　四三　すなはち會衆に屬する一半は
四一　羊三十三萬七千五百　四四　牛三萬六千　四五　驢馬三萬五百　四六　人一萬六千　四七　すなはちイスラエルの子孫のその一半
四二　よりモーセ人と畜ともに各箇五十ごとに一を取りヱホバの幕屋の職守をまもるレビ人に之を與へたりヱホバのモ
四三　ーセに命じたまへるごとし

ル 書二二・八　母前　一八・二六　ワ 民三一・四二—四七　タ 民三一・三〇　三一・二六、一八・
四四　三〇・二四　三一・四
四五　ヲ 民三一・三〇、四七、カ 民三・七、八、二五、ヨ 民一八・八、一九
四六
四七

四八 時に其軍勢の帥士たりし者等すなはち千人の長百人の長等モーセにきたり　四九 モーセに言けるは僕等
四九 我らの手に屬する軍人を數へたるにわれらの中一人も缺たる者なし　五〇 是をもて我ら各人その獲たる金の飾品
五〇 すなはち鏈子釧指鐶耳環頸玉等をエホバに携へきたりて禮物となし之をもて我らの生命のためにエホバの前
五一 に贖罪をなさんとすると　五一 モーセと祭司エレアザルすなはち彼らよりその金を受たり是みな製り成る飾品なりき
五二 五三 千人の長と百人の長たちがエホバに獻げて舉祭となせしその金は都合一萬六千七百五十シケル　五三 軍人は
五四 各箇〻その掠取物をもて自分の有となせり　五四 モーセと祭司エレアザルは千人の長と百人の長等よりその金を受て
集會の幕屋に携へいりエホバの前におきてイスラエルの子孫の記念とならしむ

第三二章

一 ルベンの子孫とガドの子孫は甚だ多くの家畜の群を有り彼等ヤゼルの地とギレアデの地を觀るに
二 その處は家畜に適き所なりければ　二 ガドの子孫とルベンの子孫來りてモーセと祭司エレアザルと
三 會衆の牧伯等に言けるは　三 アタロテ、デボン、ヤゼル、ニムラ、ヘシボン、エレアレ、シバム、ネボ、ベオン
四 即ちエホバがイスラエルの會衆の前に擊ほろぼしたまひし國は家畜に適き所なるが我らは家畜あり　五 また曰
五 ふ然ば我らもし汝の目の前に恩を獲たらば請ふこの地を僕等に與へて產業となさしめ我らをしてヨルダンを濟る
と無らしめよと斯いへり

六 モーセ、ガドの子孫とルベンの子孫に言けるは汝らの兄弟たちは戰ひに往に汝らは此に坐しをらんとする
七 や　七 汝ら何ぞイスラエルの子孫の心を挫きてエホバのこれに賜ひし地に濟ることを得ざらしめんとするや
八 八 汝らの先祖等も我がカデシバルネアより其地を觀に遣せし時に然なせり　九 即ち彼らエシコルの谷に至りて

イ民三〇・一二、一六　ロ申一〇・一四　ハ出三〇・一六　ニ民二一・三二　ホ民三二・三五　ヘ民三二・三八　ト民三二・三八　チ民二一・二四・三四　リ民一三・三二・二六　ヌ申一・二二　ル民一三・二四・三一　ヲ民一四・一一二　ワ民一四・二八・二九　集一・三五

其地を觀し時イスラエルの子孫の心を挫きて之をしてエホバの賜ひし地に往ことを得ざらしめたり　一〇 その時エ
一一 ホバ怒を發し誓ひて言たまひけらく　一一 エジプトより出きたれる人々の二十歲以上なる者は一人も我がアブラハ
一二 ム、イサク、ヤコブに誓ひたる地を見ざるべし其はかれら我に全くは從はざればなり　一二 第ケナズ人エフンネの
一三 子カルブとヌンの子ヨシユアとを除く此二人はエホバに全く從ひたればなり　一三 エホバかくイスラエルにむかひ
て怒を發し之をして四十年のあひだ曠野にさまよはしめたまひければエホバの前に惡をなしゝその代の人みな終
一四 に亡ぶるに至れり　一四 抑汝らはその父に代りて起れる者即ち罪人の種にしてエホバのイスラエルにむかひて懷
一五 たまふ烈しき怒を更に增んとするなり　一五 汝ら若反きてエホバに從はずばエホバまたこの民を曠野に遺おきたま
はん然せば汝等すなはちこの民を滅ぼすにいたるべし
一六 彼らモーセの側に進みよりて言けるは我らは此に我らの群のために羊の圈を建我らの少者のために邑を建
一七 んとす　一七 然ど我らはイスラエルの子孫をその處に導きゆくまでは身をよろひて之が前に奮ひ進まん第われらの
一八 少者はこの國に住る者等のために堅固なる邑に居ざるを得ず　一八 我らはイスラエルの子孫が皆おのおのその產業
一九 を獲までは我らの家に歸らじ　一九 我らはヨルダンの彼旁において彼らと偕に產業を獲ことを爲じ我らはヨルダン
の此旁すなはち東の方に產業を獲ればなり
二〇 モーセかれらに言けるは汝らもしこの事を爲し汝らみな身をよろひてエホバの前に往て戰ひ　二一 汝ら皆身
二一 をよろひエホバの前にゆきてヨルダンを濟りエホバのその敵を己の前より逐はらひたまひて　二二 この國のエホバ
二二 に服ふにおよびて後汝ら歸ばエホバの前にもイスラエルの前にも汝ら罪なかるべし然せばこの地はエホバの前に

カ民一四・二四、三〇　ヨ民一四・三六　書一四・八、三五　タ民一四・三二、三四、書一四・八、三五　レ民二六・六四、六五　ソ申一・三四　ツ申三〇・一七　書ネ書四・二六、一三　ナ書二二・四　ラ民三二・一、一三・八　書一一・一八、一九　ム申三・一八　書一・一四・四・二、二三、一八・一　ウ申三・二〇　書一一　ノ申三・一二、一五、井書二三・四　ク民二二・一八、一六、一八　書一・一五、一三・八、三二、二二・四・九

三三・二三——三八

二三 おいて汝らの産業とならん　二四 然ど汝らもし然せずば是ヱホバにむかひて罪を犯すなれば必ずその罪汝らの身に
二四 およぶと知べし　二五 汝らその少者のために邑を建てその羊のために圈を建よ而して汝らの口より出せるところを
二六 爲せ　二七 ガドの子孫とルベンの子孫モーセにこたへて言けるはわが主の命じたまふごとく僕等行ふべし　二八 我ら
二七 の少者と妻と羊と諸の家畜は此にギレアデの邑々に居べし　二九 然ど僕等はおのおの戰爭のために身をよろひて
二八 わが主の言たまふ如くヱホバの前に涉りゆきて戰ふべし
二八 是においてモーセかれらの爲に祭司エレアザルとヌンの子ヨシユアとイスラエルの支派の族長等に命ずる
二九 事ありき　三〇 すなはちモーセかれらに言けるはガドの子孫とルベンの子孫もし汝らとともにヨルダンを濟りゆき
三〇 各箇身をよろひてヱホバの前に戰ひてこの地汝らに服ふにいたらば汝らギレアデの地をかれらに與へて産業とな
三〇 さしむべし　三一 然ど彼らもし汝らとともに身をよろひて濟りゆかずば彼らはカナンの地に於て汝らの中に産業を
三一 獲ざる可らず　三二 ガドの子孫とルベンの子孫こたへて言ふヱホバが僕等に言たまふごとく我ら爲べし　三三 我らは
三二 身をよろひてヱホバの前にカナンの地に濟りゆきヨルダンの此旁なる我らの産業を保つことを爲べし
三三 是においてモーセはアモリ人の王シホンの國とバシヤンの王オグの國をもてガドの子孫とルベンの子孫と
三四 ヨセフの子マナセの支派の半とに與へたり即ちその國およびその境の内の邑々とその邑々の周圍の地とを之に與
三四 ふ　三五 ガドの子孫はデボン、アタロテ、アロエル　三六 アテロテ、ショバン、ヤゼル、ヨグベハ　三七 ベテニムラ、
三五 ベテハランなどの堅固なる邑を建て羊のために圈を建たり　三七 またルベンの子孫はヘシボン、エレアレ、キリヤ
三六 タイム　三八 ネボ、バアルメオン等の邑を建てその名を更めまたシブマの邑を建たりその建たる邑々には新しき名

イ 創四・七、四四・一　ハ 書一・一四　ヘ 申三・一一—一七、一二・一二、一三・一四　ト 民二一・二四、三三、リ 申二・三六　ヲ 民三二・二四　ヨ 民三二・四一
ロ 三一・二、六・三四　ニ 書四・一二　ホ 書一・一三　チ 民三三・四五・四六　ヌ 民三二・一・三　ル 民三二・三　ワ 民二一・二七　カ 箴四六・一　タ 出二三・一　レ 創五〇・二三
ソ 申三・一四　書一二・一三　ツ 申三・一四　書一三　代上二・三〇　ネ 士一〇・四　王上四　ナ 出一二・二、一三・四　ラ 出一二・三七　ム 出一四・八　ウ 出一二・二九　井 出一二・一二、一八　ノ 出一二・三七　オ 出一三・二〇　ク 出一四・二、九　ヤ 出一四・二二、一五　マ 出一五・二七　ケ 出一六・一　フ 出一七・二、一九・二　コ 出一六・一、一九・一　エ 民一一・三四

三九 をつけたり　四〇 またマナセの子マキルの子孫はギレアデに至りてこれを取り其處にをりしアモリ人を逐はらひけ
四〇 れば　四一 モーセ、ギレアデをマナセの子マキルに與へて其處に住しむ　四二 またマナセの子ヤイルは往てその村々
四一 を取りこれをハヲテヤイル（ヤイル村）と名けたり　四三 またノバは往てケナテとその村々を取り自己の名にした
四二 がひて之をノバと名けたり

第三三章

一 イスラエルの子孫がモーセとアロンに導かれ其軍旅にしたがひてエジプトの國より出きたりて
二 經たる旅路は左のごとし　三 モーセ、エホバの命に依りその旅路にしたがひてこれが發程を記せり
三 その發程によればその旅路は左のごとくなり　四 彼らは正月の十五日にラメセスより出立り即ち踰越の翌日に
四 イスラエルの子孫は一切のエジプト人の目の前にて高らかなる手によりて出たり　五 時にエジプト人はヱホバに
五 擊ころされし其長子を葬りて居りヱホバはまた彼らの神々にも罰をかうむらせたまへり
六 イスラエルの子孫ラメセスより出立てスコテに營を張り　七 スコテより出立て曠野の極端なるエタムに營
七 を張り　八 エタムより出立てバアルゼポンの前なるピハヒロテに轉りゆきてミグドルに營を張り　九 ピハヒロテ
九 の前より出立ち海の中を通りて曠野にいりエタムの曠野に三日路ほど入てメラに營を張り　一〇 メラより出立てエ
一〇 リムに至れりエリムには泉十二棕櫚七十本あり乃ち此に營を張り　一一 かくてエリムより出たちて紅海の邊に營を
一一 張り　一二 紅海より出たちてシンの曠野に營を張り　一三 シンの曠野より出たちてドフカに營を張り　一四 ドフカより
一三 出たちてアルシに營を張り　一四 アルシより出たちてレビデムに營を張り此には民の飲む水あらざりき　一五 かくて
一四 レビデムより出たちてシナイの曠野に營を張り　一六 シナイの曠野より出たちてキブロテハッタワに營を張り

一七・一　ツ 申三・一四　書一三　代上二・三〇　ネ 士一〇・四　王上四　ナ 出一二・二、一三・四　ラ 出一二・三七　ム 出一四・八　ウ 出一二・二九　井 出一二・一二、一八　ノ 出一二・三七　オ 出一三・二〇　ク 出一四・二、九　ヤ 出一四・二二、一五　マ 出一五・二七　ケ 出一六・一　フ 出一七・二、一九・二　コ 出一六・一、一九・一　エ 民一一・三四

一七 キブロテハッタワより出たちてハゼロテに營を張り　一八 ハゼロテより出たちてリテマに營を張り　一九 リテマ
二〇 より出たちてリンモンパレツに營を張り　二一 リンモンパレツより出たちてリブナに營を張り　二二 リブナより出た
二三 ちてリッサに營を張り　二四 リッサより出たちてケヘラタに營を張り　二五 ケヘラタより出たちてシャペル山に營を
二六 張り　二七 シャペル山より出たちてハラダに營を張り　二八 ハラダより出たちてマケロテに營を張り　二九 マケロテよ
三〇 り出たちてタハテに營を張り　三一 タハテより出たちてテラに營を張り　三二 テラより出たちてミテカに營を張り
三三 ミテカより出たちてハシモナに營を張り　三四 ハシモナより出たちてモセラに營を張り　三五 モセラより出たち
三六 てベネヤカンに營を張り　三七 ベネヤカンより出たちてホルハギデガデに營を張り　三八 ホルハギデガデより出たち
三九 てヨテバタに營を張り　四〇 ヨテバタより出たちてアブロナに營を張り　四一 アブロナより出たちてエジオンゲベル
四二 に營を張り　四三 エジオンゲベルより出たちてカデシのチンの曠野に營を張り　四四 カデシより出たちてエドムの國
四五 の界なるホル山に營を張り　四六 イスラエルの子孫がエジプトの國を出てより四十年の五月の朔日に祭司アロンはヱホバの命によりてホル
四七 山に登りて其處に死り　四八 アロンはホル山に死たる時は百二十三歳なりき　四九 カナンの地の南に住るカナン人アラデ王といふ者イスラエルの子孫の來るを聞り

イ民一一・三五　ロ民一二・一六　ハ申一〇・六　ニ創三六・二七　申ホ申一〇・七　ヘ申二・八　二六・二二・四八　チ民二〇・二二、二三　リ民二一・四　申一〇・六、三二・　ヌ民二一・一　ル民二一・四　ヲ民三二・三四　ワ民二一・一一　カ民二一・一一　ヨ民三二・三四　タ申四八・二二　レ民二一・二〇　申　ソ民二二・一　ツ民二五・一、二二、九・二　ネ申七・二二、九・二　巻三・一七　ナ出二三・二四、三三、三四・一三　申七・二三、五、一二・三　巻一一・一二　士二・二　ラ民二六・五三、五四、五五　ム巻二三・一三　士二　ウ創一七・八　申一・七　詩七八・五五、一〇五・一一　結四七・二四　井巻一五・一　結四七　ク民一三・二六、三二・三　ノ創一四・三　巻一五　ヤ巻一五・三、四・二　結　オ巻一五・三

四八 イムより出たちてネボの前なるアバリムの山々に營を張り　四九 アバリムの山々より出たちてエリコに對するヨル
ダンの邊なるモアブの平野に營を張り　五〇 すなはちモアブの平野においてヨルダンの邊に營を張りベテヱシモテ
よりアベルシッテムにいたる
五〇 エリコに對するヨルダンの邊なるモアブの平野において　五一 ヱホバ、モーセに告て言たまはく　五二 イスラエル
五一 の子孫に告てこれに言へ汝らヨルダンを濟りてカナンの地に入る時は　五二 その地に住る民をことごとく汝らの前
五三 より逐はらひその石の像をことごとく毀ちその鑄たる像を毀ちその祭邱をことごとく毀ちつくすべし　五三 汝ら
五四 その地の民を逐はらひて其處に住べし其は我その地を汝らの產業として汝らに與へたればなり　五四 汝らの族にし
五五 たがひ鬮をもてその地を分ちて產業となし人多きには多くの產業を與へ人少きには少しの產業を與ふべし各人の
分はその鬮にあたれる處にあるべきなり汝らその先祖の支派にしたがひて之を獲べし　五五 然ど汝らもしその地に
五六 住る民を汝らの前より逐はらはずば汝らが存しおくところの者汝らの目に刺となり汝の脇に棘となり汝らの住む
國において汝らを惱さん　五六 且また我は彼らに爲んと思ひし事を汝らに爲ん

第三四章

一 ヱホバ、モーセに告て言たまはく　二 イスラエルの子孫に告てこれに言へ汝らがカナンの地にい
三 る時に汝らに歸して產業となる地は是なり即ち是カナンの地その境に循へる者　三 汝らの南の方は
四 エドムに接するチンの曠野より起り南の界は鹽海の極端より東の方にいたるべし　四 また汝らの界は南より繞り
てアクラビムの坂にいたりてチンに赴き南よりカデシバルネアに亘りハザルアダルに進みアズモンに赴くべし

イ民一一・三五　ロ民一二・一六　ハ申一〇・六　ニ創三六・二七　申ホ申一〇・七　ヘ申二・八　二六・二二・四八　チ民二〇・二二、二三　リ民二一・四　申一〇・六、三二・　ヌ民二一・一　ル民二一・四　ヲ民三二・三四　ワ民二一・一一　カ民二一・一一　ヨ民三二・三四　タ申四八・二二　レ民二一・二〇　申　ソ民二二・一　ツ民二五・一　巻三・一七　ナ出二三・二四、三三、三四・一三　申七・二三、五、一二・三　巻一一・一二　士二・二　ラ民二六・五三、五四、五五　ム巻二三・一三　士二　ウ創一七・八　申一・七　詩七八・五五、一〇五・一一　結四七・二四　井巻一五・一　結四七　ク民一三・二六、三二・三　ノ創一四・三　巻一五　ヤ巻一五・三、四・二　結　オ巻一五・三

五 その界はまたアズモンより繞りてエジプトの河にいたり海におよびて盡べし

六 西の界においては大海をもてその界とすべし是を汝らの西の界とす

七 汝らの北の界は是のごとし即ち大海よりホル山までを畫り　八 ホル山よりハマテの入口までを畫りその界

八 をしてゼダデまで亘らしむべし　九 またその界はジフロンに進みハザルエノンにいたりて盡べし是を汝らの北の

九 界とす

一〇 汝らの東の界はハザルエノンよりシバムまでを畫るべし　一一 またその界はアインの東の方においてシバム

一一 よりリブラに下りゆくべし斯その界は下りてキンネレテの海の東の傍に抵り　一二 その界ヨルダンに下りゆきて

一二 鹽海におよびて盡べし汝らの國はその周圍の界に依ばこれのごとくなるべし

一三 モーセ、イスラエルの子孫に命じて言けるはこれ是すなはち汝らが鬮をもて獲べき地なり　一四 エホバこれを九の

一四 支派と半支派とに與へよと命じたまふ　一五 そはルベンの子孫の支派とガドの子孫の支派とはともにその宗族にした

一五 がひてその産業を受けまたマナセの半支派もその産業を受たればなり　一六 この二の支派と半支派とはエリコに對

一六 するヨルダンの彼旁すなはちその東日の出る方においてその産業を受たり

一七 エホバまたモーセに告て言たまはく　一七 汝らに地を分つ人々の名は是なり即ち祭司エレアザルとヌンの子

一八 ヨシユア　一八 汝らまた各箇の支派より牧伯一人づつを簡びて地を分つことを爲しむべし　一九 その人々の名は是の

一九 ごとしユダの支派にてはエフンネの子カルブ　二〇 シメオンの子孫の支派にてはアミホデの子サムエル　二一 ベニヤ

二〇 ミンの支派にてはキスロンの子エリダデ　二二 ダンの子孫の支派の牧伯はヨグリの子ブッキ　二三 ヨセフの子孫すな

イ 創一五・一八　ロ 民三三・三七　ハ 民一三・二一　ニ 結四七・一五　ホ 結四七・一七　ヘ 王下二三・三三　ト 申三・一七　チ 民三四・三　リ 民三四・一　ヌ 民三二・三三　ル 申一四・一、一九・五　ヲ 民一・四、一六

上八・六五　寒二七　王下　申四　ヨ 出二・二　タ 書二・三　レ 民二六・五四　ソ 申一九・二　書二〇　ツ 出二・二

ワ 書一四・三、四、二一　カ 民三五・一三　申四　一三・三、二一、二七、三三・三六、三八　一四・二五　一四・三四　路五・一　一九・三五　太　一四・二、三　一四・二、一六　一四・二、一九・三五　一四・二、一九・三五　一四・二、一九・三五

一二 其は汝らが仇打する者を避て逃るべき邑なり是あるは人を殺せる者が未だ會衆の前にたちて審判をうけざる
一三 先に殺さるゝこと無らんためなり　一三 汝らが予ふる邑々の中六をもて逃遁邑とすべし　一四 すなはち汝らヨルダン
一四 の此旁において三の邑を予へカナンの地において三の邑を予へて逃遁邑となすべし　一五 この六の邑はイスラエル
一五 の子孫と他國人およびその中に寄寓る者の逃遁場たるべし凡て誤りて人を殺せる者は其處に逃るゝことを得べし
一六 一六 もし鐵の器をもて人を擊て死しめなば是故殺なり故殺人はかならず殺さるべし　一七 もし人を殺すほどの石
一七 を執て人を擊て死しめなば是故殺なり故殺人はかならず殺さるべし　一八 また人を殺すほどの木の器をとりて人を
一八 擊て死しめなば是故殺なり故殺人はかならず殺さるべし　一九 仇を打つ者その故殺人を殺すことを得すなはち之に
一九 遭ふところにて之を殺すことを得るなり　二〇 もしまた怨恨のために人を推しまたは意ありて人に物を投うちて
二〇 死しめ　二一 または敵の心を挾さみ手をもて人を擊て死しめなばその人を擊たる者は必ず殺さるべし是故殺なれば
二一 なり仇を打つ者これに遭ふところにて之を殺すことを得べし
二二 二二 然どもし敵の心なくして思はず人を推しまたは意なくして人に物を擲ち　二三 または人あるを見ずして人を
二三 殺すほどの石を之に投つけて死しむること有んにその人これが敵にもあらずまた之を害せんとせしにもあらざる
二四 時は　二四 會衆この律法によりてその人を殺せる者と仇打する者とに審判を言わたすべし　二五 即ち會衆はその人を
二五 殺せる者を仇打する者の手より救ひ出してこれをその逃れゆきたる逃遁邑に還すべしその者は聖膏を灌れたる
二六 祭司の長の死るまで其處に居べし　二六 然ど人を殺しゝ者その逃れし逃遁邑の境を出でたらんに　二七 仇打する者
二七 その逃遁邑の境の外にてこれに遭ことありて仇打する者すなはちその人を殺しゝ者を殺すことあるとも血をなが

イ申一九・六　巻二〇　ホ出二一・二二、一四　ヘ民三五・二一、二四、ト創四・八　母後三・　チ出二一・一四　申　ヌ民三五・一二　巻　三、二一・一〇
・三、五・六　・八　利二四・一七　申　二七　申一九・六、　二七、二〇・一〇　一九・一一　二〇・六
ロ民三五・六　ニ民一五・一六　一九・一一、一二　巻二〇・三、五　王上二・三一、三二　リ出二一・一三　ル出二九・七　列四・　ワ出二二・二

二八 せる罪あらじ　二八 其は彼は祭司の長の死るまでその逃遁邑に居べき者なればなり祭司の長の死たる後はその人を
殺せし者おのれの產業の地にかへることを得べし
二九 二九 汝ら代々その住所において之を審判の法度とすべし
三〇 三〇 凡て人を殺せる者すなはち故殺人は證人の口にしたがひて殺さるべし然ど只一人の證人の言にしたがひて人を殺すことを爲べからず
三一 三一 汝ら死に當る故殺人の生命を贖はしむべからず必ずこれを殺すべし　三二 また逃遁邑に逃れたる者の贖を容て祭司の死ざる前にこれを
三二 自己の地に歸り住しむる勿れ　三三 汝らその居ところの地を汚すべからず血は地を汚すなり地の上に流せる血は
三四 之を流せる者の血をもてするに非れば贖ふことを得ざるなり　三四 汝らその住ところの地すなはち我が居ところの
地を汚すなかれ其は我エホバ、イスラエルの子孫の中に居ばなり

第三六章

一 一 ヨセフの子等の族の中マナセの子マキルの子なるギレアデの子等の族の族長等進みよりてモーセ
二 の前とイスラエルの子孫の族長たる牧伯等の前に語り　二 言けるはイスラエルの子孫にその產業の
地を鬮によりて與ふることをエホバわが主に命じたまへり吾主またわれらの兄弟ゼロペハデの產業をその女子等
三 に與ふべしとエホバに命ぜられたまふ　三 彼らもしイスラエルの子孫の中他の支派の人々に嫁ぎなば彼らの產業
はわれらの父祖の產業の中より除去れてその適る支派の產業に加はるべし斯是は我らの產業の分の中より除去れ
四 ん　四 而して彼らの產業はイスラエルの子孫のヨベルに至りてその適る支派の產業に加はるべし斯かれらの產業
は我らの父祖の支派の產業の中より除去れん
五 五 モーセ、エホバの言にしたがひてイスラエルの子孫に命じて言ふヨセフの子等の支派の言ところは善し

カ民二七・一一　ヨ申一七・六、一九、一五　太一八・一六　タ詩一〇六・三八　ソ利一八・二五　ツ出二九・四五、四六　ネ民二六・二九　ナ民二六・五五、三三　ラ民二七・一、七　ム列二五・一〇　ウ民二七・七　寄巻一三・一　来　レ創九・六　ツ出二九・四五、四六　ネ民二六・二九　ナ民二六・五五、三三　・五四　書一七・三　ム列二五・一〇　ウ民二七・七　書　一七・三、四

六 ゼロペハデの女子等の事につきてエホバの命じたまふところは是のごとし云く彼らはその心に適ふ者に嫁ぐべ
七 けれど惟その父祖の支派の家にのみ嫁ぐべし　然せばイスラエルの子孫の産業この支派よりかの支派に移ること
八 とあらじイスラエルの子孫はみな各箇その父祖の支派の産業に止まるべきなり　イスラエルの子孫の支派の中
凡そ産業を有る女は皆おのれの父の支派の家に嫁ぐべし然せばイスラエルの子孫おのおのその父祖の産業を保つ
九 ことを得んイスラエルの子孫の支派の者は皆おのおの　産業をしてこの支派よりかの支派に移らしむべからず
自己の産業にとゞまるべし

一〇 是においてゼロペハデの女子等はエホバのモーセに命じたまへる如くせり　一一 即ちゼロペハデの女子等
一二 マアラ、テルザ、ホグラ、ミルカおよびノアはその父の兄弟の子等に嫁げり　一二 彼らはヨセフの子マナセの子等
の家に嫁ぎたればその産業はその父の族の支派に止まれり
一三 是等はエリコに對するヨルダンの邊なるモアブの平野においてエホバがモーセによりてイスラエルの子孫
に命じたまひし命令と律法なり

民數紀略をはり

イ民三六・一二
ロ王上二一・三
ハ代上二三・二二

ニ民二七・一
ホ民二六・三、三三・五〇

申命記

第一章

一 是はモーセがヨルダンの此旁の曠野紅海に對する平野に在てパラン、トペル、ラバン、ハゼロテ、
二 デザハブの間にてイスラエルの一切の人に告たる言語なり　二 ホレブよりセイル山の路を經てカデ
三 シバルネアに至るには十一日路あり　三 第四十年の十一月にいたりその月の一日にモーセはイスラエルの子孫に
四 むかひてエホバが彼等のために自己に授けたまひし命令を悉く告たり　四 是はモーセがヘシボンに住るアモリ人
五 の王シホン及びエデレイのアシタロテに住るバシャンの王オグを殺したる後なりき　五 即ちモーセ、ヨルダンの
六 此旁なるモアブの地においてこの律法を解明すことを爲し始めたり曰く　六 我らの神エホバ、ホレブにて我らに
七 告て言たまへり汝らはこの山に居こと日すでに久し　七 汝ら身を轉らして途に進みアモリ人の山に往き其に鄰れ
八 る處々に往き平野　山地　窪地　南の地　海邊　カナン人の地レバノンおよび大河ユフラテ河に到れ　八 我この地を
汝らの前に置り入てこの地を獲よ是はエホバが汝らの先祖アブラハム、イサク、ヤコブに誓ひて之を彼らとその
後の子孫に與へんと言たまひし者なりと

九 彼時我なんぢらに語りて言り我は一人にては汝らをわが任として負ことあたはず　一〇 汝らの神エホバ汝ら
一一 を衆多ならしめたまひたれば汝ら今日は天空の星のごとくに衆し　一一 願くは汝らの先祖の神エホバ汝らをして今
一二 あるよりは千倍も多くならしめ又なんぢらに約束せしごとく汝らを祝福たまはんことを　一二 我一人にては爭で汝
一三 らを吾任となしまた汝らの重負と汝らの爭競に當ることを得んや　一三 汝らの支派の中より智慧あり知識ありて人
一四 に識れたる人々を簡べ我これを汝らの首長となさんと　一四 時に汝ら答へて言り汝が言ところの事を爲は善しと

イ出二・二四、三三
ロ民一三・二六、申九・四、七
ハ民三三・三八
ニ民二一・三四、雷
ホ民二一・三四、雷
ヘ出三・一
ト出一九・一
チ創一二・七、一五・一八、一七・七、八、二六・四、二八・一三、ル母後二四・三
リ出一八・一八
ヌ創一五・五、申一〇・二一、二六・四、出三二・一三
ル王上三・八、九
ワ民一三・二六
カ出一八・二一
ヲ創一五・五、二二・一七、一八
タ民一一・一七、二六・四、出一二・一七

一五 是をもて我汝らの支派の首長なる智慧ありて人に知れたる者等を取て汝らの首長となせり即ち之をもて千人
一六 の長百人の長五十人の長十人の長となしまた汝らの支派の中の官吏となせり　一六 また彼時に我汝らの士師等に命
一七 じて言り汝らその兄弟の中の訴訟を聽き此人と彼人の間を正く審判くべし他國の人においても然り　一七 汝ら人を
視て審判すべからず小き者にも大なる者にも聽べし人の面を懼るべからず審判は神の事なればなり汝らにおいて
一八 斷定がたき事は我に持きたれ我これを聽ん　一八 我かの時に汝らの爲べき事をことごとく汝らに命じたりき
一九 我等の神ヱホバの我等に命じたまひしごとくに我等はホレブより出たち汝らが見知るかの大なる畏しき
二〇 曠野を通りアモリ人の山を指てカデシバルネアに至れり　二〇 時に我なんぢらに言り汝らは我らの神ヱホバの我ら
二一 に與へたまへるアモリ人の山に至れり　二一 視よ汝の神ヱホバこの地を汝の前に置たまふ汝の先祖の神ヱホバの汝
二二 に言たまふごとく上り往てこれを獲よ懼るゝなかれ猶豫なかれと　二二 汝らみな我に近りて言り我等人を我らの先
二三 に遣してその地を伺察しめ彼らをして返て何の途より上るべきか何の邑々に入べきかを我らに告しめんと　二三 こ
二四 の言わが目に善と見ければ我汝らの中より十二人の者を取り即ち一の支派より一人宛なりき　二四 彼等前みゆきて
二五 山に登りエシコルの谷にいたり之を伺ひ　二五 その地の菓物を手に取てわれらの許に持くだり我らに復命して言り
二六 我等の神ヱホバの我等に與へたまへる地は善地なりと
二七 然るに汝等は上り往ことを好まずして汝らの神ヱホバの命令に背けり　二七 すなはち汝らその天幕にて呟き
て言りヱホバわれらを惡むが故に我らをアモリ人の手に付して滅ぼさんとてエジプトの國より我らを導き出せり
二八 我等は何方に往べきや我らの兄弟等は言ふその民は我らよりも大にして身長たかく邑々は大にしてその石垣

イ 出一八・二五　ロ 申一六・一八　二四　ハ 利二四・二二　約七　ニ 利一九・一五　一六・一九　申　一六・七　二三　雅二・一　詩二四・一　ヘ 出一八・二二、二六　ト 民一〇・一二　申八・二五　耶二・六　チ 民一三・二六　リ 申一・九　ヌ 民一三・三　ル 民一三・二二、二三、二四　ヲ 民一三・二七　ワ 民一四・一、二、三、四　詩一〇六・二四、二五　カ 申九・二八　ヨ 民一三・二八、三一、三二、三三　申九・

ソ 出一四・一四、二五　尼四・二〇　ツ 出一九・四　申三二　詩一〇六・二四　騎・二一、二二　容四六・三四、六三・九　タ 民一三・二八　レ 雅二・一　何一・三　徒一三　五・二八　ネ 詩一〇六・二四　ナ 出一三・二一　詩　ラ 民一〇・三三　結　井民一四・二四、三〇　書一四・九　ウ 民一四・二二、二三　ム 申二・四、一五　ノ 民一四・二四　オ 民二〇・一二、二七　詩九五・一一　・一四　申三・二六、四・二一、三四・四　詩一〇六・三二　ク 出二四・一、三、三三　・二一　傳前一六・　ヤ 民一四・三〇　マ 民二七・一八、一九　申三・一、七、二三　ケ 民一四・三一　コ 雅七・二、五、一六　羅九・一一　エ 民一四・二五　テ 民一四・四〇　フ 民一四・三

は天に達る我らまたアナクの子孫を其處に見たりと斯いひて我らの氣を挫けりと　二九 時に我なんぢらに言り怖る
三〇 勿れ懼るゝなかれ　三〇 汝らに先ち行たまふ汝らの神ヱホバ、エジプトにおいて汝らの爲に汝らの目の前にて諸の
三一 事をなしたまひし如く今また汝らのために戰ひたまはん　三一 曠野においては汝また汝の神ヱホバが人のその子を
三二 抱くが如くに汝を抱きたまひしを見たり汝らが此處にいたるまでその路すがら常に然ありしなりと　三二 この言を
三三 なせども汝らはなほその神ヱホバを信ぜざりき　三三 ヱホバは途にありては汝らに先ちゆきて汝らが營を張べき處
を尋ね夜は火の中にあり晝は雲の中にありて汝らの行べき途を示したまへる者なり
三四 三五 ヱホバ汝らの言語の聲を聞て怒り誓て言たまひけらく　三五 この惡き代の人々の中には我が汝らの先祖等に
三六 與へんと誓ひしかの善地を見る者一人も有ざるべし　三六 只エフンネの子カルブのみ之を見ることを得ん彼が踐た
三七 りし地をもて我かれとかれの子孫に與ふべし其は彼まつたくエホバに從ひたればなり　三七 エホバまた汝らの故を
三八 もて我をも怒て言たまへり汝もまた彼處に入ことを得ず　三八 汝の前に侍るヌンの子ヨシユアかしこに入べし彼に
三九 力をつけよ彼イスラエルをして之を獲しむべし　三九 また汝等が掠められんと言たりしその汝らの子女および當日
四〇 になほ善惡を辨へざりし汝らの幼兒等彼ら即ちかしこに入べし我これを彼らに與へて獲さすべし　四〇 汝らは身を
めぐらし紅海の途より曠野に進みいるべしと
四一 然るに汝ら對て我にいへり我等はヱホバにむかひて罪を犯せり然ばわれらの神ヱホバの凡て我らに命じた
四二 まへるがごとく我ら上りゆきて戰はんと汝らおのおの武器を身に帶て輕々しく山に登らんとせり　四二 時にヱホバ

われに言たまひけるは汝かれらに言へ汝ら上りゆくなかれ又戰ふなかれ我なんぢらの中間に居ざればなり汝ら恐
四三 らくはその敵に打敗られんと　四三 われかく汝らに告たるに汝ら聽ずしてエホバの命令に背き自擅に山に登りたり
四四 しが　四四 その山に住るアモリ人汝等にむかひて出きたり蜂の驅がごとくに汝らを驅ちらしなんぢらをセイルに打
四五 敗りてホルマにおよべり　四五 斯りしかばなんぢら還りきたりてエホバの前に哭きたりしがエホバなんぢらの聲を
四六 聽たまはず汝らに耳を傾むけたまはざりき　四六 是をもてなんぢらは日久しくカデシに居りなんぢらが其處に居た
る日數のごとし

第二章

一 一 斯て我らは身を轉らしエホバの我に命じたまへる如く紅海の途より曠野に進みいりて日久しくセ
二 イル山を行めぐりたりしが　二 エホバつひに我に告て言たまはく　三 汝等はこの山を行めぐること
三 既に久し今よりは北に轉りて進め　四 汝また民に命じて言へ汝らはセイルに住るエサウの子孫なる汝らの兄弟の
四 境界を通らんとす彼らはなんぢらを懼れん汝ら深く自ら謹むべし　五 彼らを攻る勿れ彼らの地は足の跖に踐ほど
五 をも汝らに與へじ其は我セイル山をエサウにあたへて產業となさしめたればなり　六 汝ら金をもて彼らより食物
六 を買て食ひまた金をもて彼らより水をもとめて飲め　七 汝の神エホバ汝が手に作ところの諸の事において汝を
七 めぐみ汝がこの大なる曠野を通るを看そなはしたまへり汝の神エホバこの四十年のあひだ汝とともに在したれば
八 汝は乏しき所あらざりしなり　八 我らつひにセイル山に住るエサウの子孫なる我らの兄弟を離れてアラバの路を
通りエラテとエジオンゲベルを經て
九 轉りてモアブの曠野の路に進みいれり　九 時にエホバわれに言たまひけるはモアブ人をなやますなかれ

イ民一四・四二　ニ民一三・二九、二〇　ホ民一四・二五　申一　ト民二〇・一四　リ申八・三、四　ヌ士一一・一八
ロ民一四・四四、四五　・一、二二　士一一・一七　・四〇　ヘ申二・七、一四　チ創三六・八　書二四　ル王上九・二六
ハ詩一一八・一二

申九・二　レ民二一・二、一三　ツ民一四・三三、二六　・三四、三五　結二〇　ウ申二・一〇　・七　ク申二五・一〇
タ申二・二二　創一四　・三四　井創三六・八　・六、三六・二〇　ソ民一三・二六　ネ民一四・三五　申一　ナ詩七八・三三、一〇　ム創一四・五　ノ創一四・六、三六・　す創一〇・一四　歴九　ヤ書一三・三
・六、三六・二〇　・六四　・一五　二〇—三〇　申二・一　一二　ヤ書二五・二〇

また之を攻て戰ふなかれ彼らの地をば我なんぢらの產業に與へじ其は我ロトの子孫にアルをあたへて產業となさ
一〇 しめたればなりと　一〇 昔エミ人こゝに住り是民は大にして數多くアナク人のごとくに身長高かり　一一 アナク人
一一 とおなじくレバイムと呼なされたりしがモアブ人はこれをエミ人とよべり　一二 ホリ人もまた昔セイルに住をりし
一二 がエサウの子孫これを逐滅し之にかはりて其處に住りイスラエルがエホバに賜はりしその產業の地になせるが如
一三 し）　一三 茲に汝等今たちあがりゼレデ川を渉れとありければ我らすなはちゼレデ川を渉れり　一四 カデシバルネア
一四 を出てよりゼレデ川を渉るまでの間の日は三十八年にしてその代の軍人はみな亡果て營中にあらずなりぬエホバ
一五 のかれらに誓ひたまひし如し　一五 誠にエホバ手をもて之を攻めこれを營中より滅ぼしたまひければ終にみな亡は
てたり
一六 一六 かく軍人みなその民の中より死亡たる時にあたりて　一七 エホバ我に告て言たまひけらく　一八 汝は今日モア
一七 ブの境なるアルを通らんとす　一九 汝アンモンの子孫に近く時に之をなやます勿れ之を攻るなかれアンモンの子孫
一八 の地は我これを汝らの產業に與へじ其は我これをロトの子孫にあたへて產業となさしめたればなり　二〇 （是もま
一九 たレバイムの國とよびなされたり昔レバイムこゝに住ねたればなりアンモン人はかれらをザムズミ人とよべり
二〇 二一 この民は大にして數多くアナク人のごとくに身長たかかりしがエホバ、アンモン人の前に之を滅ぼしたまひ
二一 たればアンモン人これを逐はらひて之にかはりて住り　二二 その事はセイルに住るエサウの子孫の前にホリ人を滅
二二 ぼしたまひしが如し彼らはホリ人を逐はらひ之にかはりて今日まで其處に住をるなり　二三 カフトルより出たるカ
二三 フトリ人はまたかの村々に住ひてガザにまで到るところのアビ人を滅ぼし之にかはりて其處に居る）　二四 汝ら起

ワ民二一・二八　カ創一四・五　ヨ民一三・二二、三三

あがり進みてアルノン河を渉れ我へシホンの王アモリ人シホンとこれが國を汝らの手に付す進んで之を獲よ彼を
二五 攻て戰へ　二五 今日我一天下の國人に汝を畏ぢ汝を懼れしめん彼らは汝の名聲を聞て慄ひ汝の爲に心を苦めんと
二六 二六 茲に我ケデモテの曠野よりヘシボンの王シホンに使者をおくり和好の言を述しめたり云く　二七 我に汝の國
二七 を通らしめよ我は大路を通りて行ん右にも左にも轉らじ　二八 汝金をとりて食物を我に賣て食はせ金をとりて水を
二八 我にあたへて飲せよ我はたゞ徒歩にて通らんのみ　二九 セイルに住るエサウの子孫とアルに住るモアブ人とが我に
二九 なしたる如くせよ然せば我はヨルダンを濟りて我らの神ヱホバの我らに賜ひし地にいたらんと　三〇 然るにヘシボ
三〇 ンの王シホンは我らの通ることを容さゞりき是は汝の神ヱホバ彼を汝の手に付さんとてその氣を頑梗しその心を
三一 剛愎にしたまひたればなり今日見るが如し　三一 時にヱホバ我に言たまひけるは視よ我いまシホンとこれが地を汝
三二 に與へんとす進んでその地を獲て汝の產業とせよと　三二 茲にシホンその民をことごとく率ゐて出きたりヤハヅに
三三 於て戰ひけるが　三三 我らの神ヱホバ彼をわれらに付したまひたれば我らかれとその子等とその一切の民を擊殺せ
三四 り　三四 その時に我らは彼の邑々を盡く取りその一切の邑の男女および兒童を滅して一人をも遺さゞりき　三五 只そ
三五 の家畜および邑々より取たる掠取物は我らこれを獲て自分の物となせり　三六 アルノンの河邊のアロエルおよび河
三六 の傍なる邑よりギレアデにいたるまで我らの攻取がたき邑とては一もあらざりき我らの神ヱホバこれを盡くわれ
三七 らに付したまへり　三七 第アンモンの子孫の地ヤボク川の全岸山地の邑々など凡てわれらの神ヱホバが我らの往を
禁じたまへる處には汝いたらざりき

イ民二一・三二、二四　ハ申二〇・一〇　二三・三、四　土一一　ヌ申一・八　カ利二七・二八　申七　レ創三二・二二　民
土一一・一八、二一　ニ民二一・二一、二二　・一七、一八　ル民二一・二三　二一・二四　申三・
ロ出一五・一四、一五　七一一・一九　ト民二一・二三　ヲ申七・二、二〇・一六　ヨ申三・二、六、四・四　一六
申一一・二五　賽二　ホ民二〇・二九　チ賽一一・二〇　ワ民二一・二四　申　ソ申二・五、九・一九　ツ民二一・三三　申
・九、一〇　ヘ民二〇・一八　申　リ出四・二一　二九・七　タ詩四四・三　二九・七

ネ申一・四　ム王上四・二三　ク雷一二・五、一三・　ヤ創一四・五　ケ母受一二・二六　耶　フ申二・三六　賽一二　コ民三二・三三　賽一
ナ民二一・三四　ウ申二・二四　詩一三　ヤ創一四・五　二〇・二一　四九・二　結二一・　・二　二・二六、一三・八
ラ民二一・三五　五・一〇、一一、一　井申四・四八　詩二九　オ申四・四九　エ賽一三・二九

第三章

一 斯てわれら身をめぐらしてバシヤンの路に上り行けるにバシヤンの王オグその民をことごとく率
二 ゐ出てエデレイに戰はんとせり　二 時にヱホバわれに言たまひけらく彼を懼るゝなかれ我かれとそ
三 の一切の民とその地とを汝の手に付さん汝かのヘシボンに住たるアモリ人の王シホンになせし如く彼に爲べしと
三 我らの神ヱホバすなはちバシヤンの王オグとその一切の民を我らの手に付したまひしかば我ら之を擊ころして
四 一人をも遺さゞりき　四 その時に我らこれが邑々をことごとく取り取ざる邑は一も有ざりきその取る邑は六十
五 是すなはちアルゴブの地にしてバシヤンにおけるオグの國なり　五 この邑々はみな高き石垣あり門あり關ありて
六 堅固なりき外にまた石垣あらざる邑甚だ多くありき　六 我らはヘシボンの王シホンになせし如く之を滅しその
七 一切の邑の男女および兒童をことごとく滅せり　七 惟その一切の家畜とその邑々よりの掠取物とはこれを獲て
八 われらの物となせり　八 その時我らヨルダンの此旁の地をアルノン河よりヘルモン山までアモリ人の王二人の手
九 より取り　九 （ヘルモンはシドン人これをシリオンと呼びアモリ人これをセニルと呼ぶ）　一〇 すなはち平野の一切
一〇 の邑ギレアデの全地バシヤンの全地サルカおよびエデレイなどバシヤンに於るオグの國をことごとく取り　一一 彼
一一 レバイムの遺れる者はバシヤンの王オグ只一人なりき彼の寢臺は鐵の寢臺なりき是は今なほアンモンの子孫の
ラバにあるに非ずや人の肘によれば是はその長九キユビトその寬四キユビトあり　一二 その時に我らこの地を獲たりしがアルノン河の邊なるアロエルよりの地とギレアデの山地の半とその中の
一二 邑々とは我これをルベン人とガド人に與へたり　一三 またオグの國なりしギレアデの殘餘の地とバシヤンの全地と
一三 は我これをマナセの半支派に與へたりアルゴブの全地すなはちバシヤンの全體はレバイムの國と稱へらる　一四 マ
一四

ナセの子ヤイルはアルゴブの全地を取てゲシユルの境界とマアカの境界にまで至り自分の名にしたがひてバシヤ
一五 一六 ンをハヲテヤイルと名けたりその名今日にいたる　一五 またマキルには我ギレアデを與へ　一六 ルベン人とガド人に
はギレアデよりアルノン河までを與へその河の眞中をもて界となしまたアンモンの子孫の地の界なるヤボク河に
一七 まで至り　一七 またアラバおよびヨルダンとその邊の地をキンネレテよりアラバの海すなはち鹽海まで之にあたへ
て東の方ピスガの麓にいたる

一八 その時我なんぢらに命じて言り汝らの神ヱホバこの地を汝らに與へて產業となさしめたまへば汝ら軍人は
一九 身をよろひて汝らの兄弟なるイスラエルの子孫に先だちて涉りゆくべし　一九 但し汝らの妻と子女と家畜は我が汝
二〇 らに與へし邑に止るべし我なんぢらが衆多の家畜を有を知なり　二〇 ヱホバなんぢらに賜ひしごとく汝らの兄弟に
も安息を賜ひて彼らもまたヨルダンの彼旁にて汝らの神ヱホバにたまはるところの地を獲て產業となすに至らば
二一 汝らおのおの我なんぢらに與へし產業に歸るべし　二一 かの時に我ヨシユアに命じて言り汝はこの二人の王に汝ら
の神ヱホバのおこなひたまふ所の事を目に視たりヱホバまた汝が往ところの諸の國にも斯のごとく行ひたまはん
二二 汝これを懼るゝ勿れ汝らの神ヱホバ汝らのために戰ひたまはんと
二三 二四 當時われヱホバに求めて言り　二四 主ヱホバよ汝は汝の大なる事と汝の强き手を僕に見すことを始めたま
二五 へり天にても地にても何の神か能なんぢの如き事業を爲し汝のごとき能力を有んや　二五 願くは我をして涉りゆか
二六 しめヨルダンの彼旁なる美地美山およびレバノンを見ることを得させたまへと　二六 然るにヱホバなんぢらの故を
もて我を怒り我に聽ことを爲たまはずヱホバすなはち我に言たまひけるは旣に足りこの事を重て我に言なかれ

イ代上二・二二 ロ書一二・一三 三一・六、一〇・六　ハ民二一・二四一 ニ民三二・三九 ホ申後二四・五　ヘ民二一・二四 一二・二 ト民三四・一一　チ民三四・一二 申四 リ創一四・三　ヌ民三二・二〇 ル書二二・四 ヲ民二七・一八　ワ出一四・一四 申一 ヨ申一一・二 タ出一五・一一 哥後 七・二二　カ哥後一二・八、九　レ出三・八 申四・二二

二七 汝ピスガの巔にのぼり目を擧て西北南東を望み汝の目をもて其地を觀よ汝はヨルダンを濟ることを
二八 得ざるべければなり　二八 汝ヨシユアに命じ之に力をつけ之を堅うせよ其はこの民を率ゐて涉りゆき之に汝が見る
二九 ところの地を獲さする者は彼なればなりと　二九 かくて我らはベテペオルに對する谷に居る

第四章

一 今イスラエルよ我が汝らに敎ふる法度と律法を聽てこれを行へ然せば汝らは生ることを得汝らの
二 先祖の神ヱホバの汝らに賜ふ地にいりて之を產業となすを得べし　二 我が汝らに命ずる言は汝ら
三 これを增しまたは減すべからず我が汝らに命ずる汝らの神ヱホバの命令を守るべし　三 汝らはヱホバがバアル
四 ペオルの事によりて行ひたまひし所を目に覩たり即ちバアルペオルに從ひたる人々は汝の神ヱホバことごとく之
五 を汝らの中間より滅し去たまひしが　四 汝らの神ヱホバに附て離れざりし汝等はみな今日までも生ながらへ居る
なり　五 我はわが神ヱホバの我に命じたまひし如くに法度と律法を汝らに敎へ汝らをしてその往て獲ところの地
六 において之を行はしめんとせり　六 然ば汝ら之を守り行ふべし然する事は國々の民の目の前において汝らの智慧
七 たり汝らの知識たるなり彼らこの諸の法度を聞て言んこの大なる國人は必ず智慧あり知識ある民なりと　七 われ
八 らの神ヱホバは我らがこれに顧もとむるに常に我らに近く在すなり何の國人か斯のごとく大にして神これに近く
在すぞ　八 また何の國人か斯のごとく大にして今日我が汝らの前に立るこの一切の律法の如き正しき法度と律法
九 とを有るぞ　九 汝深く自ら愼み汝の心を善く守れ恐くは汝その目に覩たる事を忘れん恐くは汝らの生存らふる日の中に其

ソ民二〇・一二、二七 二四 申一・三七、三二・五一、五二、三四・四 詩一〇六・三二　ツ民二七・一二 ネ民二七・一八、二三　申一・三八、三一・三、七 五・一、八・一 結二〇・二一 羅一〇　ナ申四・四六、三四・六 ラ利一九・三七、二〇 ム申一二・三二 書一 詩七・五 歌三〇・六 傳　ヰ民二七・一八、二三 申 ウ民三五・四 書二二 詩一〇六・二七 詩一〇六・二九　井伯二八・二八 詩一九・七、一一・一〇 歌一・七 ノ母後七・二三 オ詩四六・一、一四五　ク歌四・二三 ヤ歌三・一、三、四・二一　一八、一四八・一 四 詩五五・六　一九、八六・八、八九・六・八 レ出三・八 申四・二二

一〇 等の事汝の心を離れん汝それらの事を汝の子汝の孫に教へよ　一〇 汝がホレブにおいて汝の神ヱホバの前に立る日
にヱホバわれに言たまひけらく我ために民を集めよ我これに吾言を聽しめ之をしてその世に存らふる日の間我を
一二 畏るゝことを學ばせまたその子女を教ふることを爲しめんとすと　一二 是において汝らは前みよりて山の麓に立ち
一三 けるが山は火にて燒てその燄は中天に冲り暗くして雲あり黑雲深かりき　一三 時にヱホバ火の中より汝らに言ひた
一四 まひしが汝らは言詞の聲を聞る而已にて聲の外は何の像をも見ざりし　一四 ヱホバすなはち其契約を汝らに述て汝
一五 らに之を守れと命じたまへり是すなはち十誡にしてヱホバこれを二枚の石の板に書したまふ　一五 かの時にヱホバ
我に命じて汝らに法度と律法を教へしめたまへり是汝らにその往て獲ところの地にて之を爲しめんとてなりき
一五 ホレブにおいてヱホバ火の中より汝らに言ひたまひし日には汝ら何の像をも見ざりしなり然ば汝ら深く自
一六 ら愼み　一六 道をあやまりて自己のために偶像を刻む勿れ物の像は男の形にもあれ女の形にもあれ凡て造るなかれ
一七 一七 即ち地の上にをる諸の獸の像空に飛ぶ諸の鳥の像　一八 地に匍ふもろもろの物の像地の下の水の中に居る
一八 諸の魚の像など凡て造る勿れ　一九 汝目をあげて天を望み日月星辰など凡て天の衆群を觀誘はれてこれを拜み之
一九 に事ふる勿れ是は汝の神ヱホバが一天下の萬國の人々に分ちたまひし者なり　二〇 ヱホバ汝らを取り汝らを鐵の爐
二〇 の中すなはちエジプトより導きいだして自己の產業の民となしたまへること今日のごとし　二一 然るにヱホバなん
二一 ぢらの故によりて我を怒り我はヨルダンを濟りゆくことを得ずまた汝の神ヱホバが汝の產業に賜ひしその美地に
二二 入ことを得ずと誓ひたまへり　二二 我はこの地に死ざるを得ず我はヨルダンを濟りゆくことあたはずなんぢらは濟

イ創一八・一九　申六・七・一一・一九詩・七八・五・六・弟六・四　ロ出一九・九、一六、　二〇・一八　來一二　ホ申四・三三、三六・一八、一九　ヘ出二〇・二二　王上一九・一八　申五・二三　ト申九・九、一一　チ出三四・二八　リ出二四・一二、三一　ヌ出二一・一申二二、二三・　ル詩四〇・一八　ヲ書二三・一一　ワ出三二・七　カ出二〇・四・五　申四・二三、　ヨ羅一・二三　タ申一七・三　伯三一　ツ王上八・五一　郎　ラ使後一・一三、一四、一五　レ創二・二　王下一七・二六、二一・三　ソ羅一・二五　ネ申九・二九、三二・九　ム申三・二七　ナ民二〇・一二　申一二・二七　ウ申三・二五　來一・二・二九　來六・二　ヰ申四・九　ノ申四・一六　出二〇　來四二・八・四・五　オ出二四・一七　申九・三　賢三三・一四　來一・二・二　來六・二　フ利二六・三三　出二〇・五　申六・一五・一六　申四二・八　ク出二〇・五　申四二・一六　ヤ申四・一六　マ王下一七・一七　コ申二八・六四　毎詩二六・一九　耶一六　代下一五・四　耶一・九　箴五五・六・七　耶二九・一二・一三、一四　サ出一八・八　申三一　シ出二四・一一、三三　ヒ出七・三　モ出一三・三　ヤ出一・一二　ユ代下三〇・九　耶九・三一　詩一一六・五　ヨ出一・一二　ラ書二三・一一　ワ出三二・七　カ出二〇・四・五　申四・二三、　レ創二・二　王下一七・二六、二一・三　ソ羅一・二五　ネ申九・二九、三二・九　ム申三・二七　ナ民二〇・一二　申一二・二七　ヒ出七・三　モ出一三・三　セ出六・六　ス申二六・八、三四・一二　ヱ申七・一九、二九・三　エ詩一一五・四、五、一三五・一、五・一六　察四四・九、四六・七　テ利二六・三九、四〇　申三〇・一、二、三二　ア創四九・一　申三一　耶二九・二〇　ユ代下三〇・九　耶九・三一　詩一一六・五　申四・二　ヰ申八・八　メ伯八・八　ミ太二四・三一　シ出二四・一一、三三　ヒ出七・三　モ出一三・三　セ出六・六　ス申二六・八、三四・二六　申五・二四、二〇

二三 りゆきて之を獲て產業となすことを得ん　二三 汝ら自ら愼み汝らの神ヱホバが汝らに立たまひし契約を忘れて汝の
二四 神ヱホバの禁じたまふ偶像など凡て物の像を刻むことを爲なかれ　二四 汝の神ヱホバは燬盡す火嫉妬神なり
二五 汝ら子を擧け孫を得てその地に長く居におよびて若し道をあやまりて偶像など凡て物の像を刻み汝の神ヱ
二六 ホバの惡と觀たまふ事をなしてその震怒を惹おこすことあらば　二六 我今日天と地を呼て證となす汝らはかならず
二七 そのヨルダンを濟りゆきて獲たる地より速かに滅亡うせん汝らはその上に汝らの日を永うする能はず必ず滅びう
二八 せん　二七 ヱホバなんぢらを國々に散したまふべしヱホバの汝らを逐やりたまふ國々の中に汝らの遺る者はその數
二九 寡なからん　二八 其處にて汝らは人の手の作なる見ことも聞ことも食ふことも嗅ことともなき木や石の神々に事へん
三〇 但しまた其處にて汝その神ヱホバを求むるあらんに若し心をつくし精神を盡してこれを求めなば之に遇ん
三一 後の日にいたりて汝艱難にあひて此もろもろの事の汝に臨まん時に汝もしその神ヱホバにたち歸りてその言
三二 にしたがはゞ　三一 汝の神ヱホバは慈悲ある神なれば汝を棄ず汝を滅さずまた汝の先祖に誓ひたりし契約を忘れ
たまはざるべし
三三 試に問へ汝の前に過さりし日神が地の上に人を造りたまひし日より已來天の此極より彼極までに曾て斯の
三三 ごとき大なる事ありしや是のごとき事の聞えたる事ありしや　三四 曾て人神が火の中より言ふ聲を汝らが聞るごと
三四 くに聞て尙生る者ありしや　三四 汝らの神ヱホバがエジプトにおいて汝らの目の前にて汝らの爲に諸の事を爲たま
ひし如く曾て試探と徵證と奇蹟と戰爭と强き手と伸たる腕と大なる恐嚇をもて來りこの民をかの民の中より領い

三五 ださんとせし神ありしや　三五 汝にこの事を示しゝはエホバはすなはち神にしてその外には有ことなしと汝に知し
三六 めんがためなりき　三六 汝を教へんためにエホバ天より汝に聲を聞しめ地に於てはまたその大なる火を汝に示した
三七 まへり即ち汝はその言の火の中より出るを聞り　三七 エホバ汝の先祖等を愛したまひしが故にその後の子孫を選び
三八 大なる能力をもて親ら汝をエジプトより導き出したまひ　三八 汝よりも大にして强き國々の民を汝の前より逐はら
三九 ひ汝をその地に導きいりて之を汝の產業に與へんとしたまふこと今日のごとくなり　三九 然ば汝今日知て心に
四〇 思念べし上は天下は地においてエホバは神にいましその外には神有こと無し　四〇 今日わが汝に命ずるエホバの
法度と命令を守るべし然せば汝と汝の後の子孫祥を得汝の神エホバの汝にたまふ地において汝その日を永う
することを得て彊なからん

四一 斯てモーセ、ヨルダンの此旁日の出る方において邑三を別てり　四二 是素より怨なきに誤りて人を殺せる者
四二 をして其處に逃れしむる爲なり其邑の一に逃るゝ時はその人生命を全うするを得べし　四三 即ち一は曠野の內の
四三 平野にあるベゼル是はルベン人のためなり一はギレアデのラモテ是はガド人のためなり一はバシヤンのゴラン是
はマナセ人のためなり

四四 モーセがイスラエルの子孫の前に示しゝ律法は是なり　四五 イスラエルの子孫のエジプトより出たる後モー
四五 セこの誡命と法度と律法を之に述たり　四六 即ちヨルダンの此旁なるアモリ人の王シホンの地にありベテペオルに
四六 對する谷に於て之を述たりシホンはヘシボンに住をりしがモーセとイスラエルの子孫エジプトより出きたりし後
四七 これを擊ほろぼして　四七 之が地を獲またバシヤンの王オグの地を獲たり彼ら二人はアモリ人の王にしてヨルダン

イ 申三二・三九 毋前 二九、三二 ロ 出一九・九一九、一八・二二 可一二 ハ 申一〇・一五 ニ 出一三・三、九・一四 ホ 申七・一、九・一、四・一五 ヘ 申四・三五 書二・ト 列二二・三一 チ 申五・一六、六・三、一八、一二・五、一八、二二・七 詩 リ 民三五・六、一四 ヌ 申一九・四 ル 書二〇・八 ヲ 申三・二九 ワ 民二一・二四 申一

四八 の此旁日の出る方に居り　四八 その獲たる地はアルノン河の邊なるアロエルよりヘルモンといふシオン山にいたり
四九 ヨルダンの此旁すなはちその東の方なるアラバの全部を括てアラバの鹽海に達しピスガの麓におよべり

第五章

一 茲にモーセ、イスラエルをことごとく召て之に言ふイスラエルよ今日我がなんぢらの耳に語ると
二 ころの法度と律法とを聽きこれを學びこれを守りて行へよ　二 我らの神エホバ、ホレブに於て我ら
三 と契約を結びたまへり　三 この契約はエホバわれらの先祖等とは結ばずして我ら今日此に生存へをる者と結びた
四 まへり　四 エホバ山において火の中より汝らと面をあはせて言ひたまひしが　五 その時我はエホバと汝らの間に
五 たちてエホバの言を汝らに傳へたり汝ら火に懼れて山にのぼり得ざりければなり
六 六 エホバすなはち言たまひけらく我は汝の神エホバ汝をエジプトの地その奴隸たる家より導き出せし者なり
七 七 汝わが面の前に我の外何物をも神とすべからず
八 八 汝自己のために何の偶像をも彫むべからず又上は天にある者下は地にある者ならびに地の下の水の中にあ
九 る者の何の形狀をも作るべからず　九 之を拜むべからず之に事ふべからず我エホバ汝の神は嫉む神なれば我を惡
一〇 む者にむかひては父の罪を子に報いて三四代におよぼし　一〇 我を愛しわが誡命を守る者には恩惠を施して千代に
いたるなり
一一 一一 汝の神エホバの名を妄に口にあぐべからずエホバは己の名を妄に口にあぐる者を罰せずではおかざるべし
一二 一二 安息日を守りて之を聖潔すること汝の神エホバの汝に命ぜしごとくすべし　一三 六日のあひだ勞きて汝の

カ 民二一・三五 申三・三、四 ヨ 申二・三六、三・一二 タ 申三・九 詩一三三・三 レ 申三・一七 ソ 出一九・五 申四・一〇 ツ 太一三・一七 來八・九 ネ 出一九・九、一九、二九 ナ 出二〇・二一 加三 ラ 出一九・一六、二〇 申四・三三、三六、三四・一〇 ム 出二〇・二 利二六・一、二四・二 ウ 出二〇・三 井 出二〇・四 ノ 出三四・七 オ 耶三二・一八 俱九・四 ク 出二〇・七 利一九・一二 ヤ 出二〇・八 太五・三三 マ 出二三・一二、三五 ケ 出二〇・一二

一四 一切の業を爲べし　一四 七日は汝の神ヱホバの安息なれば何の業務をも爲べからず汝も汝の男子女子も汝の僕婢
も汝の牛驢馬も汝の諸の家畜も汝の門の中にをる他國の人も然り斯なんぢ僕婢をして汝とおなじく息ましむべ
一五 し　一五 汝誌ゆべし汝かつてエジプトの地に奴隷たりしに汝の神ヱホバ強き手と伸べたる腕とをもて其處より汝を
導き出したまへり是をもて汝の神ヱホバなんぢに安息日を守れと命じたまふなり
一六 汝の神ヱホバの汝に命じたまふごとく汝の父母を敬へ是汝の神ヱホバの汝に賜ふ地において汝の日の長か
一七 らんため汝に祥のあらんためなり　一七 汝殺す勿れ　一八 汝姦淫する勿れ　一九 汝盜むなかれ
一八 虛妄の證據をたつる勿れ　二〇 汝その隣人の妻を貪るなかれまた隣人の家田野僕婢牛驢馬ならびに凡て汝の
一九 隣人の所有を貪るなかれ
二〇 是等の言をヱホバ山において火の中雲の中黑雲の中より大なる聲をもて汝らの全會衆に告たまひしが此外
二一 には言ことを爲ず之を二枚の石の版に書して我に授けたまへり　二一 時にその山は火にて燒をりしが汝ら黑暗の中
二二 よりその聲の出るを聞におよびて汝らの支派の長および長老等我に進みよりて　二二 言けるは視よ我らの神ヱホバ
その榮光とその大なる事を我らに示したまひて我らその聲の火の中より出るを聞り我ら今日ヱホバ人と言ひたま
二三 ふてその人の尙生るを見る　二三 我らなんぞ死にいたるべけんや此大なる火われらを燒ほろぼさんとするなり我ら
二四 もし此上になほ我らの神ヱホバの聲を聞ば死べし　二四 凡そ肉身の者の中誰か能く活神の火の中より言ひたまふ
二五 聲を我らのごとくに聞てなほ生る者あらんや　二五 請ふ汝進みゆきて我らの神ヱホバの言たまふところを都て聽き

イ創二・二　出一六・八　申四・三四・三七　ホ申四・四〇　ヘ出二〇・一三　太五　チ出二〇・一五　羅・二　哈二・九　路　チ出二〇・一八、一九　タ申四・三三
二九、一五　來四・四　ニ出二〇・一二　利　一一・一五　羅七・　ワ出二・九・一九　七・一三・九　一一・一五　羅七・
ロ申一五・一五、一六　一九・三　申二七・　ト出二〇・一四　路　リ出二〇・一六　カ申四・三三　士一三　・二九、三二　約一七
・一一、二四・一八、　一六　弗六・二、三　一八・二〇　雅二・　ヌ出二〇・一七　來二　・二八　申四・三、一八　レ出二〇・一九　來
二二　西三・二〇　・二八　申四・三、一八　ヨ申一八・一六　・三〇　路一〇・二七　一二・一九　ソ申一八・一七

ツ申三二・二九　詩八・一三　詩四八　ラ加三・九　ム申一七・二〇、二八　・一八、太二三、三七　路一九・四二　ネ申一一・一　ナ申四・四〇　ウ申一〇・一二　詩一九・九、耶七・　オ出二〇・二〇　申一〇・二、一三　詩一一・一〇、一二　八・一、傳一二・一三　ク申四・四〇　詩三・　ケ箴四二・八　可一二　・二九、三二　約一七　・三　哥前八・四、六　フ王下二三・二五　コ申一〇・一二　太二二・三七　可一二　・三〇　路一〇・二七　エ申一一・一八、三二　・四六　詩三七・三　一、四〇・八、一一　九・一、九八　詩三　テ申四・九、一一・一九　詩七八・四、五、六　弗六・四

我らの神ヱホバの汝に告給ふところを都て我らに告よ我ら聽て行はんと
二八 ヱホバなんぢらが我に語れる言の聲を聞てヱホバ我に言たまひけるは我この民が汝に語れる言の聲を聞り
二九 彼らの言ところは皆善し　二九 只願しきは彼等が斯のごとき心を懷いて恒に我を畏れ吾が誡命を守りてその身もそ
三〇 の子孫も永く福祉を得にいたらん事なり　三〇 汝ゆきて彼らに言へ汝らおのおのその天幕にかへるべしと　三一 然ど
三一 汝は此にて我傍に立て我なんぢに諸の誡命と法度と律法とを告しめさん汝これを彼らに敎へ我が彼らに與へて
三二 產業となさしむる地において彼らにこれを行はしむべしと　三二 然ば汝らの神ヱホバの汝等に命じたまふごとくに
三三 汝ら謹みて行ふべし右にも左にも曲るべからず　三三 汝らの神ヱホバの汝らに命じたまふ一切の道に歩め然せば
汝らは生ることを得かつ福祉を得て汝らの產業とする地に汝らの日を長うすることを得ん

第六章

一 是すなはち汝らの神ヱホバが汝らに敎へよと命じたまふところの誡命と法度と律法とにして汝ら
二 がその濟りゆきて獲ところの地にて行ふべき者なり　二 是は汝と汝の子および汝の孫をしてその
生命ながらふる日の間つねに汝の神ヱホバを畏れしめて我が汝らに命ずるその諸の法度と誡命とを守らしめん
三 ため又なんぢの日を永からしめんための者なり　三 然ばイスラエルよ聽て謹んでこれを行へ然せば汝は福祉を獲
汝の先祖の神ヱホバの汝に言たまひしごとく乳と蜜の流るゝ國にて汝の數おほいに增ん
四 イスラエルよ聽け我らの神ヱホバは惟一のヱホバなり　五 汝心を盡し精神を盡し力を盡して汝の神ヱホ
五 バを愛すべし　六 今日わが汝に命ずる是らの言は汝これをその心にあらしめ　七 勤て汝の子等に敎へ家に坐する

八 時も路を歩む時も寝る時も興る時もこれを語るべし
九 て誌となし　九 また汝の家の柱と汝の門に書記すべし
一〇 一〇 汝の神エホバその汝の先祖アブラハム、イサク、ヤコブにむかひて汝に與んと誓ひたりし地に汝を入しめ
一一 ん時は汝をして汝が建たる者にあらざる大なる美しき邑々を得させ　一一 汝が盈せるに非る諸の佳物を盈せる家を
一二 得させ汝が堀たる者にあらざる堀井を得させ汝が植えしにあらざる葡萄園と橄欖の樹とを得させたまふべし汝は
一三 食ひて飽ん　一二 然る時は汝謹め汝をエジプトの地奴隷たる家より導き出しゝエホバを忘るゝ勿れ　一三 汝の神エ
一四 ホバを畏れてこれに事へその名を指て誓ふことをすべし　一四 汝ら他の神々すなはち汝の四周なる民の神々に從ふ
一五 べからず　一五 汝らの中にいます汝の神エホバは嫉妬神なれば恐くは汝の神エホバ汝にむかひて怒を發し汝を地の
面より滅し去たまはん
一六 一六 汝マツサにおいて試みしごとく汝の神エホバを試むるなかれ　一七 汝らの神エホバの汝らに命じたまへる
一七 誡命と律法と法度とを汝ら謹みて守るべし　一八 汝エホバの義と視善と視たまふ事を行ふべし然せば汝福祉を獲
一八 かつエホバの汝の先祖に誓ひたまひしかの美地に入てこれを産業となすことを得ん　一九 エホバまたその言たまひ
一九 し如く汝の敵をことごとく汝の前より逐はらひたまはん
二〇 二〇 後の日に至りて汝の子なんぢに問てこの汝らの神エホバが汝らに命じたまひし誡命と法度と律法とは何の
二一 ためなるやと言ば　二一 汝その子に告て言べし我らは昔エジプトにありてパロの奴隷たりしがエホバ強き手をもて
二二 我らをエジプトより導き出したまへり　二二 すなはち即ちエホバわれらの目の前において大なる畏るべき徴と奇蹟をエジプ

イ 出一三・九、一六 申 八香二四・一三 詩 路四・八 詩六三・一一 寮 ト 申八・一九、一一・ヌ 申七・四、一一・一七 ワ 申一一・一三、二二 ヨ 民三三・五二、五三 詩一三五・九
一一・一八 徴三・ 一〇五・四四 〈詩六三・一一 四五・二三、六五・ 一六 耶四・一六 五 チ 申一三・七 ル 出一七・二七 民 詩一一九・四 タ 出一三・一四
三、六・二一、七・三 二 申八・二〇 一七・一二、二〇、 一六・七、六・二四、 九・二四、一〇・二 八・四〇、 一一・一二 カ 出一五・二六 申 二〇・三四、二一・ レ 出三・一九、一三・三
ロ 申一一・二〇 寮 ホ 申一〇・一二、二〇、 七・一、一二・一六 リ 出二〇・五 申四・ 二四 ヤ 書三三・一二 王上 ヲ 出一九・六 申一四 ソ 出七・八、九、
五七・八 一三・四 太四・一〇 ヲ 太四・七 路四・一二 一八 一〇・一、一二・一二・

ツ 出一五・一九 申 ウ 創一五・一九 出 ヌ 三三・五二 申 ク 出一三・三二、三四 ヤ 申六・一五 ケ 出二三・二四、三四 コ 出一九・五 申三・ 詩一三五・九
フ 申六・二 二八 ラ 利一八・五 申二四 三三・二 井 申四・三八、 九・一 ノ 申七・二三、 一四 土二・一五、一六 耶一八・二四、 一〇 書二・一四、 一〇・二 申一二・二、 五〇・五 耶二・三 申一〇・ 二 使一三・一九 エ 申一〇・二二
ネ 申一〇・一三 伯 三五・七、八 耶三二 ム 申三二・三 詩四四 オ 利二七・二八、二九 二四・二 ヤ 書二三・一二 王上 ニ 出一九・六 申一四 テ 申一〇・一五
ナ 申四・一、八・一 詩 四一・二 路一〇・ 三九 ヤ 書二三・一二 王上 ヲ 出一九・六 申一四 ア 出三二・一三 詩 一一・一二 ク 出一三・三二、三四 ケ 出二三・二四、三四 サ 出一九・五 申三・ 一〇五・八、九・一〇 詩 ア 出三二・一三 詩
一一・一二 ク 出一三・三二、三四 ケ 出二三・二四、三四 サ 出一九・五 申三・ 一〇五・八、九・一〇 詩 ア 出三二・一三 詩
一一・一二 ク 出一三・三二、三四 ケ 出二三・二四、三四 サ 出一九・五 申三・ 一〇五・八、九・一〇 詩 ア 出三二・一三 詩

トとパロとその全家とに示したまひ　二三 我らを其處より導き出して其曾て我等の先祖に誓ひし地に我らを入せて
二四 之を我らに與へたまへり　二四 而してエホバ我らにこの諸の法度を守れと命じたまふ是われらをして我らの神エホ
二五 バを畏れて常に幸ならしめんため又エホバ今日のごとく我らを守りて生命を保たしめんとてなりき　二五 我らもし
その命ぜられたるごとく此一切の誡命を我らの神エホバの前に謹んで守らば是われらの義となるべしと

第七章

一 一 汝の神エホバ汝が往て獲べきところの地に汝を導きいり多の國々の民ヘテ人ギルガシ人アモリ人カナン人ペリジ人ヒビ人エブス人など汝よりも數多くして力ある七の民を汝の前より逐はらひたま
二 はん時　二 すなはち汝の神エホバかれらを汝に付して汝にこれを擊せたまはん時は汝かれらをことごとく滅すべ
三 し彼らと何の契約をもなすべからず彼らを憫むべからず　三 また彼らと婚姻をなすべからず汝の女子を彼の男子
四 に與ふべからず彼の女子を汝の男子に娶るべからず　四 其は彼ら汝の男子を惑はして我を離れしめ之をして他の
神々に事へしむるありてエホバこれがために汝らにむかひて怒を發し俄然に汝を滅したまふにいたるべければな
五 り　五 汝らは反て斯かれらに行ふべし即ちかれらの壇を毀ちその偶像を打摧きそのアシラ像を斫たふし火をもて
その雕像を焚べし
六 六 其は汝は汝の神エホバの聖民なればなり汝の神エホバは地の面の諸の民の中より汝を擇びて己の寶の民と
七 なしたまへり　七 エホバの汝らを愛し汝らを擇びたまひしは汝らが萬の民よりも數多かりしに因にあらず汝らは
八 萬の民の中にて最も小き者なればなり　八 但エホバ汝らを愛するに因りまた汝らの先祖等に誓し誓を保たんとす

るに因てエホバ強き手をもて汝らを導きいだし汝らを其奴隷たりし家よりエジプトの王パロの手より贖ひいだし
九 たまへるなり　九 汝知べし汝の神エホバは神にましまし眞實の神にましまして之を愛しその誡命を守る者には
一〇 契約を保ち恩惠をほどこして千代にいたり　一〇 また之を惡む者には覿面にその報をなしてこれを滅ぼしたまふ
一一 エホバは己を惡む者には緩ならず覿面にこれに報いたまふなり　一一 然ば汝わが今日汝に命ずるところの誡命と
法度と律法とを守りてこれを行ふべし
一二 汝らもし是らの律法を聽きこれを守り行はゞ汝の神エホバ汝の先祖等に誓ひし契約を保ちて汝に恩惠をほ
一三 どこしたまはん　一三 即ち汝を愛し汝を惠み汝の數を增したまひその昔なんぢに與へんと汝らの先祖等に誓たりし
一四 地において汝の兒女をめぐみ汝の地の產物穀物酒油等を殖し汝の牛の產汝の羊の產を增たまふべし　一四 汝は
一五 惠まるゝこと萬の民に愈らん汝らの中および汝らの家畜の中には男も女も子なき者は無るべし　一五 エホバまた
諸〻の疾病を汝の身より除きたまひ汝らが知る彼のエジプトの惡き病を汝の身に臨ましめず但汝を惡む者に之を
一六 臨ませたまふべし　一六 汝は汝の神エホバの汝に付したまはんところの民をことごとく滅しつくすべし彼らを憫み
見べからずまた彼らの神に事ふべからずその事汝の罠となればなり
一七 一七 汝是らの民は我よりも衆ければ我いかでか之を逐はらふことを得んと心に謂ふか　一八 汝これらを懼るゝな
一八 かれ汝の神エホバがパロとエジプトに爲たまひしところの事を善く憶えよ　一九 即ち汝が眼に見たる大なる試煉と
一九 徵證と奇蹟と强き手と伸たる腕とを憶えよ汝の神エホバこれをもて汝を導き出したまへり是のごとく汝の神エホ

イ 出一三・三、一四　提後二・一三　來　九・四
ロ 詩四九・七　箴前一　一一・二一　約壹一　二　詩五九・一八　路一　ト 詩一〇五・八、九　路　ヌ 出二三・二六
・九、一〇・二三　詩　・九　ル 出九・一四、一五・
後一・一八　傳前五　ハ 出二〇・六　申五・　ホ 申三二・三五　一・五五、七二、七三　二六　申二八・二七
二四　農後三・三　一〇　民一・五　但　ヘ 利二六・三　申二八　リ 申二八・自　チ 約一四・二一　六〇　ヲ 申七・二

ッ 出二三・二八　書　・九、二四、四二、　井 出一七・一四　申九　オ 申七・五　出三二　ケ 利二七・二八　申
二四・二二　一六・三　箴三・一〇　二九・二四、二五・一九　二〇　申一二・三　一三・一七　箴六・　二九・五　詩一三六
・五、四・一四、九・　ム 申七・二　ノ 申一・二五　箴一　ク 利七・一二　代上一四・一二　一七・一八、七・一　ア 出一六・二、三
ナ 民一・二〇、一四　ウ 書一〇・二四・二五、　四二、一二・一　・九　ヤ 士八・二七　箴一・三　フ 申四・一、五・二二、　・二　エ 出一六・四　申一三　ザ 出一六・一二・一四、　二一
三二　四二、一二・一　・五、一〇・八、二三　マ 申一七・一　三三、六・一、二二、三、　テ 代下三二・三一　約　キ 詩一〇四・二九　太　メ 傳後七・一四　詩
・九　ヨ 申一・三　二・七　ユ 申二九・五　尼九・　四・四　路四・四　六　默三・一九　八九・三二　歌三・
一一・二　來一二・五、

二〇 バまた汝が懼るゝ一切の民に爲たまふべし　二〇 即ち汝の神エホバ黃蜂を彼らの中に遣りて終に彼らの遺れる者と
二一 汝の面を避て匿れたる者とを滅したまはん　二一 汝かれらを懼るゝ勿れ其は汝の神エホバ能力ある畏るべき神汝ら
二二 の中にいませばなり　二二 汝の神エホバ是等の國人を漸々に汝の前より逐はらひたまはん汝は急速に彼らを滅しつ
二三 くす可らず恐くは野の獸殖て汝に逼らん　二三 汝の神エホバかれらを汝に付し大にこれを惶れ慄かしめて終にこれ
二四 を滅し盡し　二四 彼らの王等を汝の手に付したまはん汝かれらの名を天が下より削るべし汝には當ることを得る者
二五 なくして汝つひに之を滅ぼし盡すに至らん　二五 汝かれらの神の雕像を火にて焚べし之に著せたる銀あるひは金を
貪るべからず之を己に取べからず恐くは汝これに因て罠にかゝらん是は汝の神エホバの憎みたまふ者なれば也
二六 二六 憎むべき物を汝の家に携へいるべからず恐くは汝も其ごとくに詛はるゝ者とならん汝これを大に忌み痛く嫌
ふべし是は詛ふべき者なればなり

第八章

一 一 我が今日なんぢに命ずるところの諸〻の誡命を汝ら謹んで行ふべし然せば汝ら生ることを得かつ殖
二 増しエホバの汝の先祖等に誓たまひし地に入てこれを產業となすことを得ん　二 汝記念べし汝の神
エホバこの四十年の間汝をして曠野の路に步しめたまへり是汝を苦しめて汝を試驗み汝の心の如何なるか汝
三 がその誡命を守るや否やを知んためなりき　三 即ち汝を苦しめ汝を飢しめまた汝も知ず汝の先祖等も知ざるとこ
ろのマナを汝らに食はせたまへり是人はパン而已にて生る者にあらず人はエホバの口より出る言によりて生る者
四 四 なりと汝に知しめんが爲なり　四 この四十年のあひだ汝の衣服は古びて朽ず汝の足は腫ざりし　五 汝また心に念
五

六 ふべし人のその子を懲戒ごとく汝の神エホバも汝を懲戒たまふなり　六 汝の神エホバの誡命を守りその道にあゆ
七 みてこれを畏るべし　七 汝の神エホバ汝をして美地に到らしめたまふ是は谷にも山にも水の流あり泉あり潴水あ
八 る地　八 小麥 大麥 葡萄 無花果および石榴ある地油 橄欖およびの蜜のある地　九 汝の食ふ食物に缺るところなく
九 汝に何も乏しきところあらざる地なりその地の石はすなはち鐵その山よりは銅を掘とるべし　一〇 汝は食ひて飽き
一〇 汝の神エホバにその美地を已にたまひし事を謝すべし
一一 汝わが今日なんぢに命ずるエホバの誡命と律法と法度とを守らずして汝の神エホバを忘るゝにいたらざる
一二 やう慎めよ　一二 汝食ひて飽き美しき家を建て住ふに至り　一三 また汝の牛羊殖増し汝の金銀殖増し汝の所有みな殖
一三 増にいたらん時に　一四 恐くは汝心に驕りて汝の神エホバを忘れんエホバは汝をエジプトの地奴隷たる家より導き
一四 出し　一五 汝をみちびきて彼の大にして畏るべき曠野すなはち蛇火の蛇蝎などありて水あらざる乾ける地を通り汝
一五 らのために堅き磐の中より水を出し　一六 汝の先祖等の知ざるマナを曠野にて汝に食せたまへり是みな汝を苦しめ
一六 汝を試みて終に福祉を汝にたまはんとてなりき　一七 汝 我力とわが手の働作によりて我この資財を得たりと心に
一七 謂なかれ　一八 汝の神エホバを憶えよ其はエホバ汝に資財を得の力をたまふなればなり斯したまふは汝の先祖等に
一八 誓し契約を今日の如く行はんとてなり　一九 汝もし汝の神エホバを忘れ果て他の神々に從がひ之に事へこれを拜む
一九 ことを爲ば我今日汝らに證をなす汝らはかならず滅亡ん　二〇 エホバの汝らの前に滅ぼしたまひし國々の民のごと
二〇 く汝らも滅亡べし是なんぢらの神エホバの聲に汝らしたがはざればなり

第九章

一 イスラエルよ聽け汝は今日ヨルダンを濟りゆき汝よりも大にして強き國々に入てこれを取んとす

イ申五・三三　ロ申一一・一〇、一一、一二　ハ申三三・二五　ニ申六・一一、一二　ホ申二八・四七、三二　ヘ 哀前四・七　ト詩一〇六・二二　チ箴六三・一二、一三　リ民二一・六　何一三　ヌ民二〇・一一　詩ル申八・三　ヲ申四・二四　寒一二　ワ申九・四　哀前四・七　カ 士一〇・二二　何二

二 その邑々は大にして石垣は天に達り　二 その民は汝が知ところのアナクの子孫にして大くかつ身長たかし汝また
三 人の言るを聞り云く誰かアナクの子孫の前に立ことを得んと　三 汝今日知る汝の神エホバは燬つくす火にまし
して汝の前に進みたまふとエホバかならず彼らを滅ぼし彼らを汝の前に攻伏たまはんエホバの汝に言たまひし如
四 く汝かれらを逐はらひ速かに彼らを滅ぼすべし　四 汝の神エホバ汝の前より彼らを逐はらひたまはん後に汝心
に言なかれ云く我の義がためにエホバ我をこの地に導きいりてこれを獲させたまへりとそはこの國々の民の惡
五 きがためにエホバ之を汝の前より逐はらひたまふなり　五 汝の往てその地を獲は汝の義きによるにあらず又なん
ぢの心の直によるに非ずこの國々の民惡きが故に汝の神エホバこれを汝の前より逐はらひたまふなりエホバの斯
したまふはまた汝の先祖アブラハム、イサク、ヤコブに誓たりし言を行はんとてなり
六 汝知る汝の神エホバの汝に此美地を與へて獲させたまふは汝の義きによるに非ず汝は項の强き民なればな
七 り　七 汝曠野に於て汝の神エホバを怒せし事を憶えて忘るゝ勿れ汝らはエジプトの地を出し日より此處にいたる
八 日まで常にエホバに悖れり　八 ホレブにおいて汝らエホバを怒せたればエホバ汝らを怒りて汝らを滅ぼさんとし
九 たまへり　九 かの時われ石の板すなはちエホバの汝らに立たまへる契約を載る石の板を受んとて山に上り四十日
一〇 四十夜山に居りパンも食ず水も飲ざりき　一〇 エホバ我に神の指をもて書しるしたる文字ある石の板二枚を授けた
一一 まへりその上には集會の日にエホバが山において火の中より汝らに告たまひし言をことごとく載す　一一 すなはち
一二 四十日四十夜過し時エホバ我にその契約を載る板なる石の板二枚を授け　一二 而してエホバ我に言たまひけるは汝

ヨ申七・八、一二　タ申四・二六、三〇、一八　レ 伯九・一一、一二　ソ申一一・三一　雲三　ネ申一・二八・一六、四・一九　ナ民一三・二二、二八、ウ申七・二三　ツ申四・三八、七・一、一一・二三　ラ申四・二四　來一二　ム申三一・三　雲三、一一　ノ申八・一七　羅一一　ク 多三・五　ヤ 創一二・七、一三、一五、一五・七、一七・八、二六・四、ケ出一四・一一、一六・二、一七・二　民コ出二四・一二・一五　井出二三・三一　申七・二四、二五　申マ申九・一三　出三二・九、三三、三四　フ出三二・四　詩一〇　ア出一九・一七、二〇・一、申四・一〇、一八・一六　エ出二四・二八、三四　テ出三一・一八　ヒ 哀前四・七　ワ申九・四　哀前四・七　カ 士一〇・二二　何二

起あがりて速かに此より下れ汝がエジプトより導き出しゝ民は惡き事を行ふなり彼らは早くもわが彼らに命ぜし
一三 道を離れて自己のために偶像を鑄造れりと　一三 エホバまた我に言たまひけるは我この民を觀たり視よ是は項の强
一四 き民なり　一四 我を阻むるなかれ我かれらを滅ぼしその名を天が下より抹さり汝をして彼らよりも强くまた大なる
一五 民とならしむべし　一五 是に於て我身をめぐらして山を下りけるが山は火にて燒をる又その契約の板二枚はわが兩
一六 の手にあり　一六 斯て我觀しに汝らはその神エホバにむかひて罪を犯し自己のために犢を鑄造りて早くもエホバの
一七 汝らに命じたまひし道を離れたりしかば　一七 我その二枚の板をとりてわが兩の手よりこれを擲ち汝らの目の前に
一八 これを碎けり　一八 而して我は前のごとく四十日四十夜エホバの前に伏て居りパンも食ず水も飲ざりき是は汝らエ
一九 ホバの目の前に惡き事をおこなひ之を怒せて大に罪を獲たればなり　一九 エホバ忿怒を發し憤恨をおこし汝らを
二〇 怒りて滅ぼさんとしたまひしかば我懼れたりしが此度もまたエホバ我に聽たまへり　二〇 エホバまた痛くアロンを
二一 怒りてこれを滅ぼさんとしたまひしかば我その時またアロンのために祈れり　二一 斯て我なんぢらが作りて罪を
犯しゝ犢を取り火をもて之を燒きこれを搗きこれを善く打碎きて細き塵となしその塵を山より流れ下るところの
溪流に投棄たり

二二 汝らはタベラ、マッサおよびキブロテハッタワにおいてもまたエホバを怒らせたり　二三 またエホバ、カデ
二三 シバルネアより汝らを遣さんとせし時言たまひけるは汝ら上りゆきて我がなんぢらに與ふる地を獲て產業とせよ
二四 と然るに汝らはその神エホバの命に悖り之を信ぜずまたその言を聽ざりき　二四 我が汝らを識し日より以來汝らは
常にエホバに悖りしなり

イ 出四二・七　ロ 申三一・二九　ハ 出三二・九　ニ 申九・六、一〇・一六、三一・二七　ホ 出三二・一〇　ヘ 申二九・二〇　詩九　チ 出三二・一三　リ 出一九・一八　申四　ヌ 出三二・一九　ル 出三四・二八　詩　ヲ 出三二・一四、三三　ワ 出三二・二〇　歎　カ 出三二・七　ヨ 民一一・一三、五

二五 二六 かの時エホバ汝らを滅さんと言たまひしに因て我最初に伏たる如く四十日四十夜エホバの前に伏し　二六 エ
ホバに祈りて言けるは主エホバよ汝その大なる權能をもて贖ひ强き手をもてエジプトより導き出しゝ汝の民汝の
二七 產業を滅したまふ勿れ　二七 汝の僕アブラハム、イサク、ヤコブを念たまへ此民の剛愎と惡と罪とを鑑みたまふ勿
二八 れ　二八 恐くは汝が我らを導き出したまひし國の人言んエホバその約せし地にかれらを導きいること能はざるに因
二九 りまた彼らを惡むに因て彼らを導き出して曠野に殺せりと　二九 抑かれらは汝の民汝の產業にして汝が强き能力
をもて腕を伸て導き出したまひし者なり

第一〇章

一 かの時エホバ我に言たまひけるは汝石の板二枚を前のごとくに斫て作りまた木の匱一箇を作りて
二 山に登り來れ　二 汝が碎きしかの前の板に載たる言を我その板に書さん汝これをその匱に藏むべし
三 我すなはち合歡木をもて匱一箇を作りまた石の板二枚を前のごとくに斫て作りその板二枚を手に執て山に登り
四 しかば　四 エホバかの集會の日に山において火の中より汝らに告たるその十誡を前に書したるごとくその板に書
五 し而してエホバこれを我に授けたまへり　五 是に於て我身を轉らして山より下りその板を我が造りしかの匱に藏
六 めたり今なほその中にありエホバの我に命じたまへる如し　六 斯てイスラエルの子孫はヤカン人の井より出たち
七 てモセラにいたれりアロン其處に死て其處に葬られその子エレアザルこれに代りて祭司となれり　七 又其處より
八 出たちてグデゴダにいたりグデゴダより出たちてヨテバにいたれりこの地には水の流多かりき　八 かの時エホバ、
レビの支派を區分てエホバの契約の匱を舁しめエホバの前に立てこれに事へしめ又エホバの名をもて祝すること

ネ 申三一・二七　タ 出一七・七　レ 民一一・四、三四　ツ 民一三・三、一四・一　ツ 詩一〇六・二四・二　五　ナ 申九・一八　ラ 出三二・一一　ム 創四一・五七　詩前　ウ 出三二・一二　民　井 申四・二〇　王上八・五一　尼一・一〇　ヤ 出三五・一六、二一　ク 出三五・五、二〇、三七・二　マ 出三四・四　ケ 出一九・一七　甲九・二〇、一八・一六　フ 出二〇・一　コ 出三四・二八　エ 出三四・二九　テ 出四〇・二〇　ア 王上八・九　サ 民三三・三一　キ 民三三・三〇　ユ 民一〇・二八、三三　メ 民三三・三二、三三　ミ 民三・六、一四・一四、八・一四・一六・九　シ 民四・一五　エ 申一・八・五　ヒ 利九・二二　民六・二三　甲二一・五

九 を爲せたまへり其事今日にいたる　九 是をもてレビはその兄弟等の中に分なくまた產業なし惟エホバその產業た
一〇 り汝の神エホバの彼に言たまへる如し　一〇 我は前の日數のごとく四十日四十夜山に居しがエホバその時にもまた
一一 我に聽たまへりエホバ汝を滅すことを好みたまはざりき　一一 斯てエホバ我に言たまひけるは汝起あがり民に先だ
ちて進み行き彼らをして我が之に與へんとその先祖に誓ひたる地に入てこれを獲せしめよ

一二 イスラエルよ今汝の神エホバの汝に要めたまふ事は何ぞや惟是のみ即ち汝がその神エホバを畏れその一切
一三 の道に歩み之を愛し心を盡し精神を盡して汝の神エホバに事へ　一三 又我が今日汝らに命ずるエホバの誡命と法度
一四 とを守りて身に福祉を得るの事のみ　一四 夫天と諸天の天および地とその中にある者は皆汝の神エホバに屬す
一五 然るにエホバたゞ汝の先祖等を悅こびて之を愛しその後の子孫たる汝らを萬の民の中より選びたまへり今日
一六 のごとし　一六 然ば汝ら心に割禮を行へ重て項を强くする勿れ　一七 汝の神エホバは神の神主の主大にしてかつ權能
一八 ある畏るべき神にましまし人を偏り視ずまた賄賂を受ず　一八 孤兒と寡婦のために審判を行ひまた旅客を愛してこ
一九 れに食物と衣服を與へたまふ　一九 汝ら旅客を愛すべし其は汝らもエジプトの國に旅客たりし事あればなり　二〇 汝
二一 の神エホバを畏れ之に事へこれに附從がひその名を指て誓ふことをすべし　二一 彼は汝の讃べき者また汝の神にし
二二 て汝が目に見たる此等の大なる畏るべき事業をなしたまへり　二二 汝の先祖等は僅か七十人にてエジプトに下りた
りしに今汝の神エホバ汝をして天空の星のごとくに多くならしめたまへり

イ民一八・二〇・二四　申一八・一・二　結四四・二八　ロ出三四・二八　申九・八・二五　ハ出三二・一四、三二三、三四、三三・一七　申九・一九　ニ出三二・三四、三三　ホ米六・八　ヘ申六・一三　ト申五・三三　チ申六・五、一一・一三　三〇・一六、二〇　太二二・三七　リ申六・二四　ヌ王上八・二七　詩一・一五・九・一〇　詩八・四　ル創一四・一九　出一九・五　詩二四・一　申四・三七　ワ民二六・四一　申　カ申九・六、一三　ヨ雅二二・二二　但二・詩四七・一・三六　レ申七・二一　ソ代下一九・七　伯三四・一九　徒一〇　ツ詩六八・五、一四六　ウ出一五・二　詩二二　ヌ申一八・二二　ネ利一九・三三、三四　非母卿一二・二四　毋後七・二二　ナ申六・一三　太四・一〇　詩一〇・一四　ラ申一・一・二二、一三　詩四・八　ム詩六三・一一　ノ創四六・二七　出一・五　徒七・一四　ク申一〇・一二、三〇　ヤ民三・七　マ申八・五　ケ申五・二四　フ申七・九　コ詩七八・二二、一三　五・九　エ出一四・二七、二八、一五・九・一〇　詩一〇六・一一　テ民一六・一、三二、二七・三　詩一〇六　ア申五・三、七・一九　サ雅一・六・七　キ申九・五　ユ出三・八　メ申四・四〇・五・一六　詩一〇・二七　ミ申一四・一八　シ申八・七　エ王上九・三　ヒ申一一・二二、六　モ申一〇・二二

第一一章

一 然ば汝の神エホバを愛し常にその職守と法度と律法と誡命とを守るべし　二 汝らの子女は知ずま
二 た見ざれば我これに言ず惟汝らに言ふ汝らは今日すでに汝らの神エホバの懲戒とその大なる事と
三 その强き手とその伸たる腕とを知り　三 またそのエジプトの中においてエジプト王パロとその全國にむかひて
四 おこなひたまひし徵證と行爲とを知り　四 またエホバがエジプトの軍勢とその馬とその車とに爲たまひし事すな
はち彼らが汝らの後を追きたれる時に紅海の水を彼らの上に覆ひかゝらしめ之を滅ぼして今日までその跡方なか
五 らしめし事を知り　五 また此處にいたるまで曠野に於て汝らに爲たまひし事等を知り　六 またそのルベンの子孫
六 なるエリアブの子等ダタンとアビラムに爲たまひし事すなはちイスラエルの全家の眞中において地その口を啓き
七 て彼らとその家族とその天幕とその足下に立つ者とを呑つくしゝ事を知なり　七 即ち汝らはエホバの行ひたまひ
八 し此偉〻の大なる作爲を目に覩たり
八 然ば汝ら我今日汝らに命ずる誡命を盡く守るべし然せば汝らは强くなり汝らが濟りゆきて獲んとする地に
九 いりて之を獲ことを得　九 またエホバが汝らと汝らの後の子孫にあたへんと汝らの先祖等に誓たまひし地乳と蜜
一〇 との流るゝ國において汝らの日を長うすることを得ん　一〇 汝らが進みいりて獲んとする地は汝らが出來りしエジ
一一 プトの地のごとくならず彼處にては汝ら種を播き足をもて之に灌漑げりその狀蔬菜園におけるが如し　一一 然ど汝
一二 らが濟りゆきて獲ところの地は山と谷の多き地にして天よりの雨水を吸ふなり　一二 その地は汝の神エホバの顧み
たまふ者にして年の始より年の終まで汝の神エホバの目常にその上に在り
一三 汝らもし我今日なんぢらに命ずる吾命令を謹守りて汝らの神エホバを愛し心を盡し精神を盡して之に事へ

一四 なば　一四 我なんぢらの地の雨を秋の雨春の雨ともに時に隨ひて降し汝らをしてその穀物を收入しめ且酒と油を獲
一五 せしめ　一五 また汝の家畜のために野に草を生ぜしむべし汝は食ひて飽んこと　一六 汝ら自ら愼むべし心迷ひ翻へりて
一六 他の神々に事へこれを拜む勿れ　一七 恐くはエホバ汝らにむかひて怒を發して天を閉たまひ雨ふらず地物を生ぜず
一七 なりて汝らそのエホバに賜れる美地より速かに滅亡るに至らん
一八 一八 汝ら是等の我言を汝らの心と魂との中に藏めまた之を汝らの手に結びて徵となし汝らの目の間におきて誌
一九 となし　一九 之をなんぢらの子等に教へ家に坐する時も路を歩む時も寢る時も興る時もこれを語り　二〇 また汝の家
二〇 の柱となんぢの門に之を書記べし　二一 然せばエホバが汝らの先祖等に與へんと誓ひたまひし地に汝らのをる日お
二一 よび汝らの子等のをる日は數多くして天の地を覆ふ日の久きが如くならん　二二 汝らもし我が汝らに命ずる此一切
二二 の誡命を善く守りてこれを行ひ汝等の神エホバを愛しその一切の道に歩み之に附從がはゞ　二三 エホバこの國々の
二三 民をことごとく汝らの前より逐はらひたまはん而して汝らは己よりも大にして能力ある國々を獲にいたるべし
二四 凡そ汝らが足の蹠にて踏む處は皆汝らの有とならん即ち汝らの境界は曠野よりレバノンに亘りまたユフラテ
二五 河といふ河より西の海に亘るべし　二五 汝らの前に立ことを得る人あらじ汝らの神エホバ汝らが踏いるところの地
の人々をして汝らを怖ぢ汝らを畏れしめたまふこと其嘗て汝らに言たまひし如くならん
二六 二六 視よ我今日汝らの前に祝福と呪詛とを置く　二七 汝らもし我が今日なんぢらに命ずる汝らの神エホバの誡命
二七 に遵はゞ祝福を得ん　二八 汝らもし汝らの神エホバの誡命に遵はず翻へりて我が今日なんぢらに命ずる道を離れ

イ利二六・四　申二八　一九　ホ申二九・一八　伯　チ王上八・三五　代下六・二六、七・一三　ト申六・一五　一八 書二三・一三、　ヨ詩七二・五、八九・一二　ヲ申七・二四　二三・三一　民三四・一一・一二　ロ耳二・二三　雅五・七　三一・二七　ヌ申六・六、三二・四六　ワ申六・九　ル申六・八　カ申四・四〇、六・二　ソ申四・三八、九・五　ラ申七・二四　ハ詩一〇四・一四　ヘ申八・一九、三〇・一七　リ申四・二六、七・一三　ヲ申四・九、一〇、六・一九・二〇、三〇・一七　タ申一・一三、六・一七　ツ申九・一　ネ書一・三、一四・九　ム申二・二五　ニ申六・二・一　耳二・一　レ申一〇・二〇、三〇　ナ創一五・一八　出　ウ出二三・二七

井申三〇・一・一五、一九　オ申二八・一五　ク申二七・一二、一三　ケ申五・三三、一二・一　エ王下一六・四、一七　ア民三三・五二　土二　ノ申二八・二　ヤ創一二・六　士七・一　マ申九・一　書一・一一　ヨ申四・一〇　王上八　テ出三四・一三　申七　キ申一二・一、二六　サ申一二・三一　ユ申一二・一七、一四　ミ申一四・二六　シ申一二・一八　エ士一七・六、二一・二五　利二三・四〇　申一六・一一、一四、一九、二〇　ヒ申一一・三一

第一二章

二九 素知ざりし他の神々に從がひなば呪詛を蒙らん　二九 汝の神エホバ汝が往て獲んとする地に汝を導きいりたまふ時
三〇 は汝ゲリジム山に祝福を置きエバル山に呪詛をおくべし　三〇 この二山はヨルダンの彼旁アラバに住るカナン人の
三一 地において日の出る方の道の後にありギルガルに對ひてモレの橡樹と相去ること遠らざるにあらずや　三一 汝らは
ヨルダンを濟り汝らの神エホバの汝らに賜ふ地に進みいりて之を獲んとす必ずこれを獲て其處に住ことを得ん
三二 然ば我が今日なんぢらに授くるところの法度と律法を汝らことごとく守りて行ふべし

一 是は汝の先祖等の神エホバの汝に與へて獲させたまふところの地において汝らが世に生存ふる日
二 の間常に守り行ふべき法度と律法となり　二 汝らが逐はらふ國々の民がその神々に事へし處は山に
三 ある者も岡にある者も青樹の下にある者もみな之を盡く毀ち　三 その壇を毀ちその柱を碎きそのアシラ像を火に
四 て燒きまたその神々の雕像を砍倒して之が名をその處より絶去べし　四 但し汝らの神エホバには汝ら是のごとく
五 爲べからず　五 汝らの神エホバがその名を置んとて汝らの支派の中より擇びたまふ處なるエホバの住居を汝ら尋
六 ね求めて其處にいたり　六 汝らの燔祭と犧牲汝らの什一と汝らの手の擧祭汝らの願還と自意の禮物および汝ら
七 の牛羊の首出等を汝ら其處に携へ詣り　七 其處にて汝らの神エホバの前に食をなし又汝らと汝らの家族皆その手
八 を勞して獲たる物をもて快樂を取べし是なんぢの神エホバの祝福によりて獲たるものなればなり　八 汝ら彼處に
九 ては我らが今日此に爲ごとく各々その目に善と見ところを爲べからず　九 汝らは尙いまだ汝らの神エホバの賜ふ
一〇 安息と產業にいたらざるなり　一〇 然ど汝らヨルダンを渡り汝らの神エホバの汝らに與へて獲させたまふ地に住に

一一 いたらん時またエホバ汝らの周圍の敵を除き汝らに安息を賜ひて汝等安泰に住ふにいたらん時は　一一 汝らの神エホバその名を置んために一の處を擇びたまはん汝ら其處に我が命ずる物を都て携へゆくべし即ち汝らの燔祭と犧牲と汝らの什一と汝らの手の擧祭および汝らがエホバに誓願をたてゝ獻んと誓ひし一切の佳物とを携へいたるべし　一二 汝らは汝らの男子女子僕婢とともに汝らの神エホバの前に樂むべしまた汝らの門の内にをるレビ人とも然すべし其は是は汝らの中間に分なく產業なき者なればなり　一三 汝愼め凡て汝が自ら擇ぶ處にて燔祭を獻ることをする勿れ　一四 唯汝らの支派の一の中にエホバの選びたまはんその處に於て汝燔祭を獻げまた我が汝に命ずる一切の事を爲べし

一五 彼處にては汝の神エホバの汝にたまふ祝福に循ひて汝その心に好む獸畜を汝の門の内に殺してその肉を食ふことを得即ち汚れたる人も潔き人もこれを食ふを得ること羚羊と牡鹿に於けるが如し　一六 但しその血は食ふべからず水の如くにこれを地に灌ぐべし　一七 汝の穀物と酒と油の什一および汝の牛羊の首出ならびに汝が立し誓願を還すための禮物と汝の自意の禮物およびの手の擧祭の品は汝これを汝の門の内に食ふべからず　一八 汝の神エホバの選びたまふ處において汝の神エホバの前に汝これを食ふべし即ち汝の男子女子僕婢および汝の門の内にをるレビ人とともに之を食ひ汝の手を勞して獲たる一切の物をもて汝の神エホバの前に快樂を取べし　一九 汝愼め汝が世に生存ふる日の間レビ人を棄る勿れ

二〇 汝の神エホバ汝に言しごとくに汝の境界を廣くしたまふに及び汝心に肉を食ふことを欲して言ん我肉を食はんと然る時は汝すべてその心に好む肉を食ふことを得べし　二一 もし汝の神エホバのその名を置んとて擇びたまへる處汝と離るゝこと遠からば我が汝に命ぜし如く汝そのエホバに賜はれる牛羊を宰り汝の門の内にて凡てその心に好む者を食ふべし　二二 牡鹿と羚羊を食ふがごとく汝これを食ふことを得汚れたる者も潔き者も均くこれを食ふことを得るなり　二三 唯堅く愼みてその血を食はざれ血はこれが生命なればなり汝その生命を肉とともに食ふべからず　二四 汝これを食ふ勿れ水のごとくにこれを地に灌ぐべし　二五 汝血を食はざれ汝もし斯エホバの善と觀たまふ事を爲ば汝の身と汝の後の子孫とに福祉あらん　二六 唯汝の獻げたる聖物と誓願の物とはこれをエホバの擇びたまふ處に携へゆくべし　二七 汝燔祭を獻る時はその肉と血を汝の神エホバの壇の上に灌ぎその肉を食ふべし　二八 その血を汝の神エホバの壇の上に灌ぎその肉を食ふべし　二八 わが汝に命ずる是等の言を汝聽て守れ汝かく汝の神エホバの善と觀正と觀たまふ事を爲ば汝と汝の後の子孫に永く福祉あらん

二九 汝の神エホバ汝が往て逐はらはんとする國々の民を汝の前より絶去たまひて汝つひにその國々を獲てその地に住にいたらん時は　三〇 汝みづから愼め彼らが汝の前に亡びたる後汝かれらに傚ひて罠にかゝる勿れまた彼らの神を尋求めこの國々の民は如何なる樣にてその神々に事へたるか我もその如くにせんと言ことなかれ　三一 汝の神エホバに向ひては汝然す可らず彼らはエホバの忌かつ憎みたまふ諸の事をその神にむかひて爲しその男子女子をさへ火にて焚てその神々に獻げたり　三二 我が汝らに命ずるこの一切の言をなんぢら守りて行ふべし汝これを增なかれまた之を減すなかれ

第一三章

一 汝らの中に預言者あるひは夢者興りて徵證と奇蹟を汝に見し　二 汝に告て我らは今より汝と我

とが是まで識ざりし他の神々に從ひて之に事へんと言ことあらんにその徴證または奇蹟これが言ごとく成とも
三　汝その預言者または夢者の言に聽したがふ勿れ其は汝等の神ヱホバ汝らが心を盡し精神を盡して汝らの神
四　ヱホバを愛するや否やを知んとて斯なんぢらを試みたまふなればなり　四　汝らは汝らの神ヱホバに從ひて歩み之
五　を畏れその誡命を守りその言に遵ひ之に事へこれに附從ふべし　五　その預言者または夢者をば殺すべし是は彼
汝らをして汝らをエジプトの國より導き出し奴隷の家より贖ひ取たる汝らの神ヱホバに背かせんとし汝の神ヱホ
バの汝に歩めと命ぜし道より汝を誘ひ出さんとして語るに因てなり汝斯して汝の中より惡を除き去べし
六　汝の母の生る汝の兄弟または汝の男子女子または汝の懷の妻または汝と身命を共にする汝の友潛に汝を誘
七　ひて言あらん汝も汝の先祖等も識ざりし他の神々に我ら往て事へん　七　即ち汝の周圍にある國々の神の或は汝に
八　近く或は汝に遠くして地の此極より地の彼極までに鎭り坐る者に我ら事へんと斯言ことあるとも　八　汝これに從
九　ふ勿れ之に聽なかれ之を惜み視る勿れ之を憐むなかれ之を庇ひ匿す勿れ　九　汝かならず之を殺すべし之を殺すに
一〇　は汝まづ之に手を下し然る後に民みな手を下すべし　一〇　彼はエジプトの國奴隷の家より汝を導き出したまひし汝
一一　の神ヱホバより汝を誘ひ離さんと求めたれば汝石をもて之を擊殺すべし　一一　然せばイスラエルみな聞て懼れ重ね
て斯る惡き事を汝らの中に行はざらん
一二　汝聞に汝の神ヱホバの汝に與へて住しめたまへる汝の邑の一に　一三　邪僻なる人々興り我らは今まで識ざり
一三　し他の神々に往て事へんと言てその邑に住む人を誘ひ惑はしたりと言あらば　一四　汝これを尋ね探り善問べし若
一四

イ 申一八・二二　耶　ハ 王下二三・三　代下三四・三一　ヘ 申一七・七、二二・　ヌ 出二二・二〇　利二〇・一七　ル 申一七・五
ロ 申八・二　太七・二二　ニ 申一〇・二〇、三〇　ト 申一七・二　チ 創一六・五　申二八　ヲ 申一七・七　徒七・五　ワ 申一七・二三、一九　カ 書二二・一一　タ 約壁二・一九
ハ 申一八・二〇　ホ 申一八・二〇　ヘ 申一三・二、六　ル 申一七・五　ヨ 士一九・二二　ヨ 士二・一二、二五・一　レ 申一三・二、六　ソ 王下一七・二一　ツ 出二二・二〇　利二七・二八　ヌ 歴一・一〇　ル 申一七・五　ヲ 創一六・一二　タ 約壁二・一九　レ 申一三・二、六　ソ 王下一七・二一　ツ 出二二・二〇　利二七・二八　ヌ 歴一・一〇　ル 申一七・五　キ 箴六・二四

一五　その事眞にその言確にして斯る憎むべき事汝らの中に行はれたらば　一五　汝かならずその邑に住む者を刃にかけ
一六　て擊ころしその邑とその中に居る一切の者およびその家畜を刃にかけて盡く擊ころすべし　一六　またその中より獲
一七　たる掠取物は凡てこれをその衢に集め火をもてその邑とその一切の掠取物をことごとく焚て汝の神ヱホバに供ふ
一七　べし是は永く荒邱となりて再び建なほさるゝこと無るべきなり　一七　斯汝この詛はれし物を少許も汝の手に附おく
一八　勿れ然せばヱホバその烈しき怒を靜め汝に慈悲を加へて汝を憐れみ汝の先祖等に誓ひしごとく汝の數を衆くし
一八　たまはん　一八　汝もし汝の神ヱホバの言を聽き我が今日なんぢに命ずるその一切の誡命を守り汝の神ヱホバの善と
觀たまふ事を行はゞ是のごとくなるべし

第一四章

一　汝らは汝等の神ヱホバの子等なり汝ら死る者のために己が身に傷くべからずまた己が目の間に
二　あたる頂の髮を剃べからず　二　其は汝は汝の神ヱホバの聖民なればなりヱホバは地の面の諸の民の
中より汝を擇びて己の寶の民となし給へり
三　汝穢はしき物は何をも食ふ勿れ　四　汝らが食ふべき獸畜は是なり即ち牛羊山羊　五　牡鹿羚羊小鹿
六　麋羚羊麋鹿麋など　七　凡て獸畜の中蹄の分れ割て二つの蹄を成る反芻獸は汝ら之を食ふべし　七　但し反芻
者と蹄の分れたる者の中汝らの食ふべからざる者は是なり即ち駱駝兎および山鼠是らは反芻ども蹄わかれざる
八　ば汝らには汚れたる者なり　八　また豚是は蹄わかるれども反芻ことをせざれば汝らには汚たる者なり汝ら是等の
物の肉を食ふべからずまたその死體に捫るべからず
九　水にをる諸の物の中是のごとき者を汝ら食ふべし即ち凡て翅と鱗のある者は皆汝ら之を食ふべし　一〇　凡て

ナ 申八・二八　耶一七　ラ 申七・二六　申六・　ウ 創二二・一七、二六・　申一二・二五、二八、　ム 箴六・二六　四九・二二　耶一八　四・二四、二八・一　ノ 箴八・二六、九・八、　オ 利一九・二八、二一　耶二六・六、　ク 利二〇・二六　申七・　ヤ 結四・一四　徒一〇・一三・一四　マ 利一一・二　ケ 利一一・二六、二七　フ 利一一・九　ア 利一一・二　加三・二六　出二二・二〇　申一二・二五　箴四・五、四七・五　歴一・五、四七・五　代下二・一三　徒一〇・一四　ヤ 結四・一四　徒一〇・一三・一四　ヤ 結四・一四　徒一〇・一四

翅と鱗のあらざる者は汝らこれを食ふべからず是は汝らには汚たる者なり
一一 また凡て潔き鳥は皆汝らこれを食ふべし　一二 但し是等は食ふべからず即ち鵰 黄鷹 鳶 一三 鵰 鷹 黑鷹の類
一四 各種の鴉の類　一五 鴕鳥 梟 鷗 雀鷹の類　一六 鸛 鷺 白鳥 一七 鵜 鸕鷀 大鷹 鵂 鶴 鸕鷀の類 鵂 および蝙蝠
一九 また凡て羽翼ありて匍ところの者は汝らには汚たる者なり汝らこれを食ふべからず　二〇 凡て羽翼をもて飛ところの潔き物は汝らこれを食ふべし
二一 凡そ自ら死たる者は汝ら食ふべからず汝の門の内にをる他國の人に之を與へて食しむべし又これを異邦人に賣も可し汝は汝の神エホバの聖民なればなり 汝山羊羔をその母の乳にて煑べからず
二三 汝かならず年々に田畝に種蒔て穫ところの產物の什一を取べし　二三 而して汝の神エホバの前すなはちエホバのその名を置んとて擇びたまはん處において汝の穀物と酒と油の什一を食ひまた汝の牛羊の首出を食ひ斯して汝の神エホバを常に畏るゝことを學ぶべし　二四 但しその路行に勝がたくして之を携へいたること能はざる時または汝の神エホバのその名を置んとて擇びたまへる處汝を離るゝこと餘りに遠き時は汝もし汝の神エホバの恩惠に潤ふ身ならば　二五 その物を金に易へその金を包みて手に執り汝の神エホバの擇びたまへる處に往き　二六 凡て汝の心の好む物をその金に易べし即ち牛 羊 葡萄酒 濃酒など凡て汝が心に欲する物をもとめ其處にて汝の神エホバの前にこれを食ひ汝と汝の家族ともに樂むべし　二七 汝の門の内にをるレビ人を棄る勿れ是は汝の中間に分なく產業なき者なればなり
二八 三年の末に到る毎にその年の產物の十分の一を盡く持出してこれを汝の門の内に儲蓄ふべし　二九 然る時は

イ 利一一・一三　ロ 利一一・二〇　ハ 利一一・二〇　ニ 利一七・一五、二二　ホ 申一四・二九　ヘ 出二三・一九、三四　ト 民二七・三〇　チ 申一二・五、六、七　リ 申一五・一九、二〇　ヌ 申一二・一八　ル 申一二・七、一八、二六・一二　ヲ 民一八・二〇　ワ 申一九　カ 申二六・一二　ヨ 申一四・二七、二八　タ 申二六・一二　レ 申一五・一〇　ソ 出二二・二、二三　ツ 申二三・二〇　ネ 申二八・八　ナ 申二八・二　ラ 申二八・一二、四四　ム 申二八・一三　ウ 約七三・一七　井 詩二五・三五、六五・四二　ノ 申二八・五四、五六　オ 申二四・一五　ク 太二五・四一、四二　ヤ 詩一九・五、七　ケ 太二六・一一　マ 申一四・二九、二四　ハ 申二三・一九　ヒ 詩四一・一　フ 申二三・一九　ヘ 出二二・二　ホ 申二四・一　ム 申二八・一三　ス 申二三・一九　ク 太二五・四一　ヤ 詩一四・七　約一二・八

第一五章

一 七年の終に至るごとに汝放釋を行ふべし　二 その放釋の例は是のごとし凡てその鄰に貸ことを爲しるればなり　三 異國の人には汝これを督促ことを得されど汝の兄弟に貸たる物は汝の手よりこれを放釋べし　四 斯せば汝らの中間に貧者なからん其は汝の神エホバその汝に與へて產業となさしめたまふ地において大に汝を祝福たまふべければなり　五 只汝もし謹みて汝の神エホバの言に聽したがひ我が今日なんぢに命ずるこの誡命を盡く守り行ふに於ては是のごとくなるべし　六 汝の神エホバ汝に言しごとく汝を祝福たまふべければ汝は衆多の國人に貸ことを得べし然ど借こと有じまた汝は衆多の國人を治めん然ど彼らは汝を治むることあらじ　七 汝の神エホバの汝に賜ふ地において若汝の兄弟の貧き人汝の門の中にをらばその貧しき兄弟にむかひて汝の心を剛愎にする勿れまた汝の手を閉る勿れ　八 かならず汝の手をこれに開き必ずその要むる物をこれに貸あたへてこれが乏しきを補ふべし　九 汝愼め心に惡き念を起し第七年放釋の年近づけりと言て汝の貧き兄弟に目をかけざる勿れ汝もし斯之に何をも與へずしてその人これがために汝をエホバに訴へなば汝罪を獲ん　一〇 汝かならず之に與ふることを爲べしまた之に與ふる時は心に惜むこと勿れ其は此事のために汝の神エホバ汝の諸の事業と汝の手の諸の働作とに於て汝を祝福たまふべければなり　一一 貧き者は何時までも國にたゆること無るべければ我

汝に命じて言ふ汝かならず汝の國の中なる汝の兄弟の困難者と貧乏者とに汝の手を開くべし
一二 汝の兄弟たるヘブルの男またはヘブルの女汝の許に賣れたらんに若六年なんぢに事へたらば第七年に汝こ
一三 れを放ちて去しむべし　一三 汝これを放ちて去しむる時は空手にて去しむべからず　一四 汝の群と禾場と搾場の中よ
一四 り贈物を取て之が肩に負すべし即ち汝の神ヱホバの汝を祝福て賜ふところの物をこれに與ふべし　一五 汝記憶べし
一五 汝はエジプトの國に奴隷たりしが汝の神ヱホバ汝を贖ひ出したまへり是故に我今日この事を汝に命ず　一六 その人
一六 もし汝と汝の家を愛し汝と偕にをるを善として汝にむかひ我汝を離れて去を好まずと言ば　一七 汝錐を取て彼の耳
一七 を戸に刺とほすべし然せば彼は永く汝の僕たるべし汝の婢にもまた是のごとくすべし　一八 汝これを放ちて去しむ
一八 るを難き事と見るべからず其は彼が六年汝に事へて働きしは工價を取る傭人の二倍に當ればなり汝斯なさば汝の
一九 神ヱホバ汝が凡て爲ところの事に於て汝をめぐみたまふべし
一九 汝の牛羊の產る初子は皆これを聖別て汝の神ヱホバに歸せしむべし汝の牛の初子をもちゐて何の工作をも
二〇 爲べからず又汝の羊の初子の毛を剪べからず　二〇 汝の神ヱホバの選びたまへる處にてヱホバの前に汝と汝の家族
二一 年々にこれを食ふべし　二一 然どその畜もし疵ある者すなはち跛足盲目なるなど凡て惡き疵ある者なる時は汝の神
二二 ヱホバにこれを宰りて獻ぐべからず　二二 汝の門の内にこれを食ふべし汚れたる者も潔き者も均くこれを食ふを得
二三 ること牡鹿と羊のごとし　二三 但しその血はこれを食ふべからず水のごとくにこれを地に灌ぐべし
一 汝アビブの月を守り汝の神ヱホバに對ひて逾越節を行なへ其はアビブの月に於て汝の神ヱホバ
二 夜の間に汝をエジプトより導き出したまひたればなり　二 汝すなはちヱホバのその名を置んとて擇

第一六章

イ 出二一・二一、利二五・一五、一六、一六、ホ 申五・一四、二一、ヘ 出一三・二、一六、ト 申一二・五、六、七、チ 利二二・二〇、リ 申一二・一五、二二、ヌ 申一二・一六、二三、ル 出一二・二、ヲ 出一三・四、三四・ワ 出一二・二九、三二、一八、カ 申一二・五、二六、ヨ 民二八・一九、タ 出一二・一五、一九、三九、一三・三、六、七、三四・一八、レ 出一三・七、ソ 出一二・一〇、三四・二五、ツ 出一二・六、ネ 王下二三・二三、ナ 出一二・八、九、下三五・一三、ラ 出一二・一六、一三、ム 利二三・六、ウ 出二三・二六、二二・利二三・一五、ノ 申一二・七、一二、一八、一六・一四、ク 出二三・一六、二三・三四、民二九・一二、ヤ 尼八・九、オ 申一五・一五、ケ 出二三・一六、刑二一、コ 出二二・一、サ 申一六・一七、奇前一六・二、シ 出一三・一、二、七、一二、一、ス 出一三・一九、セ 出一三・二、ソ 出一三・四、民二八・二六、徒二八・一六・一四、タ 出一二・一九、利二七・二六、チ 出二二・二〇、ツ 出一二・一七、一四・二三、一六・一一、一四、テ 出一三・四、三四、ト 申一二・一五、二二、ナ 出一二・一七、一八、ニ 出一二・五、六

三 びたまふ處にて羊および牛を宰り汝の神ヱホバの前に逾越節をなすべし　三 酵いれたるパンを之とともに食ふ
べからず七日の間酵いれぬパン即ち憂患のパンを之とともに食ふべし其は汝エジプトの國より出る時は急ぎて出
四 たればなり斯おこなひて汝その世に生存ふる日の間恒に汝がエジプトの國より出來し日を誌ゆべし　四 その七日
の間は汝の四方の境の内にパン酵の見ること有しむべからず又なんぢが初の日の薄暮に宰りたる者の肉を翌朝ま
五 で存しおくべからず　五 汝の神ヱホバの汝に賜ふ汝の門の内にて逾越の牲畜を宰ることを爲べからず　六 惟汝の
六 神ヱホバのその名を置んとて選びたまふ處にて汝薄暮の日の入る頃汝がエジプトより出たる時刻に逾越の牲畜を
七 宰るべし　七 而して汝の神ヱホバの選びたまふ處にて汝これを燔て食ひ朝におよびて汝の天幕に歸り往くべし
八 汝六日の間酵いれぬパンを食ひ第七日に汝の神ヱホバの前に會を開くべし何の職業をも爲べからず
九 九 汝また七七日を計ふべし即ち穀物に鎌をいれ初る時よりしてその七七日を計へ始むべきなり　一〇 而して汝
一〇 の神ヱホバの前に七週の節筵を行なひ汝の神ヱホバの汝を祝福たまふ所にしたがひ汝の力に應じてその心に願ふ
一一 禮物を獻ぐべし　一一 斯して汝と汝の男子女子僕婢および汝の門の内に居るレビ人ならびに汝らの中間にをる
寄旅と孤子と寡婦みなともに汝の神ヱホバのその名を置んとて選びたまふ處にて汝の神ヱホバの前に樂むべし
一二 一二 汝その昔エジプトに奴隷たりしことを誌え是等の法度を守り行ふべし
一三 一三 汝禾場と搾場の物を收藏たる時七日の間結茅節をおこなふべし　一四 節筵をなす時には汝と汝の男子
一四 女子僕婢および汝の門の内なるレビ人寄旅孤子寡婦など皆ともに樂むべし　一五 ヱホバの選びたまふ處にて

汝七日の間なんぢの神ヱホバの前に節筵をなすべし汝の神ヱホバ汝の諸の産物と汝が手の諸の工事とについて汝
一六 を祝福たまふべければ汝かならず樂むことを爲べし　一六 汝の中間の男は皆なんぢの神ヱホバの擇びたまふ處にて
一年に三次即ち酵いれぬパンの節と七週の節と結茅の節とに於てヱホバの前に出べし但し空手にてヱホバの前
一七 に出べからず　一七 各人汝の神ヱホバに賜はる恩惠にしたがひて其力におよぶ程の物を獻ぐべし
一八 汝の神ヱホバの汝に賜ふ一切の邑々に汝の支派に循がひて士師と官人を立べし彼らはまた義き審判をもて
一九 民を審判べし　一九 汝裁判を枉べからず人を偏視るべからずまた賄賂を取べからず賄賂は智者の目を暗まし
二〇 義者の言を枉ればなり　二〇 汝たゞ公義を而已求むべし然せば汝生存へて汝の神ヱホバの汝に賜ふ地を獲に
いたらん
二一 二一 汝の神ヱホバのために築くところの壇の傍にアシラの木像を立べからず　二二 また汝の神ヱホバの惡みたま
ふ偶像を己のために造るべからず

第一七章

一 凡て疵あり惡き處ある牛羊は汝これを汝の神ヱホバに獻ぐべからず斯る者は汝の神ヱホバの忌嫌
二 ひたまふ者なればなり　二 汝の神ヱホバの汝に賜ふ邑々の中にて汝らの中間に若し或男または女汝の神ヱホバの目の前に惡事を行
三 ひてその契約に悖り　三 往て他の神々に事へてこれを拜み我が命ぜざる日や月や天の衆群などを拜むあらんに
四 その事を汝に告る者ありて汝これを聞き細かにこれを査べ見るにその事眞にその言確にしてイスラエルの中

イ利二四・三九、四〇　ロ出二三・一四、一七　ハ出二三・一三、一五　ニ申一六・一〇　ホ哥後八・二二　ヘ申一・一六　ト出二三・二六　チ利二六・一　リ出二三・八　ヌ結一八・五、九　ル出三四・一三　ヲ申一三・一二、一四　ワ申一五・二一　カ申一三・六　ヨ雅七・一一、一五　タ耶七・二二、二三、三一　レ申四・一九　伯三一　ソ申一三・一二、一四　ツ利二四・一六、一七　ネ民三五・三〇　ナ申一三・九　ラ申一七・一二、一三　ム出二一・一九、二〇　ウ代下一九・一〇　ヰ申一二・一七　ノ耶一八・一八　オ申一九・一七　ク結四四・二四　ヤ民一五・三〇　マ申一八・五、七　ケ申一三・五　フ申一三・一一、一九　コ母前八・五、一九・二　エ母前九・一五、一〇　サ箴三一・一　シ結一七　ス申一三・一〇　セ民三五・一、二　ソ申一九・一五　タ耶七・二二、二三、三一　チ耶三〇・二一　ツ申一三・一七　テ耶三〇・二一　ト申一三・一七　ナ民一五・三〇　ニ申一六・一〇　ヌ申一八・一五　ネ申一四・二一　ノ申一四・二五　ハ申一三・一五、一六　ヒ申一四・二六・二　フ申一四・二六・二　ヘ申一四・二六・二　ホ哥後八・二二　マ申一四・二六・二　ミ申一四・二六・二　ム出二一・一九、二〇　メ出二一・二八、二九　モ出二一・二八、二九　ヤ民一五・三〇　ユ民一五・三〇　ヨ雅七・一一、一五　ラ申一七・一二、一三

に斯る憎むべき事行はれ居たらば　五 汝その惡き事を行へる男または女を汝の門に曳いだし石をもてその男また
五 は女を擊殺すべし　六 殺すべき者は二人の證人または三人の證人の口に依てこれを殺すべし惟一人の證人の口の
六 みをもて之を殺すことは爲べからず　七 斯る者を殺すには證人まづその手を之に加へ然る後に民みなその手を加
七 ふべし汝かく惡事を汝らの中より除くべし
八 汝の門の内に訟へ爭ふ事おこるに當りその事件もし血を相流す事または權理を相爭ふ事または互に相擊た
九 る事などにして汝に裁判かぬる者ならば汝起あがりて汝の神ヱホバの選びたまふ處に上り往き　九 祭司なるレビ
一〇 人と當時の士師とに詣りて問べし彼ら裁判の言詞を汝に示さん　一〇 ヱホバの選びたまふ處にて彼らが汝に示す
一一 命令の言のごとくに汝行ひ凡て彼らが汝に教ふるごとくに愼みて爲べし　一一 即ち彼らが汝に教ふる律法の命令に
一二 循がひ彼らが汝に告る裁判に依て行ふべし彼らが汝に示す言に違ふて右にも左にも偏るべからず　一二 人もし自ら
壇闕にしその汝の神ヱホバの前に立て事ふる祭司またはその士師に聽したがはざる有ばその人を殺しイスラエル
一三 の中より惡を除くべし　一三 然せば民みな聞て畏れ重て擅斷に事をなさゞらん
一四 汝の神ヱホバの汝に賜ふ地に汝いたり之を獲て其處に住におよべる時汝もし我周圍の一切の國人のごとく
一五 に我も王をわが上に立んと言あらば　一五 只なんぢの神ヱホバの選びたまふ人を汝の上にたてゝ王となすべしまた
一六 汝の上に王を立るには汝の兄弟の中の人をもてすべし汝の兄弟ならざる他國の人を汝の上に立べからず　一六 但し
王となれる者は馬を多く得んとすべからず又馬を多く得んためと民を率てエジプトに還るべからず其はヱホバ

一七 なんぢらに向ひて汝らはこの後かさねて此路に歸るべからずと宣ひたればなり　一七 また妻を多くその身に有て
心を迷すべからずまた金銀を己のために多く蓄積べからず
一八 彼その國の位に坐するにいたらば祭司なるレビ人の前にある書よりしてこの律法を一の書に書寫さしめ
一九 世に生存ふる日の間つねにこれを己の許に置て誦み斯してその神エホバを畏るゝことを學びこの律法の一切
二〇 の言と是等の法度を守りて行ふべし　二〇 然せば彼の心その兄弟の上に高ぶること無くまたその誡命を離れて右に
も左にもまがること無してその子女とともにその國においてイスラエルの中にその日を永うすることを得ん

第一八章

一 祭司たるレビ人およびレビの支派は都てイスラエルの中に分なく產業なし彼らはエホバの火祭の
二 品とその產業の物を食ふべし　二 彼らはその兄弟の中間に產業を有じエホバこれが產業たるなり
三 即ちその曾て之に言たまひしが如し　三 祭司が民より受べき分は是なり即ち凡て犧牲を獻ぐる者は牛にもあれ
四 羊にもあれその肩と兩方の頰と胃とを祭司に與ふべし　四 また汝の穀物と酒と油の初および羊の毛の初をも之に
五 あたふべし　五 其は汝の神エホバ汝の諸の支派の中より彼を選び出し彼とその子孫をして永くエホバの名をもて
立て奉事をなさしめたまへばなり
六 レビ人はイスラエルの全地の中何の處に居る者にもあれその寄寓たる汝の邑を出てエホバの選びたまふ處
七 に到るあらば　七 その人はエホバの前に侍るその諸兄弟のレビ人とおなじくその神エホバの名をもて奉事をなす
八 ことを得べし　八 その人の得て食ふ分は彼らと同じ但しその父の遺業を賣て獲たる物はこの外に彼に屬す

イ申二八・六八　何　ニ申三一・九、二六　王　一五・五　リ利七・三〇—三四　チ申一〇・八、一七。　タ代下三一・四　尼　三〇、三一
一一・五　耶四二・　ト民一八・二〇。二六　ヌ出二二・二九　民　ワ民三五・二、三　ソ利一八・二一　申　ネ利二〇・二七
下二二・八　一二・四四、四七　一二・四四、四七　一四　ヨ申一三・一・二　邪　一九
ホ雅一・八　詩一一九　ル出二八・一　民三・　カ申一二・五　ナ母前二八・七
・九七・九八　ヘ申五・三二　王上　ヨ代一三・一・二　一二・三一　レ利一八・二六、二七、　ラ利一八・二四・二五
ロ王上一一・三、四　チ民一八・八、九　祭前　三〇申一二・二九、　ツ利一九・二六、三一、　申九・四四
ハ王下一一・一二　ル出二八・一　民三・　二〇・二七　雅八、
一〇

ム創一七・一　一二・一九　才申五・二八　・四五　徒三・二二、　一五・五　徒三・二二、
ウ申一八・一八　約一　井申九・一〇　七・三七　・四五　徒三・二二、　ヤ約四・二五、八・二　ケ徒三・二三
・四五　徒三・二二、ノ出二〇・一九　來　ク申一八・一五　約一　ヤ雅五一・一六　約　七・三七　ヤ約四・二五、八・二　フ申一三・五　耶一四　コ申一三・一・二　邪　エ耶二八・九
入、一二・四九・五〇　・二四、一五　詩一三　二・八　チ申一三・二　ア申一八・二〇

九 汝の神エホバの汝に賜ふ地にいたるに及びて汝その國々の民の憎むべき行爲を倣ひ行ふなかれ　一〇 汝らの
一〇 中間にその男子女子をして火の中を通らしむる者あるべからずまた卜筮する者邪法を行なふ者禁厭する者魔術を
一一 使ふ者　一一 法印を結ぶ者憑鬼する者巫覡の業をなす者死人に詢ことをする者あるべからず　一二 凡て是等の事を爲
一二 す者はエホバこれを憎たまふ汝の神エホバが彼らを汝の前より逐はらひたまひしも是等の憎むべき事のありしに
一三 因てなり　一三 汝の神エホバの前に汝完き者たれ　一四 汝が逐はらふ彼の國々の民は邪法師卜筮師などに聽ことを
一四 なせり然ど汝には汝の神エホバ然する事を許したまはず
一五 汝の神エホバ汝の中汝の兄弟の中より我のごとき一箇の預言者を汝のために興したまはん汝ら之に聽こと
一六 をすべし　一六 是まつたく汝が集會の日にホレブにおいて汝の神エホバに求めたる所なり即ち汝言けらく我をして
一七 重てこの我神エホバの聲を聞しむる勿れまた重てこの大なる火を見さする勿れ恐くは我死んと　一七 是においてエ
一八 ホバ我に言たまひけるは彼らの言る所は善し　一八 我かれら兄弟の中より汝のごとき一箇の預言者を彼らのために
一九 興し我言をその口に授けん我が彼に命ずる言を彼ことごとく彼らに告べし　一九 凡て彼が吾名をもて語るところの
吾言に聽したがはざる者は我これを罰せん
二〇 但し預言者もし我が語れと命ぜざる言を吾名をもて語ることを爲す
二一 ならばその預言者は殺さるべし　二一 汝あるひは心に謂ん我ら如何にしてその言のエホバの言たまふ者にあらざる
二二 を知んと　二二 然ば若し預言者ありてエホバの名をもて語ることをなすにその言就ずまた效あらざる時は是エホバ
の語りたまふ言にあらずしてその預言者が縱肆に語るところなり汝その預言者を畏るゝに及ばず

第一九章

一 汝の神エホバこの國々の民を滅し絶ち汝の神エホバこれが地を汝に賜ふて汝つひにこれを獲その
邑々とその家々に住にいたる時は　二 汝の神エホバの汝に與へて產業となさしめたまふ地の中に三
三 の邑を汝のために區別べし　三 而して汝これに道路を闢きまた汝の神エホバの汝に與へて產業となさしめたまふ
地の全體を三の區に分ち凡て人を殺せる者をして其處に逃れしむべし
四 人を殺せる者の彼處に逃れて生命を全うすべきその事は是のごとし即ち凡て素より惡むことも無く知ずし
五 てその鄰人を殺せる者　五 例ば人木を伐んとてその鄰人とともに林に入り手に斧を執て木を斫んと擊おろす時に
その頭の鉄柯より脫てその鄰人にあたりて之を死しめたるが如き是なり斯る人は是等の邑の一に逃れて生命を全
六 うすべし　六 恐くは復仇する者心熱してその殺人者を追かけ道路長きにおいては遂に追しきて之を殺さん然るに
七 その人は素より之を惡みたる者にあらざれば殺さるべき理あらざるなり　七 是をもて我なんぢに命じて三の邑を
八 汝のために區別べしと言り　八 汝の神エホバ汝の先祖等に誓ひしごとく汝の境界を廣め汝の先祖等に與へんと言
九 し地を盡く汝に賜ふにいたらん時　九 即ち汝我が今日なんぢに命ずるこの一切の誡命を守りてこれを行なひ汝の
一〇 神エホバを愛し恒にその道に歩まん時はこの三の外にまた三の邑を增加ふべし　一〇 是汝の神エホバの汝に與へて
產業となさしめたまふ地に辜なき者の血を流すこと無らんためなり斯せずばその血汝に歸せん
一一 然どもし人その隣人を惡みて之を附覘ひ起かゝり擊てその生命を傷ひて之を死しめ而してこの邑の一に逃
一二 れたる事あらば　一二 その邑の長老等人を遣て之を其處より曳きたらしめ復仇者の手にこれを付して殺さしむべし
一三 汝かれを憫み視るべからず辜なき者の血を流せる咎をイスラエルより除くべし然せば汝に福祉あらん

イ 申一二・二九　ロ 出二一・一三　ハ 民三五・一五　ニ 民三五・一二　ホ 創一五・一八　ヘ 書二〇・七、八　ト 出二一・一二　チ 申一三・八、二五・一六・二四　リ 民三五・三三・三四　ヌ 申二七・一七　ル 民三五・三〇　ヲ 詩二七・一二、三五　ワ 申一七・九、二一・五　カ 箴一九・五、九　タ 申一七・一三、二一　レ 申二〇・一三　ソ 出二一・二三・二四　ツ 詩二〇・七　ナ 申一・三〇、三一・二　ラ 尼一二・二七　ム 書二三・一〇

一四 汝の神エホバの汝に與へて獲させたまふ地の中において汝が嗣ぐところの產業に汝の先人の定めたる汝の
鄰の地界を侵すべからず
一五 何の惡にもあれ凡てその犯すところの罪は只一人の證人によりて定むべからず二人の證人の口によりまた
一六 は三人の證人の口によりてその事を定むべし　一六 もし僞妄の證人起りて某の人は惡事をなせりと言たつること有
一七 一七 ば　その相爭ふ二人の者エホバの前に至り當時の祭司と士師の前に立べし　一八 然る時士師詳細にこれを查べ
一八 一九 視るにその證人もし僞妄の證人にしてその兄弟にむかひて虛妄の證をなしたる者なる時は　一九 汝兄弟に彼が
二〇 蒙らさんと謀れる所を彼に蒙らし斯して汝らの中より惡事を除くべし　二〇 然せばその遺れる者等聞て畏れその後
二一 かさねて斯る惡き事を汝らの中におこなはじ　二一 汝憫み視ることをすべからず生命は生命 眼は眼 齒は齒 手は
手 足は足をもて償はしむべし

第二〇章

一 汝その敵と戰はんとて出るに當り馬と車を見また汝よりも數多き民を見るもこれに懼るゝ勿れ
二 其は汝をエジプトの國より導き上りし汝の神エホバなんぢとともに在せばなり　二 汝ら戰鬪に臨む
三 時は祭司進みいで民に告て　三 之に言べしイスラエルよ聽け汝らは今日なんぢらの敵と戰はんとて進み來れり心
四 に臆する勿れ懼るゝなかれ倉皇なかれ彼らに怖るなかれ　四 其は汝らの神エホバ汝らとともに行き汝らのために
五 汝らの敵と戰ひて汝らを救ひたまふべければなりと　五 斯てまた有司等民に告て言べし誰か新しき家を建て之に
六 移らざる者あるかその人は家に歸りゆくべし恐くは自己戰鬪に死て他の人これに移らん　六 誰か菓物園を作りて

七 その果を食はざる者あるかその人は家に歸りゆくべし恐くは自己戰鬪に死て他の人これを食はん　七 誰か女と
八 契りて之を娶らざる者あるかその人は家に歸りゆくべし恐くは自己戰鬪に死て他の人これを娶らんと　八 有司等
なほまた民に告て言べし誰か懼れて心に臆する者あるかその人は家に歸りゆくべし恐くはその兄弟たちの心これ
九 が心のごとく挫けんと　九 有司等かく民に告ることを終たらば軍勢の長等を立て民を率しむべし
一〇 汝ある邑に進みゆきて之を攻んとする時は先これに平穩に降ることを勸むべし　一〇 その邑もし平穩に降ら
一一 んと答へてその門を汝に開かば其處なる民をして都て汝に貢を納しめ汝に事へしむべし　一一 其もし平穩に汝に降
一二 ることを肯んぜずして汝と戰かはんとせば汝これを攻べし　一二 而して汝の神エホバこれを汝の手に付したまふに
一三 至らば刃をもてその中の男を盡く擊殺すべし　一三 惟その婦女嬰孩家畜および凡てその邑の中にて汝が奪ひ獲たる
一四 物は盡く己に取べし　一四 抑汝がその敵より奪ひ獲たる物は汝の神エホバの汝に賜ふ者なれば汝これをもて樂むべし
一五 汝を離るゝことの遠き邑々すなはち是等の國々に屬せざるところの邑々には凡てかくのごとく行なふべし
一六 但し汝の神エホバの汝に與へて產業となさしめたまふこの國々の邑々においては呼吸する者を一人も生し存
一七 べからず　一七 即ちヘテ人　アモリ人　カナン人　ペリジ人　ヒビ人　エブス人などは汝かならずこれを滅ぼし盡して
一八 汝の神エホバの汝に命じたまへる如くすべし　一八 斯するは彼らがその神々にむかひて行ふところの憎むべき事を
汝らに敎へて之を倣ひおこなはしめ汝らをして汝らの神エホバに罪を獲せしむる事のなからんためなり
一九 汝久しく邑を圍みて之を攻取んとする時においても斧を振ふて其處の樹を砍枯すべからず是は汝の食となる
二〇 るべき者なり且その城攻において田野の樹あに人のごとく汝の前に立ふさがらんや　二〇 但し果を結ばざる樹と知

イ利一九・二三・二四　ハ土七・三　ホ民三一・七　チ民二一・二三・三五　リ申七・四、一二・三　ル申一〇・八　代上
ロ申二八・三〇　ニ哀後二〇・一八・二　ヘ箴八・二　ト箴二二・八　ヌ出二二・三三　ヲ申七・一〇、二八・九　ワ詩一九・二二、二六　カ箴一・二四
ヨ申一九・一三　タ詩四五・一〇　レ創三四・二　申二二・二九　ソ一九・二四　ツ出二二・二九　ネ一九・二四

る樹はこれを砍り枯し汝と戰ふ邑にむかひて之をもて雲梯を築きその降るまで之を攻るも宜し

第二一章

一 汝の神エホバの汝に與へて獲させたまふ地において若し人殺されて野に仆れをるあらんに之を殺
二 せる者の誰なるかを知ざる時は　二 汝の長老等と士師等出きたりその人の殺されをる處よりその
三 四周の邑々までを度るべし　三 而してその人の殺されをる處に最も近き邑すなはちその邑の長老等は未だ使はず
四 未だ軛を負せて牽ざるところの少き牝牛を取り　四 邑の長老等その牝牛を耕すことも種蒔ともせざる流つきせ
五 ぬ谷に牽ゆきその谷において牝牛の頸を折べし　五 その時は祭司たるレビの子孫等其處に進み來るべし彼らは汝
六 の神エホバが選びて己に事へしめまたエホバの名をもて祝することを爲しめたまふ者にて一切の訴訟と一切の
七 爭競は彼らの口によりて決定るべきが故なり　六 而してその人の殺されをりし處に最も近き邑の長老等その谷に
八 て頸を折たる牝牛の上において手を洗ひ　七 答へて言べし我らの手はこの血を流さず我らの目はこれを見ざりし
九 なり　八 エホバよ汝が贖ひし汝の民イスラエルを赦したまへこの辜なき者の血を流せる罰を汝の民イスラエルの
一〇 中に降したまふ勿れと斯せば彼らその血の罪を赦されん　九 汝かくエホバの善と觀たまふ事をおこなひその辜な
一一 き者の血を流せる咎を汝らの中より除くべし　一〇 汝出て汝の敵と戰ふにあたり汝の神エホバこれを汝の手に付したまひて汝これを俘虜となしたる時　一一 汝
一二 もしその俘虜の中に貌美しき女あるを見てこれを悅び取て妻となさんとせば　一二 汝の家の中にこれを携へゆく
一三 べし而して彼はその髮を剃り爪を截り　一三 また俘虜の衣服を脫すて〻汝の家に居りその父母のために一月のあひ
一四 だ哀哭べし然る後なんぢ彼の處に入りてこれが夫となりこれを汝の妻とすべし　一四 その後汝もし彼を好まずなり
なば彼の心のまゝに去ゆかしむべし決して金のためにこれを賣べからず汝すでにこれを犯したれば之を賤く待遇

べからざるなり

一五 人二人の妻ありてその一人は愛する者一人は惡む者ならんにその愛する者と惡む者の二人ともに男の子を
一六 生ありてその長子もし惡む婦の産る者なる時は　一六 その子等に己の所有を嗣しむる日にその惡む婦の産る長子を
一七 措てその愛する婦の産る子を長子となすべからず　一七 必ずその惡む者の産る子を長子となし己の所有を分つ時に
これには二倍を與ふべし是は己の力の始にして長子の權これに屬すればなり
一八 人にもし放肆にして背悖る子ありその父の言にも母の言にも順はず父母これを責るも聽ことをせざる時は
一九 その父母これを執へてその處の門にいたり邑の長老等に就き　二〇 邑の長老たちに言べし我らの此子は放肆に
二一 して背悖る者我らの言にしたがはざる者放蕩にして酒に耽る者なりと　二一 然る時は邑の人みな石をもて之を擊殺
すべし汝かく汝らの中より惡事を除き去べし然せばイスラエルみな聞て懼れん
二二 人もし死にあたる罪を犯して死刑に遇ことありて汝これを木に懸て曝す時は　二三 翌朝までその體を木の上
二三 に留おくべからず必ずこれをその日の中に埋むべし其は木に懸らるゝ者はエホバに詛はるゝ者なればなり斯する
は汝の神エホバの汝に賜ふて産業となさしめたまふ地の汚れざらんためなり

第二二章

一 汝の兄弟の牛または羊の迷ひをるを見てこれを見すて置べからず必ずこれを汝の兄弟に牽ゆきて
二 歸すべし　二 汝の兄弟もし汝に近からざるか又は汝かれを知ざる時はこれを汝の家に牽ゆきて汝の
三 許におき汝の兄弟の尋ねきたるに及びて之を彼に還すべし　三 汝の兄弟の驢馬におけるも是のごとく爲しまたそ
の衣服におけるも斯なすべし凡て汝の兄弟の失ひたる遺失物を得たる時も汝かく爲べし之を見すておくべからず

四 また汝の兄弟の驢馬または牛の途に踣れをるを見て見すておくべからず必ずこれを助け起すべし
五 女は男の衣服を纏ふべからずまた男は女の衣裳を著べからず凡て斯する者は汝の神エホバこれを憎みたま
ふなり
六 汝鳥の巣の路の頭または樹の上または土の上にあるを見んに雛または卵その中にありて母鳥その雛または
七 卵の上に伏をらばその母鳥を雛とともに取べからず　七 かならずその母鳥を去しめ唯その雛のみをとるべし然せ
ば汝福祉を獲かつ汝の日を永うすることを得ん
八 汝新しき家を建る時はその屋蓋の周圍に欄杆を設くべし是は人その上より墮てこれが血の汝の家に歸す
ること無らんためなり
九 汝菓物園に異類の種を混て播べからず然せば汝が播たる種より産する物および汝の菓物園より出る菓物み
一〇 な聖物とならん　一〇 汝牛と驢馬とを耦せて耕すことを爲べからず　一一 汝毛と麻とをまじへたる衣服を著べからず
一二 汝が上に纏ふ衣服の裾の四方に縫をつくべし
一三 人もし妻を娶り之とともに寢て後これを嫌ひ　一四 我この婦人を娶りしが之と寢たる時にその處女なるを見
一四 ざりしと言て誹謗の辭柄を設けこれに惡き名を負せなば　一五 その女の父と母その女の處女なる證跡を取り門にを
一五 る邑の長老等にこれを差出し　一六 而してその女の父長老等に言べし我この人にわが女子を與へて妻となさしめし
一六 にこの人これを嫌ひ　一七 誹謗の辭柄を設けて言ふ我なんぢの女子の處女なるを見ざりしと然るに吾女子の處女な
一七 りし證跡は此にありと斯いひてその父母かの布を邑の長老等の前に展べし　一八 然る時は邑の長老等その人を執へ
一八

一九 てこれを鞭ち　一九 又これに銀百シケルを罰してその女の父に償はしむべし其はイスラエルの處女に惡き名を負せ
二〇 たればなり斯てその人はこれを妻とすべし一生これを去ことを得ず　二〇 然どこの事もし眞にしてその女の處女な
二一 る證跡あらざる時は　二一 その女をこれが父の家の門に曳いだしその邑の人々石をもてこれを擊ころすべし其は彼
その父の家にて淫なる事をなしてイスラエルの中に惡をおこなひたればなり汝かく惡事を汝らの中より除くべし
二二 もし夫に適し婦と寢る男あるを見ばその婦と寢たる男と其婦とをともに殺し斯して惡事をイスラエルの中
より除くべし
二三 處女なる婦人すでに夫に適の約をなせる後ある男これに邑の内に遇てこれを犯さば　二四 汝らその二人を邑
二四 の門に曳いだし石をもてこれを擊ころすべし是その女は邑の内にありながら叫ぶことをせざるに因りまたその男
はその鄰の妻を辱しめたるに因てなり汝かく惡事を汝らの中より除くべし
二五 然ど男もし人に適の約をなしゝ女に野にて遇ひこれを強て犯すあらば之を犯しゝ男のみを殺すべし　二六 そ
二六 の女には何をも爲べからず女には死にあたる罪なし人その鄰人に起むかひてこれを殺せるとその事おなじ　二七 其
二七 は男野にてこれに遇たるが故にその人に適の約をなしゝ女叫びたれども拯ふ者なかりしなり
二八 男もし未だ人に適の約をなさゞる處女なる婦に遇ひこれを執へて犯すありてその二人見あらはされなば
二九 これを犯せる男その女の父に銀五十シケルを與へて之を己の妻とすべし彼その女を辱しめたれば一生これを
去るべからざるなり
三〇 人その父の妻を娶るべからずその父の被を抓開べからず

イ 創三四・七　ロ 申一三・五　ハ 利二〇・一〇　ニ 太一・一八、一九　ト 傳後一三・一四　チ 出二二・一六、一七　リ 申二二・二四　ヌ 利一八・八、二〇・一一　ル 得三・九　結一六・八　申二七・二〇　著創五・一

第二三章

一 外腎を傷なひたる者または玉莖を切りたる者はエホバの會に入べからず
二 私子はエホバの會にいるべからず是は十代までもエホバの會にいるべからざるなり
三 アンモン人およびモアブ人はエホバの會にいる可らず彼らは十代までも何時までもエホバの會にいるべか
四 らざるなり　四 是汝らがエジプトより出きたりし時に彼らはパンと水とをもて汝らを途に迎へずメソポタミアの
五 ペトル人ベオルの子バラムを傭ひて汝を詛はせんと爲たればなり　五 然れども汝の神エホバ、バラムに聽ことを
爲給はずして汝の神エホバその呪詛を變て汝のために祝福となしたまへり是汝の神エホバ汝を愛したまふが故
六 なり　六 汝一生いつまでも彼らのために平安をもまた福祿をも求むべからず
七 汝エドム人を惡べからず是は汝の兄弟なればなりまたエジプト人を惡むべからず汝もこれが國に客たりし
八 こと有ばなり　八 彼等の生たる子等は三代におよばゞエホバの會にいることを得べし
九 汝軍旅を出して汝の敵を攻る時は諸の惡き事を自ら謹むべし　一〇 汝らの中間にもし夜中計ずも汚穢にふれ
一〇 て身の潔からざる人あらば陣營の外にいづべし陣營の内に入べからず　一一 而して薄暮に水をもて身を洗ひ日の入
一一 て後陣營に入べし　一二 汝陣營の外に一箇の處を設けおき便する時は其處に往べし　一三 また器具の中に小鍬を備へ
一三 おき外に出て便する時はこれをもて土を掘り身を返してその汝より出たる物を蓋ふべし　一四 其は汝の神エホバ汝
一四 を救ひ汝の敵を汝に付さんとて汝の陣營の中を歩きたまへばなり是をもて汝の陣營を聖潔すべし然せば汝の中に
汚穢物あるを見て汝を離れたまふこと有ざるべし
一五 その主人を避て汝の許に逃きたる僕をその主人に交すべからず　一六 その者をして汝らの中に汝とともに居

ヲ 尼一三・一、二　ワ 申二二・九　カ 民二二・五、六　ヨ 申九・一二　タ 創二五・二四、二五、二六　レ 出二二・二一、二二　ソ 利一五・一六　ツ 利一五・五　ネ 利二六・一二　ナ 傳創三〇・一五

しめ汝の一の邑の中にて之が善と見て擇ぶ處に住しむべし之を虐遇べからず
一七 イスラエルの女子の中に娼妓あるべからずイスラエルの男子の中に男娼あるべからず 一八 娼妓の得たる價
一八 および狗の價を汝の神ヱホバの家に携へいりて何の誓願にも用ゐるべからず是等はともに汝の神ヱホバの憎みたまふ者なればなり
一九 汝の兄弟より利息を取べからず即ち金の利息食物の利息など凡て利息を生ずべき物の利息を取べからず
二〇 他國の人よりは汝利息を取も宜し惟汝の兄弟よりは利息を取べからず然ば汝が往て獲ところの地において汝の神ヱホバ凡て汝が手に爲ところの事に福祥をくだしたまふべし
二一 汝の神ヱホバに誓願をかけなば之を還すことを怠るべからず汝の神ヱホバかならずこれを汝に要めたまふべし怠る時は汝罪あり 二二 汝誓願をかけざるも罪を獲ること有じ 二三 汝が口より出し〻事は守りて行ふべし
二三 凡て自意の禮物は汝の神ヱホバに汝が誓願し口をもて約せしごとくに行ふべし
二四 汝の鄰の葡萄園に至る時汝意にまかせてその葡萄を飽まで食ふも宜し然ど器の中に取いるべからず
二五 また汝の鄰の麥圃にいたる時汝手にてその穗を摘食ふも宜し然ど汝の鄰の麥圃に鎌をいるべからず

第二四章

一 人妻を取てこれを娶れる後恥べき所のこれにあるを見てこれを好まずなりたらば離緣狀を書てこれが手に交しこれをその家より出すべし 二 その婦これが家より出たる後往て他の人に嫁ぐことを
三 せんに 三 後の夫もこれを嫌ひ離緣狀を書てその手にわたして之を家より出し又はこれを妻にめとれるその後の
四 夫死るあるも 四 是は已に身を汚玷したるに因て之を出したるその先の夫ふたゝびこれを妻にめとるべからず

イ 出二二・二一 ロ 利一九・二九 ハ 創一九・五 王下 二五・三六・三七 尼 ホ 利一九・三四 申 ト 民三〇・二 傳五・ 二三、一四 可二、 ヌ 太五・三一、一九・ 一五・二一・七 詩一五・ 五 箴六・三四・三五 ヘ 申一五・一〇 チ 民三〇・二 詩六六 二三 路六・一 ル 箴三・一

ヲ 申二〇・七 ワ 創五・一八 カ 出二二・一六 ヨ 申一九・一九 タ 利一三・二一 四・二 レ 民一二・一〇 ソ 詩一七・三二 箴前 ネ 伯二九・一一、二二、 三・一三 提後一・一八 箴後九・一〇・六 ツ 出二二・二六 ナ 申六・二五 詩一〇 ラ 馬三・五 六・三一、一二二、 ム 利一九・一三 鄭 ウ 詩二五・一八六・四 九 俱四・二七 二二・二三 雅五・四 井殊五 四

五 人あらたに妻を娶りたる時は之を軍に出すべからずまた何の職務をもこれに任すべからずその人は一年
家に閒居してその娶れる妻を慰むべし
六 人その磨轉を質におくべからず是その生命をつなぐ物を質におくなればなり
七 イスラエルの子孫の中なるその兄弟を拐帶してこれを使ひまたはこれを賣る人あるを見ばその拐帶者を殺
し然して汝らの中より惡を除くべし
八 汝癩病を愼み凡て祭司たるレビ人が汝らに敎ふる所を善く守りて行ふべし即ち我が彼らに命ぜしごとく
九 に汝ら守りて行ふべし 九 汝らがエジプトより出きたれる路にて汝の神ヱホバがミリアムに爲たまひしところの
事を誌えよ
一〇 凡て汝の鄰に物を貸あたふる時は汝みづからこれが家にいりてその質物を取べからず 一一 汝は外に立をり
一一 汝が貸たる人その質物を外に持いだして汝に付すべし 一二 その人もし困苦者ならば之が質物を留おきて睡眠に就
一三 べからず 一三 かならず日の入る頃その質物を之に還すべし然せばその人おのれの上衣をまとふて睡眠につくこと
を得て汝を祝せん是汝の神ヱホバの前において汝の義となるべし
一四 困苦る貧き傭人は汝の兄弟にもあれ又は汝の地にてなんぢの門の內に寄寓る他國の人にもあれ之を虐ぐ
一五 べからず 一五 當日にこれが値をはらふべし日の入るまで延すべからず其は貧き者にてその心にこれを慕へばなり
恐らくは彼ヱホバに汝を訴ふるありて汝罪を獲ん

一六 父はその子等の故によりて殺さるべからず子等はその父の故によりて殺さるべからず各人おのれの罪によりて殺さるべきなり

一七 汝他國の人または孤子の審判を曲べからずまた寡婦の衣服を質に取べからず　一八 汝誌ゆべし汝はエジプト
一八 に奴隷たりしが汝の神ヱホバ汝を其處より贖ひいだしたまへり是をもて我この事をなせと汝に命ずるなり

一九 汝田野にて穀物を刈る時もしその一束を田野に忘れおきたらば返りてこれを取べからず他國の人と孤子と
二〇 寡婦とにこれを取すべし然せば汝の神ヱホバ凡て汝が手に作ところの事に祝福を降したまはん　二〇 汝橄欖を打落
二一 す時は再びその枝をさがすべからずその遺れる者を他國の人と孤子と寡婦とに取すべし　二一 また葡萄園の葡萄を
二二 摘とる時はその遺れる者を再びさがすべからず他國の人と孤子と寡婦とにこれを取すべし　二二 汝誌ゆべし汝は
エジプトの國に奴隷たりしなり是をもて我この事を爲せと汝に命ず

第二五章

一 人と人との間に爭辯ありて來りて審判を求むる時は士師これを鞫きその義き者を義とし惡き者を
二 惡とすべし　二 その惡き者もし鞭つべき者ならば士師これを伏せその罪にしたがひて數のごとく
三 自己の前にてこれを扑すべし　三 これを扑ことは四十を逾べからず若これに逾て是よりも多く扑ときは汝その汝
四 の兄弟を賤め視にいたらん

四 穀物を碾す牛に口籠をかく可らず

五 兄弟ともに居んにその中の一人死て子を遺さゞる時はその死たる者の妻いでて他人に嫁ぐべからず其夫の

イ 王下一四・六、代下二五・四、耶三一・三、二九・三〇、結一八、二〇・二〇、ロ出二二・二一、二二　ハ 申二二・二六、レ 民三・五、民一四・七・一〇、ホ 利一九・九・一〇、ヘ 申一五・一〇、詩一二・一九、路二〇・二八、ト 申二四・一八、チ 申一九・一七、結一七・一八、リ 箴一七・一五、ヌ 路一二・四八、ル 太一〇・一七、ヲ 哀後一・一四、ワ 伯一八・三、カ 何一〇・一一、ヨ 箴一二・一〇、タ 出二二・一九、路二〇・二八、レ 創三八・八、得一・一二・一三、三・九、ソ 創三八・九、ツ 得四・一〇、ネ 得四・一二、ナ 得四・六、ラ 得四・七、ム 得四・一一、ウ 申一九・一三、井 利一九・三五・三六、蔵一一・一、結四五、ノ 出二〇・一二、オ 箴一一・一、撒前四・一〇、米六・一一、ク 出一七・八、ヤ 時三六・一、箴一六、マ 得別一五・三、ケ 箴三・一八、フ 出一七・八、コ 箴一一・一九、路二〇・二八、エ 申二四・一、箴一九・一七、サ 箴一一・一三、三・九、シ 撒前四・一一、ス 箴一六・一、セ 箴一一・一三、ヒ 箴一四・一、ヘ 出二二・一、ホ 出二二・一、ト 出二二・一、チ 出二二・一、リ 出二二・一、ヌ 出二二・一、ル 出二二・一、ヲ 出二二・一、ワ 出二二・一、カ 出二二・一、ヨ 出二二・一、タ 出二二・一、レ 出二二・一、ソ 出二二・一、ツ 出二二・一、ネ 出二二・一、ナ 出二二・一、ラ 出二二・一、ム 出二二・一、ウ 出二二・一、井 出二二・一、ノ 出二二・一、オ 出二二・一、ク 出二二・一、ヤ 出二二・一、マ 出二二・一、ケ 出二二・一、フ 出二二・一、コ 出二二・一、エ 出二二・一、サ 出二二・一、シ 出二二・一、ス 出二二・一、セ 出二二・一、ヒ 出二二

ふに至らば汝アマレクの名を天が下より塗抹て之をおぼゆる者なからしむべし

第二六章

一 汝その神ヱホバの汝に與へて產業となさしめたまふ地にいりこれを獲てそこに住にいたらば
二 汝の神ヱホバの汝に與へたまへる地の諸の土產の初を取て筐にいれ汝の神ヱホバのその名を置ん
三 とて選びたまふ處にこれを携へゆくべし　三 而して汝當時の祭司に詣り之にいふべし我は今日なんぢの神ヱホバ
四 に申さん我はヱホバが我らに與へんと我らの先祖等に誓ひたまひし地に至れりと　四 然る時は祭司汝の手よりそ
五 の筐をとりて汝の神ヱホバの壇のまへに之を置べし　五 汝また汝の神ヱホバの前に陳て言べし我先祖は憫然なる
一人のスリア人なりしが僅少の人を將てエジプトに下りゆきて其處に寄寓をりそこにて終に大にして强く人口お
六 ほき民となれり　六 然るにエジプト人我らに害を加へ我らを惱まし辛き力役を我らに負せたりしに因て　七 我等
七 先祖等の神ヱホバに向ひて呼はりければヱホバわれらの聲を聽き我らの艱難と勞苦と虐遇を顧みたまひ
八 てヱホバ强き手を出し腕を伸べ大なる威嚇と徵證と奇跡とをもてエジプトより我らを導きいだし　八 而し
九 らを携へいりてこの地すなはち乳と蜜との流るゝ地を我らに賜へり　九 この處に我
一〇 物の初を持きたれりと斯いひて汝その筐を汝の神ヱホバの前に禮拜をなすべし　一〇 ヱホバよ今我なんぢが我に賜ひし地の產
一一 して汝は汝の神ヱホバの汝と汝の家に降したまへる諸の善事のためにレビ人および汝の中間なる旅客とともに
樂むべし　一一 而
一二 第三年すなはち十に一を取の年に汝その諸の產物の什一を取りレビ人と客旅と孤子と寡婦とにこれを與へ
一三 て汝の門の內に食ひ飽しめたる時は　一三 汝の神ヱホバの前に言べし我は聖物を家より執いだしまたレビ人と客旅

イ 出一七・一四　申一六・一〇 箴三・ニ 創四三・一、二、　ヘ 創四六・二七 申一〇・二二　ワ 申一二・七、一二・一八、一六・一一
ロ 出二三・一九、三四・二六 民一八・一三　九 四五・七、一一　ト 創四六・一、六 從　カ 申一四・二八、二九

と孤子と寡婦とにこれを與へ全く汝が我に命じたまひし命令のごとくせり我は汝の命令に背かずまたこれを忘れ
一四 ざるなり　一四 我はこの聖物を喪の中に食ひし事なくまた汚穢たる身をもて之を携へ出し事なくまた死人のため
一五 にこれを贈りし事なきなり我はわが神ヱホバの言に聽したがひて凡て汝が我に命じたまへるごとく行へり　一五 願
くは汝の聖住所なる天より臨み觀汝の民イスラエルと汝の我らに與へし地とに福祉をくだしたまへ是は汝がわれ
らの先祖等に誓ひたまひし乳と蜜との流るゝ地なり
一六 今日汝の神ヱホバこれらの法度と律法とを行ふことを汝に命じたまふ然ば汝心を盡し精心を盡してこれ
一七 を守りおこなふべし　一七 今日なんぢヱホバを認めて汝の神となし且その道に歩みその法度と誡命と律法とを守り
一八 その聲に聽したがはんと言り　一八 今日ヱホバまたその言しごとく汝を認めてその寶の民となし且汝にその諸の
一九 誡命を守れと言たまへり　一九 ヱホバ汝の名譽と聲聞と榮耀とをしてその造れる諸の國の人にまさらしめたまはん
汝はその神ヱホバの聖民となることその言たまひしごとくならん

第二七章

一 モーセ、イスラエルの長老等とともにありて民に命じて曰ふ我が今日なんぢらに命ずるこの誡命
二 を汝ら全く守るべし　二 汝らヨルダンを濟り汝の神ヱホバが汝に與へたまふ地にいる時は大なる石
三 數箇を立て石灰をその上に塗り　三 既に濟りて後この律法の諸の言語をその上に書すべし然すれば汝の神ヱホバ
の汝にたまふ地なる乳と蜜の流るゝ國に汝いるを得ること汝の先祖等の神ヱホバの汝に言たまひしごとくならん
四 即ち汝らヨルダンを濟るにおよばゞ我が今日なんぢらに命ずるその石をエバル山に立て石灰をその上に塗べし
五 また其處に汝の神ヱホバのために石の壇一座を築くべし但し之を築くには鐵の器を用ゐるべからず　六 汝新石

ヨ 列二七・三〇 民一八・二四　タ 詩一一九・一四一、一、一一 何九・四　ツ 出二〇・一九 二八・九
レ 列七・二〇、二一　ソ 箴六三・一五 哥二　ネ 出六・七、一九・五 申四・七・八、二八・六、一四・二六　ナ 申四・七・八、二八・一 詩一四八・一四
ラ 出一九・六 二・九　ム 箴四一 六・二八・九 撓削 ウ 箴八・三二 井 申一・二九 箴八　ノ 出二〇・二五 箴八・三一
イ 出一七・一四　申一六・一〇 箴三・ニ 創四三・一、二、　ヘ 創四六・二七 申一〇・二二　ワ 申一二・七、一二・一八、一六・一一
ロ 出二三・一九、三四・二六 民一八・一三　九 四五・七、一一　ト 創四六・一、六 從　カ 申一四・二八、二九
チ 出一・一一、一四　ル 申五・一五 申四・三四　ヌ 出一・一三七、五一、一三・三二、一四・一六　ヲ 出三・八
リ 出二・二三、二四・二

七 をもて汝の神ヱホバのその壇を築きその上にて汝の神ヱホバに燔祭を献ぐべし　七 汝また彼處にて酬恩祭を獻げ
八 その物を食ひて汝の神ヱホバの前に樂むべし　八 汝この律法の諸〻の言語をその石の上に明白に書すべし
九 モーセまた祭司たるレビ人とともにイスラエルの全家に告て曰ふイスラエルよ謹みて聽け汝は今日汝の神
一〇 ヱホバの民となれり　一〇 然ば汝の神ヱホバの聲に聽從ひ我が今日汝に命ずる之が誡命と法度をおこなふべし
一一 その日にモーセまた民に命じて言ふ　一一 汝らがヨルダンを渡りし後是らの者ゲリジム山にたちて民を祝す
一二 べし即ちシメオン、レビ、ユダ、イッサカル、ヨセフおよびベニヤミン　一三 また是らの者はエバル山にたちて
一四 呪詛ととをすべし即ちルベン、ガド、アセル、ゼブルン、ダンおよびナフタリ　一四 レビ人大聲にてイスラエルの
人々に告て言べし
一五 偶像は工人の手の作にしてヱホバの憎みたまふ者なれば凡てこれを刻みまたは鑄造りて密に安置く人は詛
一六 はるべしと民みな對へてアーメンといふべし　一六 その父母を輕んずる者は詛はるべし民みな對てアーメンといふ
一七 べし　一七 その鄰の地界を侵す者は詛はるべし民みな對へてアーメンといふべし　一八 盲者をして路に迷はしむる者
一八 は詛はるべし民みな對へてアーメンといふべし　一九 客旅孤子および寡婦の審判を枉る者は詛はるべし民みな對へ
一九 てアーメンといふべし　二〇 その父の妻と寢る者はその父を辱しむるなれば詛はるべし民みな對へてアーメンといふべし　二一 凡て獸畜と交る者は詛はるべし民みな對へてアーメンといふべし　二二 その父の女子またはその母の女子たる己の姊妹と寢る者は詛はるべし民みな對へてアーメンといふべし　二三 その妻の母と寢る者は詛はるべし

イ 申二六・一八　ロ 申一一・二九　ハ 申一一・二九　二 申三三・一〇　四・二六、二三、五・　ト 出二〇・二二、二一　リ 利一九・一四　ヌ 出二二・二一、二二　ル 利一八・一七、二〇　ヲ 出二〇・一三、二一　ワ 利一八・九、二〇・一七　カ 利一八・一七、二〇　ヨ 出二〇・一三、二一　タ 出二三・七、八　中

民みな對へてアーメンといふべし　二四 暗の中にその鄰を擊つ者は詛はるべし民みな對へてアーメンといふべし
二五 報酬をうけて無辜者を殺してその血を流す者は詛はるべし民みな對へてアーメンといふべし
二六 言を守りて行はざる者は詛はるべし民みな對へてアーメンといふべし

第二八章

一 汝もし善く汝の神ヱホバの言に聽したがひ我が今日なんぢに命ずるその一切の誡命を守りて行は
二 ば汝の神ヱホバ汝をして地の諸の國人の上に立しめたまふべし　二 汝もし汝の神ヱホバの言に聽し
三 たがふ時はこの諸の福祉汝に臨み汝におよばん　三 汝は邑の内にても福祉を得田野にても福祉を得ん　四 また汝
四 の胎の產汝の地の產汝の家畜の產汝の牛の產汝の羊の產に福祉あらん　五 また汝の飯籃と汝の揑盤に福祉あらん
五 汝は入にも福祉を得出るにも福祉を得べし
六 汝の敵起て汝を攻るあればヱホバ汝をして之を打敗らしめたまふべし彼らは一條の路より攻きたり汝の前
七 にて七條の路より逃はしらん　八 ヱホバ命じて福祉を汝の倉庫に降しまた汝が手にて爲ところの事に降し汝の神
八 ヱホバの汝に與ふる地においてヱホバ汝を祝福たまふべし　九 汝もし汝の神ヱホバの誡命を守りてその道に歩ま
九 ばヱホバ汝に誓ひしごとく汝を立て己の聖民となしたまふべし　一〇 然る時は地の民みな汝がヱホバの名をもて稱
一〇 へらるゝを視て汝を畏れん　一一 ヱホバが汝に與へんと汝の先祖等に誓ひたまひし地においてヱホバ汝の佳物すな
一一 はち汝の身の產と汝の家畜の產と汝の地の產とを饒にしたまふべし　一二 ヱホバその寶の藏なる天を啓き雨をその
時にしたがひて汝の地に降し汝の手の諸の行爲に祝福をたまはん汝は許多の國々の民に貸ことをなすに至らん借

一〇・一七、一六・ノ 出一五・二六 利ナ 詩一二八・一、四　一九 結二二・二二　レ 申二八・一五 詩ツ 申二六・一九　一一・二一 耶オ 申二八・一五 亞一・一一・三 加三・一〇　六　二五 申七・一三　ウ 詩一二一・八　詩一〇七・三八、一 井 利二六・七・八 傳 ク 申一五・一〇 才 箴三・一〇　後二二・三八、三九、四・詩八九・二三　ヤ 出一九・五・六 申 ケ 申一一・二五　七、六、二六・一八、一九、二九・一三　フ 申二八・四、三〇・　ヲ 出二〇・二二、二一　ワ 利一八・九、二〇・一七　カ 利一八・一七、二〇　ヨ 出二〇・一三、二一　タ 出二三・七、八 中　ム 申二八・一一 創　三 箴一〇・二二　換 創四・八　ノ 利二五・二一　ヤ 民六・二七 尾下七　コ 利二六・四 申一一　九 箴一〇・二二　九 俱九・一八・一九　エ 申一四・二九　テ 申一五・六

一三 ことなかるべし　一三 エホバ汝をして首とならしめたまはん尾とはならしめたまはじ汝は只上におらん下には居じ
汝もし我が今日汝に命ずる汝の神エホバの誡命に聽したがひてこれを守りおこなはゞかならず斯のごとくなるべ
一四 し　一四 汝わが今日汝に命ずるこの言語を離れ右または左にまがりて他の神々にしたがひ事ふることをすべからず
一五 一五 汝もし汝の神エホバの言に聽したがはず我が今日なんぢに命ずるその一切の誡命と法度とを守りおこなは
一六 ずば此もろもろの呪詛汝に臨み汝におよぶべし　一六 汝は邑の内にても詛はれ田野にても詛はれん　一七 また汝の
一七 一八 飯籃も汝の揑盤も詛はれん　一八 汝の胎の產汝の地の產汝の牛の產汝の羊の產も詛はれん　一九 汝は入にも詛は
一九 れ出るにも詛はれん
二〇 二〇 エホバ汝をしてその凡て手をもて爲ところにおいて呪詛と恐懼と譴責を蒙らしめたまふべければ汝は滅び
二一 て速かに亡はてん是は汝惡き事をおこなひて我を棄るによりてなり　二一 エホバ疫病を汝の身に着せて遂に汝を
二二 その往て得るところの地より滅ぼし絶たまはん　二二 エホバまた癆瘵と熱病と傷寒と瘧疾と刀劍と枯死と汚腐とを
二三 もて汝を擊なやましたまふべし是らの物汝を追ひ汝をして滅びうせしめん　二三 汝の頭の上なる天は銅のごとくに
二四 なり汝の下なる地は鐵のごとくになるべし　二四 エホバまた雨のかはりに沙と灰とを汝の地に降せたまはん是らの
物天より汝の上に下りて遂に汝を滅ぼさん
二五 二五 エホバまた汝をして汝の敵に打敗られしめたまふべし汝は彼らにむかひて一條の路より進み彼らの前にて
二六 七條の路より逃はしらん而して汝はまた地の諸の國にて虐遇にあはん　二六 汝の死屍は空の諸の鳥と地の獸の食と

イ 創九・一四、一五　一三 馬二・二　一四・一三　一七、三七 申三二
ロ 申五・三二、一一・一六　二 申二八・二　チ 詩八〇・一六　詩 ヌ 利二六・一六　二四・一〇　・三〇 詩三〇・一七
ハ 利二六・一四・百二・一七　ホ 申二八・三　三〇・一七、五一、ル 箴四・九　カ 耶一五・四、二四・九　結二三・四六
ニ 創九・一一、ヘ 馬二・一　ヲ 利二六・一九　タ 申二八・三五　出九　レ 傳別五・六　詩七八　ヨ 傳別一七・四四・四
ト 傳別一四・二〇　羅　リ 利二六・二五　耶　ワ 申二八・七　利二六　ソ 耶四・九　未 伯三一・一〇　耶八
ツ 伯五・一四　撒五九　ナ 伯三一・八　耶一二　・一三　廬五・一一

二七 ならん然るもこれを逐はらふ者あらじ　二七 エホバまたエジプトの瘍瘡と痔と癰と癢とをもて汝を擊たまはん汝は
二八 二九 これより愈ることあらじ　二八 エホバまた汝を擊ち汝をして狂ひ且目くらみて心に驚き悸れしめたまはん　二九 汝は
聾者が暗にたどるごとく眞晝においても尙たどらん汝その途によりて福祉を得ることあらじ汝は只つねに虐げら
三〇 れ掠められんのみ汝を救ふ者なかるべし　三〇 汝妻を娶る時は他の人これと寢ん汝家を建るもその中に住ことを得
三一 ず葡萄園を作るもその葡萄を摘ることを得じ　三一 汝の牛汝の目の前に宰らるゝも汝は之を食ふことを得ず汝の
驢馬は汝の目の前にて奪ひさられん再び汝にかへることあらじ又なんぢの羊は汝の敵の有となられん然ど汝にはこ
三二 れを救ふ道あらじ　三二 汝の男子と汝の女子は他邦の民の有となられん汝は終日これを慕ひ望みて目を喪ふに至らん
三三 汝の手には何の力もあらじ　三三 汝の地の產物および汝の勞苦て得たる物は汝の識ざる民これを食はん汝は只つね
三四 三五 に虐げられ窘められん而已　三四 汝はその目に見るところの事によりて心狂ふに至らん　三五 エホバ汝の膝と脛とに
惡くして愈ざる瘍瘡を生ぜしめて終に足の蹠より頭の頂にまでおよぼしたまはん
三六 三六 エホバ汝と汝が立たる王とを携へて汝も汝の先祖等も知ざりし國々に移し給はん汝は其處にて木または石
三七 なる他の神々に事ふるあらん　三七 汝はエホバの汝を遣はしたまふ國々にて人の詫異む者となり諺語となり諷刺と
三八 三九 ならん　三八 汝は多分の種を田野に携へ出すもその刈とるところは少かるべし蝗これを食ふべければなり　三九 汝
葡萄園を作りてこれに培ふもその酒を飲ことを得ずまたその果を斂むることを得じ蟲これを食ふべければなり
四〇 四〇 汝の國には遍く橄欖の樹あらん然ど汝はその油を身に膏ことを得じ其果みな墮べければなり　四一 汝男子女子
四一 を擧くるもこれを汝の有とすることを得じ皆擄へゆかるべければなり　四二 汝の諸の樹および汝の地の產物はみな

未六・一五　著一・ム 申二〇・六　二六・一六　詩五・ス 申二八・二七　二五・七、一一　代下一七　二五・九　フ 米六・一五　著一・六
一三　ウ 詩一一九・八二　ク 王下一七・四・六、　ヤ 申四・二八、二八、　ヨ 傳別一七・四四・四
ラ 申二〇・六　井 申二八・五一　利　ノ 申二八・六七　二四・二一・一四、　三三・一一、三六・　六四　耶一六・一三　コ 耳一・四　二四・九、　二五・九
六・二〇　マ 王上九・七・八　耶　ケ 詩四四・一四　エ 哀一・五

四三 蝗これを取て食ふべし　四三 汝の中間にある他國の人はますます高くなりゆきて汝の上に出で汝はますます卑くなりゆかん　四四 彼は汝に貸ことをせん汝は彼に貸ことを得じ彼は首となり汝は尾とならん　四五 この諸の災禍汝に臨み汝を追ひ汝に及びてつひに汝を滅ぼさん是は汝その神ヱホバの言に聽したがはず其なんぢに命じたまへる誡命と法度とを守らざるによるなり　四六 是等の事は恒になんぢと汝の子孫の上にありて徴證となり人を驚かす者となるべし

四七 なんぢ萬の物の豐饒なる中にて心に歡び樂みて汝の神ヱホバに事へざるに因り　四八 飢ゑ渴きかつ裸になり萬の物に乏しくしてヱホバの汝に攻きたらせたまふところの敵に事ふるに至らん彼鐵の軛をなんぢの頸につけて遂に汝をほろぼさん　四九 即ちヱホバ遠方より地の極所より一の民を鵰の飛がごとくに汝に攻きたらしめたまはん是は汝がその言語を知ざる民　五〇 その面の猛惡なる民にして老たる者の身を顧みず幼稚者を憐まず　五一 汝の家畜の產と汝の地の產を食ひて汝をほろぼし穀物をも酒をも油をも牛の產をも羊の產をも汝のために遺さずして終に全く汝を滅さん　五二 その民は汝の全國において汝の一切の邑々を攻圍み遂にその汝が賴む堅固なる高き石垣をことごとく打圮し汝の神ヱホバの汝にたまへる國の中なる一切の邑々をことごとく攻圍むべし　五三 汝は敵に圍まれ烈しく攻なやまさるゝによりて終にその汝の神ヱホバに賜はれる汝の胎の產なる男子女子の肉を食ふにいたらん　五四 汝らの中の柔生育にして軟弱なる男すらもその兄弟とその懷の妻とその遺れる子女とを疾視　五五 自己の食ふその子等の肉をこの中の誰にも與ふることを好まざらん是は汝の敵汝の一切の邑々を圍み烈しく汝を攻なやまして何物をも其人に遺さざればなり　五六 又汝らの中の柔生育にして纖弱なるがために足の蹠を土につくることをも敢てせざる者すらもその懷の夫とその男子とその女子とを疾視　五七 己の足の間より出る胞衣と己の產ところの子を取て密にこれを食はん是は汝の敵なんぢの邑々を圍み烈しくこれを攻なやますによりて何物をも得ざればなり　五八 汝もしこの書に記したるこの律法の一切の言を守りて行はず汝の神ヱホバと云榮ある畏るべき名を畏れずば　五九 ヱホバ汝の災禍と汝の子孫の災禍を烈しくしたまはん其災禍は大にして久しくその疾病は重くして久しかるべし　六〇 ヱホバまた汝が懼れし疾病なるエジプトの諸の疾病を持きたりて汝の身に纏ひ附しめたまはん　六一 また此律法の書に載ざる諸の疾病と諸の災害を汝の滅ぶるまでヱホバ汝に降したまはん　六二 汝らは空の星のごとく衆多かりしも汝の神ヱホバの言に聽したがはざるによりて殘り寡に打なさるべし　六三 ヱホバさきに汝らを善しとして汝等を衆くすることを喜びしごとく今はヱホバ汝らを滅ぼし絕すことを喜びたまはん汝らは其往て獲ところの地より拔さらるべし　六四 ヱホバ地のこの極よりかの極までの國々の中に汝を散したまはん汝は其處にて汝も汝の先祖等も知ざりし木または石なる他の神々に事へん　六五 その國々の中にありて汝は安寧を得ずまた汝の足の跖を休むる所を得じ其處にてヱホバ汝をして心慄き目昏み精神亂れしめたまはん　六六 汝の生命は細き糸に懸るが如く汝に見ゆ汝は夜晝となく恐怖をいだき汝の生命おぼつかなしと思はん　六七 汝心に懼るゝ所によりまた目に見る所によりて朝においては言ん嗚呼夕ならば善らんとまた夕においては言ん嗚呼朝ならば善らんと　六八 ヱホバなんぢを舟にのせ彼の昔わが汝に告て汝は再びこれを見ることあらじと言たるその路より汝をエジプトに曳ゆき

たまはん彼處にて人汝らを賣て汝らの敵の奴婢となさん汝らを買ふ人もあらじ

一　一　エホバ、モーセに命じモアブの地にてイスラエルの子孫と契約を結ばしめたまふその言は斯の

第二九章

ごとし是はホレブにてかれらと結びし契約の外なる者なり

二　二　モーセ、イスラエルの全家を呼あつめて之に言けるは汝らはエホバがエジプトの地において汝らの目の前

三　にてパロとその臣下とその全地とに爲たまひし一切の事を觀たり　三　即ち其大なる試煉と徵證と大なる奇跡とを

四　汝目に觀たるなり　四　然るにエホバ今日にいたるまで汝らの心をして悟ることなく目をして見ることなく耳をし

五　て聞ことなからしめたまへり　五　四十年の間われ汝らを導きて曠野を通りしが汝らの身の衣服は古びず汝の足の

六　鞋は古びざりき　六　汝らはまたパンをも食はず葡萄酒をも濃酒をも飲ざりき斯ありて汝らは我が汝らの神エホバ

七　なることを知り　七　汝らこの處に來りし時ヘシボンの王シホンおよびバシヤンの王オグ我らを迎へて戰ひしが

八　我らこれを打敗りて　八　その地を取りこれをルベン人とガド人とマナセの半支派とに與へて產業となさしめたり

九　然ば汝らこの契約の言を守りてこれを行ふべし然れば汝らの凡て爲ところに祥あらん

一〇　一〇　汝らはみな今日なんぢらの神エホバの前に立つ即ち汝らの首領等なんぢらの支派なんぢらの長老等および

一一　汝らの牧司等などイスラエルの一切の人　一一　汝らの小き者等汝らの妻ならびに汝らの營の中にをる客旅など凡て

一二　汝のために薪を割る者より水を汲む者にいたるまで皆エホバの前に立て　一二　汝の神エホバの契約に入んとし又汝

一三　の神エホバの汝にむかひて今日なしたまふところの誓に入んとす　一三　然ばエホバさきに汝に言しごとくまた汝の

先祖アブラハム、イサク、ヤコブに誓ひしごとく今日なんぢを立て己の民となし己みづから汝の神となりたまはん

イ申五・二、三　ロ出一九・四　ハ申四・三四、七・一九　ニ創六・九、一〇、六三　ホ申一・三一、八・二　ヘ申八・四　ト出一六・一二　チ民一一・二三、二四、三三　リ民一四・三三　ヌ申四・六　ル書一・七　ヲ書九・二一、二三、二七　ワ民一〇・二九

一四　一四　我はたゞ汝らと而已此契約と誓とを結ぶにあらず　一五　今日此にてわれらの神エホバの前に我らとともに

一六　たちをる者ならびに今日われらとともに此にたち居ざる者ともこれを結ぶなり　一六　我らは如何にエジプトの地に

一七　住をりしか如何に國々を通り來りしか汝らこれを知り　一七　汝らはまた木石金銀にて造れる憎むべき物および偶像

一八　のその國々にあるを見たり　一八　然ば汝らの中に今日その心に我らの神エホバを離れて其等の國々の神に往て事ふ

一九　る男女宗族支派などあるべからず又なんぢらの中に苦蔘または茵蔯を生ずる根あるべからず　一九　斯る人はこ

二〇　の呪詛の言を聞もその心に自ら幸福なりと思ひて言ん我はわが心を剛愎にして事をなすも尙平安なり終には醉飽

二〇　る者をもて渴ける者を除くにいたらんと　二〇　是のごとき人はエホバかならず之を赦したまはじ還てエホバの忿怒

二一　と嫉妬の火これが上に燃えきたこの書にしるしたる災禍みなその身に加はらんエホバつひにその人の名を天が下

二一　より抹さりたまふべし　二一　エホバすなはちイスラエルの諸の支派の中よりその人を分ちてこれに災禍を下しこの

二二　律法の書にしるしたる契約中の諸の呪詛のごとくしたまはん

二二　二二　汝等の後に起る汝らの子孫の代の人および遠き國より來る客旅この地の災禍を見またエホバがこの地に

二三　流行せたまふ疾病を見て言ところあらん　二三　即ち彼ら見るにその全地は硫黃となり鹽となり且燒土となりて種も

二四　蒔れず產する所もなく何の草もその上に生ぜずして彼の昔エホバがその震怒と忿恨とをもて毀ちたまひしソド

二四　ム、ゴモラ、アデマ、ゼボイムの毀たれたると同じかるべければ　二四　彼らも國々の人もみな言んエホバ何とて斯

二五　この地になしたるやこの烈しき大なる震怒は何事ぞやと　二五　その時人應へて曰ん彼らはその先祖たちの神エホバ

カ出六・七　ヨ列一七・七　タ申二八・九　レ創三一・三二、三三　ソ徒二・三九　ツ申一一・六　ネ徒八・二三　來一二　ム創三〇・一　ウ詩一四・七、八　ヤ詩一〇七・三四　ク太二四・五一　ケ王上九・八、九　コ二〇・一六　ヨ出一七・七　タ申二八・九　ナ申三・一七、七・二四　ラ民一五・三九　ノ詩七九・五　ヤ創一九・二四、二五　ス申九・一四　ヤ詩一〇七・三四　ク太二四・五一　コ二二・八、九　ヨ

二六 がエジプトの地より彼らを導きいだして彼らと結びたるその契約を棄て　二六 往て己の識ずまた授らざる他の神々
二七 に事へてこれを拜みたるが故なり　二七 是をもてエホバこの地にむかひて震怒を發しこの書にしるしたる諸〻の災禍
二八 をこれに下し　二八 而してエホバ震怒と忿恨と大なる憤怒をもて彼らをこの地より拔とりてこれを他の國に投やれ
二九 りその狀今日のごとし　二九 隱微たる事は我らの神エホバに屬する者なりまた顯露されたる事は我らと我らの子孫
に屬し我らをしてこの律法の諸の言を行はしむる者なり

一 **第三〇章**　一 我が汝らの前に陳たるこの諸の祝福と呪詛の事すでに汝に臨み汝その神エホバに逐やられたる
二 諸〻の國々において此事を心に考ふるにいたり　二 汝と汝の子等ともに汝の神エホバに起かへり我
三 が今日なんぢに命ずる所に全たく循がひて心をつくし精神をつくしてエホバの言に聽したがはゞ　三 汝の神エホ
四 バ汝の俘擄を解て汝を憐れみ汝の神エホバ汝を顧みその汝を散しゝ國々より汝を集めたまはん　四 汝たとひ天涯
五 に逐やらるゝとも汝の神エホバ其處より汝を集め其處より汝を携へかへりたまはん　五 汝の神エホバ汝をしてそ
の先祖の有ちし地に歸らしめたまふて汝またこれを有つにいたらんエホバまた汝を善し汝を增て汝の先祖よりも
六 衆からしめたまはん　六 而して汝の神エホバ汝の心と汝の子等の心に割禮を施こし汝をして心を盡し精神をつく
七 して汝の神エホバを愛せしめ斯して汝に生命を得させたまふべし　七 汝の神エホバまた汝の敵と汝を惡み攻る者
八 とにこの諸の災禍をかうむらせたまはん　八 然ど汝は再びエホバの言に聽したがひ我が今日なんぢに命ずるその
九 一切の誡命を行ふにいたらん　九 然る時は汝の神エホバ汝をして汝が手をかくる諸の物と汝の胎の產と汝の家畜
の產と汝の地の產に富しめて汝を善したまはん即ちエホバ汝の先祖たちを悅こびしごとく再び汝を悅こびて汝を

イ 但九・一一、一三、一　下七・二〇　詩五二　ニ 申二八・　ヘ 尼一・九　箴五五・　ト 詩一〇六・四五、一　三二　・一三、三六・二四　ヌ 申一〇・一六　耶
四　五上一四・一五　代　八 創二〇・六　ホ 申四・二九・三〇　王　上八・四七・四八　七 箴三・四〇　耳　二六・一四　耶二九　チ 詩一四七・二　耶　三二・三七　結三四　リ 申二八・六四　尼一・九　三二・三九　結一一・一九、三六・二六

ヲル 申二八・一一　三二四一　耶
ワ 箴四五・一九　カ 羅一〇・六　ヨ 申三〇・一一、一九、　タ 申四・二六、八・一九　レ 申四・二六、三一、ツ 詩二七・一、六六、　ソ 申三〇・一五　二八　九　約一一・二五　ネ 出七・七　申三四・七

一〇 善したまはん　一〇 是は汝その神エホバの言に聽したがひ此律法の書にしるされたる誡命と法度を守り心をつくし
精神を盡して汝の神エホバに歸するによりてなり
一一 我が今日なんぢに命ずる誡命は汝が理會がたき者にあらずまた汝に遠き者にあらず　一二 是は天に在ならね
一二 ば汝は誰か我らのために天にのぼりてこれを我らに持くだり我らにこれを聞せて行はせんかと曰ふにおよばず
一三 また是は海の外にあるならねば汝は誰か我らのために海をわたりゆきてこれを我らに持きたり我らにこれを
一四 聞せて行はせんかと曰におよばず　一四 是言は甚だ汝に近くして汝の口にあり汝の心にあれば汝これを行ふ
ことを得べし
一五 一五 視よ我今日生命と福德および死と災禍を汝の前に置り　一六 即ち我今日汝にむかひて汝の神エホバを愛しそ
一六 の道に歩みその誡命と法度と律法とを守ることを命ずるなり然なさば汝生ながらへてその數衆くならんまた汝の
一七 神エホバ汝が往て獲るところの地にて汝を祝福たまふべし　一七 然ど汝もし心をひるがへして聽從がはず誘はれて
一八 他の神々を拜みまたこれに事へなば　一八 我今日汝らに告ぐ汝らは必ず滅びん汝らはヨルダンを渡りゆきて獲る
一九 ところの地にて汝らの日を永うすることを得ざらん　一九 我今日天と地を呼て證となす我は生命と死および祝福と
二〇 呪詛を汝らの前に置り汝生命をえらぶべし然せば汝と汝の子孫生存らふることを得ん　二〇 即ち汝の神エホバを愛
してその言を聽き且これに附從がふべし斯する時は汝生命を得かつその日を永うすることを得エホバが汝の先祖
アブラハム、イサク、ヤコブに與へんと誓ひたまひし地に住ことを得ん

一 **第三一章**　一 茲にモーセ往てイスラエルの一切の人にこの言をのべたり　二 即ちこれに言けるは我は今日すで

に百二十歳なれば最早出入をすること能はず且またエホバ我にむかひて汝はこのヨルダンを濟ることを得ずと宣
三 へり　三 汝の神エホバみづから汝に先だちて渡りゆき汝の前よりこの國々の人を滅ぼしさりて汝にこれを獲させ
四 たまふべしまたエホバのかつて宣まひしごとくヨシユア汝を率ゐて濟るべし　四 エホバさきにアモリ人の王シホ
五 ンとオグおよび之が地になしたる如くまた彼らにも爲てこれを滅ぼしたまはん　五 エホバかれらを汝らの前に付
六 したまふべければ汝らは我が汝らに命ぜし一切の命令のごとくこれに爲べし　六 汝ら心を強くしかつ勇め彼らを
懼るゝ勿れ彼らの前に慄くなかれ其は汝の神エホバみづから汝とともに往きたまへばなり必ず汝を離れず汝を
七 棄たまはじ　七 斯てモーセ、ヨシユアを呼びイスラエルの一切の人の目の前にてこれに言ふ汝はこの民とともに
往き在昔エホバがかれらの先祖たちに與へんと誓ひたまひし地に入るべきが故に心を強くしかつ勇め汝彼らに
八 これを獲さすることを得べし　八 エホバみづから汝に先だちて往きたまはんまた汝とともに居り汝を離れず汝を
棄たまはじ懼るゝ勿れ驚くなかれ
九　九 モーセこの律法を書きエホバの契約の櫃を舁ところのレビの子孫たる祭司およびイスラエルの諸の長老等
一〇 に授けたり　一〇 而してモーセ彼らに命じて言けるは七年の末年すなはち放釋の年の節期にいたり結茅の節に
一一 おいて　一一 イスラエルの人皆なんぢの神エホバの前に出んとてエホバの選びたまふ處に來らんその時に汝イスラ
一二 エルの一切の人の前にこの律法を誦てこれに聞すべし　一二 即ち男女子等および汝の門の内なる他國の人など
一切の民を集め彼らをしてこれを聽かつ學ばしむべし然すれば彼等汝らの神エホバを畏れてこの律法の言を守り

イ民二七・一七　王上　ホ民二一・二四、三三　ル書一・五　來一三・五　カ詩一・五、九　代上　二八・二〇　ヨ民四・一五　書三・三　レ申一・一七、一八　ソ利二三・三四　ツ申一六・一六
ロ民二〇・一二、二七　ヘ申三・二一　ト申七・二二　チ申一〇・二五　代上　二二・一三　リ申一・二九、七・二八　ヌ申一〇・四　ヲ出一三・二一、二二　三三・一四　申九・三　代上　一八・二〇　書一・一五　ナ申四・一〇
ハ申九・三　ニ民二七・二一　申三　ヌ書一・一六　ネ書八・三四、三五　王　下二三・二　ラ申一一・二　ム詩七八・六、七　ウ民二七・一三　申　三四・五
ホ民二一・二四、三三　ヘ申三・二一　ト申七・二二　チ申一〇・二五　代上　ヌ申二〇・四　ル書一・五　來一三・五　カ詩一・五、九　代上　二八・二〇　ヨ民四・一五　書三・三　レ申一・一七、一八　ソ利二三・三四　ツ申一六・一六　ヒ申三一・一四　井申三一・二三　民二七・一九　ノ出三三・九　オ母後七・一二　ク出三二・六　ヤ出三四・一五　士

一三 行はん　一三 また彼らの子等のこれを知ざる者も之を聞て汝らの神エホバを畏るゝことを學ばん汝らそのヨルダン
を濟りゆきて獲ところの地に存ふる日の間つねに斯すべし
一四　一四 エホバまたモーセに言たまひけるは視よ汝の死る日近しヨシユアを召てともに集會の幕屋に立て我かれに
一五 命ずるところあらんとモーセとヨシユアすなはち往て集會の幕屋に立けるに　一五 エホバ幕屋において雲の柱の中
一六 に現はれたまへりその雲の柱は幕屋の門口の上に駐まれり　一六 エホバ、モーセに言たまひけるは汝は先祖たちと
ともに寢らん此民は起あがりその往ところの他國の神々を慕ひて之と姦淫を行ひかつ我を棄て我が彼らとむすび
一七 し契約を破らん　一七 その日には我かれらにむかひて怒を發し彼らを棄て吾面をかれらに隱すべければ彼らは呑ほ
ろぼされ許多の災害と艱難かれらに臨まん是をもてその日に彼ら言ん是等の災禍の我らにのぞむは我らの神エホ
一八 バわれらとともに在さざるによるならずやと　一八 然るも彼ら諸の惡をおこなひて他の神々に歸するによりて我そ
一九 の日にはかならず吾面をかれらに隱さん　一九 然ば汝ら今この歌を書きイスラエルの子孫にこれを教へてその口に
二〇 念ぜしめ此歌をしてイスラエルの子孫にむかひて我の證とならしめよ　二〇 我かれらの先祖たちに誓ひし乳と蜜の
流るゝ地にかれらを導きいらんに彼らは食ひて飽き肥太るにおよばゞ翻へりて他の神々に歸してこれに事へ我を
二一 輕んじ吾契約を破らん　二一 而して許多の災禍と艱難彼らに臨むにいたる時はこの歌かれらに對ひて證をなす者と
ならん其はこの歌かれらの口にありて忘るゝことなかるべければなり我いまだわが誓ひし地に彼らを導きいらさ
二二 るに彼らは早く已に思ひ量る所あり我これを知ると　二二 モーセすなはちその日にこの歌を書てこれをイスラエル
二三 の子孫に教へたり　二三 エホバまたヌンの子ヨシユアに命じて曰たまはく汝はイスラエルの子孫を我が其に誓ひし

ア民一四・四二　サ申三一・一七　キ申三一・二六　ユ申三二・一五　尼九　メ申三二・一六　ミ申三二・一七　シ何五・三、一三・五、　エ歴五・二五、二六　ヒ申三一・一四
ヨ申三二・二〇　詩　一〇四・二九　箴八、一七、六四・七　結　ケ士二・二〇　フ代下一五・二　三九・二三　エ民九・三二　ケ士六・一三　ア民一四・四二　サ申三一・一七　キ申三一・二六　ユ申三二・一五　尼九　メ申三二・一六　ミ申三二・一七　シ何五・三、一三・五、　エ歴五・二五、二六　何一三　ヒ申三一・一四